

2010年参院選 各分野政策

2010年6月22日

目次

- 1 **【労働・雇用】** 人間らしく働けるルールを確立します——内部留保の社会的還元を
- 2 **【社会保障】** 国民のくらしをささえ、命と健康をまもる社会保障制度を確立します
- 3 **【子ども・子育て】** 子どもの貧困を克服し、1人ひとりの子どもが大切にされ、安心して子育てできる社会をつくります
- 4 **【農林漁業・食料】** 農林漁業の再生を国づくりの柱にすえ、安全・安心の食と豊かな環境を守ります
- 5 **【税制】** 消費税など庶民増税を許さず、大企業・大資産家優遇の「逆立ち税制」をただします
- 6 **【中小企業】** 日本経済の「根幹」にふさわしく中小企業を本格的に支援する政治をすすめます
- 7 **【環境】** 持続可能な経済・社会を実現するため、環境問題に真剣にとりくみます
- 8 **【エネルギー】** 再生可能エネルギーの開発・利用を広げ、原発依存のエネルギー政策を転換します
- 9 **【金融】** 破たんしたアメリカ型の金融自由化路線を転換し、国民のくらしと営業に役立つ金融を応援します
- 10 **【高齢者】** 高齢者が安心してくらしをさせる社会をつくります
- 11 **【障害者・障害児】** すべての障害者・障害児の人権を尊重し、福祉や医療の拡充をはかります
- 12 **【女性】** 世界でも異常な女性への差別を是正し、男女平等を社会に徹底します
- 13 **【若い世代】** 若者が人間らしく働き成長できる社会をめざします
- 14 **【消費者】** 「消費者の権利」を実現するために、消費者行政の抜本的拡充をはかります
- 15 **【NPO・NGO】** NPO・NGOの社会的役割を評価し、活動が広がるように支援を強化します
- 16 **【教育】** すべての子どもの成長発達を支える教育に転換します
- 17 **【大学改革・科学・技術】** 国民の立場から大学改革を実現し、科学・技術の調和のとれた振興をはかります
- 18 **【文化】** 芸術・文化活動を支え、文化が豊かに発展する社会をめざします
- 19 **【スポーツ】** スポーツ予算の大幅増額に力をそそぎます
- 20 **【地方自治】** 地方切り捨て路線を転換し、地域の活性化と地方自治の発展を実現します
- 21 **【公務員制度改革】** 政官業の癒着をただし、国民本位の公務員制度と行政改革をめざします
- 22 **【郵政】** 郵政民営化の見直し—全国一律サービスを保障し、政府が運営に責任を持つ公的事業体に見直します
- 23 **【通信・放送】** 「テレビ難民」をうまないために、2011年7月のアナログテレビ放送の停止の延期を求めます
- 24 **【住宅・マンション】** 「住まいは人権」の立場で、住宅・居住環境を守り改善します
- 25 **【防災・安全のまちづくり・過疎対策】** 防災・安心安全のまちづくり、過疎対策をすすめます

- 2 6 **【[司法・警察](#)】** 国民のための司法・警察制度に改革します
- 2 7 **【[市民生活の安全・テロ・海賊](#)】** 国民の生命と安全を守ります
- 2 8 **【[いのち・人権の尊重](#)】** いのち・人権が尊重される社会をめざします
- 2 9 **【[参議院改革・政治的民主主義](#)】** 参議院の「一票の格差」を抜本是正し、民主主義が花ひらく社会をめざします
- 3 0 **【[安保・基地・自衛隊](#)】** 海外派兵と大軍拡計画をやめさせ、米軍基地の異常をただします
- 3 1 **【[核兵器](#)】** 核兵器廃絶、「非核の日本」実現のため力をつくします
- 3 2 **【[北東アジア](#)】** 韓国哨戒艦沈没事件を軍事的緊張の拡大・悪循環につなげることなく、外交的・政治的に解決することを求めます
- 3 3 **【[ODA（政府開発援助）](#)】** 国際目標をふまえ、人道援助を重視した援助政策への転換を

1. 労働・雇用

人間らしく働けるルールを確立します——内部留保の社会的還元を

労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が非正規労働者で、そのほとんどが年収200万円以下の「ワーキング・プア」（働く貧困層）です。正社員でも、長時間過密労働による過労死やうつ病などのメンタルヘルスが後を絶ちません。10年間下がり続けてきた賃金は、経済危機を口実にさらに切り下げられています。「名ばかり店長」「名ばかり正社員」と言われる使い捨て労働、無権利で過酷な労働条件もまかり通っています。

失業者が増え、雇用不安が高まり、賃金が下がった結果、個人消費は落ち込む一方で、経済危機から抜け出す道は見えません。結婚ができない、子どもを産めないなど、少子化への影響も深刻です。自殺や犯罪の増大との関連も指摘されています。

大企業が溜めこんでいる229兆円もの内部留保を社会的に還元して雇用危機を打開し、労働者の状態を改善することは、内需にしっかりと基盤をおいた日本経済の安定的発展のためにも、技能の継承や労働者の「士気」など企業の健全な発展にとっても、さらには日本社会の将来展望にとっても、決定的な意義をもっています。そのためにも、解雇の規制、非正規の正社員化や均等待遇、「サービス残業」の根絶、長時間労働の是正、最低賃金の引き上げ、過密労働の規制と労働災害の防止・認定基準の緩和など、人間らしく働けるルールを確立することは、緊急で最重要の課題です。

人間らしく働けるルールの確立のためにも、ILO（国際労働機関）の一連の労働時間・休暇関係の条約をはじめ、111号（雇用における差別禁止）、158号（解雇規制）、175号（パートタイム）などの条約を批准します。

（なお、労働基本権回復など、公務員労働者については「公務員制度改革」の項を参照してください）。

解雇、退職、配転強要、労働条件の一方的切り下げを許しません

違法・無法な「非正規切り」とともに、正社員でも労働者の人権を無視した強制配転や退職強要が横行しています。契約期間中の解雇や退職の強要は違法です。労働者の被る不利益の大きい配転命令は無効です。

政府が2003年に労働基準法を改悪して「解雇自由条項」を盛り込もうとしたときに、日本共産党は、労働者・労働組合と協力してこれをやめさせ、逆に解雇を規制する条項をはじめて盛り込ませました。さらに、「解雇規制・雇用人権法」を提案して、労働者の人権をまもり、ヨーロッパ並みの労働契約のルールの確立をめざしています。

大企業の身勝手な首切りをやめさせ、雇用の責任を果たさせるためには、解雇規制を強化することが必要です。判例でうちたてられてきた「整理解雇4要件」（差し迫った必要性、回避努力、選定基準・人選の合理性、労働者・労働組合の合意）を法律として明文化して一方的な解雇を禁止し、裁判などで争っているときの就労権を保障します。希望退職・転籍についても、本人同意・取消権、労働組合の関与などのルールを確立します。解雇を目的としたいじめや嫌がらせを禁止し、人権侵害をきびしく取り締まります。労働基準監督署が、退職強要などを日常的に監視し、取り締まるようにします。分社化などにもなう雇用と労働条件のルールをつ

くります。55歳一律転籍など、年齢による雇用契約の不利益変更や採用制限を禁止します。事業所の閉鎖、移転、縮小の際の自治体との協議の仕組みをつくります。

高齢者雇用安定法が改定され、年金の支給開始年齢引き上げにあわせて、65歳までの段階的な雇用延長が事業主に義務づけられました。雇用延長措置をとる企業は93%になっていますが、希望者全員を採用しない、雇用延長しても賃金が定年前の半分以下という企業が多数になっています。アメリカやヨーロッパのように、年齢を理由にして雇用や賃金など労働条件について差別することを禁じます。高齢者雇用延長制度については、希望者全員採用と年齢による賃金などの労働条件差別をやめさせます。

退職金の後払いである企業年金の一方的な切り下げを許さず、受給権を守ります。

異常な長時間労働を是正し、安定した雇用を拡大します

日本では、ヨーロッパと違い、労働基準法で残業の上限が定められていないため、長時間労働が横行しています。その労基法さえふみにじる「サービス残業」も横行しています。日本共産党は、1967年以来30年間、300回を超える国会質問で「サービス残業」は企業犯罪だと追及し、2001年には、厚生労働省に根絶のため企業が責任をもって時間管理を強化するなどを内容とする「サービス残業」根絶通達をださせました。過去8年間だけでも1547億円以上の未払い残業代を支払わせています。

通達を活用し、職場からのとりくみを強化するとともに、「サービス残業根絶法」を制定し、悪質な企業には、企業名を公表するとともに、不払い残業代を2倍にして労働者に支払わせるようにします。中間管理職や裁量労働制の労働者の時間管理をきちんとさせます。

「店長」「マネージャー」といいながら、管理職としての権限、実態もない「名ばかり管理職」にたいする残業代不払いを許しません。

01年に5割を切った有給休暇の取得率は、その後も年々下がり、08年には、47.7%にまで低下しています。ヨーロッパでは、有給休暇の完全取得は常識になっています。年次有給休暇を最低20日とし、一定日数の連続取得と完全消化を保障します。

「サービス残業」をなくすだけでも、新たに115万人分の雇用が生まれます（民間のシンクタンク労働総研の試算）。有給休暇の完全取得による経済効果は16兆円、188万人分の雇用が生まれます（財界系のシンクタンク日本生産性本部の試算）。当面、「残業は年間360時間以内」という大臣告示をただちに法定化し、残業割増率を現行25%増から50%増に、深夜・休日は100%増に引き上げます。さらに、労働基準法を抜本的に改正して拘束8時間労働制とし、残業時間を1日2時間、月20時間、年120時間に制限します。恒常的な長時間残業や有休をとれないことを前提にした生産・要員計画をなくします。深夜労働・交代制労働、過密労働をきびしく規制します。EU（欧州連合）のように、連続休息時間を最低11時間は確保します（深夜12時まで働いたら翌日の出勤は11時以降）。こうして労働時間を抜本的に短縮し、安定した雇用の拡大につなげます。

労働者派遣法を抜本的に改正し、使い捨て労働をなくします

大量の派遣労働者が、違法に長期間働かされつづけたあげく、経済危機を口実として仕事を奪われてきました。300万人以上いた派遣労働者は、09年1年間で、約100万人減となっています。日本は、他国に例を見ない「派遣労働者使い捨て」の国となっています。そのおおもと

には、労働者派遣法を再三にわたって改悪し、対象業務を原則自由化し、専門業務での派遣期間の撤廃などの規制緩和をすすめて、正社員を大量に派遣労働者に置き換えてきたことがあります。日本共産党は、違法な派遣・非正規切りとたたかう労働者・労働組合のみなさんと力を合わせて、大企業の派遣法違反の実態を告発し、国会で繰り返し取り上げ、労働者保護のための労働者派遣法の抜本改正を求めてきました。

しかし、民主党政権の提出した派遣法「改正」案は、「製造業は原則禁止」といいながらも、実際は、1年以上の雇用の見込みさえあれば「常用型」として、これまでと同様に製造業派遣を認めるなど、大きな抜け穴をもつ欠陥法案であり、名ばかり「改正」法案です。不安定な「登録型」派遣の禁止でも、専門業務を例外とするなど、一般業務を専門と偽装することを正すどころか、派遣を固定化するものとなっています。派遣労働者のなかで「これでは私たちは救われない」との怒りが渦巻いています。

労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働を一時的臨時的業務に制限します。製造業派遣や日雇い派遣を全面的に禁止し、使い捨て労働をなくします。登録型派遣は真に専門的な業務にきびしく限定します。派遣受け入れ期間の上限は1年とし、違法があった場合は派遣先に期間の定めなく直接雇用されたものとみなし、正社員化をすすめます。派遣先の正社員との均等待遇、グループ内派遣の制限を行い、常用代替を規制します。

有期雇用を制限して均等待遇と正社員化をすすめるとともに、「個人請負」などの脱法的契約を許しません

契約社員やパート、期間社員などの非正規労働者は、細切れの雇用契約の更新を繰り返し、つねに雇用不安のなかで働いています。派遣先企業が、直接雇用に切り替えても、数カ月の契約をくりかえし、いつでも「雇い止め」「首切り」自由の「期間工」とされるケースが後をたちません。労働基準法では3年を越える雇用契約ができないことになっていることから、「最長2年11カ月契約」と称して、それまではいつでも「雇い止め」できると「曲解」「誤解」し、違法・脱法を繰り返しているケースもあとをたちません。現行法でも、契約途中の解雇は厳しく規制されており、また、契約更新の「ある」「なし」や、更新する際の基準について明示しなければならず、反復更新を重ねていけば、「解雇権濫用法理」が類推適用されます。現行法を厳しく守らせ、労働者の泣き寝入りを許しません。

ヨーロッパでは、有期労働は、合理的な理由のある場合に限られ、正社員との均等待遇なども当たり前となっています。有期雇用については、一時的臨時的で合理的な理由がある場合に限定し、賃金やその他の待遇について正社員と均等待遇にすることを明確にします。

日本最大の非正規雇用をかかえる日本郵政グループは、ワーキングプアを大量につくりだし、同様の事業を行う宅配事業者のなかに非正規化を広げる牽引者ともなってきました。日本共産党は、国会でこの問題をとりあげ、正社員化への流れをつくりだしてきました。希望する人全員を正社員化するよう、ひきつづき力を注ぎます。

本来、労働者として企業の指揮・命令を受けて仕事をしているのに「個人請負」契約として、社会保険など労働者としての権利を奪う脱法行為も増えています。こうした違法行為もきびしく取り締まり、ILOの「雇用関係に関する勧告」(198号)を活用し、請負や委託で働く労働者を保護します。「多様な働き方」の名で、非正規雇用の拡大をすすめる政府・財界の政策に反対します。

男女がともに、人間らしく生き、働ける労働条件を確立します

女性の2人に1人が、パートや契約、派遣などの非正規雇用のもとに置かれています。長時間・過密労働のなかで、育児休業どころか、結婚や出産しても働きつづけられる女性は3割にすぎません。

「転勤できない」「業務がちがう」などを表向きの理由とした男女間の昇給・昇格差別、賃金差別の結果、男性の正社員に比べて、女性の正社員の賃金は7割、女性の非正規では4割という格差があります。派遣労働者でも、女性の時給は男性の9割です。実態は一般業務であるのに専門業務派遣だと偽装されて、長期に細切れ契約で働かされ、30歳代で事実上の「定年」という実態もあります。雇用形態差別がそのまま男女間格差に直結し、退職金や年金支給の低さなどにも大きな影響を与えています。わが国も批准しているILO100号条約（同一価値労働・同一報酬）にもとづき格差を是正します。

労働時間を短縮し、男女賃金格差を是正することは、男女ともに仕事も家庭生活も両立できる社会にする上でも重要です。

日本共産党は、賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件の均等待遇と正社員への道の拡大をめざし、「パート・有期労働者均等待遇法」を提案しています。賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、労働者がパート・有期労働者であることを理由として、正社員と差別的取扱いをすることを禁止します。正社員を募集するときは、パート・有期労働者に応募の機会を優先的に与えるようにします。短期の雇用契約のくり返しを、期間の定めのない雇用契約とみなした判例を法制化します。合理的理由のない「短期・反復雇用」「契約社員」は不公正な契約として規制し、正社員に移行させます。正社員が、育児・介護などの理由のために、一定期間、パートタイム労働者として働き、また正社員にもどれるようにします。「均等待遇」に違反している企業に対して、罰則を設けることも含めきびしく取り締まります。

1985年に男女雇用機会均等法が制定されて25年。しかし、日本の男女賃金格差は130カ国中90位と世界でも最下位の部類に甘んじています。雇用機会均等法では、「間接差別の禁止」について、「募集・採用で身長・体重・体力を要件にすること」「転勤を採用・昇進の要件にすること」などの3例の限定的な列挙にとどめています。条件をつけずに「間接差別」の禁止を明記すべきです。雇用形態差別や低賃金の業務に女性の比率が高くなっていることなどについて、実効性ある措置をとることが求められています。

（詳しくは「女性」の項を参照してください）。

最低賃金の抜本的引き上げなど、政治の責任で賃金の大幅底上げを実現します

貧困と格差が広がるなかで、年収200万円以下の「ワーキング・プア」といわれる労働者が、1000万人を超えるようになってきました。働いても働いても低賃金でアパートも借りられず、ネットカフェで寝泊りしながら働いている青年もいます。労働者がまともな生活ができるようにするためにも、労働者全体の賃金を底支えするためにも、最低賃金の引き上げが必要です。職場・地域の運動と世論の広がり、日本共産党の国会論戦が相まって、最低賃金法が40年ぶりに改定されました。改定最賃法では、最賃決定基準として、生計費とかがわって憲法25条の生存権規定が盛り込まれました。この改定にふさわしい最賃の大幅引き上げを実現します。最低賃金の決定基準は、生計費のみとし、改定最賃法にも残されている企業の「支払い能力」を

削除します。民主党の最賃引き上げ先延ばしをゆるさず、中小企業への適切な支援をはかりながら、すみやかに時給 1000 円以上への引き上げをめざすとともに、全国一律の最低賃金制度を確立します。

中小零細企業が最低賃金を支払えるように、大企業の下請けいじめや規制緩和による過当競争をきびしく規制するとともに、助成措置を講じます。「官製ワーキング・プア」を許さないためにも、国や自治体の非常勤職員の賃金を引き上げます。国や自治体と受注する事業者との間で結ばれる契約に、生活できる賃金など人間らしく働くことのできる労働条件を定める法律や条例（公契約法・条例）を定めます。また、自治体が誘致する企業について、正社員化の度合いや均等待遇の状況を重要な判断基準とさせます。

失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的工作への道を開きます

労働者は、失業すればとたんに収入が途絶え、貯蓄だけが頼りです。派遣や期間工の労働者は、貯蓄もできないような劣悪な労働条件で働かされ、首を切られると同時に寮から追い出されてホームレスになっています。ILOは昨年、日本は失業手当を受給できない失業者の割合が 77%にもものぼり、先進国中最悪の水準にあると発表しました。失業者が安心して仕事を探せるようにするためにも、雇用のセーフティーネットの拡充が不可欠です。

09 年の雇用保険法の「改正」では、雇用保険から排除されている失業者 1008 万人のうち適用対象になるのは 148 万人にすぎません。雇用保険の拡充は、「失業保険が切れる」から劣悪な労働条件でも就職せざるをえないという状況を改善し、「ワーキング・プア」をなくしていくうえでも重要です。失業給付期間を、現在の 90－330 日から 180－540 日程度までに延長します。給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、受給開始時の 3 カ月の待機期間をなくすなど抜本的に拡充します。

安定した仕事につく機会を広げるために、専門学校なども活用して職業訓練制度を抜本的に充実させます。フランスでは、職業訓練への資金提供を企業に義務づけています。ドイツには、企業が職業訓練生を一定の報酬を支払って受け入れ、終了後は正社員として採用するという制度があります。政府は、雇用保険を受給していない労働者や、給付を受けても再就職できなかった労働者を対象に、職業訓練とセットで訓練期間中の生活を保障することを柱とした「緊急人材育成・就職支援基金」を創設しました。しかし、3 年間の時限措置であり、単身者月 10 万円、扶養家族ありで 12 万円と、生活保護基準にも満たない不十分なものです。低賃金で貯えもなく、企業内での教育訓練の機会もなかったワーキング・プアやフリーターの職業訓練を重視し、有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、訓練期間中の生活援助を抜本的に強化します。

民主党政権が「事業仕分け」で打ち出した全国 83 カ所の地域職業訓練センターの全廃方針を撤回し、希望するすべての失業者に職業訓練の機会を提供します。

「ネットカフェ難民」だけでなく、「ファミレス難民」や「バーガー難民」まで生まれています。公園の青テントから出勤している人もいます。ワーキング・プアや失業者に、公共・公営住宅の建設や借り上げ、家賃補助制度、生活資金貸与制度など、生活支援を強め、子どもの教育費や住宅ローンなどの緊急助成・つなぎ融資制度を創設します。

「ふるさと雇用再生特別交付金制度」など、政府の不十分な雇用創出制度を抜本的に拡充するとともに、国と自治体の責任で、効果のある公的就労事業を確立します。国と自治体の協力による臨時のつなぎ就労の場を確保させます。また、福祉、医療、環境、防災、教育など、国

民の暮らしに必要な分野が慢性的に人手不足状態にあります。この分野での雇用を、職業訓練と結びつけ、人間らしい賃金・労働条件を確保して拡大することは、国と自治体の重要な責任です。

働く者が連帯してみずから受け皿をつくり、仕事をつくり出す「協同労働の協同組合」（「労働者協同組合」）について、労働者性を担保した根拠法を制定します。

新卒者の就職難を打開します

日本共産党は、2010年4月21日、「新卒者の就職難打開へ——社会への第一歩を応援する政治に いまこそ、国、自治体、教育者、そして企業と経済界が真摯な取り組みを」という新卒者の就職難に関する政策を発表しています。くわしくはこちらをご覧ください。

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100421_syuusyokunann_dakai.html

国と地方の労働行政を強化します

人間らしく働けるルールを確立するために、国の労働行政の強化は不可欠です。労働基準監督署の体制強化や相談窓口の拡充などをはかります。ILO理事会の決定にそって、労働基準監督官を2倍にします。職業訓練の充実や再就職支援、労働者の権利と雇用主の義務を知らせる広報・啓蒙活動を強化します。そのために、ハローワークの体制を抜本的に拡充します。中央と地方の労働委員会の民主化と機能の強化、パワハラ・セクハラをはじめ個別労働紛争の処理制度の充実をすすめます。学校教育で労働者の権利をしっかりと教えるようにします。

2. 社会保障

国民のくらしをささえ、命と健康をまもる社会保障制度を確立します

国の社会保障予算を毎年 2200 億円削減するため、医療・年金・介護・福祉の制度改悪を繰り返すという異常な政治が続いた結果、日本の社会保障は、制度の「崩壊」が叫ばれる危機的事態となっています。

生活に困窮している人が保険証まで取り上げられ、医者にかかれなくなる、無年金者が 100 万人を超え、若い世代でも国民年金の保険料を払えない人が過半数にのぼる、介護や福祉も「お金次第」となり、低所得者はまともなサービスを受けられない——日本の社会保障は弱者に冷たく、貧困を解決するどころか、逆に追い打ちをかけています。医療体制の崩壊や介護現場の人手不足など制度の根幹にかかわる深刻なゆがみが顕在化し、病院が次つぎ閉鎖される、お産ができない、救急車を呼んでも病院にたどりつけないなど、これまで「当たり前」だったことさえ、まともに機能しなくなっています。

社会保障の連続改悪は、経済・社会全体のあり方にも重大なゆがみをもたらしました。OECD（経済協力開発機構）の調査によると、日本は市場所得の貧困率は他の先進国より低いのに、社会保障・税負担を加えた可処分所得の貧困率は、先進国中のトップレベルとなっています。「所得の再配分」という社会保障・税制の機能が損なわれ、“貧困・格差が解消されない国”となってしまったのです。

民主党は、社会保障費削減路線の転換を公約して政権につきました。菅首相はさかんに「強い社会保障」を実現するといっています。それならば、自公政権の削減路線が生みだした傷を治し、改悪された医療・年金・介護・福祉制度を立て直すことが、第一の課題となるはずですが、ところが、民主党政権は、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止という公約を投げ捨て、制度の害悪を広げつつけています。かつては猛反対し、野党共同で撤回法案を出した、医療費の窓口 3 割負担も継続する方向です。年金・介護制度の立て直しにも背を向け、自公政権時代の施策をそのまま継続しています。障害者自立支援法の応益負担も温存したままです。こうした裏切りに、国民の怒りと失望が広がるのは当然です。

日本共産党は、後期高齢者医療制度のすみやかな撤廃をはじめ、社会保障費削減路線が生んだ数々の「負の遺産」を是正します。歴代政権が各分野に持ち込み、社会保障を「お金で買うもの」に変質させてきた受益者負担主義を転換し、医療・介護・障害者福祉などの利用料は無料化をめざして負担軽減をはかります。社会保障を大企業の利潤追求の場に明け渡し、公的責任を後退させる市場化・民営化路線を抜本的に転換し、国の責任による介護・保育・医療・年金などの充実をはかります。

社会保障の再生・拡充は、一部の大企業に富が集中して国民所得が減り続ける、異常な経済・社会構造を変革するうえでも重要な役割を果たします。その財源は、“負担能力のある所に応分の負担を求める”という原則によって確保することが重要です。応能負担の原則をまもり、税・社会保険料の改革をすすめるなら、国民生活や経済成長と矛盾することなく、社会保障の財源を確保できます。さらに、社会保障の拡充で貧困・格差を解消し、国民の将来不安を取り除いて、日本経済を安定した成長軌道に乗せれば、将来の社会保障や国民生活を支える財源も生まれてきます。

日本共産党は、「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保障し、社会保障の増

進を国の責務と明記した憲法 25 条の立場から、だれもが安心でき、将来に希望のもてる社会保障制度を構築する改革に取り組みます。

1. 年金受給条件の年数引き下げ、最低保障年金制度の実現、「消えた年金」問題の解決などで、今も将来も安心・信頼できる年金制度を

長く続いた自民党政権・自公政権のもとで、年金制度は改悪をくりかえされ、本来は老後の保障である年金だけでは、とても生活できないという不安と怒りが広がっています。

日本の年金制度の最大の問題点は、日々の生活をまかなえない低年金・無年金の人が膨大な数にのぼることです。国民年金しか受給していない人は約 1000 万人いますが、その平均受給額は 4 万 8000 円にすぎません。厚生年金も、女性を中心に劣悪な状態が放置されています。また、国民年金の保険料を払っていない人が 1000 万人をこえ、免除などをのぞいた実質的な納付率が 5 割を切るなど、年金制度全体の深刻な空洞化も放置できません。

民主党政権も、低年金・無年金の対策として「最低保障年金」制度の実現を提案していますが、その内容は、現在の低年金・無年金の人たちは対象外として、数十年後に月 7 万円の最低保障をおこなう、その財源のために消費税を増税するというものです。これでは、現在の無年金・低年金の人たちにとっては、なんの恩恵もないだけでなく、消費税増税だけが押しつけられます。また、最低保障年金が実現しても、所得の少ない人ほど負担の重い逆進性がある消費税が増税によるのでは、低所得者の生活の困難は解消されません。

しかも、民主党の参院選では消費税の増税（菅首相は、10%の増税を示唆）とともに、法人税の減税を公約しています。経済産業省などは、法人税を 25～30%にまで引き下げると言っています。そうすると消費税増税分の 4%相当が「消える」ことになってしまいます。消費税を 2 倍に増税しても、民主党の主張する「最低保障年金」制度の財源にはなりません。

日本共産党は、現在の無年金・低年金の人たちへの対策はとらず、年金財源を口実に消費税増税を国民におしつける民主党政権の姿勢を許さず、自公政権によって傷つけられた、公的年金制度にたいする国民の安心と信頼をとりもどす改革を進めます。

年金受給のための加入期間の条件をただちに「10 年以上」に引き下げます

わが国では、保険料をおさめていても、総加入期間が 25 年に満たなければ、税金から支払われている部分も含めて、1 円も年金を受けとることができません。加入期間 25 年以上という、この長すぎる受給条件は、不安定雇用で働く若者をはじめ、国民のなかに年金制度にたいする不信を広げている大きな要因のひとつです。イギリス、フランスなど、年金の受給資格に加入年数を条件としていない国も広がっています。受給のための加入期間の引き下げは、日本共産党の主張や国民の世論・運動によって、現在では自民党や公明党も主張するようになっており、民主党が決断すればただちに実現できますが、民主党は、これを先送りする姿勢をとっています。日本共産党は、せめてアメリカなみに、年金受給のための最低加入年数を「10 年以上」へとただちに引き下げます。基礎年金の国庫負担 2 分の 1 への引き上げの財源は、消費税増税ではなく、歳出・歳入の見直しでまかないます。

「最低保障年金制度」の実現に足を踏み出し、年金制度の土台を立て直します

日本共産党は、「最低保障年金制度」をつくり、今も将来も安心できる年金制度をつくるという提案をおこなっています。その中心点は、憲法 25 条の「生存権」を保障する見地にたって、

全額国の負担でまかなう「最低保障年金」を実現させることです。第一歩として、最低保障額を月額5万円とし、その上に、支払った保険料に応じた額を上乗せし、無年金を解消し、低年金を底上げする制度をスタートさせます。これによって、国民年金の満額は現在の月6万6000円から月8万3000円へと引き上げます。厚生年金も給付水準の低い人から順番に底上げをすすめていきます。

「最低保障年金制度」の実現に足を踏み出せば、低年金や無年金の問題、年金制度全体の空洞化、サラリーマン世帯の専業主婦の「第3号被保険者問題」など、今日の年金制度がかかえるさまざまな矛盾を抜本的に解決する道が開けます。

日本共産党は、安心できる年金制度にするために、(1)年金財源は、大型公共事業や軍事費などの浪費を削減するとともに、「所得や資産に応じて負担する」という原則をつらぬき、大企業や高額所得者に応分の負担を求めて確保する、(2)巨額の年金積立金は、高齢化がピークを迎える2050年頃までに計画的に取り崩して年金の給付にあてる、(3)リストラや不安定雇用に歯止めをかけ、年金の支え手をふやす、(4)急速な少子化の克服は年金問題を解決する上でも大事であり、安心して子どもを生み育てられる社会をつくる—この4つの改革にとりくみます。

この改革を着実に進めれば、給付を減額せずに、低年金を底上げすることができます。将来、経済が発展の軌道に乗り、国民の実質所得が増えていくなかで、年金改善のために国民の保険料の負担増を求める場合も、政府の計画よりはるかに低い水準にとどめることができます。

一方で、最低保障年金制度の創設を口実にして、大企業の年金にたいする負担を軽減したり、消費税を増税することにはキッパリと反対します。

「消えた年金」「消された年金」問題は、一人たりとも被害者を残さないように、一日も早く国の責任で解決します

「消えた年金」「消された年金」問題を2年以内に解決するという民主党政権のマニフェストはすでに実現不可能となっており、それどころか、社会保険庁の解体と年金機構の発足にもなる人員削減・体制縮小により、今年に入ってからの解決のスピードも遅くなっています。「消えた年金」「消された年金」問題は国が引き起こした問題であり、被害者には何の責任もありません。“被害者を一人も残さない”“一日も早く”という立場で、日本共産党は、国が解決に責任をはたすことを求めます。

受給者・加入者に、年金記録が消えたり、消されたりしていないかわかるように、国が管理・保有している情報をきちんと提供するとともに、相談・問い合わせや、記録の照会や訂正、未払い金の支払いのスピードアップなどに対応できる体制を抜本的に強化すること、第三者委員会などでは、物証がなくても、申し立てや証言などを尊重して支給することなどを求めます。また、コンピューターの誤った記録は、すべての手書き台帳とつきあわせて修正すべきです。

「消えた年金」「消された年金」問題の根本には、国民の老後の生活保障である年金受給権をまもることには無関心で、保険料の徴収と納入率アップが年金行政の最重要課題になっているという、大きなゆがみがあります。社会保障にたいする国の政治姿勢が問われています。年金をはじめ、社会保障は国民の権利であり、行政は国民の権利を守るために仕事をするという、最も基本的な原則を行政の上から下まで徹底することこそ、求められている改革です。

この立場で、年金保険料の流用をやめる、世界に例のない巨額の積立金は計画的に取り崩して給付にあてる、などの年金行政の抜本改革をすすめます。社会保険庁の廃止と年金機構の発足を口実に、「消えた年金」「消された年金」問題の国の責任や体制を放棄することはゆるさず、「分限免職」した職員の再雇用をはじめ、問題解決の体制をきちんととり、これまで政府がく

りかえし国民に約束してきたように、最後まで国の責任で解決することを求めます。また、1995年4月から2003年3月まで、賞与から「特別保険料」としてとりたてた保険料も、納めた期間に応じて年金額を上積みするなど、国民の年金受給額に適切なかたちで反映させるように改めます。

「消えた年金」問題も一つの口実にして、社会保障番号制度（税と社会保障の共通番号）の導入が検討されています。しかし、国民の医療・介護・年金などのあらゆる情報を一元管理するという社会保障番号の導入は、「消えた年金」問題の解決に役立つものではありません。

社会保障番号は、そもそもは財界団体などから、一人ひとりの国民が納めた社会保険料と受けとった給付額が比較できるようにして、公的な社会保障を民間の保険商品と同様にあつかい、社会保障制度にたいする国や企業の負担という責任をあいまいにするために導入が提言されてきたものです。民主党政権が、そのような自公政権の考えをひきつぎ、社会保障の給付をその人が納めた保険料にもとづく対価という考え方をひろげ、もっぱら保険料のとりたてを強化するために、社会保障番号を導入することは問題です。また、社会保障番号を導入しているアメリカでは、社会保障番号の盗難など、年間20万人が「なりすまし被害」にあっており、国民の個人情報・プライバシーの保護という観点からも慎重な検討が必要です。

「消えた年金」「消された年金」問題で、国の管理能力・統治能力が問われているいま、どさくさにまぎれて社会保障番号を導入することは許されません。

パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入の権利を保障します

厚生年金など社会保険に加入することは本来、非正規雇用もふくめた労働者の権利です。現在の法律でも、法人または従業員が常時5人以上いる事業所は、正社員の4分の3以上の時間を働く労働者はすべて厚生年金に加入させる義務を負っています。問題は、この義務を果たしていない事業所が少なくないことです。派遣社員も派遣元の企業が加入させる義務をおっていますが、責任逃れ・違法行為がまん延しています。日本共産党は、経営が苦しい零細企業などについては社会保険料の軽減制度などをもうけて支援をおこなうと同時に、違法・脱法行為をなくし、非正規雇用で働く人たちの社会保険加入・厚生年金加入の権利を守ります。

公的年金等控除などの増税を見直し、「天引き」をやめさせます

この間、自公政権によっておこなわれた高齢者の年金にかかる所得税・住民税の増税について、公的年金等控除の最低保障額を140万円にもどすとともに、所得500万円以下の高齢者には老年者控除を復活します。

介護保険料や住民税の年金からの特別徴収（天引き）については、「天引き」の強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにします。

マクロ経済スライドなど、自公政権がのこした年金水準きりさげのしくみを撤廃します。

自公政権の時代に「百年安心」といって2004年に導入されたしくみが、物価が値上げしたときにも、年金額をすえおく重大な役割をはたしています。その繰り返しによって、年金の給付水準を15%も削減しようという「マクロ経済スライド」の仕組みは撤廃します。さらに、09年度のように、物価上昇率が名目賃金上昇率を上まわっている場合に、物価スライドの上昇率を名目賃金上昇率まで引き下げる仕組みもやめさせます。過去の物価下落時に国民生活の困難に配慮して凍結したマイナススライド分を、物価が上昇するときに年金額から引き下げるこ

は中止すべきです。

年金「一元化」をどう考える——制度間の格差を是正し、公平な年金制度へ前進させます

国民からみて公平な年金制度をめざすことは当然ですが、民主党政権や、過去の自公政権がすすめてきた年金の「一元化」論議は、負担は重い方に、給付は少ない方にあわせることになりかねない危険なものです。

現在の国民年金と被用者年金（厚生年金・共済年金）は給付水準に大きな格差があり、また、被用者年金には事業主負担がありますが、国民年金にはありません。そのため、民主党政権が主張するようにこれらを単純に「一元化」すれば、国民年金の給付水準を被用者年金にあわせれば、事業主負担のない国民年金加入者の保険料は数倍にはねあがります。また、被用者年金を国民年金にあわせれば、被用者年金の給付水準の大幅な引き下げとともに、財界が要求してきたように、被用者年金の事業主負担をなくす入口にもなりかねません。どちらにしても、保険料の大幅な引き上げか、給付水準の引き下げであり、国民にとって良いことはありません。

また、自公政権のもとで議論がすすめられてきた厚生年金と共済年金の一元化では、厚生年金が改善されることはなく、ただ「見せしめ」的に共済年金の制度を改悪するだけです。しかも、改悪の対象には公務員だけでなく、零細な私立学校や幼稚園の教職員なども含まれます。

日本共産党は、年金の水準をいっそう貧しくする「一元化」ではなく、年金制度間の格差をなくし、国民からみて公平な制度をめざすべきだと考えます。そのために、いちばん具体的で現実的な方法は、最低保障年金制度を創設して、国民年金と厚生年金の低い部分の底上げをはかり、全体として格差を縮小していくことです。財源は、大企業・大資産家に応分の負担を求めるなど、歳出・歳入の改革によってまかないます。そうしてこそ、誰もが「生存権」を保障される年金制度への道が開かれます。

2. 「医療崩壊」を打開し、だれもが安全・安心の治療を受けられる医療制度を確立します

深刻な受診抑制、急増する無保険者、医師・看護師不足、地域の拠点病院の消失——「医療費削減」の名で国民の命と健康を切り捨てる政治が続いた結果、日本の医療は今、「崩壊」の危機にひんしています。こうした政治のおおもとには、大企業の税・保険料負担を減らすため、公的保険・公的医療の縮小・解体を求める日本経団連などの要求があります。

民主党は「医療費削減」路線の「転換」を公約して政権につきましたが、後期高齢者医療制度の廃止を先送りし、約束していた国保への国庫負担増もおこなわず、2010年度の診療報酬改定も実質「ゼロ増額」に終わらせるなど、国民への公約を裏切り続けています。日本共産党は、財界の身勝手な要求にこたえて公的医療保険を切り縮める政治を転換します。「保険証一枚」あれば、だれでも、どんな病気でも必要な医療を受けられるという「国民皆保険」の原則にもとづき、医療制度を土台から建て直します。

後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、安心できる高齢者医療制度に転換します

高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は、社会保障費削減路線の最悪の象徴です。民主党はこの制度を撤廃し、元の老人保健

制度に戻すと公約していましたが、ところが、政権につくと“事務手続きに時間がかかる”などと言いだし、「新制度をつくる 4 年後まで現行制度を維持する」方針に転換しました。また、当初は、“先送りするかわりに制度の弊害は極力解消する”と弁明し、2010 年の保険料値上げを抑えるため国庫補助をおこなうと言明していましたが、結局これも反故にし、この 4 月から 31 都道府県で、後期高齢者医療保険料が引き上げとなりました。

さらに、民主党政権が 2013 年度の導入をめざす「新制度」の内容も大問題となっています。厚生労働省の「高齢者医療制度改革会議」で検討されている案のうち、唯一、詳細な「財政試算」がつけられ、各紙に「厚生労働省案」と報じられているが、「65 歳以上の人を国保に加入させた上で、64 歳以下と別勘定にする」案です。高齢者を別勘定にすれば、保険料は高齢者の人口増や給付費増に応じて際限なく引き上がらざるを得ません。健保加入となっている高齢者は、65 歳の誕生日を迎えると健保を脱退させられ、新たな保険料を徴収されます。これでは、差別と負担増の対象を「75 歳以上」から「65 歳以上」に拡大しただけです。しかも、厚労省の試算によれば、この「別勘定国保」が導入されれば、高齢者医療に対する国庫負担はさらに削減されます。

日本共産党は、後期高齢者医療制度をすみやかに撤廃し、元の老人保健制度に戻します。老人保健制度は、高齢者を国保や健保に加入させたまま、窓口負担を現役世代より軽くするための財政調整の仕組みです。後期高齢者医療制度を廃止して老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。保険料の「年金天引き」や「保険証取り上げ」の制裁もなくなります。高齢者が 75 歳になったとたん家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65～74 歳の障害者も、国保や健保に入ったまま低負担で医療が受けられます。自治体職員やシステムの専門家からも、“新制度を立ち上げるより、元の制度に戻す方が容易で、短期間にできる”という声が上がっています。老人保健制度に戻したうえで、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、高齢者の窓口負担の無料化、保険料負担の軽減をはかります。

先進国では当たり前の“窓口負担ゼロ”をめざして負担軽減をすすめます

「現役世代＝3 割、高齢者＝1～3 割」という窓口負担に国民が悲鳴をあげ、深刻な受診抑制が起こっています。東京大学医科学研究所の調査によると、糖尿病など慢性疾患患者のうち、「医療費の支払いに負担を感じる」という人は 7 割、「治療中止を考えた」という人は 4 割にのぼります。また、東北大学の研究者の推計でも、がん患者のうち、経済的理由で治療中断や治療内容の変更をしている人は、少なくとも数万人にのぼります。

ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本も、1980 年代前半までは「健保本人は無料」「老人医療費無料制度」でした。高すぎる窓口負担の軽減は今、日本医師会をはじめ医療界の一致した要求となっています。

日本共産党は、他の先進国では当たり前の“窓口負担ゼロ”の医療制度をめざし、その第一歩として、就学前の子どもの医療費無料化制度を国の制度を創設し、75 歳以上の高齢者の医療費を無料化します。さらに、現役世代の 3 割負担も、健保・国保、本人・家族ともに引き下げていきます。70～74 歳の 2 割負担への引き上げを撤回し、「現役並み所得者」の 3 割負担をやめて、一律 1 割とします。

国保料（税）を引き下げ、保険証とりあげをやめさせます

〔高すぎる国保料（税）を緊急に引き下げる〕

市町村が運営する国民健康保険では、所得 200 万円台で 30 万円、40 万円の負担を強いられるなど、各地の国保料（税）が住民の支払能力をはるかに超え、滞納が加入者の 2 割を超えています。国保料（税）滞納を理由に保険証を取り上げられ、医療費の全額を負担する「資格証明書」にかえられた世帯は 31 万世帯にのぼります。また、「派遣切り」などで健保を追い出され、国保も「未加入」となっている人、自治体当局が保険証を「留め置き」にしたまま放置している人など、数十万人規模の無保険者が生まれ、「資格証・無保険」の人が医者にかかれず、死亡する事件が全国で続発しています。国民の命と健康をまもる公的医療保険が、国民の貧困をますますひどくし、社会的弱者から医療を奪うことなどあってはなりません。

民主党は、野党時代、「（市町村国保に対し）9000 億円弱の予算措置を、我が党が政権をとった暁にはさせていただく」（鈴木寛議員、08 年 11 月 9 日、衆院厚労委員会）といていましたが、その公約は反故にされました。

日本共産党は、国の責任による国保料（税）の値下げを緊急に提案します。国保料（税）の「応益割」部分を、年間 1 人 1 万円（4 人家族なら 4 万円）、国の支出で引き下げます。所得にかかわらず“頭割り”で課される「応益割」の引き下げは、国保料（税）の逆進性を緩和して、中・低所得者の負担を軽くします。

〔生活困窮者からの国保証取り上げをやめる〕

貧困にあえぐ人から医療まで取り上げる—こんな非情な行政をおこなっている国は、ヨーロッパにはありません。生活困窮者からの保険証の取り上げをただちに中止し、貧困におちいった人に医療を保障する仕組みを拡充します。

政府の圧力と指導のもとで横行する、国保料（税）を滞納した人への脅迫まがいの督促、無法な財産調査・差し押さえなど、加入者の人権を無視した国保行政をやめさせます。

〔低所得者の負担減免を推進する〕

国保法第 44 条にもとづく窓口負担の減免措置を推進します。生活悪化で窓口負担を払えない人が急増し、医療機関の未収金も増大するもと、政府もこの間、国保法第 44 条の活用を言わざるを得なくなりました。国の責任ですべての自治体で減免制度を行わせ、対象者の拡大など制度拡充をすすめます。

低所得者に対する国保料（税）の減額・免除制度を拡充します。現行制度にも、失業や災害、事業不振など「特別な事情」で所得が減った人への国保料（税）の減免制度があり、政府もこの間、失業者などへの負担軽減策をとっていますが、適用を受けられる人は限定され、多くの生活困窮者が、滞納・無保険者となっています。急激な収入減におちいった人はもちろん、広範な低所得を対象とした減免制度を国の責任で整備します。

国庫負担の増額で国保料（税）全体の水準を引き下げつつ、“低所得者に重い”国保料（税）の算定方式を見直し、所得に応じた国保料（税）に改革します。公的年金等控除の縮小や定率減税の廃止など、この間の庶民増税に連動した国保料（税）の値上げから国民をまもる、負担軽減策をすすめます。

〔国庫負担の復元で国保制度を再建する〕

国民健康保険を安心できる医療制度とするには、根本的な制度改革が必要です。低所得者が多く加入する国保は、そもそも手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。しかもこの間、大企業の雇用破壊で失業者や非正規労働者が国保に流入し、「構造改革」によって自営業者や

農林漁業者の経営難・廃業が加速するなど、“国保の貧困化”が急速に進行しています。ところが、歴代政権は1984年の国保法改悪を皮切りに、国保に対する国の責任を次つぎと後退させてきました。1984年から2007年の間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は約50%から25%へ半減し、それと表裏一体に、一人当たりの国保料（税）は3・9万円から8・4万円へと2倍以上に引きあがりました。日本共産党は、国保への国庫負担を計画的に1984年度の水準に戻し、国保料（税）をだれもが払える水準に引き下げ、国保財政の立て直しをはかります。

〔国保の「広域化」、医療保険の「一元化」をどう考える？——保険者への“痛みの押しつけあい”では国保危機は打開できない〕

民主党政権や一部の自治体首長が「国保の広域化」「都道府県単位化」を叫んでいます。さきの通常国会でも、都道府県に市町村国保の「広域化推進方針」を策定させ、国保料（税）の収納対策を指導する権限や国保への予算配分の権限を都道府県に移譲して、「国保の都道府県単位化」を推進する法案が可決されました。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても“弱者同士の痛みのわかちあい”にしかならず、国保財政の改善にはつながりません。厚生労働省は、国保「広域化」を推進する通達のなかで、都道府県下の国保料（税）を「均一」にするため、市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転嫁せよという号令もかけています。これでは、国保料（税）は高騰するばかりです。保険者の「広域化」が、問答無用の税・保険料徴収、機械的な給付抑制、住民無視の組織運営につながることも、後期高齢者医療制度や介護保険の広域連合によって、すでに実証されています。日本共産党は、市町村国保を解体して住民不在の機構に改編する改悪に反対し、住民の命と健康をまもる社会保障の制度として、国保の再建をはかります。

民主党政権は「医療保険の一元化」も唱えていますが、国庫負担を削減したまま「一元化」をしても、国保の財政赤字が健保に転嫁され、現役労働者の保険料が値上げされるだけで、なんら制度の改善にはなりません。「一元化」を理由に、事業主負担が削減・廃止されれば、国民の負担はさらに増大します。「一元化」により、現在、各保険者が独自におこなっている“給付の上乗せ”などが不可能になることへの懸念も出ています。もともと、医療制度の「抜本改革」として、「医療保険の一元化」めざす方針を打ち出したのは自公政権の小泉政権でした。ねらいは、保険者ごとの“負担軽減”や“独自給付”をなくし、“医療を受ければ保険料に跳ね返り、負担増に耐えられなければ給付を制限する”という、むき出しの保険原理で運営される地域保険に全国民を加入させて、さらなる「医療費削減」をはかることでした。こうした旧政権以来の流れを引き継ぎ、「医療保険の一元化」を前提に「制度改革」の論議を重ねても、国民に願いに応える改革案は出てきません。「医療費削減」路線の枠内での保険者組織の改編ではなく、削減された国庫負担の復元で、公的医療保障を立て直すことこそ、求められます。

〔国保組合の独自給付と国庫補助をまもる〕

民主党政権の発足後、建設国保などの国保組合が取り組む、入院費無料化などの“独自給付”を非難・攻撃する、異常なキャンペーンが繰り返されています。国保組合に対する国庫補助率は市町村国保よりも低く、建設国保などに「手厚い国庫補助」が出ているという攻撃はまったく事実を偽った宣伝です。建設国保の“独自給付”は、「有給休暇や退職金制度もなく、病気等で仕事ができないと無収入になる」という加入者の実情を踏まえ、加入者が割高の保険料を負担しながら実施している事業であり、そこには国庫補助は投入されていません。事実を二重、

三重にねじ曲げた上で、キャンペーンの推進者が訴えるのは、国保組合への国庫補助の削減です。

公的医療保険は加入者の命と健康をまもる制度であり、窓口負担の軽減は、病気の早期発見・早期治療を促進し、医療費の不必要な膨張を抑えることにもつながります。建設業者・家族が、お金の心配なく医療にかかれるようにする建設国保の取り組みは、制度本来の主旨にかなったものです。

日本共産党は、さらなる国の医療予算の削減をねらった卑劣なキャンペーンに反対し、国保組合への国庫補助をまもり、拡充します。

診療報酬の大幅増額で地域医療全体を底上げします

2002～08年の診療報酬改定で、自公政権が削減した診療報酬は7・68%——年間2・6兆円にのぼります。これが、保険医療に従事するすべての医療機関を経営危機におとし入れ、「医療崩壊」を引き起こす大きな要因となりました。診療報酬の大幅増額による地域医療の立て直しは、医療従事者はもちろん、いまや国民的な要求です。

民主党は09年総選挙で、「累次の診療報酬マイナス改定が地域医療の崩壊に拍車をかけた」（「医療政策＜詳細版＞」）と自公政権を批判し、大幅引き上げを公約しました。ところが、政権獲得後に打ち出した2010年度の診療報酬の増額はわずか0・19%（700億円増）——事実上、削減されたままの水準に据え置かれました。しかも、今回の診療報酬改定には「表に出ていない薬価削減」（△600億円）もあり、これを加えると、実質の増額は0・03%（100億円増）、事実上の「ゼロ回答」であったことが明らかとなりました。

このように全体のパイが増えないもと、2010年度の診療報酬改定では、高度医療を担う大規模病院に重点的に財源が投入される一方、診療所の再診料、中小病院や療養病床の報酬は削減されました。医療は大規模病院だけでは成り立ちません。大規模病院と中小病院、病院と診療所、医療機関と介護施設等が連携して、住民の命と健康をまもっています。再診料引き下げで開業医の経営に打撃を与え、中小病院の淘汰や病床削減を誘導する診療報酬改定では、「医療崩壊」は加速するばかりです。

日本共産党は、診療報酬を抜本的に増額し、地域医療全体の底上げをはかります。診療報酬の増額を患者負担に直結させないためにも、窓口負担の軽減・無料化が求められます。この点で、日本医師会など医療界が一致して、診療報酬増額と窓口負担軽減をセットで要求し、「医療崩壊」を立て直す国民的共同を呼び掛けているのは重要です。

医療制度の改悪を中止・撤回させ、公的医療保障を拡充します

〔療養病床削減を中止し、必要なベッドをまもる〕

自公政権は2006年の「医療改革法」で、介護型療養病床を全廃し、医療型療養病床を大幅削減することを決めました。さらに、06・08年の診療報酬改定で、療養病床に入院する患者の「医療の必要度」を区分し、「軽度」とされた人の診療報酬を大幅に引き下げるなど、入院患者の“追い出し”を促進する改悪を強行してきました。

民主党政権は、療養病床削減計画の撤回を公約して政権につきましたが、その公約はまだまだ実行されず、2010年度の診療報酬改定では、療養病床の診療報酬をさらに引き下げる改悪も実行されています。

日本共産党は、「医療難民」「介護難民」を大量に発生させ、患者と家族に多大な苦しみを負わせる病床削減・廃止計画を中止・撤回させ、必要なベッドをまもります。診療報酬や負担

増による病院追い出しをやめさせ、慢性期患者の医療を保障します。

〔保険外治療の拡大を許さず、保険で必要な医療が受けられるようにする〕

2006年の「医療改革法」では、「混合診療」の拡大に道をひらく、「保険外併用療養費」の導入も行われました。保険診療と自費診療の併用を認める「混合診療」の解禁は、「必要な治療はすべて保険でおこなう」という公的医療保険の原則を崩し、患者の支払能力による治療の格差を生みだすものです。こうした動きの背景には、大企業の保険料負担の軽減を求める財界と、ビジネスチャンスを増やそうという米日保険業界の要求があります。「医療改革法」の施行後も、財界からは「混合診療」の全面解禁を求める提言があいついでいます。民主党政権も、医療を産業として育成する「ライフ・イノベーション」の一環として、保険外併用療養の拡大を打ち出しています（行政刷新会議「規制・制度改革分科会」報告書）。日本共産党は「混合診療」拡大を許さず、「保険証一枚」でだれでも平等に必要な医療が受けられる制度をまもり、広げます。

「軽い病気」の治療を保険外にする「保険免責制度」、医療機関が処方する風邪薬や胃腸薬の「保険はずし」など、財界が要求する公的医療保険のさらなる縮小に反対します。安全・有効な治療技術はすみやかに保険適用とする仕組みをつくり、差額ベッド料などの自費負担をなくし、安全で質の高い治療が保険で受けられるようにします。

「株式会社による医療経営」の解禁など、日本の医療を日米大企業の新たな儲け口とするために、国民の命と健康を犠牲にする「医療の市場化」に反対します。

〔健診をゆがめる制度改悪に反対し、改善・充実をはかる〕

2006年「医療改革法」にもとづき、40～74歳の国民に「特定健診・保険指導」を受けさせ、加入者のメタボリックシンドロームの改善をせまる仕組みがスタートしています。加入者の“受診率”や“メタボ改善率”が低いとされた医療保険には、財政支出増のペナルティが課され、加入者の保険料値上げにつながります。政府が国民に“健康づくりを怠った”というレッテルを貼り、懲罰を課するのは本末転倒です。特定健診の検査項目が「メタボ対策」に特化されたため、従来の健診にあった、病気の早期発見に必要な項目が除外されるなどの問題も発生しています。健診が保険者負担になることで、国保や健保のなかには、住民・労働者に費用を転嫁する動きも起こっています。健診の営利化により、医療保険財政が、健康機器業界やフィットネス産業など「メタボビジネス」の食いものになることへの懸念も広がっています。日本共産党は、「自己責任」の名で健診をゆがめ、国民の健康保持に対する国・自治体の責任を後退させる改悪に反対します。病気の予防・早期発見という本来の主旨にたち、健診の改善・充実をはかります。

〔「医療費適正化計画」による都道府県の医療費削減競争をやめさせる〕

2006年の「医療改革法」では、国と都道府県が5年単位の「医療費適正化計画」を策定し、経済指標を参照しながら給付費抑制を推進していく仕組みが導入されました（第1期計画は2008～2012年度）。“医療給付費の伸び率を経済成長率以下に抑制せよ”という財界の要求にもとづく制度改編です。各都道府県は「適正化計画」に「老人医療費の抑制」「病床数の削減」「メタボ・予備軍の減少」などの数値目標をさだめ、その達成をせまられます。給付費抑制の目標を達成できない都道府県には、その県だけ診療報酬を低く設定し、医療機関に経営難をしいるなどのペナルティが国から課されます。住民の命と福祉をまもるべき地方自治体を、

医療切り捨ての先兵に使う改悪など許されません。日本共産党は、「医療費適正化計画」をはじめ、都道府県・市町村を給付費削減競争に動員する仕組みを撤廃します。

〔協会けんぽの改悪に反対し、中小企業の労働者の医療をまもる〕

2006年「医療改革法」により、財政・保険料ともに全国単一だった政管健保が、都道府県単位で運営される協会けんぽに改編されました（実施は08年10月）。政府のねらいは、保険料に地域ごとの格差をつけ、「医療費適正化計画」ともリンクさせながら、都道府県単位で給付費抑制を競わせあうことです。今年度、協会けんぽは、全国で大幅な保険料値上げとなりました。最大の原因は、長年にわたる政府の国庫補助削減です。自民党政府は、1992年以来、本来は「16・4%～20%」とされている政管健保への国庫補助率を13%に引き下げ、健保財政を赤字におとし入れてきました。こうした恒常的な財政難の上に、不況・賃下げによる加入者の所得減、高齢者医療への過重な支援金負担などの要因が重なり、大幅な保険料値上げとなったのです。

民主党政権は2010年度、協会けんぽ本体への国庫補助を16・4%に戻しましたが、協会けんぽが支出する高齢者医療支援金への国庫補助は削減し、その分を組合健保や共済に転嫁しました。こうした中途半端な対応のために、協会けんぽの財政悪化・保険料値上げをくい止めることができなかつたのです。民主党政権が、自公政権がつくった都道府県単位の給付費抑制の仕組みを、そのまま引き継いでいることも重大です。

日本共産党は、協会けんぽへの国庫補助を緊急に20%まで引き上げ、協会けんぽの財政再建、労働者・中小企業の負担軽減にむけた国の支援を強化します。06年「医療改革法」で導入された、保険料引き上げ・給付費抑制の仕組みを撤廃し、中小企業の労働者やその家族に国の責任で医療を給付するという、政管健保の本来の目的・役割をまもる立場から、制度の改革をすすめます。

〔公的医療費の抜本的増額〕

日本の総医療費はGDP（国内総生産）の8・2%、サミット参加7カ国では最下位です。公的医療費の対GDP比も6・7%であり、イギリス（7・3%）並みにするなら2兆円、ドイツ（8・1%）並みにするなら7兆円、公的医療費が増えることとなります。国民の長寿化や医療技術の進歩によって、医療費が増えることは本来、おそれるべきことではありません。日本共産党は、「医療費削減」の名で患者・国民、医療機関・医療従事者に犠牲を強いる路線を転換し、公的医療保障を拡充します。高薬価や高額医療機器など医療保険財政の無駄にメスを入れつつ、国の歳出の浪費を見直し、大企業・大資産家に応分の税・保険料負担を求めて、財源を確保します。

医師不足を解決し、地域医療体制をたてなおします

地方でも都市でも、医師不足が重大な社会問題となっています。根本原因は、「医者が増えると医療費が膨張する」といって医師の養成数を抑制し、日本を世界でも異常な「医師不足の国」にしてきた歴代政権の失政です。そこに、診療報酬削減による病院の経営悪化、国公立病院の統廃合・民営化などの「構造改革」が加わって、地域の拠点病院・診療科の消失が引き起こされています。

民主党は、自公政権の「医療費削減」「医師数抑制」を批判して政権につきましたが、医師増員・確保の抜本策には手をつけず、診療報酬のわずかな「増額」を理由に、地域の医師確保

の予算を削るなどの対応に終始しています。政府の「事業仕分け」では、国立病院・労災病院に「不採算な病棟の廃止」が要求され、総務省「公立病院改革ガイドライン」による公立病院の統廃合や病床削減も、引きつづき推進されています。

医師数がOECD（経済協力開発機構）加盟国の平均よりも14万人も少ないという日本の現状からすれば、さらに抜本的な医師増員が必要です。地国公立病院などの公的医療機関には、コスト削減の強要や統廃合の押しつけではなく、地域医療の拠点としての手厚い支援こそ求められます。「医師数抑制」「病院淘汰・病床削減」路線を転換し、国の責任で計画的な地域医療の確保と再建をはかります。

——国の予算投入で医師の養成数を抜本的に増やし、OECD加盟国平均並みの医師数にします。そのために、医学部定員をただちに1.5倍化します。医学部の「地域枠」や奨学金の拡充、教育・研修内容の充実をはかります。

——産科・小児科・救急医療などを確保する公的支援を抜本的に強化します。地域の医療体制をまもる自治体・病院・診療所・大学などの連携を国が支援します。

——医療の安全・質の向上、医療従事者の労働条件改善、産科・小児科・救急医療の充実などにかかわる診療報酬を抜本的に増額します。

——医師の公的任用、公募などで医師を確保する「プール制」「ドクターバンク」、代替要員の臨時派遣など、不足地域に医師を派遣・確保する取り組みを、国の責任で推進します。

——勤務医の過重労働を軽減するため、薬剤師、ケースワーカー、助産師、医療事務員、スタッフの増員をはかります。院内保育所や産休・育休保障など家庭生活との両立をめざします。女性医師の働きやすい環境づくり、産休・育休・現場復帰の保障などを国として支援します。

——「公立病院改革ガイドライン」の押しつけをストップします。国公立病院の乱暴な統廃合・民営化、社会保険病院・厚生年金病院・労災病院などの売却をやめ、地域医療の拠点として支援します。

——2004年の新臨床研修制度の導入によって、大学病院の医師派遣機能が低下したことは医師不足が露呈するきっかけとなりましたが、新臨床研修制度自体は、研修医の力量アップをはかる改善です。ところが、政府はこれを「医師偏在」の原因だとし、研修期間の短縮や研修先の強制的などの「見直し」をおこなおうとしています。日本共産党は、よい良い医師を育てるという臨床研修制度の主旨をまもり、研修内容の充実、受け入れ病院への支援強化、研修医の待遇改善をすすめます。

看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療を

看護師の不足、超過密労働、離職者の急増は、医療の安全をおびやかす重大問題です。2006年、国は看護師の配置基準を18年ぶりに改定し、「患者7人に看護師1人」（「7対1」）を配置した医療機関に報酬を加算して、手厚い看護体制を促す仕組みをつくりました。ところが、看護師が絶対的に不足しているうえに、「構造改革」で診療報酬全体が大幅に削減されたため、「看護師争奪戦」が激化し、経営難の中小・地方の病院で看護師不足がいつそう深刻化する事態が起きました。これに対し、政府は、「7対1」基準の報酬を取得できる要件に「重症度・看護必要度」などを導入しましたが、その要件はきわめてきびしく、現場の負担を増やし、増員の流れに水をさすものとなっています。

本当に手厚い看護体制を実現するには、諸外国に比べて異常に少ない看護師数を抜本的に増やすことが必要です。また、医療機関に「入院日数の短縮」をせまって看護師の過密労働を激化させるなど、給付費抑制のため看護現場に犠牲をしいる医療政策の転換が求められます。看

看護師の配置基準を満たせない中小・地方病院をさらなる経営悪化に追い込み、選別した病院だけを支援する路線もあらためるべきです。日本共産党は、地域医療をまもり、すべての患者に安全でゆきとどいた治療を保障するため、看護師不足の解決に全力をあげます。諸外国に比べて少なすぎる看護職の抜本的増員、労働条件の改善と地域医療の支援、退職した看護師の再就労支援などで、看護師 200 万人体制を確立します。

——「7 対 1」基準の報酬を取得できる病院を限定・選別するのをやめ、施設基準を満たす全病院が継続・取得できるようにします。「7 対 1」以外の配置基準を満たしているすべての病院にたいし、診療報酬を緊急に引き上げ、人員体制の確保を応援します。

——看護師の労働条件を改善するための公的支援、診療報酬改革をすすめ、「夜勤は複数、月 8 日以内」という人事院判定の早期実現、産休・育休の代替要員確保、院内保育所の設置、社会的役割にふさわしい賃金への引き上げなどをはかります。

——政府が検討している「第 7 次看護職員需給見通し」に実態を十分反映させ、新たに「看護師確保緊急 7 カ年計画」を策定して、看護職員の大幅増員へ抜本的対策を講じます。「行革」の名による看護学校の切り捨てをやめ、自治体独自の看護師増員対策をすすめます。看護教育制度の抜本的充実をすすめます。

——退職した看護師の再就労を、国が予算を大幅に増やして支援します。

医科でも歯科でも、国民に安全・安心の医療を保障するために

〔医療保険財政の立て直し〕

給付費抑制を最優先に、国民に負担増を求め、公的保険を切り縮めて市場原理にゆだねる財界流「医療改革」では、患者の重症化がすすみ、国の医療費は逆に増大するだけです。日本共産党は、本当に持続可能で安心できる医療保険財政を確立するため、(1) 減らしつづけた医療への国庫負担を計画的に元に戻す、(2) 薬の価格をさらに見直し、異常に高い高額医療機器の価格を引き下げる、(3) 予防・公衆衛生や福祉施策の充実に本腰を入れ、国民の健康づくりを推進する——などの改革に取り組みます。

この間、大企業の賃下げやリストラ、非正規雇用への置きかえで健保の収入が減り、不安定雇用の労働者が大量に国保に追いやられたことも、健保・国保財政を悪化させる原因です。1980 年度と 2008 年度を比較すると、国民医療費に占める事業主負担の割合は 4%——1 兆 3000 億円分も減りました。医療保険財政を立て直すためにも、大企業に雇用・賃金・保険料負担にたいする社会的責任を果たさせます。

〔高額療養費の改善〕

低所得者や治療が長期間にわたる患者の過重な医療費負担を軽減するため、高額療養費制度の改善を緊急にすすめます。

負担限度額の上限を、現役世代も高齢者も、通院も入院も大幅に引き下げます。負担限度額の「1%」の定率部分をなくします。70 歳未満の通院にも、受領委任払いを導入します。70 歳未満の入院費の受領委任払いを徹底し、使いやすい制度に改善します。

「多数該当」の要件を緩和し、同じ疾患への治療なら、1 年を超えても減額が受けられるようにします。“同一世帯でも異なる保険者だと医療費を合算できない” “治療が月をまたぐと医療費が別々に計算され、高額療養費が適用されない” などの矛盾を解決します。

対象が限定され、当事者が申請しないと適用されない、高額医療・介護合算制度を抜本的に見直します。

現行では三疾患（血友病、HIV、人工透析の腎臓病）に限られている「高額長期疾病にかかわる高額療養費の支給特例」を拡大し、ウイルス性肝炎や慢性骨髄性白血病（CML）など、治療が長期にわたり、高額の医療費がかかる疾患を対象としていきます。

〔感染症対策——インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がんなど〕

H1N1型ウイルスによる新型インフルエンザの流行に備え、必要な医療・保健体制を国の責任で拡充・強化します。H5N1型ウイルスによるヒト・ヒト感染の強毒性インフルエンザなど、別種の新型インフルエンザの流行にも備え、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量を大幅に増やすなど、医療・保健体制を抜本的に強化します。

はしか対策をすすめます。国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成をおこなうなど、感染・流行を防ぐ、あらゆる手立てをとります。

細菌性髄膜炎の予防に有効で、WHOも定期予防接種を推奨している「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」の、国の予算による無料・定期接種化をめざします。

子宮頸がんはウイルス感染を原因とする病気であり、欧米諸国では、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの早期接種による予防がおこなわれています。日本でも、ワクチン接種への公費助成をおこなう自治体が出ています。国の予算による定期接種化を実現します。

今後とも予想される、さまざまな感染症の発生・流行にそなえ、政府が「採算重視」の名で閉鎖・削減してきた100施設・3400床の感染症指定医療機関を復活させ、拠点病院への専門医・看護師の配置、医療機器の整備、保健所の体制強化、ワクチンなどの研究・製造システムの確立をすすめます。

〔子どもの医療費無料化〕

小学校就学前の子どもの医療費を、所得制限なしで無料化する国の制度を確立します。その共通の制度の上に、全国に広がった自治体独自の助成制度をさらに前進させます。子どもの医療費の助成制度（現物給付）をおこなっている自治体の国保に対する、国庫負担の減額調整のペナルティをやめさせます。

〔診療報酬の改革〕

診療報酬は、国民に平等に医療を保障し、“もうけ本位の医療”を許さないための大事な仕組みです。ところが、歴代政権は、医療にかかる国の予算を減らすために診療報酬の仕組みをゆがめ、「医療費削減」の道具にしてきました。現行の診療報酬は、医療従事者の労働を不当に低く評価し、そのことが、中小病院の経営難や医療従事者の労働条件悪化の大きな原因となっています。急性期患者の強引な早期退院を誘導する報酬改定、高齢者・長期入院の“追い出し”を促進する報酬削減、長期リハビリに対する保険給付の制限など、公的医療費の削減をねらったさまざまな報酬操作が、医療現場の矛盾を拡大し、医療従事者と患者の両方を苦しめています。

日本共産党は、医科でも歯科でも診療報酬を抜本的に増額するとともに、「国民皆保険」をまもり、拡充する立場で診療報酬の改革に取り組みます。診療報酬の総額削減、保険外診療の拡大に反対し、安全・有効な治療はすみやかに保険適用とする仕組みをつくります。“安上がり医療”をねらった「包括払い（定額制）」の導入・拡大に反対し、「出来高払い」による給付をまもり、薬・医療機器にかたよった報酬評価のあり方を見直し、医療従事者の労働を適正に評価する診療報酬に改革します。

高齢者や長期入院患者の給付費削減をねらった差別的な診療報酬を廃止します。地域医療・救急をささえる病院を大幅な減収に追いこみ、病院に「保険外併用療養」の採用をせまる、「総合入院体制加算」を撤回させます。

標準算定日数を超えたりハビリを「保険外併用療養」とする改悪を許さず、リハビリ日数制限の全面撤回と制度の再構築を求めます。

政府は2008年10月から、脳卒中や認知症の入院患者を多く抱える「特殊疾患病棟」、「障害者施設」に対する診療報酬の減額を強行しました。脳卒中・認知症患者などの“病院追い出し”をねらった改悪を撤回させます。

2006年改定による人工透析の「夜間・休日加算」の引き下げにより、外来の夜間透析を廃止・縮小する医療機関が各地で生まれ、患者が仕事をやめざるをえなくなるなどの事態が続いています。患者負担の軽減をすすめながら、適切な報酬への引き上げをはかります。

2010年度の診療報酬改定では、「24時間対応」をおこなう診療所に、「地域医療貢献加算」がつけられました。多くの診療所は、学校医の引き受け、自治体の集団健診や乳幼児の定期健診への協力、輪番制による夜間診療所への参加など、地域医療に多様な貢献をしています。これらをいっさい評価せず、診療所の報酬全体を引き下げながら、一部の診療所だけ“地域医療に貢献している”と評価する手法に、多くの開業医が批判の声をあげています。診療所の役割や地域医療の実態に即した診療報酬に改善します。

今年4月から、保険請求を電子化している医療機関には、診療明細書の患者への発行が義務化されました。医療の内容を患者自身が知ることは、患者の権利をまもり、医療の安全・安心を高めるために重要です。しかし、現行の診療明細書は、患者がもっとも知りたい医療内容の情報がすべてわかるものとなっておらず、医療機関に煩雑な負担をしいるだけとなっています。情報提供のあり方について、抜本的に見直すことが必要です。

今年度の診療報酬改定では、入院中の患者が他の医療機関で受診した場合、▽入院医療機関に支払われる入院料を減額する、▽他医療機関が算定できる報酬の範囲を制限する、▽他医療機関による投薬を当日分に限る——などの仕組みが導入されました。こうした報酬削減・投薬規制に、医療現場からは「入院患者に必要な医療を提供できない」「医療機関の連携を阻害する」などの批判の声が上がっています。日本共産党の国会論戦などを受け、投薬規制の一部は見直されましたが、入院医療機関への報酬削減、他医療機関の算定範囲の制限、包括払い病床の患者に対する投薬規制は、今も続いています。地域医療の実態とかけ離れ、患者・医療機関の双方に困難をもたらす、不合理な報酬のあり方をあらためます。

〔出産一時金の引き上げと改善〕

出産一時金の金額を、大幅に引き上げます。

政府は、出産一時金の“直接払い制度”を導入しましたが、支払いが出産から1～2カ月後となり、資金繰りに困る産科医療機関が出てくるなど、混乱した事態となっています。妊産婦・医療機関の双方の負担とならないよう、制度の改善をすすめます。

〔歯科医療の充実〕

政府は、歯科の診療報酬を不当に低く抑え、自費診療・混合診療を拡大してきました。この20年間、重要な診療行為の保険点数が据え置かれ、新たな歯科医療技術の保険収載もほとんどおこなわれないという事態が続いています。そのために、患者は保険だけでは十分な治療を受けられず、高い自費負担に苦しめられています。一方で、多くの歯科医は経営難にあえぎ、

開業歯科医の4分の1が年収300万円以下の「ワーキングプア」という状況になっています。2010年度の改定で、歯科の診療報酬は2・09%引き上げられましたが、劣悪な水準の改善にはほど遠いものです。日本共産党は、国民の口腔の健康をまもり、「保険でよい歯科治療」を実現するため、歯科診療報酬の抜本的な増額と改革、歯科医療の充実にむけた支援を進めます。初診料・再診料の水準を抜本的に引き上げ、医科・歯科間格差を是正します。長期にわたり据え置かれている「う触処理」などの基礎的技術料を引き上げます。医科・歯科ともに窓口負担の抜本的軽減を進めます。

歯周病の治療・管理や義歯に関わる包括的・成功報酬型の診療報酬を撤廃し、治療行為を適正に評価する報酬に改定します。画一的な文書提供業務の押しつけをやめさせます。

2010年度の改定では、訪問歯科診療料の算定要件が改悪され、点数が引き下げられました。「同一建物内で複数の患者を診察した場合の減算」「20分未満の診療に対する減算」など、不合理な報酬削減を撤回し、元に戻します。

国民の歯科医療への需要の高まりや、治療技術の進歩に対応し、保険治療の大幅な拡大と保険外治療の解消をはかります。歯科新技術の安全・有効性を確認してすみやかに保険収載とする仕組みを確立し、金属床の部分入れ歯など、実績もあり、広く用いられている治療法は保険給付の対象としていきます。現在、保険で給付されている補綴物の保険給付はずしに反対し、混合診療となっている欠損・補綴の保険移行をすすめます。

歯科技工士や歯科衛生士の役割を、適正に評価する診療報酬にあらためます。入れ歯にかかわる診療報酬の改悪により、歯科技工所の経営難・廃業が加速し、新たに歯科技工士となる若い人を確保できないなどの事態が深刻化しています。一方で、安全や品質に規制のない安価な海外技工物が大量に輸入され、自費診療で使用されています。歯科技工士が安心して仕事を継続でき、歯科医と連携して「よい入れ歯」を保険で給付できるよう、歯科技工物にたいする診療報酬の改善をすすめます。海外技工物の輸入・使用・安全性の実態を調査し、材料・製作者・技工所などの基準を設けて規制をおこないます。

歯科健診の充実など、国民の口腔の健康をまもる取り組みを国の責任で推進します。

〔医療の安全、患者の権利の確立〕

安全な医療は国民の切実な願いです。日本には医療事故を専門に取り扱う公的機関が存在せず、もっぱら警察の捜査に責任追及がゆだねられてきましたが、それでは問題の解決も被害者の救済もはかれません。政府内でも医療事故調査機関の設置が検討されてきましたが、現在、議論は中断され、国会に法案が提出されないままとなっています。日本共産党は、医療事故の検証と再発防止に取り組む第三者機関の設置を早くから提案してきました。国民の願いにこたえ、医療現場の苦難を軽減するためにも、患者・国民、医療従事者の意見を聞きながら、公正中立な調査機関のすみやかな設置を実現します。

分娩時の事故で子どもが脳性まひとなった場合に補償をおこなう「産科医療補償制度」が09年1月から始まりましたが、補償の対象が限定され、基金の運営は営利企業に丸投げで、透明性・公平性にも疑問がだされるなど、問題の多い制度となっています。現行制度の抜本的見直しをすすめつつ、諸外国のような幅広い医療事故に対応できる無過失補償制度の創設をめざします。

患者の権利を明記し、医療行政全般に患者の声を反映する仕組みをつくる「基本法」の制定をすすめます。

医療内容のすべてを反映せず、患者のための情報開示というニーズを満たさない一方、医療

現場に負担をしいるだけとなっている、現行の「診療明細書の発行」を見直し、患者に医療の内容をわかりやすく知らせる、情報開示の仕組みを整備します。

〔がん対策〕

日本国民の死因の第1位である、がんの予防・治療には、国が総合的な対策をすすめることが必要です。ところが、歴代政権は、窓口負担増、保険証とりあげなど、がんの早期治療に逆行する施策をとりつづけてきました。自民党政権が、がん検診にたいする国庫補助を廃止したために、各地で、がん検診の有料化や対象者選別、検診内容の劣悪化などの事態が起こっています。「医療崩壊」が進行するもと、がんの治療・予防の地域格差も深刻な問題となっています。がん対策基本法の主旨にのっとり、どこにいても必要な治療・検査を受けられる医療体制の整備が必要です。国の責任で、専門医の配置や専門医療機関の設置をすすめ、所得や地域にかかわらず高度な治療・検査が受けられる体制を確立します。未承認抗がん剤の治験の迅速化とすみやかな保険適用、研究予算の抜本増、専門医の育成、がん検診への国の支援の復活など、総合的ながん対策を推進します。

〔薬害・肝炎対策〕

薬害（肝炎、イレッサ、MMRなど）の解決と被害者救済に全力をあげます。

薬害C型肝炎訴訟の原告・弁護団の運動がみのり、2008年1月、薬害発生と被害拡大に対する国の責任を明記し、血液製剤によってC型肝炎に感染した被害者を救済する法律が成立しました。しかし、救済法では、カルテのない被害者の救済がきわめて困難で、対象となる血液製剤は限定され、先天性疾患の治療や集団予防接種などで感染した被害者は救済対象から外されています。日本共産党は、すべての被害者の救済をはかり、製薬企業にも謝罪・補償・再発防止をおこなわせるなど、全面解決にむけた努力をつづけます。

B型肝炎についても、集団予防接種における注射器の回し打ちによる感染被害として、最高裁が国の責任を断罪してから、4年がたっています。ところが、政府は裁判所の勧告を受けて和解に応じる態度を表明しながら、具体的な解決策は何一つ示していません。日本共産党は、志位和夫委員長の代表質問（2010年6月14日、衆院本会議）をはじめとする国会論戦や政府交渉で、政府による謝罪と、早期全面解決にむけた具体的な解決策を要求してきました。早期全面解決と被害者救済にむけた取り組みをさらに推進します。

350万人とも言われるウイルス性肝炎患者の治療推進と生活支援にむけ、肝炎対策基本法のさらなる充実や、「肝炎治療7カ年計画」の拡充を求めます。C型肝炎に対する肝がん予防を目的としたインターフェロン投与や、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤の使用などの有効性をすみやかに確認し、必要な検査・治療は迅速に医療費補助の対象としていきます。ウイルス性肝炎を「高額長期疾病にかかわる高額療養費の支給特例」の対象に加え、患者負担を軽減します。「肝炎ウイルス無料検査」の拡充、「肝疾患診療連携拠点病院」の整備、「肝炎情報センター」の機能拡充など、肝炎の早期発見・治療、情報提供、研究体制の充実をはかります。

〔医療機関への消費税ゼロ税率適用、事業税非課税・租特法26条の存続〕

保険診療などの医療費は消費税非課税とされていますが、病院や診療所が購入する医薬品・医療機器などには消費税が課税されています。これによって医療費の負担も増え、医療機関の経営も圧迫されています。医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還付されるようにします。

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を継続します。租税特別措置法第 26 条等に規定された、医療機関の概算控除の特例を存続させます。

〔救急医療の拡充〕

救急体制の確保は、人の生死を左右する課題です。この十年間で救急出動件数が 65%も増加しているのに、救急隊員数は 9%増にとどまるなど、政府の責任放棄が患者の命を脅かし、救急現場の矛盾を拡大しています。さらに、政府は、救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ（治療の優先順位の選別）」の導入など、「命の格差」を拡大する改悪を検討しています。日本共産党は 20 年前から国会でドクターヘリの導入を提案するなど、救急体制の充実をいっかんして要求してきました。救急車の有料化などの改悪に反対し、救急体制の拡充をすすめます。

国の責任で、小児救急体制を整備し、新生児特定集中治療室（NICU）を現行 2000 床から当面、2500 床に増床し、計画的に 3000 床の確保をめざします。

〔助産師・助産院への公的支援〕

「お産難民」が社会問題となっている今、助産師・助産院の役割はますます重要となっています。ところが、2006 年の「医療改革」では、嘱託医・嘱託医療機関を確保できない助産院の開業は認めないとする法改悪が強行され、多くの助産院を廃業に追い込みかねない事態が引き起こされました。その後、政府は対応を一定あらためましたが、事態が完全に解決されたとはいえません。日本共産党は、みんなが安心してお産のできる環境を確立し、助産院ならではの、喜びと満足のある質の高いお産を普及・発展させるため、助産師の養成数を増やし、助産院に対する公的支援をすすめます。助産院を地域の周産期医療ネットワークに位置づけ、「院内助産所」の設置をすすめるなど、助産師と産科医の連携を国の責任で推進します。

〔在宅医療・介護における駐車問題の解決〕

在宅医療、訪問看護、訪問介護の分野では、一定時間の駐車が避けられませんが、その仕事に従事している人たちは、駐車禁止で取締りを受けることに不安を感じながら仕事をしなければならないのが実態です。駐車許可を得るには、煩雑な手続きや実態と合わない基準が障害となっている現状を改め、柔軟で実態におうじた道交法上の配慮を求めます。

難病・慢性疾患をもつ人の医療、福祉、就労、教育の保障を拡充します

難病対策は、1972 年に始まった難病対策要綱にもとづき、治療研究や医療費助成などの事業がすすめられてきました。難病・慢性疾患をもつ人とその家族は医療構造改革によってもたらされた過重な医療費負担に苦しめられており、療養施設が極度に減少し受け入れ施設のないまま在宅療養に移され、重介護が家族にのしかかっている人も少なくありません。疾患と併存する障害を認めない狭い障害概念のとらえ方から、難病・慢性疾患をもつ人は長い間福祉の谷間におかれ、福祉サービスから除外されてきました。病気が治る展望も生活の見通しもなく、働くこともできずに自ら命を絶つ人もいます。

当事者団体はこうした現状に声をあげ、難病指定や予算の拡大などに道を開いてきました。しかし、五千から七千あるといわれる難病の中のほんの一部の疾患しか、国は施策の対象にしていません。すべての難病が対象となる施策の実現を強く求め、日本共産党は力をつくします。

〔医療費無料化をめざし緊急に低所得者の無料化の枠を広げます〕

研究対象疾患をすべて医療費助成の対象に…国が医療費助成をする指定難病はわずか 56 疾患です。当面、すべての治療研究の指定難病を医療費助成の対象とし、医療制度改悪とともに導入されてきた自己負担を元に戻して無料にします。緊急に低所得者の無料化の枠を広げ、所得別の負担上限額を引き下げます。小児慢性特定疾患児世帯でも、同様の措置をとります。

高額療養費制度の改善を…当面、慢性疾患、重い病気、低所得者の人などに過酷な負担となっている高額療養費制度の負担上限額を大幅に引き下げ、応能負担を徹底します。血友病、HIV、人工透析を受ける慢性腎不全の患者におこなわれている「長期高額疾病」の対象（負担上限額 1 万円、2 万円）を他の疾患にも拡大することや新たな制度の新設も含めて検討し、負担軽減をはかります。重い病気の患者ほど患者負担を自動的に引き上げる「1%」応益加算は廃止します。「多数該当」制度の適用基準を緩和します。治療が月をまたぐ場合には、月ごとでなく治療ごとの限度額とするなど、同一治療でも負担額が違うという患者間の不公平を是正します。

キャリアオーバー疾患対策を緊急に…先天性心疾患や胆道閉鎖症、小児がんなど小児期に発症する慢性疾患対策である「小児慢性特定疾患治療研究事業」は、20 歳で打ち切りとなるため、成人期（キャリアオーバー疾患）の医療費助成をはじめとする社会的支援策がなくなってしまうことが社会的な問題になっています。医療費助成を含めた総合的な施策の検討に早急にとりかかります。

生存権にもとづいた医療費無料化を…公的医療保険制度のある国で、外来でも入院でも 3 割もの負担をとられるなどという国は日本だけであり、外国では無料もしくは小額の定額制が主流です。ヨーロッパの多くの国では、長期療養が必要な患者に、疾病の別なく、手厚い給付と負担軽減をはかる仕組みが整備されています。日本共産党は指定された難病の医療費助成の枠組みを毎年の予算で決める現行制度をあらため、ヨーロッパの多くの国々のように、すべての疾患に必要な医療を給付し、生存権にもとづいた医療費無料化をめざします。

〔治療研究や医療体制の抜本的拡充をすすめます〕

昨年創設された「研究奨励分野」の柔軟な運用の継続を求め、予算の抜本的拡充で臨床研究、研究奨励分野ともに研究対象疾患を広げ、原因究明や治療法の確立を求めます。

専門医、研究者、看護師などの医療従事者の体制を抜本的に拡充します。療養・介護施設が医療機関と連携できるよう、療養環境を整えます。24 時間支援が必要な重篤患者の家族を支える体制を整えます。

未承認薬や適応外薬問題の早期解決をはかるため、保険外併用療養（混合診療）の拡大ではなく、有効で安全な薬は医療保険の枠内で薬を使えるよう、薬事行政の承認審査体制を大幅に強化すること、新薬の開発を国の責任でおこなうなどの改善をはかります。

新生児の代謝病などを発見するマス・スクリーニング検査、さらに多くの疾患が発見できるタンデムマス方式の検査を、自治体まかせでなく、国の責任で検査を実施できるよう財源を保障します。

機能が狭められ、広域化している保健所のあり方を見直し、すべての難病や慢性疾患をもつ人の窓口となるとともに、患者とその家族の支援にとりくみます。各都道府県にある難病相談・支援センターが、当事者と家族の拠り所となるよう国が運営費を保障するしくみをつくります。

〔難病や慢性疾患をもつ人の福祉、就労、所得、教育などを障害者施策でおこないます〕

国のせまい障害概念のもとで、難病・慢性疾患をもちながら社会生活を送る上で困難を抱える人たちは、福祉制度の谷間におかれてきました。ICF（国際生活機能分類）の障害概念や障害者権利条約にもとづけば、障害がすべての機能障害に関連するもので、「態度および環境との障壁との相互作用から生じる」という観点を含めることが重要になっています。難病や慢性疾患をもつ人も障害者であり、福祉サービスが受けられるようにすることは当然です。

国は障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法を2013年8月までに制定することを約束しました。この方向を後退させることなく、難病や慢性疾患をもつ人も含め、すべての障害者を新法の対象にして、福祉、就労、所得、教育などを保障します。障害者基本法の改正や、制定に向けて話し合いがすすめられている障害者差別禁止法においても難病や慢性疾患をもつ人を対象にします。

在宅支援や雇用を緊急に改善する

在宅の福祉支援をおこなう難病患者等居宅生活支援事業や、難病患者の雇用を広げるため企業に賃金助成をおこなう難治性疾患雇用開発助成金制度は、難病や慢性疾患をもつ人が障害者の雇用や福祉サービスに位置付けられるまでの間、緊急に改善して使いやすい制度に変えるべきです。難病患者等居宅生活支援事業は一般財源化されているために、ホームヘルプサービスは141、ショートステイは4、日常生活用具給付事業は281自治体にとどまっています。国は財源を保障し、対象者を緊急に広げて、医師の意見などでも利用できるようにします。「難治性疾患雇用開発助成金」制度の対象になったのは昨年わずか11人であり、制度の周知徹底を強力におこなうとともに、対象枠を広げ、企業への助成期間の延長、柔軟な雇用形態の実施などを求めます。

（就労、所得保障、教育について詳しくは障害者・障害児の分野をご覧ください）

「難病対策基本法」の制定を

難病・慢性疾患をもつ人たちの実態調査を国として早急を実施し、各関係法律を連携させて憲法、障害者権利条約とICFなどの理念の実現と難病患者の人権を守るために「難病対策基本法（仮称）」を制定します。

3. 介護を受ける人も、介護をささえる人も、誰もが安心できる公的介護制度をめざして改善をすすめます

今年4月、介護保険は開始から満10年を迎えました。その10年間は、社会保障切り捨ての「構造改革」の10年間とかさなり、介護保険も、自民党・公明党・民主党が賛成してすすめた2005年の大改悪をはじめ、改悪が繰り返されてきました。「介護の社会化（家族が支える介護から社会が支える介護へ）」などという当初のスローガンはよそに、介護の現場は深刻な事態にたちいたっています。

日本共産党は、今春に発足から10年をむかえた介護保険制度を検証する、見直しにむけたアンケートに取り組み、その結果を6月9日に公表しました。そのなかでも、利用者、事業者、自治体など多くの方からご意見をいただきました。「アンケート」によっても、現在の介護保険のかかえる矛盾、深刻な実態がいつそう明らかになりました。

第一に、「保険あって介護なし」という実態です。

とりわけ、介護施設の不足は深刻です。特別養護老人ホームの待機者は42万人にのぼり、

現在の特養ホームの定員 43 万人に匹敵します。「アンケート」でも東京 23 区内のように、待機者が現在の定員の 1・5 倍を超えるような自治体も多く、2 倍を超える自治体すらありました。待機者の数が定員の 10 倍をこえている特養ホームからは、申し込んだ家族から「これでは 2 回死んでも入れない」と嘆きの声が上がっている、という回答もありました。しかも、2005 年の大改悪で、食費・居住費が全額自己負担化されたことにより、負担の重さにたえられず、施設を利用できない人もあとをたちません。「福祉の沙汰も金次第」となっています。

その一方で、在宅サービスも、過酷な利用抑制がすすめられてきました。2005 年の大改悪で、「軽度」と判定された人にたいして「予防」や「自立支援」という名前のもとに「介護とりあげ」がすすめられたことをはじめ、「給付適正化」という口実で、とくに訪問介護で、同居家族がいることを口実に調理・洗濯・掃除などの生活支援が受けられない、散歩へのヘルパーの同行が認められない、通院時の医療機関内での待ち時間について介護保険が使えず全額自費のサービスが横行するなど、事態は深刻です。

総務省の調査でも、家族の介護などを理由に仕事をやめたり、転職した人の数は、1 年間で 14 万 5 千人。介護保険が始まった当時の 1・5 倍にまで増えています。また、「老老介護」「認知介護（認知症の人が認知症の人を介護する）」などを苦しめた、痛ましい事件も続発しています。

第二に、介護の支え手である、ヘルパー、介護職員をはじめ、介護の現場で働くみなさんの状況も深刻です。ただでさえ、夜勤など労働条件はきびしいのに、給与水準は全職種平均の約 6 割と政府も認めています。そのため、無念の思いでやめる人も多く、深刻な「人材不足」のために閉鎖される事業所などがあとをたちません。その根本に、自公政権による二度にわたる、事業者を支払われる介護報酬の切り下げがあったことは言うまでもありません。立場の違いをこえた国民の運動と世論によって、2009 年度には 3%の改善を勝ち取りましたが、「アンケート」でも、介護事業者の 7 割の方が介護現場の改善に対して「ほとんど効果がない」と答えたように、これまでの改悪の傷すら回復できていません。

ところが民主党政権は、自公政権が残した介護行政の枠内での対策をとるものの、昨年総選挙マニフェストで掲げた、介護職員一人月 4 万円の賃上げという公約などにはいっこうに取り組む気配がありません。

第三に、介護における公的責任の放棄です。介護保険の発足とともに介護に対する自治体の責任は大きく後退し、せまい意味で介護保険の運営に取り組むことだけを自分たちの責任と考えるような自治体が大きな流れになりました。特養ホームの待機者数すら把握していない自治体も増えています。しかも、現場の実態も知らないのに、国の旗ふりのもと、介護の提供者に“さしず”して「介護とりあげ」に加担する自治体も広がっています。

それにくわえて、2005 年の大改悪によって、介護予防や保健福祉の事業が「地域支援事業」として介護保険に吸収され、公的な責任と行政の財政負担はいっそう後退しました。各地の介護予防事業は順調にすすまないばかりか、地域の高齢者の実態を把握し、介護予防や虐待防止などの取り組みの中心になるとされた地域包括支援センターも、介護予防プランの作成で手一杯というのが実態です。社会的な支援を必要としながら、介護制度や社会福祉の網の目からこぼれ、地域の中で貧困にたえ、困難をかかえてくらす高齢者が増えています。

満 10 年をむかえた介護保険制度は、その国民的な存在意義という点でも、制度をささえる人材という点でも、土台からゆらぐ深刻な事態となっています。

日本共産党は、2007 年 12 月に発表した「国民の願う高齢者介護・障害者福祉の実現を——深刻な人材不足を打開するための緊急提言」や、昨年 2 月に発表した「介護保険 10 年目を迎

えるにあたっての提言」にもとづき、現在の介護保険の枠組みにとらわれず、誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度への抜本的な見直しのために国民の協力・共同の輪を広げることにつくしてきました。そのとりくみは、要介護認定の改悪を一部撤回させたことをはじめ、いま、政治を動かしつつあります。

ひきつづき、国民のみなさんとの協力・共同の輪を広げながら、誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度をめざして力をつくします。とくに、以下のような改革にとりくみます。

国庫負担割合を10%引き上げ、負担軽減とサービス充実などを両立します

保険料値上げか、サービス切り下げかという介護保険の根本的な矛盾を打開するには国庫負担割合の引き上げで財源を確保することが不可欠です。国庫負担割合を10%増やし（在宅は25%から35%へ、施設は20%から30%へ）、公費負担割合を当面60%にすることで、国として介護保険料・利用料の減免制度をつくることをはじめ、高齢者の負担をおさえながら、介護サービスの充実、家族介護の負担軽減、介護労働者の処遇改善などに取り組みます。

将来的には、国庫負担割合を介護保険がはじまる前の50%にまで引き上げることで（公費負担割合75%へ）、高齢者の経済的負担の軽減と、介護内容の充実、介護労働者の処遇改善などを抜本的にすすめます。介護の財源を口実とした消費税増税には反対します。

所得の少ない高齢者も安心して利用できる制度に改善します

国として、実効性のある保険料・利用料の減免制度をつくります。高齢者の保険料のあり方を全国単一の所得に応じた定率制など、支払い能力に応じた負担にあらためていきます。利用料は、将来は無料（10割給付）をめざし、当面は在宅サービスでも施設サービスでも減免制度を抜本的に充実させます。

介護保険料はすでに高すぎる水準です。そもそも約3人に2人が住民税非課税という高齢者に高い保険料を求めることに無理があります。国庫負担を増やすなかで介護保険料を値下げするとともに、将来は住民税非課税の高齢者は保険料も利用料もなく、介護が利用できる制度をめざします。当面、収入の少ない高齢者は、原則として介護保険料・利用料を免除して、お金の心配をせずに介護を利用できるしくみを緊急につくります。食費・居住費の全額自己負担をやめさせます。

要介護認定を廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度へ

昨年の要介護認定の見直しにあたっては、日本共産党が暴露した内部文書によって、そのねらいが「介護とりあげ」にあったことが明らかになりました。現在も、更新する人が軽度に変更される事態は続いており、改善はまったなしの課題です。

利用者の実態をふまえずに、機械的に必要な介護までとりあげる要介護認定と利用限度額は廃止し、ヘルパーやケアマネジャーをはじめとした現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度に改善させます。

高齢者の身近な相談相手・専門家として、利用者の声を中立・公正な立場から代弁できるようにケアマネジャーを支援・育成します。ふさわしい介護報酬や研修などを保障します。介護予防プランの作成をケアマネジャーの担当にもどし、介護報酬も引き上げ、高齢者が自分の担当のケアマネジャーから一貫した支援が受けられるようにします。

「介護とりあげ」をやめさせ、その人らしい生活を保障する介護制度へ

2005年の大改悪による「軽度」と判定された人に対する訪問介護や福祉用具利用などの「介護とりあげ」を元に戻します。また、「ローカルルール」として、自治体の乱暴な「介護とりあげ」の背景となっている、国の給付適正化事業のあり方を抜本的に改め、ヘルパーやケアマネジャーなどの判断で、利用者の人間らしい、その人らしい在宅での生活を保障するために、介護の現場の実態に応じて、柔軟に適切なサービスが提供されるようにします。

「介護の社会化」に反する、同居家族がいる場合に調理・洗濯・掃除などの生活援助の利用制限は、国の責任で基準を示して、キッパリとやめさせます。

いわゆる「院内介助」の規制が、自費サービスなどを生み、高齢者の医療を受ける機会を奪っていることは重大です。医療機関内では「院内のスタッフにより対応されるべき」という国の通知を撤回することをはじめ、医療機関の内部や、必要ならば利用者が受診しているときに医師の指示などを一緒に聴くこともふくめて、要介護者の通院介助を保障するようにあらためます。

「生活援助」と「身体介護」の区分を廃止、一本化して、利用者に必要な介護を適切に保障するとともに、ヘルパーの待遇改善もはかります。

待機者解消へ5カ年計画で計画的な基盤整備の取り組みを進めます

地域の介護をささえる核となる特養ホームや、生活支援ハウスなどの計画的整備、ショートステイの確保、グループホームや宅老所、小規模多機能施設への支援など、在宅でも施設でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備をすすめます。国による自治体への低い数値目標のおしつけをやめ、基盤整備への国庫補助を復活・充実する、都市部での介護施設やグループホームなどの用地取得への支援など、特養ホームの待機者を解消するための、緊急の基盤整備5カ年計画をすすめます。

この間、高齢者施設で相次いでいる火災事件の教訓を踏まえ、275㎡未満の小規模なグループホームなども含めてスプリンクラーのような初期消火設備や自動火災報知装置などを設置するために国の補助を抜本的に拡充するとともに、なによりも「火事をおこさない」ために、夜間の職員の人員配置をふやし、職員の定着をはかることなど、介護労働者の処遇改善などをすすめます。

「コムスン事件」の反省を生かし、非営利の介護提供者を支援するとともに、民間事業者については適切な介護が提供できるかなどを事前に審査できるようにあらためます。特養ホームへの営利企業の参入拡大には反対します。

医療と介護の連携をすすめます。療養病床の廃止・削減に反対します

医療が必要な高齢者が、介護施設やショートステイなどを利用できないという事態が広がっています。特養ホームやグループホームなどでも、医療行為は医療保険の適用を認めるなど、医療と介護の連携を強め、どこでも必要な医療と介護が受けられるように改善します。介護従事者にたいする医療にかかわる研修なども充実させます。現在は介護保険の利用に結びつかないとまったく報酬の対象にならない、高齢者の退院などの相談にのっているケアマネジャーなどの働きを評価する仕組みをつくりまします。

自公政権が決定し、民主党政権のもとでも引き継がれている療養病床の廃止・削減計画に反対し、その医療施設が地域で果たしてきた役割をまもり、地域における慢性期医療を充実します。介護と医療の連携の土台である地域医療をまもりまします。

介護職員の処遇改善をすすめ、介護従事者の確保をすすめます

介護職は、人の命や人生をあずかる専門職です。「派遣切り」をはじめ解雇された労働者を“右から左に”介護の現場にもってくればよいというような発想の対策はまちがっています。処遇や研修体制を現場の要望を踏まえて改善し、国の責任で介護職の養成にとりくみます。公費負担で研修や教育が受けられるように、時間や費用を負担する仕組みをつくります。

介護職員が生活設計を描けるような賃金水準を目標として設定し、その計画的な実現をめざすとともに、第一歩として、民主党も今年の総選挙マニフェストで公約した介護職一人月4万円賃金アップの実現をただちに求めます。そのためにも、介護報酬の引き上げとあわせた国庫負担割合引き上げや、公費による賃上げなど、利用料・保険料の値上げにつながらない対策をすすめます。

サービス提供責任者が常勤で配置できるように、介護報酬に位置づけます。施設の人員配置基準を利用者の重度化がすすんでいる実態に合わせて3対1から2対1に改善させ、それにみあった介護報酬にあらためます。24時間・365日の在宅介護体勢を整備するために、夜間の訪問介護は複数のヘルパーの派遣を保障できるように改善します。現在の地域計数と人件費率をかけあわせる介護報酬の算出式は、とりわけ大都市部の物価や賃金水準からかけ離れたものになっており、地域の物価や賃金水準を反映した介護報酬にあらため、中山間地でも大都市部でも安心して介護が提供できるようにします。介護保険の手続き・指導・監査などを改善し、書類作成などの簡素化をはかります。

介護労働者の労働条件を改善し、早急に150万人の介護従事者を養成・確保して人材不足を解消します。

自治体が高齢者福祉にたいする公的責任をはたせるようにします

福祉事務所や保健所の機能強化など、保健・福祉・公衆衛生などの自治体の取り組みを再構築します。地域に暮らす高齢者の生活を行政がつかみ、総合的にその生活をささえていくために、地域包括支援センターを公費で運営し、機能を強化するなど、自治体の取り組みを充実させます。

介護保険だけで高齢者の生活を支えることには限界があり、行政の高齢者福祉を充実させます。介護予防や高齢者の保健事業などは、介護保険から取り出して、再び公費で運営するようあらためます。介護・医療・福祉などの連携をすすめ、国の財政保障に裏付けられた自治体の取り組みによって、高齢者の健康づくりをすすめます。介護のなかでも、民間での対応が難しい人には自治体が介護を提供するなど、積極的な役割をはたせるようにします。認知症に対する支援を強めます。家族介護者へのサポートを充実します。

介護保険のいっそうの改悪に反対します

民主党政権のもとでも、厚生労働省の審議会の委員などから、介護保険の利用料の引き上げや、「軽度者」を介護保険の対象外にすることなどが主張されていることは重大です。

日本共産党は今年の要介護認定の見直しのときにも、ねらいが給付費削減にあることを示した内部文書を暴露するなど、介護保険改悪反対の国民的運動の一翼をになって活動してきました。「介護保険だけがのこって、高齢者の生活が崩壊する」ような、介護保険のいっそうの改悪はキッパリとやめさせます。

4. 生活保護、児童扶養手当などのきりさげを中止させ、貧困の解決にとりくみます

必要な人すべてが受けられる生活保護に改善を

生活保護制度は、「最後のセーフティーネット」であり、その水準は、国民の生存権＝「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法 25 条）を具体化したものでなければなりません。貧困問題に取り組む運動におされ、国は生活保護の通院移送費の通知の明確な撤回、母子加算の復活などをおこないませんでした。今年の 4 月には、1965 年以來の捕捉率（生活保護基準未滿の低所得世帯のうち、実際に保護を受給できる世帯の割合）の推計をおこない、15・3%（2007 年度）と発表しました。生活保護受給世帯は 134 万世帯（10 年 3 月）に達し、史上最高を更新し続けているものの、必要な人すべてが受給できる状況とはほど遠いのが現実です。

生活保護行政の改善を

生活保護費の抑制を求める政府の指導により、自治体では、受給希望者に申請書さえ渡さない違法な「水際作戦」や、保護開始後、生活が軌道にのっていないのに無理やり保護の辞退届を書かせるなどの非情な行政が横行しています。国として捕捉率を向上させる年次目標を設定し、生活保護法にも違反した行為や無法な指導をやめさせ、必要な人がきちんと生活保護を受けられるようにします。生活保護は国民の権利であることを広く知らせる活動を、国と自治体ですすすめます。「年越し派遣村」で注目を集めた、「ワンストップサービス」を継続し、どの窓口からでも必要な人には生活保護にアクセスできるようにします。安価で入居できる公営住宅の整備や就労支援など、生活支援を強めます。

保護基準・給付の抜本的改善を

自公政権の社会保障削減路線のもとで、生活保護の給付は、老齡加算の廃止や、持ち家を持つ高齢者に不動産を担保にお金を貸し付けて、それを使い切るまでは保護を受けさせない「要保護世帯向け長期生活支援資金＝リバースモーゲージ」導入など、さまざまな改悪にさらされてきました。

老齡加算の廃止は、保護を受ける高齢者の生活に大きな打撃を与え、取り消しを求める「生存権裁判」も起こされています。民主党政権は、自公政権が廃止した母子加算は復活しましたが、同じ論理で廃止された老齡加算の復活には背を向けています。そうしたなか、今年 6 月 14 日の福岡高裁では、老齡加算の廃止を「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」とする判決が下されました。政府はこの判決にならい、緊急に老齡加算を復活させるべきです。日本共産党は、老齡加算の復活、リバースモーゲージの中止など、改悪された制度を元に戻します。

生活保護基準は、非課税限度額や就学援助、公営住宅の家賃など、各種制度の目安・基準となっており、生活扶助基準の引き下げ、級地再編などの制度改悪は、低所得層全体に大きな打撃となります。生活保護基準の改悪に反対し、水準の引き上げをはかります。「働く貧困層」をはじめ、必要とするすべての国民が利用できる生活保護制度とするため、保護基準や運用、利用方法など抜本的に改善・拡充します。

国と地方の負担割合を改善することをはじめ、国の財政支出を増やします。ケースワーカーを増員し、過重になっている担当件数を減らすなどの待遇改善と技能の向上をはかります。

生活保護受給者を食い物にした「貧困ビジネス」が全国で横行しています。住居や食事を実

態とかけはなれた高額料金で提供し、さまざまな名目をつけて保護費をほとんど“ピンハネ”する悪質業者や団体の野放しを許さず、実効性ある規制づくりに取り組みます。

子どもの貧困問題の解決にとりくむ

政府が昨年発表した子どものいる世帯の相対的貧困率（可処分所得を高い順にならべた中央値の半分以下の世帯の割合）は14.2%であり、ひとり親家庭では54・3%にもおよびます。貧困の実態調査をおこない、当事者や支援団体の協力も得ながら、貧困の解決のための体制を整備します。

就学援助の拡充を…義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助は、受給者が急増し、その役割はますます重要になっています。ところが、国が2005年に、生活保護に準ずる世帯の国庫補助金を打ち切り、一般財源化してしまったことで、支給額や基準を厳しくしている自治体が広がっています。準要保護世帯への国庫補助金を復活・拡充させます。

児童扶養手当の削減を撤回する…児童扶養手当では、今年の8月分から、父子家庭にも手当が支給されるという前進が勝ちとられました。一方で、2002年に自民・公明・民主の賛成で決められた、支給開始から5～7年で手当額を最大2分の1まで削減するという仕組みは撤回されていません。「08年実施」とされていたこの削減措置は、国民の世論と運動を受けて、今「凍結」されていますが、それと引き換えに、児童扶養手当の支給世帯は、「勤労意欲」を示す「求職活動中」などの証明書類の提出が義務づけられています。この証明書を提出できないため、手当を一部支給停止されている母子家庭は、2010年1月時点で3958世帯にのぼります。

「自立支援」の名で児童扶養手当を削減し、ひとり親家庭の困窮に追い打ちをかける制度改悪は撤回するべきです。手当削減を決めた法律条項をすみやかに撤廃し、受給条件の緩和、支給額の拡大など、制度の改善・拡充をすすめます。「勤労意欲」を証明させる就労関係の書類は廃止し、提出書類を簡素化して、受給世帯の不安と負担を解消します。

学費の無償化など教育費負担の軽減、子どもの医療費の無料化を推進する…「3、子ども・子育て」をご覧ください。

5. 原爆被爆者施策の抜本的な改善をすすめます

長年におよぶ原爆症認定集団訴訟により、2度にわたって原爆症の認定基準が改善され、昨夏には政府との間で訴訟全面解決のための画期的な確認書が締結されました。従来からみれば新規の認定者数は大幅に増大しましたが、それでも被爆者手帳保持者の2%にも及びません。しかも合意では、再び裁判を起こす必要がないように、厚生労働大臣は原告らと定期協議をおこなうと確認したにもかかわらず、大量の申請却下が続いています。裁判で勝訴・認定された被爆者と同じような状態なのに却下され、「裁判に訴えないと認めないのか」という叫びが広がっています。

民主党政権のもとで、確認書の実行がすすまないことに、高齢の被爆者の焦りや不安が強まっています。矛盾の多い原爆症認定制度について、被爆者の要求を基礎に、法改正を含め早急に再検討することが必要です。同時に法改正をまたずに、これまでの司法の判断にそって認定基準をさらに見直すなど緊急措置をとります。

この間の原爆症認定集団訴訟で明らかになったことは、政府がいかに被爆の実相を直視せず、原爆被害を矮小化してきたかということです。「ふたたび被爆者をつくるな」という訴えを原点

に、核兵器廃絶の声が世界に大きく広がった今、なお「核抑止力」「核の傘」に固執するようでは、被爆国としての国際的な責任も、被爆者切り捨て政策の根本転換もできません。また、国民に原爆被害・戦争被害の「受忍」を強いる政策をとり続けることは許されません。

いまこそ被爆者施策の抜本的改善、原爆被害への国家補償に踏み切るべきです。被爆二世対策、また海外に住む被爆者が日本に住む被爆者と同等の援護措置を受けられること、被爆地域拡大など被爆者としての認定基準の見直しを進めます。

6. ハンセン病元患者にたいする保障を充実させます

全国には13カ所の国立ハンセン病療養所があります。入所者は約2500人であり、平均年齢は80歳を超え、高齢化と身体の不自由が年々すすんでいます。2001年の「隔離は違憲」とした熊本地裁判決、ハンセン病問題対策協議会での「基本合意」「確認事項」にもとづいた運動がおこなわれ、08年6月には、療養所の具体的な維持対策を求めた「ハンセン病問題基本法」が成立し、09年4月から施行されています。さらに09年7月、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が衆議院において全会一致で可決され、今年5月には同決議が参議院で可決されました。

日本共産党は2009年12月、「基本法」「決議」にふさわしい入所者の処遇改善や職員体制の充実を一刻も早く実施し、生活環境が地域から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう必要な措置を講じることを、国に申し入れました。

入所者の医療・生活保障を拡充し、不足している医師、看護師、介護職員の確保・増員をはかることが必要です。そのために、国家公務員の定員削減計画からハンセン病療養所を除外します。重症化している入所者の夜間介護体制の充実をすすめます。退所者給与金の停止をおこなうことなく、退所者が安心してかかることのできる医療制度を確立します。賃金職員の差別的処遇の抜本的な改善をはかります。

療養所ごとに「将来構想」づくりがすすめられています。国は、自治体とともに入所者の願いを反映する療養所を実現するため、着工の予算を確保し、積極的で万全な支援と保障につとめるべきです。

ハンセン病に対する偏見、差別はいまだに克服されてはおらず、隔離政策から100年の今、政府がなぜ隔離政策をとったのか、その隔離政策とは何であったのか、検証結果を広く国民に知らせ、二度と同じ過ちを繰り返さないための啓発活動を積極的に講ずることを求めます。

7. 中国からの帰国者などに社会的支援を確実におこないます

さきの戦争で犠牲になった中国「残留孤児」「残留婦人」たちが国の謝罪と生活支援を求め、全国で訴訟に立ち上がった結果、改正「中国残留邦人支援法」による支援給付金の支給など、新たな支援策が2008年4月から始まりました。しかし、国は、終戦間際に多くの国民を中国東北部に置き去りにし、その後も長期にわたって支援を怠ってきたことへの真摯な反省と謝罪をしていません。そのために、支援給付金の水準は、「安心した老後をおくりたい」という願いに応えるものとはなっていません。また、▽支援給付金が生活保護制度に準ずる制度になっているため、医療などが十分に受けられない、▽法施行前に60歳未満で亡くなっている「孤児」の配偶者には支援給付金が支給されない、▽支援対象が一世のみで二・三世が抱える社会的問題が法の対象外になっているなど、現行の支援給付金には、さまざまな問題点があります。配

偶者や二・三世も含め、国が「孤児」たちに約束した「日本に帰ってきてよかったといえる支援策づくり」を、人間としての尊厳にふさわしく、確実におこなうことを強く求めます。

シベリア・モンゴル抑留者への賃金支給の確実な実施を

日本の敗戦によって強制労働に従事したシベリア・モンゴル元抑留者の賃金を、抑留期間に応じた特別給付金として国が支払うことを柱にした、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」が先の国会で可決されました。法には、賃金支給とともに、元抑留者の強い願いである真相究明や、実態調査、資料保存、追悼の実施、遺骨収集の拡大なども盛り込まれています。これらを確実に実施するよう強く求めます。また、今回の措置で支給対象外になっている、日本兵や軍属として抑留された台湾・韓国・中国の人たちへの補償もおこなうべきです。

3. 子ども・子育て

子どもの貧困を克服し、1人ひとりの子どもが大切にされ、安心して子育てできる社会をつくりまします

子どもの権利条約が国連で採択されて 20 年がたちました。子どもの権利条約は、あらゆる施策に子どもの「最善の利益」を考慮すべきことをうたっています。世界では、子供の権利条約にもとづいて、子どもと家族のための施策と支援をさまざまに充実、発展させてきました。ところが日本では、子どもの権利を守ることや子育てに対する社会的なサポートが、先進諸国のなかでもきわだって遅れています。自公政権による「構造改革」路線のもとでひろがった貧困と格差は、子どもたちにも大きな影響を与え、子どもの貧困率はOECD諸国 30 カ国中で 12 番目に高くなっています。子どもの 7 人に 1 人が貧困のなかに育ち、給食費が払えない、修学旅行にいけぬ、高校進学をあきらめざるをえないなどの事態がひろがっています。

これらの原因は、政府が、不安定な雇用と低賃金、長時間労働をひろげ、教育、社会保障の切り捨てをすすめるとともに、子育てへの支援や保育、教育など家族を支える政策を怠って、子育てを親の「自己責任」にしてきたためです。

大企業の利益優先で、子どもと家族に冷たい政治をただし、人間らしい働き方とくらしの実現、保育所の充実など総合的な子育て支援をつよめます。最も困っている子どもと家族への支援を充実させ、子どもの貧困をなくします。子育て支援の財源は、軍事費と大企業・大資産家優遇という 2 つの聖域をただしてつくるべきです。また現金給付だけでなく、深刻な保育所不足の解消や安定した雇用、母子家庭への支援を強化します。子どもの権利条約の立場をつらぬき、子どもたちが大切にされ、だれもが安心して子育てできる社会をめざします。

1、男女ともに、安心して子育てできる社会的条件整備をすすめます

安心して子どもを生み、育てるためには、安定した雇用と人間らしい働き方、経済的にも安定していることが不可欠です。雇用は正規が当たり前の社会、労働時間や賃金、休日などでゆとりある働き方ができる社会にするとともに、妊娠・出産、子育てに対して社会全体で支援をつよめます。

人間らしい働き方、賃金・労働時間を保障します

青年と女性の 2 人に 1 人が非正規雇用です。結婚、子育てに直面する年代である 25 歳から 34 歳の労働者のうち年収 200 万円に届かない人は 300 万人以上にのぼります。これでは結婚も子育ても困難です。安定した雇用を保障することは企業の社会的責任です。民主党政権の派遣法「改定」は、製造業への派遣禁止でも、登録型派遣禁止でも大きな「抜け穴」があり、重大な問題をもっています。派遣法製造業への派遣はすべて禁止し、登録型派遣も真に専門的なもの以外きびしく制限すること、違法行為があった場合に直接雇用したものとみなす規定の導入、均等待遇などを内容とする抜本的な法改正を行い、派遣労働は一時的臨時的なものに限定し、正規化と均等待遇、労働条件の改善をすすめます。パート労働者への差別禁止、均等待遇を明記したパート労働法改正をすすめます。時給 1000 円以上への最低賃金の引き上げと全国

一律最低賃金制の確立で、非正規労働者の賃金を底上げします。

多くの若い父親がもっと子育てにかかわりたいと願っているにもかかわらず、長時間過密労働のために、現実にはできません。30代の男性で週60時間以上働く人が4分の1にのびります。サービス残業の根絶とともに、残業時間の上限規制で長時間労働を改善し、男性も女性も子育てにかかわるゆとりをとりもどします。子育て中の変則勤務、夜間・休日出勤、単身赴任などを制限します。

妊娠、出産にともなう解雇、退職勧奨を根絶します

妊娠・出産をつうじて働き続ける女性はいまもごくわずかです。7割が第1子出産を前後して仕事をやめており、この比率は20年来、ほとんど改善されていません。厚労省の雇用均等室には、年間3654件(09年度)の妊娠・出産による解雇や嫌がらせなど不利益取り扱いにかかわる相談が寄せられています。育児休業の取得による解雇や不利益取り扱いなど、いわゆる「育休切り」の相談も1657件と増加しています。違反企業への指導の徹底、罰則の強化などで妊娠・出産、育休取得などにともなう解雇・不利益取り扱いを根絶します。女性労働者が妊娠・出産で昇給や昇進・昇格等が不利にならないようにします。

育児休業制度を改善し、男性の取得促進、所得保障の増額をはかります

育児介護休業制度は、改善をもとめる声を背景に一步步改善がすすんでいます。育児休業取得率は、正規で働き続けている女性の9割近くに前進しています。しかし、非正規雇用労働者は、とりたくてもなかなかとることができない状況です。雇用状況の悪化のもとで、不利益取り扱いも増加しています。男性の取得率はいまだに1%台です。深刻な保育所の待機児童問題から、育児休業を早く切り上げた、延長せざるをえなかったなどの事態もひろがっています。

だれもが育児休業をとりやすい制度に改善をすすめます。休業中の所得保障を6割に増額します。休業期間の延長、中小企業への助成や代替要員の確保、ヨーロッパ諸国の「パパクオータ制度」なども参考にした男性の取得促進策の改善、取得すると昇進・昇格にひびくといった不利益取り扱いをなくすなど、男女ともに安心して利用できる制度にします。派遣やパートなど有期雇用労働者の取得条件をひろげます。子どもが病気のときの「子どもの看護休暇」は、学校行事への参加などにも使える「家族休暇」制度に拡充し労働者1人10日に増やします。短時間勤務制度や残業免除制度などの子の対象年齢をひろげます。

住宅、生活、出産費用への援助など若い世代への支援をつよめます

低賃金、不安定雇用のもとにおかれている若い世代にとって、結婚・出産にふみだすためには大きな経済的負担がかかります。公共住宅の建設や「借り上げ」公営住宅制度、家賃補助制度、生活資金貸与制度など、国や自治体による支援を特別につよめます。

2、国の責任で認可保育所を建設し、深刻な待機児童問題の解決、安心して預けられる保育を保障します

保育所に申し込んでも入れない待機児童は、09年秋で約4万6千人にのびりました。この4月の入所時期も、入所希望者が殺到し、各地で、母子家庭や育児休業あけ、休職中など、すぐに保育を必要としている親子が入所できない事態がひろがりました。保育所不足の深刻な事態をつくりだしてきた原因は、必要な認可保育所をつくらず、定員を超えた詰め込みや認可外の

保育サービス活用などの安上りの「待機児童対策」に頼ってきた、旧自公政権にあります。この路線を転換し、国の責任で認可保育所の建設、保育環境の改善をすすめます。（くわしくは保育「緊急提言」参照 [リンク](#)）

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100430_taikijidou_mondai.html

国の責任で年間 10 万人、3 年で 30 万人分の認可保育所を建設します

これまでの「規制緩和」路線をきっぱりと転換し、国の責任で認可保育所の建設と保育環境の改善をすすめます。4 月 30 日に発表した保育の「緊急提言」は、「認可保育所整備計画」をつくり、当面 1 年に 10 万人分、3 年間で 30 万人分の認可保育所を新・増設することを提案しています。

そのために、保育所建設費への国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げ、公立保育所への国庫補助を復活させること、利用可能な国有地の優先利用、建設用地取得への助成などの財政的支援を充実させます。人口密集地や過疎地では小規模な認可保育所も可能にし、待機児童の多い 3 歳未満児保育への補助を手厚くします。認可外保育所に対する国の助成制度を創設し、認可保育所への移行を促進、保育条件の向上を図るとともに、悪質な業者に対する指導・監督を強化します。

「規制緩和」路線を転換し、保育環境の改善、保育士の正規化と労働条件向上をすすめます

「規制緩和」による定員を超えた子どもの詰め込みと、公立保育所の運営費等の一般財源化などの国の保育予算の削減・抑制によって保育士の非正規化、公立保育所の民営化が急速にひろがったことが、保育所の安心と安全をおびやかしています。

安心して預けられ、子どもたちの健やかな成長を保障する保育環境をつくるために、認可保育所建設で計画的な定員超過を改善するとともに、保育士の正規化と賃金など労働条件を専門職にふさわしく改善します。高すぎる保育料の父母負担を低中所得層対象に 3 割軽減します。保育室の面積や保育士の配置などを定めた保育所最低基準は、諸外国と比べても低すぎるものです。民主党政権がすすめているいっそうの「規制緩和」や最低基準の撤廃を許さず、子どもの権利条約や欧米諸国の水準にむけて最低基準の改善、引き上げをめざします。

国の責任を放棄する保育制度の改悪は許しません

年間 10 万人分の認可保育所建設と保育士の正規化・労働条件の改善、保育料の負担軽減のために必要な国の予算は、総額で 4000 億円程度です。軍事費と大企業減税などにメスを入れること、とりわけ米軍経費 3370 億円など年間 5 兆円近い軍事費のごく一部、また民主党が来年度子ども手当につぎ込もうとしている 5 兆円の 1 割以下で可能です。

民主党政権は、児童福祉法 24 条に定められている保育に対する自治体の実施責任をなくし、「直接契約・直接補助」、「受益者負担」の導入、民間企業の参入の拡大など、自公政権がすすめてきた保育制度改悪をそのままひきつぐことを明らかにしています。さらに保育や子育て支援サービスに関する制度も予算もすべて自治体に丸投げして、国の責任を放棄する方向を検討しています。

公的責任を明記した現在の制度をまもり、制度改悪の検討をただちにストップさせます。保育予算を抜本的に増額させて、認可保育所の建設、保育環境改善をすすめます。

また、政府は、「幼保一体化」を急いでいますが、幼稚園と保育所の実態の分析や就学前の子

どもの教育・保育はどうあるべきかという専門家、国民による議論をつみかさねながら、長期的視野で検討すべきであり、待機児童対策や経済効率からの拙速な「幼保一体化」には反対です。幼稚園でも保育所でも、どの子どもも手あつい教育、保育を受けられるように教育・保育条件を高めることが前提です。

学童保育の増設、大規模化の解消など環境改善、指導員の待遇改善をすすめる

学童保育は、働く親が安心して働き続けられ、子どもたちが安全な生活をおくり成長するための大切な場です。しかし3割以上の小学校区に学童保育がなく、まだまだ不足しています。待機児童や大規模化、詰め込みも深刻です。放課後や夏休みなど、毎日過ごす「遊びと生活の場」にふさわしく、量質ともに充実を図ります。

希望する子どもが全員入所できるよう新增設をすすめます。大規模化の解消、保育料の父母負担の軽減、指導員の正規化、複数配置、生活が保障できる賃金など労働条件の改善、研修の充実をはかります。そのために国の学童保育予算を抜本的に増額します。

父母や学童関係者の運動を背景に、07年に施設や職員、運営などのガイドラインがつけられました。さらに国と自治体の責任を明確にした制度にし、国による設置・運営基準を定めて、地域格差の改善、条件整備をすすめます。

学童保育と、すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」などは、それぞれ拡充します。

3、子育ての経済的負担を軽減し、「子どもの貧困」の克服に力をつくします

希望する数まで子どもを生めない理由のトップは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(56・3%、内閣府調査)です。不安定雇用の増加、労働者世帯の収入減など国民生活がたいへんになっているもとで、親の貧困と格差が、そのまま子どもの貧困と格差につながっています。フランスやドイツなどヨーロッパ諸国では、非常に手厚い子育て支援のための施策がおこなわれており、経済的な心配なしに子育てすることができます。また、子どもの貧困率をひきさげる具体的な目標と施策を明確にしたとりくみをすすめています。日本でも、子育てへの経済的支援をつよめ、子どもの貧困の克服に力をつくします。

子ども医療費の無料化へ国の制度をつくります

貧困が原因で子どもたちが必要な医療を受けられないという事態を放置することはできません。すでに全都道府県・市区町村が何らかのかたちでおこなっている子どもの医療費助成制度を、「国の制度」として確立し、子どもの医療費を所得制限なしで、まず当面は小学校入学前まで無料化します。これによって都道府県市区町村ですすめている制度が上乘せ、底上げされるよう、各地でいっそうの拡充をはかります。

保育所、幼稚園の保育料を軽減します

「私立幼稚園の入園料、教育費、高すぎます」「保育料が高くて負担が大変」など、保育料の軽減を求める声は切実です。幼稚園に通う子どもの親に対する国の助成制度を拡充します。保育所の保育料は、保護者の収入に応じて定める制度を堅持します。各自治体が独自の努力で保育料の減免、負担軽減をすすめています。なにより必要なことは高すぎる国の保育料基準額を改善することです。国の負担で低所得家庭の保育料を3割程度引き下げます。一定の基準を満たした無認可保育所に通わせている家庭への保育料助成制度をつくります。

高校授業料の完全無償化、大学学費負担の軽減、奨学金の拡充をすすめます

希望するどの子どもも高校、大学に進学できるように学費の負担軽減、奨学金拡充をすすめます。民主党政権がおこなった高校授業料の「無償化」は一步前進ですが、公立でも制服代などの負担がひきつづき重く、私立授業料の負担軽減は一部です。私立の授業料無償化をめざすとともに、公立にかよう低所得世帯にたいする制服代、交通費、修学旅行費への支援制度をつくりま

す。

国立大学の授業料減免を広げ、私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」を創設します。国の奨学金を以前のようにすべて無利子に戻し、返済条件緩和を拡大します。とくに就学が困難な生徒・学生のため、欧米では主流の返済不要の「給付制奨学金制度」を創設します。

就学援助の拡充などをすすめます

生活困窮世帯の子どもに給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する「就学援助」の受給者が急増しており、就学援助制度の役割はますます重要になっています。しかし政府が 2005 年に国庫補助を廃止したことから、支給額や基準を切り下げる自治体も増えています。国庫補助を復活し、拡充します。

また子ども手当の支給にともなう自治体の独自施策の削減・廃止はしないよう自治体への助成拡充をはかります。

妊婦健診、出産費用の軽減、不妊治療への助成拡充をはかります

長時間・過密労働が広がるなかで、高齢妊娠、ストレス、切迫流産をかかえる妊婦が増加しています。母体や胎児の健康のための妊婦健診はいっそう重要です。経済的負担の心配なく妊婦健診を受診できるように、政府がのぞましい健診回数としている 14 回分を全国どこでも負担なしに受けられるようにします。

出産育児一時金の増額を恒常化し、さらに充実させます。パートなどの非正規雇用や、業者、農業などを問わず、安心して産前産後休暇がとれるように、国保に出産手当金制度を創設するなど休業中の所得保障、社会保険料免除などをすすめます。

高額な費用がかかる特定不妊治療費の助成額の増額、所得制限の緩和をはかります。不妊治療について健康保険の適用範囲の拡大をめざします。不妊専門相談センターの整備・拡充をはかり、カウンセリング体制の強化をすすめます。

母子家庭・父子家庭への支援をつよめます

日本のひとり親家庭の貧困状態は先進国のなかで最悪水準です。なかでも母子家庭の平均所得は、児童扶養手当などをふくめても年約 231 万円、高齢者世帯を含む一般世帯の 4 割、子どもがいる世帯の 3 分の 1 で、9 割近くが「生活が苦しい」と感じています。母子家庭も父子家庭も安心して暮らし、子育てができるように、ひとり親家庭への支援を強めます。

自民、公明、民主党などがおこなった児童扶養手当の支給から 5 年後に半減という制度改悪は、運動と世論の批判を受けて「凍結」しています。しかし、「就労が困難な事情」の証明書類の提出など、「就業意欲」による線引きの考えは変わらず、約 4000 世帯が手当を削減されています。児童扶養手当は、子の福祉の立場にたった充実をはかり、支給額の引き上げ、対象の拡大などをすすめていきます。子どもの扶養者が公的年金を受けていると児童扶養手当を受給で

きないなどさまざまな問題の改善もすすめていきます。

母子家庭にとって長期の安定した雇用が切実です。母子家庭の母親の85%が働いていますが、非正規労働者がふえて常用雇用を上回っています。パートや派遣の正社員化、非正規雇用と正規雇用の均等待遇などをすすめ、母子家庭の仕事と収入の安定をはかっていきます。パートを正規雇用に転換した事業主にたいする奨励金や資格取得や技能訓練費など、いまある国の支援制度も充実させていきます。

父子家庭の年収は母子家庭を上回るものの、就労収入が300万円未満の世帯が37%、200万円未満も16%にのぼっています。長時間労働を強いられ、子育てのために仕事を変えざるをえない人も少なくありません。運動と世論で父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったことは、一歩前進です。さらに、母子家庭とともに父子家庭の実態・要望調査をすすめ、母子家庭におこなわれている支援を父子家庭にもひろげるなど、父子家庭に必要な子育て・生活支援などを強めます。

ひとり親家庭にとって保育所入所は切実です。法律にひとり親家庭の保育所優先入所への配慮を謳い、通達も出ていますが、実際には入ることができず働くこともできないなどの悲鳴もあがっています。保育所の増設をすすめ、ひとり親家庭が安心して優先入所できるようにします。安価で良質な公共住宅を供給します。

母子家庭の寡婦控除を受けられないシングル・マザーにも、税控除がうけられるよう、制度を改善します。

4、子どもの命と健康、健やかな成長をはぐくむ社会をつくります

どのような家庭、環境にあっても、子どもの命と健康、安全と成長が最優先に保障される社会をつくらなければなりません。医療、福祉、教育の充実で安心して子育てでき、一人ひとりの子どもが必要としている専門的な支援が受けられるようにします。

産科、小児科、救急医療体制の確立をはかります

地方でも都市でも、「お産難民」「医療崩壊」ともいえる医師不足による小児科・産科などの病棟の休止、病院の閉院などの事態が進行しています。旧自公政権がすすめてきた社会保障切り捨て政策によるものです。出産できる病院・診療所は、2006年までの5年間で6398カ所から3613カ所に激減しました。救急医療施設も1割減少し、国民のあいだに深刻な不安をひろげています。民主党政権も、地域医療支援の事業の「事業仕分け」をおこない、ムダ削減の名目で予算をカットし、そのなかには産科・小児科に関わる事業、女性医師の就労支援事業などもふくまれています。救急医療体制の予算も削減されています。

公的病院の産科、小児科切り捨てをやめ、早期復活をはかります。国の責任で医師の養成・確保、診療報酬の改善、予算の増額をすすめ、安心して出産、子育てできる医療体制の整備、小児救急医療体制の確立をはかります。

子育ての不安にこたえる体制をつくり、児童虐待の防止対策を強化します

はじめての出産や、貧困などさまざまな問題を抱えた家族にたいして、きめ細かな相談体制、個別の訪問活動などの支援体制の拡充、保育所への入所や一時保育、子育て支援事業など、子育て不安を軽減する取り組みを地域全体ですすめます。

格差と貧困のひろがり背景下に、児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は増え続け、

08年度は過去最高の4万2662件にのぼっています。児童虐待の防止、早期発見、子どもと親への専門的な支援などの独自の施策をつよめます。早期発見で子どもを守るために、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など、子どもにかかわる専門機関の連携をはかるとともに、職員の専門的な研修をつよめます。相談支援体制を充実させるために、児童相談所の増設、職員の抜本的な増員と専門性向上のための研修の充実、一時保護施設や児童福祉施設の整備増設、設備や職員配置の改善をはかります。虐待を受けた子どもへの専門的なケア、親にたいする経済的、心理・医療的、福祉的な支援をつよめます。

児童養護施設、里親制度などの整備・拡充、施設や職員体制を抜本的に改善します

経済的、社会的事情をもった親が子育てできない状況におちいたり、予期せぬ妊娠に悩んだ時に、身近に相談できる体制を整備します。

児童福祉行政の中核的役割を担う児童相談所は全国で200カ所足らず、乳児院は120カ所程度しかありません。児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親が育てられるための支援をつよめるとともに、困難な場合の受け入れ施設の拡充をすすめます。

民主党政権がすすめる児童養護施設などの最低基準廃止、自治体まかせをやめさせ、国の責任で、きわめて不十分な職員配置や貧弱な施設整備の改善を急ぎます。施設に暮らす子どもたちの教育、進学への支援をつよめます。里親制度は子どもたちを家庭的環境で育てるために重要な制度です。いっそうの拡充をはかり、里親への支援や研修の充実、制度の周知をすすめます。

民法の婚外子差別の条項の是正、無戸籍児の解決など、親の事情で子どもが差別されない社会をめざします。

少人数学級でどの子もわかるきめこまかな教育をすすめます

どの子もいていねいに育て、わかる授業をすすめるためには、少人数学級が必要です。全都道府県に自治体独自の努力でひろがっています。国として「30人学級」を実施させます。子どもたちにストレスと重い負担をもたらしている、ゆきすぎた競争と格差づくりの教育をやめさせます。

不足している特別支援学校の教室・教員不足の解消など、条件整備をすすめるとともに、学習障害など軽度発達障害をふくめてどの子にもいていねいな教育ができるよう、特別支援学級や通旧指導教室の抜本的な拡充、少人数学級化など、きめ細かな対応をすすめます。

ストレスなどで傷ついた子どもたちのケアや、学校に行けない子どもの教育権の保障のための公的支援をつよめます。相談しやすい窓口を拡充するとともに、不登校や「ひきこもり」などの「親の会」やフリースクールなどへの公的支援を拡充します。

日本でくらす外国人の子どもたちへの教育を保障するため、日本語教室設置、公立学校への入学資格の改善などをすすめます。

子どもの豊かな成長をはぐくむ文化、スポーツへの支援を拡充します

子どもたちの成長、発達にとって、生きいきとした遊びや豊かな文化・スポーツにふれることは不可欠です。子どもたちの生活圏内に安全で安心して遊べる公園や児童館、プレイパーク、青少年がスケートボード、フットサルなどを楽しめる広場の確保をすすめ、そこでの自主的な

活動を支援します。演劇や映画、音楽などさまざまな芸術・文化に親しめるように、文化団体、地域の活動を応援します。学校公演（鑑賞教室）の支援を充実します。

5. 子どもの権利条約の立場を政治と社会につらぬきます

日本は子どもの権利条約批准国であるにもかかわらず、子どもたちの権利を守る施策があまりにも不十分です。旧自公政府がすすめてきた全国いっせい学力テストのような過度の競争をあおり、管理をつよめる教育をただちに改善するとともに、人間らしい安定した雇用、社会保障や福祉の充実など、社会全体のあり方を変え、子どもたちがストレスをかかえて自己肯定感も将来への希望も持てないというような事態をなくしていかなければなりません。

いまほど、一人ひとりの子どもが真に大切にされる社会へ、子どもの権利条約の立場で、子どもと子育てをめぐる問題を見直すことが求められているときはありません。政府と社会が、「子どもの最善の利益」のために、福祉、教育、文化、子育て支援の充実を最優先にはかることは、国際的には当たり前のことになっています。子どもの権利条約を社会のすみずみに実現するための国民の共同をひろげます。

4. 農林漁業・食料

農林漁業の再生を国づくりの柱にすえ、安全・安心の食と豊かな環境を守ります

国民の命を支える農林漁業の衰退が続き、食料自給率は先進国で最低水準に落ち込んだままです。農山村の崩壊がすすみ、国土の保全が危ぶまれる事態も広がっています。

「このままでは農業も、農村も、地域経済もだめになってしまう」——— 今年の総選挙で示された国民の審判は、こうした深刻な状況の転換を期待したものでした。

ところが、民主党政権は、農政の面でも期待を次々に裏切ってきました。農政の目玉とした戸別所得補償は、今年度、水田だけを対象とするモデル事業をスタートさせましたが、①所得補償の水準が低すぎ、米価暴落を放置している、②転作作物への助成金を全国一律にし、多くの作物で引き下げた、③輸入自由化と一体になっている、④農林水産予算の総額を削減し、農業振興に必要な予算をバツサリ削った、などの問題点が噴出し、農家の怒りや不信感を広げています。

農業・農村の今日の危機的事態は、大企業製品の輸出を最優先し、食料は輸入すればいいという、自民党政権が長年すすめてきた国づくりに根本原因があります。とりわけ、WTO農業協定を受け入れて、農産物輸入のいっそうの自由化、価格保障の投げ捨て、農林予算の削減などを進めてきたことが、農業と農村の崩壊に拍車をかけました。

民主党政権は、今日の危機をもたらした要の政策＝輸入自由化や農業予算の削減、価格保障の否定などは一切転換しようとしていません。「成長戦略」で、輸出大企業の競争力強化を最重点に、アメリカやオーストラリア、中国などを含むアジア・太平洋自由貿易協定の締結を掲げているのも、農産物輸入の完全自由化に道を開き、日本農業を壊滅させるといわなければなりません。

21世紀の世界は、「食料は金さえ出せばいつでも輸入できる」時代ではなくなっています。地球環境の保全も人類死活の課題となり、各国の国土を生かした循環型の社会への転換が求められる時代です。大企業製品の貿易拡大を第一にし、農業や食料政策をそれに従わせるという旧態依然たる考え方は、もはや許されません。

農漁業を再生し、食料自給率を回復することは、国民の生存の根本にかかわる「待ったなし」の課題です。人類社会の持続的な発展にたいする日本の責任でもあります。農林漁業と農山漁村の再生は、輸出偏重で内需が冷え込み、脆弱な体質にされてきた日本経済を内需主導、持続可能な方向へ転換するうえでも不可欠です。

日本共産党は、農漁業つぶしの政治を大もとから転換し、食料自給率の50%台への引き上げを国づくりの柱に位置づけ、あらゆる手立てをつくします。その達成のために一昨年3月に発表した「日本共産党の農業再生プラン」や、今年4月に発表した「価格保障と所得補償の充実、輸入自由化ストップで、農業の再生を」の実現めざします。

安心して農業に励めるよう、価格保障・所得補償を抜本的に充実します

わが国の農業再生にもっとも必要なのは、農家が安心して生産にはげめる条件を保障するこ

とです。その最大の柱は、農産物の価格保障を中心に、所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策をしっかりと行うことです。

農産物の価格（農家手取り価格を含む）を一定水準に維持する価格保障は、農家の意欲と誇りを高め、営農を保障するうえで決定的です。農畜産物の特性を踏まえて品目別の価格制度を導入あるいは現行制度の充実・改善に取り組みます。加えて、国土や環境の保全など農業の多面的な機能を評価して、農地面積などを対象にした各種の所得補償を抜本的に充実します。

米価に「不足払い」制度を導入し、1俵1万8000円を保障する——95年には2万円（1俵あたり全国平均）を超えていた生産者米価は、いまや1万3000円前後。全国平均の米生産費（08年、農水省調査）1万6497円を大幅に下回っています。これでは、後継者が生まれるはずがありません。米価に「不足払い制度」を創設して、過去3年の生産コストの平均を基準として、販売価格がそれを下回った場合、差額を補てんします。

水田のもつ国土・環境保全の役割を評価し、当面10アールあたり1～2万円の所得補償を実施します。価格保障とあわせれば、当面、全国平均で1俵1万8000円前後の米生産による収入を確保します。これらの実施にあたっては、全国一律ではなく、地方の条件を踏まえて行います。

米の需給や流通の安定に政府が責任をはたす——備蓄米は最低150万トンを確保し、不足時以外の売渡しを中止して、3年以上経過した古米を主食用以外に振り向ける「棚上げ方式」を導入します。それに見合って、米の生産計画は需要見込みより50万トンのゆとりをもたせます。米の生産調整に政府が一定の役割をはたすとともに、豊作や消費減などで余剰米が発生した場合、政府買い入れを増やすことで需給調整をはかります。

政府米の保管・販売業務の民間委託は、主食にたいする国の管理責任を後退させ、米需給・流通などに混乱を生じかねないもので、反対です。

09年産米30万トン以上を緊急に買い入れる——当面、09年産米の暴落を回避するため、だぶついている米30万トン以上を適正な価格で緊急に買い入れます。

大手流通企業による買いたたきなどを規制し、産地・品種・品質の偽装表示など無秩序な流通を規制するルールを確立します。年間を通じて計画的に出荷・販売する業者・団体にたいして、金利・倉庫料など必要な助成をおこないます。

水田における主食用以外の増産に力を入れる——米の生産調整は、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体で取り組みます。そのために、転作作物の条件を思い切って有利にし、農家が安心して増産できる条件を整えることを優先します。当面、麦・大豆・飼料作物などの助成金を10aあたり平均で5万円（現行3万5千円）に増額し、地域農業の実態をふまえて配分できるようにします。米粉・飼料用米には、10アール8万円の助成、原料として受け入れる地場の加工企業などへの支援を強め、増産に見合って輸入を抑制するなど、安定した販路・需要先を確保します。

畑作、畜産、野菜、果樹などに価格・所得対策を充実する——日本は地域の条件に応じて畑作、畜産、果樹、野菜など多様な農業が発展してきました。それぞれの品目の生産や流通、加工などの実態に即した価格保障（価格安定・支持制度）と所得補償の拡充で、農家経営が安定して持続できる条件を整えます。

●**麦・大豆**——自給率の極端に低い麦・大豆の増産は急務です。土地条件の改良や栽培技術・品種の改善、加工・流通への支援などとあわせて、麦・大豆に生産費と販売価格の差額を補てんする交付金制度を復活し、充実させます。水田での作付け・増産をはかるため、

手厚い所得補償を実施します。国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大を支援し、国産麦や大豆の需要拡大にとりくみます。

●酪農・畜産物など——輸入飼料に依存して大規模化に偏重した畜産政策を見直し、日本の大地に根ざした循環型の畜産経営を支援します。加工原料乳は、生産費を基準とする不足払い制度を復活し、需要増大の見込めるチーズや生クリームまで対象を拡大します。肉用子牛補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、単価や補てん水準を引き上げ、再生産が可能になるよう改善・充実します。飼料作物の増産を支援するため、水田・畑・採草地への所得補償を拡充するとともに、飼料の広域流通体制を整備します。生産の国内需給に影響を与えないよう乳製品のカルেন্টアクセスの輸入を規制します。消費不況を口実とした牛乳・乳製品、肉類・鶏卵の買いたたきを防止できるよう、監視を強めます。

●野菜・果樹、甘味資源など——野菜や果樹は、作柄変動に伴う値動きが大きいうえに、増大する輸入品に圧迫され、国内生産が減少を続けています。最近では、景気悪化による消費減もあいまって物財費さえ下回る低価格が横行しています。現行の野菜価格安定制度を、対象品目や産地を拡大し、保証基準価格を引き上げる、大規模経営の多少による産地差別を廃止する、加入や支払いの事務を簡素化するなどの改善・充実をはかります。自治体が行う特産物の価格安定対策に国が支援を強めます。

ミカンやリンゴなど果実生産は、豊作時に加工に向けることで生果の需給調整が可能になるよう、輸入原料の規制とあわせて、加工向け果実価格安定対策を創設します。北海道や南九州・沖縄の基幹作物であり、国内で貴重な甘味資源作物であるてんさい・ばれいしょ、さとうきび・かんしょなどは、生産・製造コストと販売価格の差額を補てんする現行の経営安定対策を充実・強化し、農家の再生産が可能となるよう支援を強めます。

農業の多面的機能に着目した所得補償を拡充する——農業生産の4割を担う中山間地など条件不利地域での農業を維持するためには、特別の援助が必要です。中山間地域等直接支払い制度を恒久制度として立法化し、高齢化が進む実態を踏まえて、集落協定の要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化などを進めます。高齢者率の高い集落への支援や樹園地などには補償水準を手厚くします。

農業のもつ国土や環境を保全するなどの多面的な機能は、農産物の価格には反映されず、無償で国民に提供されてきたものです。これを正当に評価して、水田・畑地・樹園地など地目に応じた所得補償を実施します。食の安全や環境に配慮した有機農業などの育成にも、一定の基準で所得補償を実施します。

農家の経営規模に見合った機械や施設の導入への支援——農業機械や施設の大型化の推進はコストを高め、農家の所得を減らす場合が少なくありません。農家の経営規模に見合った機械の導入、共同利用の機械更新への支援、肥料の価格安定などで生産コストの低下、農家所得の増大、消費者価格の安定をはかります。

品種・栽培技術の改良など増産に向けた試験研究を強化する——作物の増産と生産コストの削減には、品種改良・栽培技術など基礎的な研究と援助が不可欠です。効率優先で基礎研究を切り捨てるのではなく、食料の増産、農業経営の改善に役立てる方向で強めます。

輸入自由化・拡大に反対し、「食料主権」を保障する貿易ルールをめざします

輸入自由化を進めては、あれこれの国内対策をとっても農業への打撃を防げないことは、これまでの経験であきらかです。戸別所得補償の導入を輸入自由化への受け皿にしようとする民

主党政権の企ては断じて認められません。

WTO農業交渉を中止し、「食料主権」を保障する貿易ルールを求める——いま進行中のWTO農業交渉は、わが国にいつその輸入自由化を迫り、農業を壊滅させるものです。自由化一辺倒のWTO体制のもとで、世界各国の農業が荒廃し、環境や食の安全も脅かされ、貧困と格差が拡大するなど矛盾が広がりました。21世紀に入り、食料や環境問題の解決が人類社会の課題になるなかで、日本にとっても、国際社会にとっても、必要なのは、各国の国土資源を最大限に生かした食料の増産であり、それを可能にする貿易ルールです。もはや、時代にあわなくなったWTO農業交渉は中止を求め、関税など国境措置の維持強化、価格保障などの農業政策を自主的に決定する権利＝「食料主権」を保障する貿易ルールをめざします。

農業に打撃を与えるFTA・EPAに反対する——「成長戦略」の名で、工業製品の輸出増を最優先し、農産物を含めた輸入自由化を拡大するFTAやEPAは、農業つぶしに拍車をかけるものです。とりわけ、日米FTA、日豪EPA、アジア・太平洋FTAでは、農業を除外することはありえず、日本農業に壊滅的な打撃を与えるのは必至です。日豪EPA交渉はただちに中止し、日米FTA、アジア・太平洋FTAには断固反対します。二国間・多国間の農業貿易は、各国の農業の維持・拡大、食料自給率の向上を最優先すべきです。

ミニマム・アクセスの廃止を求める——世界で米が不足している時に、輸入の必要のないわが国に77万トンもの米輸入を強要、そのうえ、現在の農業交渉では110万トン以上への輸入拡大を迫る——こんな不条理きわまるミニマム・アクセス制度はきっぱり廃止を求めます。ミニマム・アクセスは、WTO協定上は最低輸入機会の提供にすぎず、全量輸入は義務ではありません。当面、「義務」輸入は中止します。

家族経営を基本に農業の担い手の育成に国をあげて取り組みます

戦後日本の農業を中心に支えてきた70歳代の「引退」が始まる中で、だれが農地を管理し、だれが食料生産と農村を担うかは、日本社会が真剣にむきあうべきまっただなしの課題です。安心して農業にはげめる条件を抜本的に整備しながら、担い手の確保・育成に長期の計画をたて、国や自治体が特別な力を注ぐことも、求められています。

多様な家族経営をできるだけ多く維持する——食料自給率の向上や農業の多面的機能は、一部の大規模経営だけでは担えず、兼業・高齢者世帯を含む多くの農家が農村に定住し、営農を続けることが不可欠です。「非効率」の名で中小農家を切り捨ててきた農業「構造改革」は、農業と農村を衰退させただけでした。今後の農業の担い手は、なによりも、価格保障・所得補償の充実などで安心して農業にはげめる農政の実現を通じて、いま、農業に従事している多様な農家をできるだけ多く維持することを重視します。

集落営農や大規模農家も応援する——引退する高齢農家の農地や作業を引き受ける集落営農、大規模経営の役割も、地域農業を支える担い手として重要です。集落営農などが機械・施設を導入・更新する際、助成や低利融資を行います。地域の自主性を尊重しながら、行政や農協などが一体で支援を強め、実務や資金管理、販路確保の負担を軽減します。

新規就農者支援の特別法をつくり、国の機関あげて取り組む——定年を契機に帰農する人が増え、若者の間でも就農希望がふえ、農業への関心がこれまでになく高まっています。新規就農者の確保・育成・定着には、長い時間と国や関係機関、地域社会が一体となった支援が不可欠です。フランスでは、国の事業として「青年農業者育成支援制度」をつくり、山岳地域に夫婦で就農する場合、最高700万円を補助するなど成果をあげています。国内でも、新規就農

者に月十数万円を助成する自治体など、さまざまな試みが広がっています。こうした取り組みを抜本的に強めるため、国が主体となる「新規就農者支援法」を制定し、就農希望者の研修・教育機関の整備、農地の確保、資金、販路や住宅など総合的な支援体制を整備します。その一つとして、政府が、40代までの新規就農者に月15万円、3年間支給する制度を創設します。新規就農者の研修や技術指導を引き受ける農業生産法人や農家への支援も強化します。

農協や農業関係団体の役割を重視する——今日、農協や各種の共同組織は、集落営農や担い手への支援、農産物の販路の確保、加工施設の運営など地域農業の振興と農村社会の維持に欠かせません。自主性を尊重しつつ、その役割がはたせるよう、国や自治体も協力し、支援します。協同組合の事業を独禁法の適用除外とするのは、諸外国でも認められた原則であり、堅持します。

株式会社一般の農地利用を厳しく監視する——昨年の農地法「改悪」で農外企業の農地利用に道が開かれました。もうけ第一の株式会社が進出するのは、優良農地であり、そこで成り立っている農家や集落営農と競合し、追い出すことになりかねません。農地の利用は、農家とその共同組織を優先し、株式会社一般の農地進出に厳しい監視と規制を強めます。そのために、農業委員会の体制を強化し、必要な予算を増額します。

口蹄疫の拡大を阻止し、被害の補償、経営再建の支援に万全をつくします

宮崎県で未曾有の被害を広げている家畜伝染病・口蹄（こうてい）疫は、わが国の畜産全体の存続を脅かす深刻な事態です。口蹄疫を封じ込めるために、「特別措置法」の実施を急ぎ、家畜伝染病予防法の抜本的改正に取り組みます。感染拡大防止に国が全面的に責任をもち、獣医師など人的資源の集中、殺処分した家畜の埋却（土地の選定・確保を含め）を迅速におこないます。口蹄疫による打撃で、税収が落ち込んでいる県市町村に、畜産業の再建、地域経済を立て直しなど用途を定めない交付金を交付します。被害農家には、殺処分した家畜の評価額を再生産可能な価格とし、埋却までの間のエサ代の補償、新たに導入する家畜が販売できるまでの3年程度の所得などの直接支援をおこないます。家畜市場の閉鎖、移動制限などで畜産農家だけでなく関連産業、地域経済が甚大な打撃を受けており、これまでの家畜伝染病予防法の範囲を超えて、国として全般的な補償・支援ができるようにします。

都市づくりに農業を位置づけ、農地税制を抜本的に改めます

都市内の農業と農地の存続を否定する現行の都市計画制度を見直し、農業を都市づくりの大事な柱に位置づけます。「都市農業振興法」（仮称）を制定し、直売所、地産地消、学童農園、体験農園などの取り組みを支援します。現に農業が営まれている農地は農地課税・農地評価を基本にし、作業場なども農地に準じた課税にします。当面、生産緑地の要件を緩和し、相続税納税猶予の制度を維持し、市民農園や屋敷林などにも適用します。（詳細は2010年5月7日発表の「日本共産党の都市農業振興政策」を参照）。

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik10/2010-05-08/2010050806_01_0.html

農業予算を1兆円増額して、食料自給率50%を実現します

日本農業を再生には、農業つぶしの政治が長く続き、その傷が深いだけに、長期の見通しによる計画的な取り組みと関連予算の思い切った増額が必要です。とりわけ、長年“猫の目農政”

に苦しんできた農家が、将来にわたって農業に安心して励めると確信を持てるようにするためにも、政策の一貫性、持続性が不可欠です。

日本共産党は、食料自給率の早期50%達成を目標に掲げていますが、そのために、価格保障や所得補償の充実など農林水産予算を現状より1兆円前後増額します。

一般歳出に占める農林水産予算の割合は10年前の7.1%から4.6%に低下しています。今年度の国の予算規模を前提にしても、農業を「国づくり」の柱に据え、予算上の位置づけを10年前の水準に戻すだけでも1兆円は確保できます。

また、食料の増産には、湿田の乾田化、用排水施設の維持・補修、山間地域の圃場整備などの土地改良が欠かせません。大型事業中心ではなく、農家や地元負担が少なく、経営改善につながる土地改良事業に予算を重点的に配分します。

農業者・消費者の共同を重視し、「食の安全・安心」を広げます

中国冷凍ギョーザ事件やBSEなど食の安全・安心を脅かす事態が後を絶ちません。「安全な食料は日本の大地から」の実現をめざしつつ、食品の検査体制・安全基準を強めます。

水際での検査体制を強化する——輸入食品の10%にすぎない水際での検査体制を抜本的に強化し、厳格な検疫・検査を実施します。原料・原産地表示をすべての加工品に実施します。

現行のBSE対策を堅持し、牛肉の安全を確保する——BSE（牛海綿状脳症）対策がずさんなアメリカ産牛肉にたいする輸入規制を緩和すべきではありません。BSE全頭検査を維持するなど現行の対策を堅持し、牛肉の安全を確保します。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生の影響を最小限にとどめるよう、機敏に対処します。

安全な食料の生産・流通を広げる——「効率化」一辺倒で農薬や化学肥料に過度に依存した農業生産のあり方を見直し、有機農業など生態系と調和した環境保全型の農業、「地産地消」や「スローフード」への取り組み、食文化の継承・発展を支援します。

卸売市場の公正な運営をはかる——卸売市場で広がっている相対取引をふくめて、コストを無視した低価格での納入を強要するなど大手スーパーなどの横暴を抑えるため、産地、中小小売が対等な立場で交渉できる協議会を設置するなど、公正な流通ルールを実現します。

山村地域の基幹的産業として林業・木材産業の再生をはかります

わが国の森林面積は国土の3分の2を占め、国土や環境の保全、水資源の涵養など国民生活に不可欠な役割をはたしています。森林資源の総蓄積量は44億 m^3 を超え、毎年の樹木の成長量は年間の消費量に匹敵する約8000万 m^3 になっています。日本の森林は「育林の段階から利用の段階」を迎えているにもかかわらず、現状は、木材消費量の8割弱が輸入材です。これを転換し、地域経済と低炭素社会に不可欠な産業として、林業・木材産業を再生します。

外材依存政策を転換する——林産物輸出国主導のWTO体制を改め、各国の自主権を尊重した林産物貿易、森林・林業政策を保障することを世界に提起します。

住民参加による地域林業にとりくむ——全国一律の大型産地づくりをやめ、森林所有者や素材・木材産業、大工・工務店、地域住民などの総合的な力を結集し、地域の条件に即した安定的な生産・加工の供給体制の整備をすすめます。

林道・作業道など生産基盤の整備をはかる——間伐の助成を強めるとともに境界の確定を促進し、生態系や環境保全に配慮した技術の確立と助成制度で、林道・作業道など生産基盤の充

実をはかります。

国産材の適切な利用をすすめる——公共建築や公共事業をはじめ、助成や税制上の優遇措置による国産材住宅の拡大、木材バイオマスの推進など、国産材の適切な利用を促進します。また、資源を無駄なく活用するため、路網整備などで効率的な収集の仕組みをつくり、バイオエタノールなど新たな利用技術の研究開発をすすめる、実用化にとりくみます。

森林所有者に再造林できる価格を保障する——森林の公益的機能の発揮と木材の安定供給体制をつくるために、国産材の利用拡大と適切な取引価格の設定などで林家に再造林できる原木価格を保障できるようにします。

森林組合など林業事業体への支援を強めます——森林組合や林業事業体が、地域の林業振興のために積極的な役割をはたせるよう、素材生産業などとも連携し、所有者に代って長期的な経営管理にとりくめるよう支援を強めます。

林業就業者の計画的な育成と待遇改善をはかる——新規就業者が必要な知識や技能の習得がはかれるように研修体制の確立や受入事業体への支援など「緑の雇用担い手対策事業」を拡充します。また、労働条件や生活条件を改善し、安心して働ける環境をつくりまします。

特用林産物の活用や都市との交流をすすめる——山菜・きのこなどの新しい特産品作りや森林資源を活用した都市との体験・交流など、複合経営で森林所有者の経営安定をはかりまします。

国有林の持続的な経営管理にとりくむ——わが国最大の林業経営体として、「国民の共有財産」として実態を総点検し、技術者の育成確保をはかり、地域自治体・住民との連携、協同関係を確立し、持続的な経営管理にとりくみます。木材販売にあたっては大企業優先の低価格販売でなく、地域産業との結びつきを強め、適正価格での適切定量な販売に努めます。

漁業者の経営安定と資源管理型漁業で水産物の安定供給をはかりまします

四方を海に囲まれ、変化に富んだ海岸線をもつ日本の漁業は、沿岸、沖合を基本に多様な漁業が営まれ、豊かな魚食文化をはぐくんでましました。しかし、海洋をめぐる国際環境の変化とともに開発優先の政策による漁場の悪化や漁獲力の増大による資源の減少、水産物の輸入増大と生産者価格の低落など、漁業・水産業は厳しい状況が続いています。

98年からの10年間で漁業生産量は16%、生産額は18%も減りました。一方で、世界の水産物の消費増と価格上昇のため輸入が減り、自給率は57%から62%に上昇しました。不況の消費への影響や大手スーパーの買い叩きなどで、生産者魚価は下がり続けています。また、一時ほどではないといえ、燃油や魚網などの価格が高騰しており、経営困難や高齢化などのため、漁業経営体の減少も止まっています。

こうしたもとの、日本が水産資源の保全・管理に責任をもち、漁業を振興し、水産物の自給率を向上させることがきわめて重要になっています。

魚価安定対策、燃油・資材価格対策を強め、漁業経営を安定させる——漁業経営を安定させ、乱獲を防ぎ、資源の保全をはかる資源管理型漁業をすすめる、政府の責任で価格安定対策を強化します。卸売市場の公正な運営につとめるとともに、相対取引でも大手量販店などの優越的地位を利用した生産コストを無視した買い叩きを規制するルールづくり、積み立てプラスなど魚価低落による損失補てんを充実させまします。水産資源保全のための休漁・減船に対する保障を国の責任で充実させまします。

石油価格や漁船・漁具、養殖用飼料の価格高騰による経営困難を打開するため、資材価格の安定と省資源型漁船や漁法にたいする援助をつよめ、消費者価格の安定をはかりまします。

資源管理と漁業の振興を保障する貿易ルールの確立をめざす——世界の消費量が増え、漁業資源の減少があきらかなもとで、輸入拡大一辺倒のWTOでは対応できません。適切な輸入規制など、資源管理と漁業の振興を保障する貿易ルールの確立をめざします。

マグロ、クジラなど遠洋漁業について、国際的な資源管理尊重しながら、わが国の漁食文化を守る方向での外交的努力をすすめます。

新規漁業就業者支援制度を創設する——各地の自治体では、新規就業者にたいするさまざまな対策がとられています。国の制度として新規漁業就業者支援制度を創設します。地産・地消の振興、販路の確保、水産加工の振興、魚食文化の普及など、水産物の消費拡大と流通改善に取り組みます。

大型開発をやめさせ、漁場の保全、操業の安全をはかる——名護市辺野古沖への米軍基地の建設をはじめ干潟を破壊する大型開発をやめさせ、諫早湾への海水導入による干潟の再生など漁場の保全・改善をすすめます。潜水艦事故のような海難事故の根絶や米軍の訓練海域の縮小など、漁船操業の安全をはかります。

漁業・漁村を維持する地域活動を支援する——漁業・漁村のはたしている環境や国土保全にはたしている役割をきちんと評価し、「離島漁業支援再生交付金」など、多面的機能を維持・増進する地域活動への支援制度をつくります。

国の予算の使い方を、公共事業中心から、漁業者の所得補償や販路の確保、地産・地消の推進、産地における水産加工の振興などを重視するように改めます。

農林漁業に基盤をおいた農山漁村の再生に取り組みます

農林漁業の衰退を放置し、企業誘致や公共事業など大型開発に依存した地域づくりが、企業の海外進出、公共事業の激減などで、ゆきづまり、各地で破たんしています。農山漁村の再生には、農林漁業を基盤としながら、生産者・地域住民・消費者との共同をひろげ、地域資源をフルに生かした循環型の経済で、就業や雇用の場を確保することが重要です。

地産地消を重視した地域づくりをすすめる——わが国の農林漁業は、地域ごとにきわめて多様であり、再生の取り組みは地域の自主性を尊重すべきです。「食の安全都市宣言」「地産地消宣言」などをおこなう自治体が各地に生まれています。直売所や産直がにぎわい、高齢者や女性、兼業農家などが元気に参加して、都会の消費者との交流もさかんです。地産地消や食の安全を重視した地域農林業、沿岸漁業の振興をはかります。

地場農林水産物を生かした加工や販売を促進する——農林水産物の生産と販売とともに、地域の資源を生かした加工や販売に力を入れることも、農林水産物の需要を拡大し、地域の雇用を増やし、農漁家の所得を増やすうえで重要です。

バイオマスや小水力発電など自然エネルギー開発に力を入れる——地球温暖化対策の一環として、世界ではいま、太陽光・熱、風力、小水力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの開発が進んでいます。わが国も、その本格的な普及が切実に求められています。農山漁村に豊富にある自然エネルギー資源の積極的な活用を、農林業とともに農山村の経済や雇用の重要な柱として位置づけ、開発・普及に力を入れます。

過疎集落への支援を思い切って強化する——地域資源を生かした第一次産業の振興とともに、「山の駅」(仮称)など地域にあった生活拠点をつくり、集落を結ぶコミュニティバスの運行、高齢者集落への「集落支援員」の配置など、買い物や医療、福祉、教育などの生活に不可欠な最低条件の整備に努めます。こうした対策を講ずる自治体に対し、国の支援を強めます。

鳥獣害対策を抜本的に強める——増え続ける鳥獣被害は、農家の生産意欲を失わせ、集落の衰退に拍車をかけ、それが鳥獣害への対抗力も弱める、という悪循環をもたらしています。根本的には、農林業が成り立ち、農山村で元気に暮らせる条件整備が不可欠ですが、当面、該当する鳥獣の生態や繁殖条件の調査を国の責任で行い、増えすぎる鳥獣を適正な密度に減らす地域や自治体の取り組みを支援します。鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備するとともに国の鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農家や自治体の取り組みへの支援を強めます。

5. 税制

消費税など庶民増税を許さず、大企業・大資産家優遇の「逆立ち税制」をただします

カジノ資本主義の破たんが明らかになる中で、世界では昨年来、これまでの大資産家優遇、多国籍企業優遇の税制の見直しが行われてきています。イギリスでは、今年4月から、証券税制を含めて所得税の最高税率が引き上げられました。アメリカでも、オバマ政権と民主党が、所得税の最高税率引上げなどの富裕層への増税を提案しています。医療保険改革の財源としても、富裕層のメディケア税の税率引上げなどが決められました。こうした動きは欧米各国に広がってきています。

ところが、日本では、自公政権のもとで庶民には定率減税廃止や配偶者特別控除廃止、高齢者への増税など、年間の税額にして5兆円以上もの増税が行われる一方、大企業や大資産家には、98年以降の10年間に、法人税率や所得税最高税率の引下げ、研究開発減税、証券優遇税制など、総額で年間8兆円以上（07年時点）もの減税を行うという「逆立ち税制」が進められてきました。

自公政権にかわった民主党政権も、子ども手当の財源として人的控除の廃止・縮減による増税を打ち出したのに続いて、消費税についても「4年間は上げない」という公約を投げ捨てて、増税の方針をはっきり打ち出しました。菅首相は「10%」という数字にまで言及しています。その一方で、法人税率の引下げを掲げています。経済産業省が要求しているような法人税減税を実施したら、消費税を10%に増税したとしても、そのほとんどが法人税減税の穴埋めに消えてしまい、財政再建にも社会保障財源確保にも役立ちません。

いまでも巨額の利益を上げている大企業に減税しても、内部留保のため込みがますます増えるだけです。その減税の穴埋めを消費税で行えば、国民生活はますます圧迫され、景気がいっそう冷え込むことは必至です。

税は「応能負担」が原則です。所得の少ない人には少なく、所得の多い人にはより多く負担してもらい、そして、生活に必要な最低限の所得をも得られないような人は非課税にするのが当然です。「貧困と格差」が大きな問題となっている今こそ、この原則がいっそう大事になっています。

大企業や大資産家に減税の「大盤振る舞い」をしてきたことが、税収に大きな穴をあけ、巨額の政府債務の原因にもなっています。財政危機から脱却する道を確認するためにも、行き過ぎた減税にメスを入れることが必要です。

日本共産党は、(1)当面する経済の危機的状況から、緊急にくらしと営業をまもる、(2)「逆立ち税制」のゆがみをただす、(3)財政危機から脱却する見通しを確保する——という3つの角度から、次のように税制の改革を進めます。

法人税減税の穴埋めのための消費税の増税に反対します

民主党は、「4年間は消費税を上げない」「無駄を削れば財源はできる」と言ってきましたが、それが破綻し、消費税増税に舵をきりかえようとしています。自民党も、さまざまな「新

党」も、消費税増税を主張しています。しかも、これらの政党は、いずれも「法人税率を引き下げる」と、口を揃えて主張しています。法人税減税の穴埋めのための消費税増税であることは明らかです。

日本経団連や経済産業省は、いま40%の法人実効税率を25~30%に下げろと要求しています。かりに25%に引き下げたら、9兆円もの減収になります。消費税率を10%に引き上げたとしても増収額は12兆円ですから、そのほとんどが法人税減税の穴埋めに消えてしまいます。

消費税の増税は、消費を冷え込ませ、景気に大きな打撃となります。菅首相は、「増税しても、その税収を正しく使えば景気に悪影響はない」などといっていますが、これはとんでもないでたらめです。所得の落ち込みで苦しい家計から消費税をしばりたてて、巨額の内部留保をためこむ大企業への減税に回すことが、「正しい使い方」だともいっているのでしょうか。

「財政危機だから消費税増税も仕方ない」とか「社会保障の財源確保のためには消費税増税が必要だ」という議論も、増税を国民におしつけるためのごまかしです。それは、消費税導入以来の実績をみれば明らかです。消費税導入以来の22年間で、税収は累計224兆円にもなりますが、ほぼ同じ時期に企業が納める法人3税（法人税、法人住民税、法人事業税）は208兆円も減ってしまい、消費税収入の9割以上が、その穴埋めに消えてしまったのです。このため、消費税は社会保障の財源にはなりません。そして、この22年間で、国・地方の長期債務残高は246兆円から850兆円へと3.5倍近くに増え、対GDP比でも60%前後から180%へと3倍に増えてしまいました。

また、消費税は、低所得者ほど負担の重い税金であり、そもそも社会保障の財源にはふさわしくありません。

日本共産党は、法人税減税の穴埋めのための消費税増税にきっぱり反対し、国民のみなさんと力を合わせて、増税阻止のためにたたかいます。

消費税は、将来的には廃止をめざしつつ、当面、次のような改善をすすめます。

——食料品など生活必需品の消費税を非課税にします。食料品や水光熱費などの生活必需品は、所得の多少によって支出額があまり変わらないため、所得対比でみた消費税負担率が低所得者ほど重くなる「逆進性」がとくにひどくなります。こうした品目を非課税にすれば、家計をたすけるとともに、税制のゆがみをただすことにもつながります。

——消費税の免税点が年間売上3000万円から1000万円に引下げられた結果、零細な業者までが消費税の納税義務を負わされ、税が払えないために廃業を余儀なくされるなど、深刻な事態が広がっています。売上3000万円以下の業者は課税業者の半分にもなりますが、消費税収全体に占める割合は3.6%にすぎません。しかし、1業者あたりの税額は25万円で、零細な業者にとっては大きな金額です。消費税の延納措置を認めるとともに、免税点を引き上げます。

——保険診療などの医療費は消費税非課税とされていますが、病院や診療所が仕入れる医薬品や医療機器などには消費税が課税されています。これによって、医療費の負担も増えるとともに、病院などの経営も圧迫されています。医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還付されるようにします。

人的控除廃止に反対し、課税最低限の引き上げなど、所得課税の減税をはかります

民主党政権は、子ども手当の財源確保を口実にして、所得税の扶養控除や配偶者控除の廃止

をねらっています。国民の強い反対を前にして、今年度は廃止するのは16歳未満の年少扶養控除だけにとどめましたが、総選挙のマニフェストでは言っていなかった住民税の控除まで廃止し、「存続する」と明言していた特定扶養控除まで、高校生分について縮減してしまいました。来年は、さらに配偶者控除や成年の扶養控除まで廃止することをねらっています。これらの人的控除は「生活に不可欠な経費には課税しない」という「生計費非課税」の原則を具体化したものであり、憲法に定められた生存権に基礎を置くものです。これらの控除を、代替措置もないうまに一方的に廃止する増税には、断じて反対します。

06年7月に発表された経済協力開発機構（OECD）の報告書は、日本の生産年齢人口の相対的貧困率が13.5%と、OECD平均の8.4%を大きく上回り、アメリカに次いで第2位であることを示しました。重大なことは、他のOECD諸国では税制と社会保障によって貧困率が大きく改善（18.2%→8.4%）されているのに、日本はわずかしこ改善せず（16.5%→13.5%）、税制による貧困率の改善度合いが最も少ない国だと指摘されていることです。

ほんらいなら所得格差是正のために役割を果たすべき税制が、日本ではほとんどその役割を果たしていないのです。それは、税を課すべきでないような貧困層にまで、所得税や住民税の負担が及んでいるからです。いま、独身サラリーマンの所得税の課税最低限は、わずか114万円です。これは、生活保護基準額にも満たない水準です。国際的に見ても低すぎる日本の最低賃金（時給713円）で年間2000時間働いた程度の年収しかなくても、所得税が課税されてしまうのです。これは、「生活に不可欠な経費には課税しない」という「生計費非課税」の原則を踏みにじるものです。

日本の課税最低限は、国際的にも異常に低い水準です。7年前に、政府は「日本の課税最低限は高すぎる」と大宣伝して配偶者特別控除を廃止しましたが、この結果、サラリーマン4人世帯の課税最低限は、325万円に低下しました。さらに、民主党政権が年少扶養控除を廃止し、16～18歳の特定扶養控除を縮減してしまったため、4人世帯でも子どもが16歳未満の場合の課税最低限は、220万円に下がってしまいます。今では欧米諸国の課税最低限は、日本よりはるかに高くなっています（4人世帯で、アメリカ320万円、イギリス334万円、ドイツ561万円、フランス433万円）。

日本の課税最低限が低いのは、基礎控除が年間でわずか38万円に抑えられたままになっているためです。月額3万円で、どうして「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）ができるのでしょうか。日本の基礎控除に相当する金額は、イギリスでは96万円、ドイツでは106万円、フランスでは78万円です。日本でも大幅な引き上げが必要です。

——政府がねらっている所得税・住民税の配偶者控除と成年扶養控除の廃止に反対します。民主党は「所得控除は金持ち優遇」などといっていますが、これは誤りです。所得税・住民税の配偶者控除を廃止した場合、年収500万円なら7.1万円の増税で、対年収比で1.4%の増税ですが、年収1億円なら18.5万円の増税で、対年収比では0.185%にしかありません。

——民主党政権が決めた年少扶養控除の廃止の影響で、保育料などの負担が増大しないよう、対策を行わせませう。

——基礎控除を現行の2倍に引き上げ、ヨーロッパ諸国の水準に近づけます。これによって、サラリーマンの所得税の課税最低限は、単身者で156.6万円に上昇します。

——120万円に引き下げられた高齢者の公的年金等控除の最低保障額を140万円に戻します。所得500万円以下の高齢者について、所得税50万円、住民税48万円の老年者控

除を復活します。高齢者の住民税の非課税限度額を復活します。

——介護保険の要介護認定を受けている人などが障害者控除の認定を受けやすくするように、制度運用の改善をはかります。

——介護保険や医療保険など、家族の年金などから源泉徴収された社会保険料についても、それを実質的に負担している納税者の所得から社会保険料控除ができるように、改善をはかります。昨年10月から開始された住民税の年金からの特別徴収（天引き）については、各人の希望で普通徴収に変更できるようにします。

——寡婦控除について、死別の場合だけでなく、離婚の場合やいわゆるシングル・マザーにも適用されるように、制度の改善をはかります。

——「住宅は福祉」の観点に立って、家賃に関する税の控除制度の創設をはかります。

中小企業支援税制を強化します

この20年間に、中小企業は100万社以上も減少しました。政府の「構造改革」路線で内需が冷え込まされてきたあげくに、大企業の下請けいじめなどで、ただでさえ経営が大変なうえに、消費税の免税点引き下げなどの増税が加わって、「税金が払えず廃業に追い込まれる」という事態も生まれています。大企業ばかりを優遇する税制をあらため、中小企業や零細な事業者を支援する税制に転換します。

——家族従業者に支払った賃金を「損金」扱いすることを認めていない所得税法56条を廃止して、家族の働き分を経費に認めます。

——法人税にも累進制を導入し、中小企業の一定範囲内の所得については、現行より税率を引き下げます。

——法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の小規模企業にまで拡大することは、赤字企業などに過大な負担を負わせることになるので反対します。

——事業用資産については、一定期間の事業の承継を条件に、相続税の猶予制度を設けます。

——「納税者憲章」を制定し、消費税納税にあたっての仕入税額控除否認、機械類への償却資産課税の強化、倒産に追い込む差し押さえの乱発など国と地方の過酷な徴税・税務調査をあらためます。

証券税制をはじめ大資産家優遇の税制をあらためます

この間、大資産家向けの減税が繰り返されてきました。99年には、所得税・住民税の最高税率（課税所得3000万円超）が、あわせて65%から、50%に引き下げられました。2003年度には「証券優遇税制」が導入され、上場株式の配当所得や株式譲渡所得の税率は、わずか10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されてしまいました。これは庶民の預貯金の利子への税率（20%）の半分です。額に汗して働く庶民には、定率減税廃止などで増税をおしつけながら、カネを右から左に動かしただけで得た所得には、10億円稼ごとと100億円稼ごと、たった10%の課税で済んでしまいます。

ほんらい所得税は、所得が高い人ほど負担率が高くなる累進税制になっているはずですが。ところが、国税庁の統計では、所得が1億円を超えると逆に負担率が下がってしまいます。お金持ちほど、株式の配当や譲渡による所得が多いからです。こんな不公平がまかり通っていたの

では「働くのが、ばからしい」という風潮を広げてしまいます。

いま、世界では、金持ち優遇の税制を見直す動きが進んでいます。イギリスでは、今年4月に所得税の最高税率が40%から50%に引き上げられ、株式配当などの最高税率も32.5%から42.5%に引き上げられました。アメリカでも、オバマ政権は所得税の最高税率を36%から39.6%に、株のもうけの所得税率を15%から20%に引き上げることを提案しています。アメリカでは、このほかに住民税も課税されます（ニューヨーク市の場合は、最高12.6%）。今春に成立した医療制度改革法でも、富裕層のメディケア税の税率を引き上げられることになりました。

株式配当や譲渡所得の税率は、ドイツでは25%で、付加税（所得税の5.5%）を含めると26.375%、フランスでは所得税が18%、社会保障関連の目的税12.1%をあわせて30.1%となっています。わずか10%しか課税しない日本の証券税制の金持ち優遇は際立っています。

こうした金持ち優遇税制を改めることが、経済危機の中で必要な財源を確保するためにも、格差と貧困の是正に向けて税制による所得再分配機能を再建・強化するためにも、不可欠です。

——引き下げられた所得税・住民税の最高税率を引き上げ、累進税制を強化します。税率を98年の水準に戻せば、約7000億円の増収になります。現行では何千万円の給与があっても5%が控除される給与所得控除については、頭打ちを設け、高額所得者優遇にならないようにします。

——世界に例を見ない大資産家優遇の配当や株式譲渡所得の税率軽減措置を、ただちに廃止し、税率を20%に引き上げます。将来的には、配当や譲渡所得などは、勤労所得とあわせた総合課税を原則とし、大資産家には応分の負担を求めますが、それまでの間も、欧米諸国の水準にあわせて30%以上に税率を引き上げます。その際、庶民の少額の投資には、大資産家とは区別して税負担の軽減をはかります。

——2003年に70%から50%に引下げられた相続税・贈与税の最高税率を元に戻すなど、大資産家への課税を強化して社会的格差を是正します。

大企業優遇税制をあらためます

1986年度には43.3%だった法人税率が、42%（87年度）、40%（89年度）、37.5%（90年度）、34.5%（98年度）と、次々と引き下げられ、99年度以降は30%にまで下げられてしまいました。ところが、大企業・財界は、「日本の法人税率は外国に比べて高い」などといって、さらに引き下げを要求しています。民主党政権も法人税の減税を検討し、自民・公明や各「新党」も、法人税減税の大合唱です。

しかし、大企業はリーマン・ショックの起きた08年度こそ利益を減らしましたが、09年度には再び利益を増やし、内部留保も大幅に増やしています。上場企業の手元資金（現預金と短期保有有価証券の合計）も63兆円と史上最高を記録し、大企業は空前の「カネ余り」状態にあります。法人税の減税は、このカネ余りをいっそう促進するだけです。

そもそも、「日本企業の負担は重い」というのは正確ではありません。法人税の実効税率は40%といわれていますが、研究開発減税や海外子会社からの配当益金不算入などによって、日本のトップクラスの大企業は、平均しても税引き前利益の30%前後しか税を負担していません。

また、企業の公的負担を考える場合には、税だけでなく社会保険料の事業主負担も考慮しな

くてはなりません。その場合には、財務省の試算でも、日本の大企業の負担はフランスやドイツの7～8割にすぎません。

「負担を軽くしないと企業が海外へ逃げていく」という宣伝もされています。しかし、海外子会社からの配当を非課税にするなど、海外進出企業を優遇する税制を進めてきたのは政府自身です。企業が海外に行ってしまうことを心配するなら、こうした海外進出企業優遇税制こそ改めるべきです。

——景気回復の状況をみながら段階的に、大企業の法人税率を97年度の水準(37.5%)に戻します。法人事業税についても税率を引き上げます。現在の経済状況では、最高でも2兆円程度の税収にしかありませんが、景気が回復して07年度と同程度の利益があがる経済状況になれば、これだけで国・地方あわせて4兆円規模の新たな財源になります。

——03年度に大幅拡充された研究開発減税は、研究開発費の10%程度を法人税から減額するというものです。当初は「法人税額の20%まで」という限度額がありましたが、08年度からは別枠で法人税額の10%までの減税が追加され、最高30%までの手厚い減税になっています。この制度を利用しているのは、ほとんどが大企業です。こうした大企業優遇にメスを入れます。

——グループ内の黒字企業と赤字企業の利益を相殺させることができる連結納税制度によって、年に5000億円もの減税になっています(国税庁の08事務年度)。トヨタ、日産自動車、ホンダ、NTT、日立、ソニー、東芝など、名だたる大企業が連結納税制度の利益を受けています。こうした税金逃れをやめさせます。

——海外を含めた企業再編が進められる中で、大企業の利益の中で、グループ企業や海外子会社からの配当が占める割合が増加しています。こうした配当には、「配当益金不算入制度」や「外国税額控除制度」などが適用されるため、税負担が大幅に軽減されています。そのうえ、昨年「海外子会社からの配当非課税制度」が導入され、「海外で稼げば日本の税金はゼロ」という状況になっています。これでは、ますます海外進出の勢いが強まり、国内産業の空洞化を招きかねません。こうした優遇税制を縮減します。

——09年度には、大銀行は軒並み業績を回復し、6グループ合計の連結経常利益1.8兆円という巨額の利益を上げていますが、銀行自身の法人税納税額はゼロとなっています。過去の「不良債権処理」で生じた「欠損金」が繰越されているからです。大銀行の多くは、今後も2～3年は「法人税ゼロ」が続く見込みです。この間に、欠損金の繰越期間を5年から7年に延長する減税の効果もあらわれています。こうした減税をあらため、大銀行にもうけに応じた税を求めます。

社会情勢の変化に対応した税制改革をすすめます

——現行のエネルギー課税を見直し、二酸化炭素の排出量を考慮した環境税の導入をすすめます。

——投機マネーの暴走を抑え、途上国支援の財源を確保するために、国際連帯税の導入を検討します。

——集合住宅の共用部分の固定資産税を軽減します。

——都市計画区域内農地への宅地並み課税の廃止をめざし、当面、生産緑地指定の要件を緩和し、追加指定を広げます。

——芸術・文化団体への寄付税制を充実するとともに、民間劇場や映画館の固定資産税の

減免などの支援をすすめます。

——税源移譲によって所得税の最低税率が引下げられたため、NPOなどへの寄附金控除の効果が低所得者では削減されてしまいました。住民税でも寄附金控除を認めるなど、改善をはかります。

——政府は、「プライバシー保護」を口実として、高額納税者や法人企業についての公示制度を廃止してしまいましたが、一定以上の金額については、復活します。とくに大企業については「プライバシー」は理由にならず、公開は当然です。

6. 中小企業

日本経済の『根幹』にふさわしく中小企業を本格的に支援する政治をすすめます

日本共産党は、2010年4月22日、「日本経済の『根幹』にふさわしく中小企業を本格的に支援する政治をすすめます～今こそ中小企業政策の転換に向けて幅広い共同を～」という中小企業政策を発表しました。詳しくは、こちらをご覧ください。

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100422_tyuusyoukigyou_seisaku.html

7. 環境

持続可能な経済・社会を実現するため、環境問題に真剣にとりくみます

21世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温暖化ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しをたてるとともに、国内の公害被害の早急な救済や、アスベスト対策や大気・土壌汚染対策など身の回りの環境対策に真剣にとりくむことが必要です。将来にわたって良好な環境を維持していくために、環境汚染を規制し、生態系を守るとりくみを強化します。そのためにも環境汚染問題の解決には、少なくとも、(1)汚染者負担の原則、(2)予防原則、(3)国民・住民の参加、(4)徹底した情報公開——の視点が欠かせません。その立場で次のようなとりくみを強めます。

地球温暖化対策の深刻な遅れを克服し、「人にやさしく環境を大事にする社会」をめざします

昨年12月のCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）での「コペンハーゲン合意」にも明記されたように、地球温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命前にくらべて2度以内の気温上昇（現在までにすでに0.76度上昇）にとどめることがカギです。

温暖化抑制に有効なルールをしっかりと設定し、それにもとづいて中長期的な取り組みを進めることが必要です。いまこそ、温室効果ガスの排出量を減らしながら発展する経済社会への本格的な転換が求められています。それによって切り拓かれるグリーン・エコノミーこそ、日本経済の再生の重要な柱です。

（1）中期目標について、すべての主要国の削減を条件とせず、先進国の責任として1990年比30%削減を設定する

前国会で廃案になった民主党政権の地球温暖化対策基本法案は、総選挙の公約になかった、途上国をふくむすべての主要国が大幅な削減に同意するという前提条件をつけ、それが満たさ

れない限り、中期削減目標（2020年までに90年比25%削減）を設定、施行しないとしました。これでは、2013年以降の国際的枠組みづくりを外交でリードするどころか、成り行きを見て目標を決めるラストランナーになってしまいます。

こうした姿勢では、これまで温室効果ガスを大量に排出してきた過去の事実や削減する能力からみて、先進国としての責任は果たせません。日本共産党は、日本に課せられた先進国としての国際的義務を果たすために、2020年までに90年比で30%削減することを明確にした中期目標を確立し、温暖化対策基本法案にも盛り込まれた2050年までに80%削減するという長期目標にむかって、着実に実現していくための手立てを講じます。

（２）最大の排出源である産業界に対し、公的削減協定など実績のある施策を実施します

産業界は日本の温室効果ガスの総排出量の8割（家庭が使う電力分を電力会社の排出とすると9割）を占め、わずか大企業44社、161の事業所だけで日本全体の二酸化炭素排出量の50%に達しています。にもかかわらず日本では、もっぱら産業界の“自主努力”まかせにされています。EU諸国で実績を上げ、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告でも役割が評価されている国と産業界との間で削減目標を明記した公的な削減協定を義務づける必要があります。

企業の目標達成のための補助的手段としての「国内排出量取引制度」は、原単位方式でなく、発電施設も含めた事業所の直接排出量の総量削減を定めます。二酸化炭素の排出量などに着目した環境税を導入し削減を加速します。

（３）自然エネルギーの活用を大幅に拡大します

二酸化炭素の排出量の9割がエネルギーに由来する分であり、エネルギー対策は温暖化抑制の要ですが、日本は世界で大きく立ち遅れています。

自然エネルギー利用の発電を促進する固定価格買取義務制度を導入する……2020年までにエネルギー（一次）の20%、2030年までに30%を自然エネルギーでまかなう計画を策定し、着実に実行していきます。そのために、太陽光発電の余剰電力だけでなく自然エネルギーによる電力全般を、10年程度で初期投資の費用を回収できる価格で、電力会社が全量買い取る「固定価格買取義務制度」を導入します。初期投資を回収したあとは余剰電力の買い取りに切り替えます。そのさい、いま電気料金に含まれ主に原発用に使われている電源開発促進税（年間3300億円）や、温室効果ガスの削減目標に達しない分の穴埋めに海外から排出量を買取るのにも使われている石油石炭税（同4800億円）などの使い方を見直し、ユーザーへの負担を抑制するようにします。

自然エネルギーの普及促進のために、家庭用の太陽光発電に対する国の補助を抜本的に引き上げ、公的助成を半分まで高めます。国、自治体の施設や、一定規模以上の建物については、自然エネルギーの利用、熱効率の改善を義務づけます。

日本や東アジアの気候や条件にあった発電機器の開発を進める……風力発電では、日本や東アジアでは欧米と違い、風の方向や速度が急に変わり、台風の襲来によるダメージも深刻です。また雷撃による被害で、停止する施設もあります。小水力発電では、発電効率の引き上げとともに流水で運ばれてくるゴミなどの除去も、大きな課題です。こうした気候や条件にあった発電機器の研究・開発を支援し、再生可能エネルギーの利用を新たな産業分野として育成します。

途上国の温暖化対策に貢献する……中国やインドなどの新興国をはじめ、途上国も今後の経済発展が見込まれるなかで、従来型の発展方式のままでは温室効果ガスの排出量の急増が懸念されます。日本が開発した再生可能エネルギーの利用や省エネの技術、ノウハウを生かして、途上国の排出抑制を支援します。

低周波被害への本格的対応を進める……大型風力発電機、ヒートポンプや熱・電気併給システムのコンプレッサーなどから発生した低周波騒音・振動によって、不眠、頭痛、めまい、吐き気、耳鳴りなど住民の健康被害が出ています。低周波振動の健康への影響についてただちに調査・研究を行い、影響調査を義務づけ、環境基準や設置・建設のさいの距離条件の設定、低周波を発生しない製品の開発など、本格的な対応が必要です。

(4) 危険な原発だのみの「温暖化対策」をあらためます

民主党政権は、原子力発電を「温暖化対策の切り札」とし、プルサーマルやプルトニウム・リサイクル計画の推進、原発の新增設を図り、長期的には電力供給の半分以上を原発でまかなおうとしています。また途上国への原発の輸出までも強力に推進しています。技術的に未確立で、事故や廃棄物による放射能汚染という環境破壊の危険も大きい原発に頼った「温暖化対策」は、やめるべきです。

水俣病被害者の全面的な救済を急ぎます

公式認定から54年になる水俣病にかんして、最高裁が国の責任と判断基準や認定制度・検診の見直しを認めたこと(2004年10月)をうけ、6100名をこえる被害者が国の認定を求めています。新潟水俣病でも、昨年、新たな申請者による阿賀野患者会が結成され、被害者が新たに提訴をおこないました。ところが、自公政権と民主党は昨年7月に、被害者を切り捨て、加害企業のチツソを免罪する「水俣病特別措置法」を制定しました。

この法律は、わずかばかりの「解決金」で水俣病に幕引きを図ろうとするもので、①チツソを分社化して補償会社を消滅させる、②公害健康被害補償法に基づく「判断条件を満たさないもの」を救済する、③対象者の認定方法、④対象者を三年以内に確定し救済を終了する——という内容で、「被害者すべての公平な救済」という患者らの願いとはかけ離れた内容です。チツソの事業部門を水俣病の補償にあたる親会社と切り離して「身軽」にするという「分社化」を認めるものです。分社化すれば、最終的には水俣病に責任を負う会社が無くなり、新しい被害者が出てきた場合、救済の道も閉ざされ、加害企業を免罪してしまうこととなります。「分社化は凍結」といっていた民主党も、分社化容認にあっさり転換し、採決してしまいました。

水俣病特別措置法に基づく「救済」措置の申請数が今年5月1日の受付開始から1カ月で熊本、鹿児島両県をあわせて1万8458件(5月末時点)にのぼりました。居住地や生まれた年で対象者が線引きされており、すべての被害者救済につながるのか、疑問の声が上がっています。

日本共産党は同法への修正案で示したように、司法の判断にもとづく水俣病認定基準の見直しや、不知火海沿岸47万人の健康・環境調査などの被害の実態調査、加害企業と国、県の責任に応じた補償を行うよう求め、すべての水俣病被害者が「救われた」といえる対策の実現をめざします。

大気汚染被害者を救済し、自動車メーカーに社会的責任をはたさせます

大気汚染による患者を先頭にした、長期にわたる運動により、道路公害における国・自治体・

道路公団の責任がはっきりしました。自動車メーカーは健康被害を予見できたにもかかわらず、乗用車にまでディーゼル化をすすめたことなど、責任は明らかです。世論と運動に押され、東京都では都・自動車メーカー・国・首都高速道路株式会社の負担で、都内に1年以上居住する気管支ぜん息患者の医療費の自己負担分が一昨年8月から無料となりました。国は、こうした無料化を全国で実施すべきです。

政府が1978年に、公害被害者の反対を押し切って環境基準を緩和した二酸化窒素については、その緩和された環境基準すら、大都市部を中心にいまだに達成できずにいます。また、浮遊粒子物質（SPM）についても、環境基準が設定されて以来40年も経つのに、未達成率が増えています。大気汚染の対策を、根本的に強化することが必要です。

大気汚染公害の患者団体は、ぜん息などを引き起こす空気中のごく微小な粒子状物質「PM_{2.5}」（微小粒子状物質。直径が2.5マイクロメートルの粒子。1マイクロメートルは1ミリメートルの千分の1）以下の微小粒子について環境基準設定を求めてきました。ようやく環境省の検討会も、昨年4月、PM_{2.5}がぜん息や心筋梗塞（こうそく）、肺がんに影響を与えているという報告書を発表しました。ディーゼル車からの排出が多い「PM_{2.5}」について、アメリカやWHO（世界保健機関）の環境基準にてらしても、日本ははるかに高濃度の汚染状況となっています。東京高裁の和解条項にもとづいて、環境省は昨年、大気汚染の原因となる微小粒子状物質PM_{2.5}の規制基準を定めましたが、測定体制を強化し、一刻も早く基準を達成することが必要です。

2007年の自動車NOx・PM法の改正で、局地的な汚染が継続している地区内への流入車対策がようやく導入されました。しかし、大幅な削減効果をあげるには、大都市部への基準不適合車の流入を抑え、幹線道路における汚染状況のひどい地域での走行規制など、総量規制による汚染対策をすすめます。くるま優先で自動車道路の建設を促進して公害を悪化させる行政の姿勢の転換を求め、行政・メーカーに必要な情報公開を義務づけ、環境・製品アセスメントを強化します。

アスベストなど、身近にある有害性物質への規制を強め、化学物質政策基本法を制定します

アスベスト被害の泉南アスベスト訴訟で、国の責任を全面的に認めた大阪地裁の判決を不服だとして、国が6月1日に控訴し、原告の人たちから強い怒りの声が上がっています。国が司法判断をふみにじり、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばして、国民の命と健康を守る責務を放棄するもので、断じて容認できません。

アスベスト（石綿）は、吸いこんでから20～30年以上も後に悪性腫瘍（がん）をひきおこします。その一種である中皮腫（ちゅうひしゅ）などの被害が続々と明らかになり、その影響は事業者・従業員だけでなく、家族、周辺住民にも及んでいます。政府が、ILO条約の批准を先延ばしにした結果、WHO基準の200倍も緩い基準（76年の通達）を05年まで放置してきました。関連業界と政府の責任は重大です。

アスベスト関連企業の労働者や事業所周辺住民などの健康診断調査を継続して実施するために、費用を原因企業と国が負担するよう求めます。アスベスト対策法の施行後も、認定対象が狭く、救済数が余りにも少ないため、被害者の実態に合わせて拡充します。石綿の労災認定も抜本的に見直すとともに、被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めるべきです。被害に対する補償水準を引き上げるなど、救済制度を早急に改善する

よう政府に求めます。汚染者負担にもとづいて製造・使用企業の責任による基金創設を実現し、救済制度を強化します。石綿の特例使用が認められている分野を含め、早急に全面的な使用禁止を目指すとともに、アスベスト除去や解体に伴う二次被害を阻止するために、自治体の指導・監督を強め、国の補助の拡充を求めます。

化学物質の安全性にかかわる規制は、分野ごとに設けられ、統一性がありません。2002年に南アフリカのヨハネスブルクで開かれた環境サミットでは、2020年までに、予防的取り組みに留意しながら、科学的根拠にもとづくリスク評価を使って、化学物質が、人間の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用・生産されることをめざすという目標が合意されました。

しかし政府の対応は、化学物質の環境リスクを2025年までに低減するという政府の第三次環境基本計画や、化学物質審査製造等規制法「改正」によるものであり、不十分です。同計画を前倒して2020年に間に合わせることや、予防的原則を明文化し、化学物質の製造や使用量の削減、安全性のデータがない化学物質は市場での流通・使用を認めないなどの理念をもちこんだ化学物質基本法を制定します。

化学物質審査製造等規制法で新たに禁止された物質については、本来使用すべきではありません。代替物質への転換を政府が責任をもって促すべきです。産業界の負担を軽減することを理由に、リスク評価の対象を約1000種の物質に絞った「スクリーニング型評価」ではなく、危険性評価が必要な全化学物質(約7000種)に対する網羅型評価を2020年までに終えるよう、取り組むべきです。また10億分の1メートル単位の微細粒子であるナノ物質については、健康被害を拡大したアスベストの苦い教訓を踏まえて、健康への影響について対策をとります。

カネミ油症事件から43年になるにもかかわらず、被害者はいまなおPCBやダイオキシン類による身体被害に苦しんでいます。一昨年のカネミ油症患者に対する健康被害実態調査によって、様々な病状に苦しんでいることが明らかになりました。カネミ油症問題は今なお未解決の問題であることをしっかりと認識して、積極的に取り組みます。

化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策を強化し、地球環境サミットでも確認された予防原則にたつて、遅れている化学物質の有害性にかんする研究と規制を促進します。工場跡地や不法投棄が原因とみられる地下水の汚染などの環境汚染にたいして、住民の健康被害に関する調査と情報公開、新たな被害補償制度などを求めます。

電磁波による健康への影響について、WHO(世界保健機関)は、07年6月、新たな環境保健基準を公表しました。各国での医学的調査を基に、平均3~4ミリガウス(ガウスは磁界の強さの単位)以上の磁界に日常的にさらされる子どもは、もっと弱い磁界で暮らす子どもに比べ、小児白血病にかかる確率が2倍程度に高まる可能性を認めています。新基準は電磁波のうち、1秒間に50回または60回変動する送電線の電磁波など、強さが比較的ゆっくり変動する「超低周波」が対象です。動物や細胞の実験では発がんが立証されず、電磁波と発がんに関係があるとまでは言えないと指摘したものの、予防的考え方に基づいて磁界の強さについての安全指針作り、予防のための磁界測定などの対策をとるよう各国に勧告しました。日本でも、この勧告にもとづいて、電磁波に関する環境基準を早急に設定すべきです。携帯電話用の無線基地の建設など電磁波の発生源が急増しているなかで、国民の不安にこたえるためにも、電磁波の健康への影響にかんする研究・調査を積極的にすすめるよう求めます。

高速道路や、家庭にあるコンプレッサーなどから発生した低周波騒音・振動によって、不眠、

頭痛、めまい、吐き気、耳鳴りなど住民の健康被害が出ています。高速道路床全体の振動を抑える制振装置の設置、早朝夜間の軍事訓練の中止などは、住民の当然の要求です。低周波振動の健康への影響について、ただちに調査・研究を行い、環境アセスメントでの影響調査を義務付けるなど、本格的な対応が必要です。

米軍や自衛隊の基地からは、艦載機や自衛隊機などのたえがたい爆音・騒音が、周辺の住民の生活を脅かしています。身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落事故、さらには地域発展の阻害など、基地が存在することによる様々な被害を被っています。「爆音は住民の受忍限度を超え、違法状態にある」という明確な司法判断があるにもかかわらず、爆音を放置しています。「爆音のない平和で静かな生活環境」を一日も早く実現するために、「航空機の飛行差し止め」など爆音音源対策を、早急に講じさせます。

ごみの“焼却中心主義”から脱却し、ごみを出さないシステムを製造段階から確立します

大型焼却炉によるごみの“焼却中心主義”からの脱却をはかります。ごみの発生を設計・生産段階から削減するためには、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を、OECDも勧告している「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すことが必要です。政府がダイオキシン対策として導入を急いだ大型廃棄物処理施設の建設・運営の高コスト負担や、処理施設の爆発事故やトラブルに、自治体は頭を痛めています。自治体は、国の誘導策によって大規模施設の建設に走ることをやめるべきです。事故やトラブルについてはプラントメーカーに改善と補償を要求するとともに、国の指導を求めます。家電製品のリサイクル費用については、廃棄時の不法投棄をなくし、ごみになる部分を減らすために、商品の販売時に徴収すべきです。

不正軽油の生成から大量に発生する硫酸ピッチや、地下水から法定基準値を超えて検出されたヒ素やセレンなどの有害物質など、廃棄物の不法投棄とそれによる環境汚染に歯止めをかけます。違法行為の「やり得」を許さないために、都道府県が徹底した立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な指導と監督をおこないます。不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させます。

不法投棄された産廃で処理しなければならないのは、全国150箇所以上あると言われていますが、産廃特措法による処理が10箇所たらずに止まっています。この10箇所の処理費用が約1160億円と、当初の10年間で1000億円という見込みをオーバーして新たな処理ができない状態になっています。滋賀県栗東市の産廃処分場でも全量撤去の要求が圧倒的多数にもかかわらず、知事は費用負担が少ない遮水壁の採用を表明する状況です。財源確保のための制度見直しを行い早期処理を進めます。

容器包装リサイクル法によるペットボトルリサイクルも、自治体負担の軽減措置など制度見直しを求めます。家電リサイクルでは、大手量販店などによる不適正な引取・引渡が問題になっており、早急に小売業者が遵守すべき基準の設定などの規制強化や、回収・リサイクル料金の見直しを求めます。

各地で家庭ごみの有料化が行政の側から提案されていますが、住民への有料化の押し付けでは、ごみ問題は解決しません。すでに有料化した自治体でも、当初はごみの量が減り、“減量効果”があるといわれましたが、その後はまた増えだし、“お金を出せば、ごみをいくら出しても自治体が処理するのは当然だ”という意識が生まれたりするなど、ごみの減量が進まない例も出ています。ごみの有料化のみでは、ごみ削減への住民の意識の形成とはなりません。住民がごみになるものを買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなど、住民の意識・取り組みの向上、自治体と住民の協力が欠かせません。

産業からの廃棄物の投棄によって引き起こされた土壌汚染の問題も深刻です。東京の石原都政が進める築地市場（東京都中央区）の移転計画で、移転先の江東区豊洲の東京ガス工場跡地が高濃度の有害物質で汚染され、環境基準の4万3千倍の発がん性物質・ベンゼンや930倍の猛毒・シアン化合物が検出されて大問題となっています。大阪市の工場跡地を再開発し、汚染を知らずながら隠してマンションが販売された「大阪アメニティーパーク」で、環境基準をこえるセレン、ヒ素などが検出された土壌汚染事件も起きました。全国各地で土壌や地下水の汚染が発見されています。

2009年に改正された土壌汚染対策法では、3000平方メートル以上の土地を改変する場合に調査を義務づけることなどが盛り込まれましたが、依然として、法改正以前に廃止された事業所には適用されないなど不十分なものになっています。操業中の工場敷地や、工場敷地を別の工場に売却した場合にも、調査を義務づけるよう改正すべきです。

大型開発による環境破壊をやめさせ、生物多様性をまもります

湿地も森林と同様、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の吸収に重要な役割を果たしています。湿原では、植物の死がいや腐植体が積み重なり、炭素が泥炭の形で蓄積されます。しかし温暖化がすすめば、湿地の乾燥と分解がすすみ、CO₂やメタンといった温室効果ガスが排出され、いっそう温暖化が促進されるという悪循環に陥る可能性があります。

08年に国連訓練調査研究所（UNITAR）が釧路市で開いた「生物多様性と気候変動についての研修ワークショップ」で示されたように、ラムサール条約（1971年採択）と気候変動枠組条約（1992年）、生物多様性条約（同）の3つは、不可分の関係にあります。これまで開発の対象と思われてきた湿地は、水の浄化など、自然の恵みをもたらすものだと再認識されるようになり、地球温暖化対策のうえでも、その保全が重視されてきています。登録済みの湿地の保全にとどまらず、ラムサール条約を通して広い視野で、環境について考えることが求められています。諫早干拓計画を撤回し、水門の開放で有明海の豊かな海を回復するよう、政府はただちに実行すべきです。沖縄の泡瀬干潟や辺野古沖など貴重な干潟の保全のために力を尽くします。

今年10月には、国連生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開かれます。2010年までに生物の絶滅を遅らせるなどの「2010年目標」は、達成できず、すでに失敗したと結論が出ています。COP10では、何としても2020年までの目標を定め、達成するための取り組みについて合意を得ることが必要です。もう一つの焦点である遺伝子の利用と公正な利益配分についても、資源を保有する途上国と、利用する先進国の間での合意を形成することが重要です。議長国として、日本が積極的にリードする責任があります。

人類生存の基盤である生態系を守るため、環境破壊をひきおこすような大規模開発をやめさせるとともに、環境アセスメント制度を改善し、原発をはじめ発電施設を例外圧化せず評価の対象とし、住民参加と情報公開、代替案の検討を義務づけ、事後評価を実施させます。さらに前国会で廃案になった、欧米で導入されている「政策の検討段階からの環境アセスメント（戦略的アセスメント）」の早急、かつ抜け穴のない実施を求めます。電力業界の圧力に屈して、発電所を戦略アセスメントの対象からはずすべきではありません。干潟などの保全法をつくるとともに、環境NGOが求めている「野生生物保護基本法」の制定を目指します。諫早湾や長良川などの水門をあけ、自然の維持と回復をはかるべきです。八ツ場ダムは、今後、どうするのか結論がでておらず、また、本体工事の契約が済んでいることを口実に、胆沢ダム、大滝ダム、湯西川ダム、嘉瀬川ダム、天ヶ瀬ダム再開発は、検証抜きに続行を決めました。これから基準

を決めて見直すというダムの中にも、サンルダム、利賀ダム、設楽ダム、足羽川ダム、大戸川ダム、山鳥坂ダム、城原川ダムなどが含まれています。こうした多数の必要のないダムの建設はきっぱりと中止すべきです。首都圏に残る貴重な自然である高尾山に高速道路のトンネルを通そうとするなど、大型開発による環境破壊をきっぱりとやめるべきです。

広島県福山市の鞆（とも）の浦は、一部を埋め立てて橋を架ける計画に、地元住民が「歴史的な景観が破壊される」として、県知事の埋め立て免許差し止めを求めて提訴し、昨年10月、広島地裁は差し止める判決を出しました。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関で世界遺産の選定について勧告している国際記念物遺跡会議（略称イコモス）のグスタボ・アローズ会長も昨年11月、埋め立て・架橋計画について「（歴史的な景観にとって）破壊的なことだ」と述べ、改めて計画の変更を求めました。差し止めに不服な広島県は、控訴しましたが、貴重な景観を維持するためにも、こうした無謀な計画は、きっぱり中止すべきです。

国土の3分の2を森林が占める日本は、世界でも有数の「森」の国ですが、その荒廃が進んでいます。絶滅が心配されているオオワシ、イヌワシ、ツキノワグマ、サンショウウオや北海道のナキウサギ、ヒグマなどを、開発から守り保護に力をつくします。森林の荒廃や気候の変動によって、野生の熊やイノシシ、シカ、サルなどが森から里に近づいて、農作物を荒らし、人間に捕殺されるケースが急増しています。捕殺だけの対応ではなく、野生動物との共存のために生息する頭数や状況の把握、森林の保護・管理、野生動物による被害の防止と救済に総合的にとりくみます。

神奈川県内の野生のウシガエルから国内の野生カエルで初めてのツボカビ感染が確認されました。ツボカビは、過去30年間に中南米やオーストラリアの両生類を激減させたカビです。日本の両生類への壊滅的打撃と生態系全体への影響が危惧されます。日本は外来種生物の大量輸入国であり、それが自然界に出て日本の固有種の生息を脅かしています。動植物の輸出入検疫を強化するとともに、内外の知見にもとづくリストを作成し輸入を規制すべきです。輸入業者の立入り検査の強化も必要です。米軍の岩国基地で繁殖した毒グモが基地外にまで広がったように、港湾や空港、基地などでは意図せず付着などで入り込む外来種があり、こうした施設の周辺の監視を強めるとともに、固有種を脅かす外来種の除去をいっそう積極的におこなうべきです。

ペットの殺処分をへらすため、不妊手術や譲渡促進を支援します

犬や猫などのペットは、こんにちでは単なる愛玩動物としてだけでなく、コンパニオン・アニマル＝「伴侶動物」と考えて飼育する人も少なくありません。ところが、最近では、さまざまな事情からペットの飼育を途中で放棄する人も少なくなく、心ない人たちによる動物虐待もしばしば報道されます。一部の無責任な飼い主のために、近隣の住民が迷惑に感じ、ペットとなっている動物を快く思わなくなってしまう人たちもおり、人間社会で暮らす動物たちを取り巻く状況はきびしくなっています。保健所への持ち込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は年間36万件にもなるといわれています。

殺処分数を減らすためには、なによりも飼い主の責任として、ペットが死ぬまで飼いつづけることが基本です。同時に、引き取り手の見つからないまま子猫・子犬が処分されることがないよう、里親を探すなど譲渡する数をふやすことが重要です。場合によっては犬猫の不妊手術をすることも求められます。子犬は引き取り手が見つかりやすいのに比べ、成犬はみつけにくく処分されることが多いといわれています。人をかむなど矯正できない問題がある場合をのぞき、譲渡の可能性を広げるためには、性格を知り、必要な矯正をし、一定期間の健康管理をするな

ど手間と時間が必要です。行政だけでこうした措置をカバーすることは困難ですが、愛護団体や NPO、地域の住民の協力なども得られる仕組みをつくります。政府は、市町村による動物との共生の地域ビジョンの作成を支援したり、不妊手術への助成制度を創設や、譲渡促進のとりくみへの支援などに乗り出すべきです。

日本にも影響が及んでいる東アジアの環境保全のために協力します

日本海や東シナ海を越えてくる黄砂や窒素酸化物が、日本の国民ののどや鼻に影響をあたえ、酸性雨や光化学スモッグの原因になっています。モンゴルや華北地域の砂漠化がすすんでいることや、急速な経済発展をすすめる中国での大気汚染の悪化が、国境を越えて日本にも影響を与えているといわれています。

東アジア全体の環境を保全するために、政府は、公害防止の経験や研究の成果を生かし、緑化事業や東アジア諸国の人びとの健康を守るとりくみを提起し、積極的に協力を広げるべきです。東アジア諸国に進出して活動している日本企業も、その国の環境にかかわる規制を遵守するだけでなく、適正な環境基準の設定に積極的に応じることで、社会的に貢献すべきです。

8. エネルギー

再生可能エネルギーの開発・利用を広げ、原発依存のエネルギー政策を転換します

エネルギーは食料とともに経済・社会の存立の基盤であるにもかかわらず、日本のエネルギー自給率はわずか4%（2006年。エネルギー白書）にすぎません。

エネルギー問題は、地球の温暖化対策とも密接な関係があります。日本は、京都議定書にもとづいて、その第一約束期間内(2008～12年)に二酸化炭素などの温暖化ガスの排出量を、1990年比で6%削減する義務があります。しかし日本の目標達成は危機的状況にあります。政府は原発の新增設を“頼みの綱”としていますが、原発は安全性に問題があり、原発に依存するのではなく自然エネルギーの導入に本腰を入れるべきです（→温暖化対策全般については、2008年6月25日発表の「[地球温暖化の抑止に、日本はどのようにして国際的責任をはたすべきか——日本共産党の見解](#)」を参照）

08年は、先物取引などによる異常な投機、イラク、イランなど中東情勢の緊張や、中国やインドなど発展を続ける途上国のエネルギー需要の増加によって、原油などエネルギー価格が高騰しました。需給ベースでは1バレル60ドル程度のはずの原油が、147ドル（08年7月11日）と史上最高値を記録し、日本の経済・社会に打撃を与えました。エネルギーの値上がりは今後も起きる可能性があるかと懸念されています。

省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、日本の条件にあった再生可能エネルギー（自然エネルギー）の開発・利用を計画的に拡大することで、エネルギーの自給率の引き上げをはかります。

エネルギー政策の重点を自然エネルギーの開発・利用へ転換します

二酸化炭素の排出量の9割がエネルギー由来であることからみても、エネルギー対策は温暖化対策の要です。エネルギーの自給率を引き上げ、また地球温暖化対策をすすめるためには、エネルギー効率の徹底した向上とともに、環境に配慮した自然エネルギー源の開発・利用に本格的にとりくむ必要があります。風力や太陽光・熱、地熱、小水力、波力や、あるいは畜産や林業など地域の産業とむすんだバイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエネルギー源です。そこから得られる電気やガスを販売することで地域に新たな収入が生まれます。事業の成果や副産物を地元に戻したり、雇用や技術、資金の流れを地元を生み出すことで、地域経済の活性化に役立ちます。

ところが政府は、2020年の再生可能エネルギーの導入目標を1次エネルギーのわずか10%にとどめ、再生可能エネルギーの利用拡大のカギとなる再生可能エネルギー発電に関する固定価格買い取り制度の導入も、太陽光による電力のみで余剰分だけを購入し、必要な財源はすべて消費者負担にするなど、再生可能エネルギーの普及にかんして本格的な取り組みになっていません。そればかりか、「エネルギー基本計画」での「2030年のエネルギー需給の姿」では、原発の新增設によって発電量の半分以上を原発にたよる計画を立てています。日本の自然エネルギー利用の現状は、国際的にも大きく立ち遅れ、電力供給にしめる比率でEUを下回り、太陽

光発電の導入量でドイツに首位の座を奪われスペインにも抜かれました。日本にとって、自然エネルギーの普及は急務です。原油・石炭など輸入エネルギーの需要増・高騰が予測されるもとで、経済基盤の安定のためにもエネルギー自給率の引き上げが求められているからです。

化石燃料偏重・原発だのみから脱却し、自然エネルギー重視へと、エネルギー政策の抜本的転換が必要です。

(1) 再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 20%とする導入目標を明らかにします

EUが2020年までに一次エネルギーの20%を自然エネルギーでまかなう目標を決定したのはじめ、世界的に見ても、太陽光・熱、風力、小水力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーの普及が本格的な流れになっています。こうしたなかで、日本だけが再生可能エネルギーの普及に背をむけ、一次エネルギーのわずか2%（大規模水力発電分3%を除く）をまかなうだけにとどまっています。2020年までにエネルギー（一次）の20%、2030年までに30%を再生可能エネルギーでまかなう「再生可能エネルギー開発・利用計画」を策定し、着実に実行していきます。

再生可能エネルギーから得られる電気やガス、将来的には水素などを販売することで、その地域には新たな収入が生まれます。ドイツでは、再生可能エネルギーの普及によって年間1億トンの二酸化炭素を削減するとともに、30万人の雇用と年間3.7兆円の売り上げなど、雇用や技術、資金の流れを地元を生み出し、事業の成果や副産物を地元に戻しています。再生可能エネルギーの拡大は地域経済への波及効果も大きく、雇用創出や内需拡大にもつながります。ドイツなどでの実績に照らせば、日本でも数年間で約6万人の雇用を増やし、2030年には約70万人の雇用をもつ産業となる可能性を持っています。

(2) 再生可能エネルギーによる電力を固定価格で買い取る制度を早急に導入します

再生可能エネルギー発電の普及には、長期的な採算の見通しが重要であるため、電力の固定価格買い取り制度の導入がカギです。固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーの設備を導入した時点で、その設備から供給される電力の買い上げ価格を市場まかせにせず、中長期にわたって保障する方式です。EUのなかでも固定価格買い取り制度が導入されたドイツ、デンマーク、スペインでは、自然エネルギーの普及が急速にすすみ、世界をリードしています。

政府は、太陽光発電についてのみ、自家消費分を除いた余剰電力に限定して、従来の倍の価格で電力会社が購入する制度を導入しました。しかし、二酸化炭素の排出量を大幅な削減をめざして急速に再生可能エネルギーの普及を図るには、太陽光発電だけでは不十分です。すでに党国会議員団が国会で提案したように、電力会社が、太陽光だけでなく自然エネルギーによる電力全般を、10年程度で初期投資の費用を回収できる価格で、全量買い入れる「固定価格義務的買取制度」に転換します。初期投資を回収したあとは余剰電力の買い取りに切り替えます。そのさい、いま電気料金に含まれ主に原発用に使われている電源開発促進税（年間3300億円）や、温室効果ガスの削減目標に達しない分の穴埋めに海外から排出権を買い取るのにも使われている石油石炭税（同4800億円）などの使い方を見直し、ユーザーへの負担を抑制するようにします。

また、再生可能エネルギーの普及促進のために、家庭用の太陽光発電に対する国の補助を抜本的に引き上げ、公的助成を半分まで高めます。国、自治体の施設や、一定規模以上の建物に

については、再生可能エネルギーの利用、熱効率の改善を義務づけます。

さらに、排熱を熱供給に利用すること（コージェネレーション＝電気・熱併給システム）で、エネルギーの利用率を 40%程度から 70%台まで引き上げることができます。小規模・分散型利用を促進する制度を整備し、コージェネレーションの導入を積極的に支援すべきです。

バイオ燃料は、食料と競合しない植物資源を使い、国内産・地域産の資源を優先活用します

近年、原油価格の高騰などを背景に、世界各国でバイオエタノールの生産が急増しました。この動きは、トウモロコシの需給をひっ迫させ、国際価格をこの 1 年で倍近くに高騰させました。たとえばメキシコでは庶民の食生活を直撃するなど、バイオエタノールの開発が、途上国や低所得者の食料を脅かしています。日本でも、トウモロコシの輸入価格が大幅に上昇し、飼料や多くの食品に影響が出ています。

バイオエタノールは、地球温暖化対策に役立ちますが、原料となるサトウキビ生産の拡大やパーム油生産のためのヤシ農園の建設による熱帯林の破壊が、各国で新たな環境破壊として問題になっています。

政府は、エタノールを含むバイオ燃料の利用促進を打ち出していますが、その大部分は輸入を見込んでいます。二酸化炭素の排出削減をいながら、二酸化炭素の吸収源である森林を破壊するのでは、地球環境にやさしいエネルギー開発とはいえません。

日本共産党は、バイオ燃料の開発・導入を自然エネルギーの重要な柱であると考えています。その具体化にあたっては、食料需要と競合しない植物資源などに限定する、国内産・地域産の資源を優先的に活用する（「地産地消」）、生産・加工・流通・消費のすべての段階で環境を悪化させない持続可能な方法を採用するなど、新たな環境破壊をひきおこさないためのガイドラインをもうけるよう政府に要求します。

プルトニウム利用をやめ、原発からの段階的な撤退をすすめます

政府と電力会社が温暖化対策を口実に新增設を図っている原発は、十分な安全の保証がなく技術的に未確立です。磨耗した配管の破裂で死傷者を出した美浜原発の事故（2004 年）にひきつづき、冷却用海水の温度データのねつ造、志賀・福島各原発の臨界事故隠しなどが次々と発覚しました。経済産業省の指示で電力会社が行った調査の結果報告（07 年 3 月）によれば、問題事例が全体で 1 万件をこえ、うち原子力関係が 455 件もあるという驚くべき数に上りました。その事例で明らかになった、基準や手続を無視したルール違反の横行とずさんな検査体制や経営・管理の実態は深刻です。今年 4 月末にも、中国電力の島根原発 1、2 号機の点検漏れが 506 件にのぼり、点検計画と実績に食い違いがみられる機器が 1665 件もあるなど、ずさんな実態がまた明るみに出ました。

にもかかわらず民主党政権は今年 5 月、1995 年のナトリウム漏れ・火災事故以来、14 年ぶりに高速増殖炉「もんじゅ」の運転を再開しました。運転再開して早々、運転員がいわば原子炉の「ブレーキ」である制御棒の完全な挿入の仕方をしなかったことや、燃料の破損を検出するために、原子炉内のガスに含まれる放射能を測定する装置 3 台のうち 2 台が故障するなど、トラブル続きです。民主党政権は、2050 年を実用化の時期としていますが、欧米では安全性と採算性が見込めないために、すでに高速増殖炉の開発からは撤退しています。これまでです

に 7900 億円（民間資金も入れれば 9300 億円）もの予算が投じられて、今後も毎年 300～400 億円規模の予算を投じる計画です。見通しが無いまま、巨額の予算をつぎ込む核燃料サイクル計画は、きっぱりやめるべきです。また、民主党政権は、MOX 燃料（プルトニウムにウランを混ぜたもの）を普通の原発（軽水炉）で燃やすプルサーマル計画も進めています。プルサーマルは、2015 年度までに 16～18 基の原発で実施する計画です。現在の原発は、もともと MOX 燃料を想定せずに建設されました。ブレーキに当たる燃料棒の利きが悪くなるなど危険性が増します。危険なプルサーマル計画はすみやかに中止すべきです。

国民の安全に責任を持つ規制行政を確立するうえで、原発を規制・監督する原子力安全・保安院を、促進官庁である経済産業省から独立させることは、国際的なルールに照らしても最低限やるべきことです。

2007 年の新潟県中越沖地震を契機に、柏崎刈羽原発や高速増殖原型炉「もんじゅ」などの地下に活断層があることが明らかとなりました。六ヶ所村の核燃料サイクル施設の地下にも活断層があると指摘されています。すべての原発について活断層調査を実施し、また耐震基準の見直しを行って、原発の耐震性の総点検を実施します。東海地震の想定震源域の真上には浜岡原発があります。このような政府・電力会社による原発立地のあり方は、無謀としかいいようがありません。今の原発では他にも、放射性廃棄物の処理と万年単位の管理の問題、莫大な費用がかかる問題など、多くの問題が解決されないままです。

こうした問題を抱えた原発からは、計画的に撤退すべきです。原発の危険性を増幅するだけのプルサーマル計画や「もんじゅ」の運転再開計画は撤回し、六ヶ所再処理工場をはじめ核燃料サイクル施設の総点検を実施し、計画は中止すべきです。原発の総点検をおこない、老朽原発をはじめ安全が危ぶまれる原発については、運転停止を含めた必要な措置をとらせます。

政府は、自治体にプルサーマル実施の受け入れや、高レベル放射性廃棄物の最終処分場への応募をうながし、受け入れれば手厚い補助金を出すとしてきましたが、補助金と引き換えに住民に危険を押しつけるようなやり方はやめるべきです。

民主党政権は、「原子力立国」をかかげて原発の輸出や技術協力を目指していますが、国内外で、安全を軽視した原発の新增設をすすめることはやめるべきです。

エネルギー高騰を許さないため、投機規制に取り組みます

一昨年の原油高騰では、中小企業、農林漁業、運輸業などが、燃料の値上がりで深刻な打撃を受けました。

投機マネーに関しては、国連や各国政府が今検討している投機マネー規制を強化することが重要です。「投機マネーの暴走を抑える」という強い政治的意思を打ち出して、国際社会とも協力しながら、——(1)原油や穀物など人類の生存の土台となる商品に対する投機の規制を具体化する、(2)ヘッジファンドに対して、直接の情報開示を求めるなど抜本的な規制強化にふみだす、(3)国際連帯税など、投機マネーの暴走を抑えるための適正な課税を本格的に検討する——こうした規制策を早急に具体化すべきです。

9. 金融

破たんしたアメリカ型の金融自由化路線を転換し、国民の暮らしと営業に役立つ金融を応援します

1. 金融自由化路線を改め、「地域金融活性化法」など金融機関に社会的責任を果たさせるためのルールをつくります

日本が“お手本”としてきたアメリカ型の金融自由化路線は、08年秋のアメリカ発の世界金融危機で劇的に破たんしました。いま、アメリカでは、銀行とヘッジファンドとの取引を禁止する「ボルカー・ルール」や、大手銀行に破たん処理のコストを負担させるルールなどをはじめとして、本格的な金融規制の強化がすすめられています。また、EUでも、ヘッジファンドに対する認可制の導入、銀行税あるいは金融取引税（いわゆるトービン税）など、これまでにない新たなルールが検討されています。金融自由化路線の見直しは、世界の流れです。

国際的なルールづくりの舞台が、先進国だけで構成するG7ではなく、新興国も含めたG20に移った点も前向きな変化です。今後、G20にとどまらず、G192すなわち国連を中心にして、国際的なルールづくりをすすめることが求められます。日本政府も、この間の積極的な変化をさらに促進する立場で、国際社会に貢献する必要があります。

自民党と同じ「新金融立国」を掲げる菅新政権

ところが、日本政府は、この流れに逆行する路線を続けています。もともと、日本では、長年にわたって、アメリカ型の金融モデルを“お手本”にした金融自由化、規制緩和路線がすすめられてきました。90年代後半の「日本版金融ビッグバン」以降は、民主党も自民党も一緒になって、金融自由化、規制緩和を競いあってきました。

菅新総理のもとで閣議決定された『新成長戦略』（2010年6月18日）でも、7番目の「成長戦略」として「金融戦略」が取り上げられていますが、その中身は、「新金融立国」をめざし「2010年中から速やかに具体的なアクションを起こす」、「総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進」など、多くの金融規制緩和策です。「新金融立国」というスローガンは、自民党時代の「金融立国」の“焼き直し”にほかなりません。

これは、金融自由化路線を見直している世界の流れに逆行するものです。日本共産党は、金融の公共性を投げ捨てる金融自由化路線の転換を一貫して訴えてきました。今こそ、この立場に立って転換をすすめることが求められています。

——金融機関のもうけを最優先する金融自由化万能路線・規制緩和万能路線をきっぱり転換します。日本共産党が提案している「地域金融活性化法」をはじめとして、金融機関に社会的責任を果たさせ、中小企業の経営を支える金融のルールをつくります。「貯蓄から投資へ」などといって、国民の大切な財産をマネーゲームに誘導する政策を転換します。

——国連やG20などですすめられている国際的なルールづくりにおいて、積極的なイニシアチブを發揮します。原油や穀物などの価格が投機でつり上げられることを許さないために、国際社会と共同して投機マネーを規制します。ヘッジファンドなどの情報開示をすすめます。国際連帯税など、投機マネーの暴走を制限するための適切な課税を本格的に検討します。

2. 中小企業と地域経済を応援する金融行政に転換します

民間金融機関による中小企業向け貸出残高は、2001年3月の約293兆円から、2009年12月には230兆円へと63兆円も減少しています（『中小企業白書2010年版』）。三大銀行（メガバンク）グループの中小企業向け貸し出しも減少を続けています。三菱UFJ、みずほ、三井住友の3メガバンクグループは、09年3月末からの1年間で中小企業向け貸出を約3兆8500億円減らしています。

アメリカを“お手本”にした金融自由化路線のもとで、金融機関は、短期的な利益を最優先しています。直近決算期の売上など、限られた数値だけをモノサシにして機械的に融資の可否を決定するようになっていました。金融機関が本来発揮すべき「目利き」能力、審査能力の喪失は深刻です。

「頼みの綱」となるべき政府系金融機関も、「構造改革」路線のもとで、短期的な「効率化」を迫られて審査基準を厳格化しています。信用保証制度では、部分保証（責任共有制）導入によって「一般保証」が激減し、09年度下半期の一般保証額は、制度導入前に比べてほぼ半減しています。保証料率も、中小企業の経営状況に応じて9段階の格差がつけられました。

いま必要なことは、民間金融、公的金融ともに、その本来の役割を発揮できるように金融行政をおおもとから転換することです。日本共産党は、企業の99%、雇用の7割を支える中小企業を支え、地域経済に円滑に資金が供給されるよう金融行政を転換します。

——金融機関、とりわけメガバンクによる貸し渋り・貸しはがしをやめさせます。

——金融の公共性と金融機関の「目利き」能力を回復し、社会的責任を果たすことのできる仕組みをつくります。「地域金融活性化法」を制定し、金融の公共性の発揮と円滑な資金供給に関する国、自治体、金融機関の責務を明らかにします。中小企業向け融資について、独自の検査マニュアルや監督行政のしくみをつくります。国による地域金融機関への合併押しつけをやめさせます。信金・信組などの協同組織性を変質させる動きを許さず、協同組織金融機関が本来の役割を発揮できるよう支援を強めます。

——商工中金の完全民営化をやめさせるなど、政策金融全体のあり方を総合的に見直します。公的金融にふさわしい融資基準をつくるとともに、予算、人材を含め、中小企業向け政策金融を抜本的に充実させます。貸し付け条件の変更や、さらなる融資相談などに対する冷たい窓口対応を改めさせます。

——「緊急保証」制度について全業種を対象とするほか、融資条件を緩和します。また、「一般保証」制度に導入された「部分保証」制度を廃止し、全額保証に戻します。小規模企業への保証料の差別的な引上げをやめさせます。信用保証協会への財政援助をおこなうなど、信用保証制度を抜本的に強化します。保証協会による「保証しぶり」をやめさせます。

——「中小企業金融円滑化法」による支払猶予の申し込みは、民間金融機関で46万6千件、日本政策金融公庫など公的金融機関3つで21万件となり、合計で67万件を超えています。同制度の改善をすすめ、さらに使い勝手を良くします。中小企業の機械設備のリース代の支払猶予についても、経産省の通達（4月16日）の趣旨を活かして活用をすすめるとともに、遅延損害金を求めないこと、遅延があってもリース物件を引きあげないこと、金融機関と同様にリース会社にも情報開示を求めることなどの改善をすすめます。

——日本では、毎年3000人を超える中小業者が自殺しています。この痛ましい事態の要

因の1つが、中小企業融資における個人保証制度です。現在、金融機関が中小企業融資を行う際に、経営者自身や知人に対して保証・連帯保証を求めるケースがほとんどです。この制度のもとでは、会社だけでなく経営者自身も保証人も全財産を失うことになり、家族や保証人に迷惑をかけないようにと生命保険をあてにした自殺が多発しています。欧米では、数十年前に金融機関の個人保証制度は廃止されています。中小企業融資に対する個人保証制度の廃止をめざし、当面、政府系金融機関の融資について、個人保証を廃止します。

——病気や事故などに備える「自主共済」は、2006年施行の保険業法により、保険会社に委託するか少額短期保険業者に移行するか選択が迫られました。しかし、多くの自主共済が、準備金の積み立てや外部監査導入などの負担ができず、制度廃止に追い込まれる事態も生まれています。社会保障の改悪などで国民の不安が増しているいまこそ、自主共済を守り発展させる必要があります。助け合いのためにつくられた自主共済については、保険業法の適用除外とします。

3. 貧困をなくすセーフティーネット貸出を抜本的に拡充します。「貯蓄から投資へ」路線を転換し、金融被害をなくします。

リストラや急な事故・病気など、誰の身にも起こりうる要因による生活苦や、売上不振や物価高騰などによる経営難などを理由に、高金利のサラ金に手を出す人が後をたちません。高金利と過剰融資を是正した貸金業法の改正を受けて、政府も各種の対策を打ち出していますが、未だに多くの人々が多重債務と貧困問題で苦しんでいます。本当に資金を必要とする人が、安心してお金を借りることのできるセーフティーネット貸出制度を緊急に拡充・強化することが必要です。

民主党も、自民党も、「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げ、国民の大切な財産をマネーゲームに誘導する政策を続けています。このもとで、個人年金保険や外国為替証拠金取引（FX）などの金融商品で被害を受ける人が続出しています。郵便局での投資信託などのリスク商品による被害も増えています。FX業者による証拠金の流用や詐欺的勧誘も相次いでいます。高齢者などをねらった「振り込め詐欺」や「振り込め恐喝」による被害も、史上最悪の件数にのぼっています。こうした金融被害もただちに根絶すべきです。

——2010年6月18日から完全施行された貸金業法の円滑な施行をすすめるとともに、ヤミ金に対する取締りを抜本的に強化します。「振り込め詐欺」などの犯罪をなくすために、警察、金融庁、金融機関などによる総合的なとりくみをすすめます。

——だれでも利用できる身近な金融相談窓口を整備します。低利の生活福祉資金貸付制度や緊急小口資金貸付制度を抜本的に拡充するなど、個人向け、離職者向け、個人事業者向けのセーフティーネット貸出制度を拡充・強化します。その際、生活再建のためのカウンセリングと組み合わせるなど、制度の運用改善をすすめます。

——「貯蓄から投資へ」などといって、国民の大切な財産をマネーゲームに誘導する政策を転換します。銀行、証券、保険などすべての金融商品について、「不招請勧誘」（望まない人への勧誘）の禁止と「適合性原則」（消費者の財産、知識や目的などに合わない取引の禁止）の徹底など、国民が不当な金融被害を受けないような仕組みをつくりまします。金融被害の温床となっている金融商品販売担当者に対する過大なノルマのおしつけをやめさせます。

——FXや商品先物を組み合わせた投資信託など、個人の資産運用に適さないハイリスクな金融商品について、総合的・抜本的に規制を強化します。

——裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の更なる充実や、被害回復給付金支給法の改善など、金融被害を受けた方への救済制度を拡充します。

4. 大資産家優遇の証券税制を改めます

2003年度に導入された「証券優遇税制」は、1500兆円にのぼる国民の大切な資産をマネーゲームに誘導するものです。これは、庶民の預貯金（税率20%）よりも、マネーゲームでの利益（同10%）を税制上優遇するものです。

いま、世界では、金持ち優遇の税制を見直す動きが進んでいます。イギリスでは、今年4月に所得税の最高税率が40%から50%に引き上げられ、株式配当などの最高税率も32.5%から42.5%に引き上げられました。アメリカでも、オバマ政権は所得税の最高税率を36%から39.6%に、株のもうけの所得税率を15%から20%に引き上げることを提案しています。

株式配当や譲渡所得の税率は、ドイツでは25%で、付加税（所得税の5.5%）を含めると26.375%、フランスでは所得税が18%、社会保障関連の目的税12.1%をあわせて30.1%となっています。わずか10%しか課税しない日本の証券税制は世界でも異常な優遇税制になっているのです。

こうした金持ち優遇税制を改めることが、経済危機の中で必要な財源を確保するためにも、格差と貧困の是正に向けて税制による所得再分配機能を再建・強化するためにも、不可欠です。

——世界に例を見ない大資産家優遇の配当や株式譲渡所得の税率軽減措置を、ただちに廃止し、税率を20%に引き上げます。将来的には、配当や譲渡所得などは、勤労所得とあわせた総合課税を原則とし、大資産家には応分の負担を求めますが、それまでの間も、欧米諸国の水準にあわせた税率の引上げをはかります。その際、庶民の少額の投資には、大資産家とは区別して税負担の軽減をはかります。

10. 高齢者

高齢者が安心してくらす社会をつくります

高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。

ところが民主党政権は、後期高齢者医療制度の即時撤廃という公約を投げ捨て、しかも、年齢による差別の対象を「65歳以上」にひろげるといふ高齢者いじめをつづけようとしています。家族介護の解消をめざすとして発足した介護保険制度が発足して10年。特別養護老人ホームの待機者が42万人にのぼるなど、「保険あって介護なし」の様々な問題点が噴出しています。にもかかわらず民主党政権は、何ら有効な打開策をしめしていません。高齢者の不安は募るばかりです。

貧困で厳しい生活を余儀なくされている高齢者は数多くいます。年所得200万円以下が40.5%、年100万円未満も15.7%にのぼります（08年「国民生活基礎調査」）。高齢者に、「自助努力」、「自己責任」を強要し、負担増と福祉切捨てをすすめる「構造改革」路線をキッパリと中止し、社会保障拡充へと転換させることが必要です。

日本の70歳以上の高齢者は2017万人となり、2000万人を突破しました（08年9月15日現在の推計）。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を、身を粉にして働きつづけ、家族と社会のためにつくしてきた人たちです。

日本共産党は、高齢者が大切にされ、安心して老後をおくれる社会の実現をめざして全力をあげます。

後期高齢者医療制度は一刻も早く廃止……後期高齢者医療制度廃止の先延ばしは許せません。民主党政権が2013年度の導入を検討している高齢者医療の「新制度」案は、65歳以上の高齢者を現役世代と「別勘定の国保」に加入させ、負担増や年齢による差別の対象を「75歳以上」から「65歳以上」に広げるといふものです。差別医療の温存・拡大にはかたまりません。後期高齢者医療制度はすみやかに撤廃して、元の老人保健制度に戻します。

医療費の重すぎる窓口負担に、多くの高齢者が悲鳴をあげています。欧州諸国など先進国では、窓口負担は無料または少額の定額制です。日本でも、沢内村で始まった老人医療費無料化制度が、1973年から1983年まで国の制度として実現してきた歴史をもっています。日本共産党は、75歳以上の高齢者の医療費を無料化します。70～74歳の窓口2割への負担増を撤回し、一律1割負担にします。

国の責任で国保料（税）を一人当たり年1万円、緊急に引き下げます。削減された国庫負担を計画的に元に戻し、だれもが払える国保料（税）に改革します。療養病床の削減計画をストップさせ、安心して入院治療・療養ができるよう体制をととのえます。

年金の充実……公的年金は、老後の暮らしをささえる柱です。ところが、国民年金しか受けていない高齢者の受給額は平均月約4万8千円にすぎません。月2万円、3万円という低額年金の人も多く、無年金の人は100万人を超えます。

日本共産党は、安心できる年金制度改革として、一人で月額5万円、夫婦で月額10万円の年金がうけとれる最低保障年金制度を創設します。全額国庫負担によるこの最低保障額の上に、それぞれの掛け金に応じて、給付を上乗せするようにします。

「消えた年金」問題の解決は、社会保険庁解体を口実にした責任逃れや体制の縮小を許さず、一人たりとも被害者をださず、一日も早く解決するという立場で、国の責任で解決します。

介護保険制度の見直し……老老介護に疲れ果てた、高齢者夫婦の痛ましい無理心中事件が後を絶ちません。重い保険料・利用料負担、深刻な介護施設の不足など、「保険あって介護なし」の事態を解決することは急務の課題です。

日本共産党国会議員団の介護保険実態調査でも、「重い負担を理由にサービスを抑制している人がある」との回答が7割を超え、「国庫負担の増額を」の声がトップで7割近くにのぼりました（2010年6月、介護事業所からの回答）。

日本共産党は、介護保険料、利用料など国民の負担増を抑えながら介護制度の抜本的改善をはかるために、介護保険にたいする国庫負担割合をただちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にします。

所得の少ない高齢者が安心して介護を受けられように、国の制度として保険料、利用料の減免制度をつくります。ホームヘルパーによる「生活援助」などの給付制限をやめさせます。在宅介護サービスの利用制限の仕組みになっている要介護認定や利用限度額は廃止し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善します。

介護の人材不足を打開するために、事業所にたいする介護報酬を大幅に引き上げます。介護労働者の待遇改善をはかるため、国の責任で月額4万円の賃金引上げをすみやかに実現します。特別養護老人ホーム42万人の待機者を解消するために、国の財政支援を大幅につよめ、施設整備を緊急重要課題として推進します。小規模・多機能の宅老所、グループホームが地域にきめこまかくととのえられるよう、国と自治体の財政支援をつよめます。

高齢者むけ住宅の増設……高齢者で、現在、居住している住宅で困っている人は4割を超えます。一方、特別養護老人ホームやケア付住宅などへの入居希望者も増えています。

住宅のリフォームがすすめられるよう、介護保険の住宅改造費を拡充するとともに、自治体の住宅改造助成制度の新設・拡充をはかります。高齢者むけケア付住宅・施設の整備を急ぎます。

公営住宅やUR（住宅都市再生機構）の賃貸住宅の建設をふやし、高齢者むけ家賃減免制度の拡充をはかります。

民間賃貸住宅に暮らす高齢者への自治体の家賃補助制度の普及をすすめます。

就業・雇用の保障……働く意欲と能力がありながら、まっさきにリストラの対象となるのは高齢者です。ハローワークに通っても、希望どおりの仕事につけるのは皆無に近く、中高年齢者の再雇用はきわめて厳しいのが実情です。

高年齢者雇用安定法が改正され、年金の支給開始年齢の繰り延べにあわせて65歳までの段階的な雇用延長がすべての事業主に義務づけられました。雇用延長措置をとる企業は9割を超えていますが、希望者全員を採用しない、賃金が半分以下という企業が多数です。国は、法の趣旨からも、希望者は全員再雇用となるよう企業にたいして指導・監督をつよめるべきです。年齢による賃金差別はやめさせるべきです。アメリカやEUなどで実施されているような、「年齢による差別を禁止する法」（仮称）を制定することも必要です。

地域の実情におうじて、高齢者の就労・社会参加の場をひろげることも大切な課題です。シルバー人材センターについて、賃金や労働条件、災害補償など改善をはかります。また高齢者の就労の場の確保のために活動している団体にたいして、行政が支援をおこなうようにすべきです。

安心・安全のネットワークづくり……一人暮らしの高齢者（65歳以上）は年々増えつづけ

435万人にのぼります(08年)。誰にもみとられず亡くなるという痛ましい孤独死が各地でふえています。貧困と格差の象徴です。医療制度の改悪や冷たい生活保護行政、介護保険の導入を機に高齢者福祉にたいする行政の責任が大幅に後退したことも背景にあります。

行政が責任をもって、地域住民と協力しあい、高齢者を地域でささえる安心のネットワークをつくるのが急務です。

自治体やNPOなどがとりくんでいる、高齢者への配食サービス、見守り活動、緊急通報システムなどの普及・拡充をはかります。高齢者が積極的に外出し、住民同士で会食や交流などができるミニ集会所をきめこまかにととのえることも必要です。

600万人に達するといわれる「買い物弱者」(買い物難民)をなくすため、移動販売車への補助、商店街・小売店への移動手段の確保などを行います。

自治体と地域包括支援センターが、介護保険の対象者だけでなく、広く地域のお年よりの実態を把握し、安心のネットワークをつくりあげていくうえで役割を果たすことが必要です。そのためにも、国が地域包括支援センターへの職員の増配置や財政保障をつよめるようにすべきです。

1.1. 障害者・障害児

すべての障害者・障害児の人権を尊重し、福祉や医療の拡充をはかります

1、障害者自立支援法はきっぱり廃止し、「障害者総合福祉法」を制定します

障害者団体の大きな運動と自立支援法違憲訴訟のたたかいが全国に広がる中、民主党政権は自立支援法の廃止を表明しました。訴訟の和解を受け、国は応益負担により障害者の尊厳を深く傷つけたことをこころから反省し、障害者参画のもとに、新たな総合的福祉制度を制定するとの「基本合意」を結びました。いま、「基本合意」にもとづき、新法の策定に向けて、「障がい者制度改革推進会議」で話し合いがすすめられています。

ところが民主党は、自民党、公明党とともに参議院選挙前の通常国会において、障害者の声を無視し、「基本合意」をないがしろにして、自立支援法の「延命」につながる「自立支援法一部『改正』法案」を強行成立させようとしてきました。障害者の大きな怒りが広がり、「改正」法案は審議未了、廃案に追い込まれましたが、法案をゴリ押しした民主党など各党の態度は厳しく問われなければなりません。

政府は、訴訟団との「基本合意」にもとづき自立支援法をきっぱりと廃止すべきです。障害者参加で憲法、障害者権利条約の趣旨にそった、難病・慢性疾患をもつ人、発達障害、高次脳機能障害をはじめとする、すべての障害者を対象とした「障害者総合福祉法」を制定すべきです。

日本共産党は「障害者自立支援法を廃止し人間らしく生きるための新たな法制度を」（2008年12月）という提言を発表し、障害者団体のみなさんと力を合わせ、政治を動かしてきました。引き続き全力をあげます。（「提言」は「個別分野の政策・見解」→「社会保障」→「障害者・障害児」でご覧になれます）

当面の緊急措置として、応益負担を即刻撤廃し、利用料は支援費制度時代の応能負担に戻し、住民税非課税世帯は無料とすることや、報酬を大幅に引き上げ、「日額払い」を「月額払い」方式に戻すなどの予算措置が必要です。民主党政権の今年の予算は、住民税非課税世帯の福祉・補装具の利用料の無料化に踏み出したものの、自立支援医療は対象からはずすなど中途半端で不十分なもので、障害者の切実な要求にこたえていません。身体障害者手帳をもたない難病・慢性疾患、発達障害、高次脳機能障害をもつ人たちへの緊急対策も含め、予算措置でできる改善は多くあります。新法を待たずに早急にすすめるべきです。

応益負担はすみやかに廃止し、利用料は無料に

憲法25条の生存権理念に照らせば、本来、障害者福祉や医療の利用者に対して負担を求めるべきではありません。世界の障害者福祉にも例のない制度は廃止し、障害者福祉の利用料の無料化をめざします。本人所得による収入認定に改善し、今年4月から始まった市町村民税非課税世帯の福祉・補装具の無料化を、緊急に自立支援医療にも広げます。給食費やホテルコストの実費負担はなくします。親兄弟・配偶者の扶養義務をはずします。

障害者が65歳になると、介護保険優先原則により1割負担が強いられるおそれがあり、優先

原則をあらためます。

報酬を引き上げ月額払いへ戻す

昨年の4月から施設・事業所に対する報酬単価が平均5・1%引き上げられましたが、焼け石に水です。月額払いを月額払いに戻し、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、報酬の底上げをおこないます。福祉労働者の賃金を、全額公費措置により、月4万円の引き上げをはかります。給食・事務・施設長など削減された職員配置基準を復活させるとともに、グループホームやケアホームの夜勤体制の改善をすすめます。

事業体系を再検討し小規模作業所と地域活動支援センターの緊急支援を

すべての施設・事業所が2012年3月末までに新事業体系への移行をせまられています、「障がい者制度改革推進会議」や同会議の総合福祉部会で、事業体系も検討されている最中であり、移行の推進をいったんやめるべきです。現行の事業体系は就労を強調していますが、障害者の就職を受け入れる企業は依然として少なく、不況下では真っ先に障害者が解雇されているのが現実です。障害者が働く意義は多様で豊かであり、就労保障とともに日常生活の支援も拡充する新たな事業体系になるよう、強く求めます。入所型の施設や「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を含め、グループホームなど暮らしを支える多様な選択肢を整えます。当面、低水準にある小規模作業所と地域活動支援センターにたいする補助金を、実態に見合った水準に引き上げることを求めます。

障害のある子どもたちの療育・生活の保障を

障害のある子どもの福祉を、児童福祉法にもとづく施設やサービスとして、だれもが気軽に療育を受けられる環境のもと、障害が確定していない子どもたちも含めて、発達を保障するよう改めます。給食も療育の一環であり、給食費の実費負担をなくします。

入所施設では、措置と契約による入所の子どもが混在し、措置率の地域間格差も生じており、契約制度の矛盾が顕著になっています。福祉サービスを利用するにあたっての契約制度は、子どもの成長や発達にたいする責任を保護者にすべて負わせるしくみです。契約制度をやめ、公的責任で適切な福祉サービスが利用できるように改めます。成人してもさまざまな事情から子どもの施設にとどまらざるを得ない人たちへの支援を強めます。

国の責任で約30年間変わらない施設の職員配置基準や面積などを早急に改善し、手厚い生活の場や療育環境がすみやかに保障されることを求めます。

学齢期の障害のある子どもたちの放課後生活を保障するよう法制化します。長期休業中の生活を豊かに保障する制度を早急に確立します。

自立支援医療を無料の公費負担医療制度に

医療費は医療保険制度における給付率の改善で無料化をすすめながら、当面障害者にかかる医療費については、自立支援医療の「応益負担」のしくみを撤廃し、原則無料の公費負担医療制度とします。育成医療、更生医療は、対象とする治療の範囲を拡大するなど、制度の改善をはかります。更生医療制度はリハビリテーション医療の観点から身体障害者手帳所持を条件からはずし、障害の除去・軽減のみでなく悪化を防ぐための治療や予防も含めた治療にも適用できるよう対象を拡大します。育成医療制度は「児童の健全育成」の観点から本来の児童福祉法に戻し、障害のある子どもとともに、「放置すれば将来障害が残ると予想される子ども」を今後

とも対象に含むようにします。すべての自治体で実施している重度心身障害者（児）医療費助成制度を障害者総合福祉法に位置付けて、国の制度として確立します。

地域での生活のゆたかな保障を

障害程度区分認定制度は、難病や発達障害などあらゆる障害の範囲に対応できる、真に必要な支援を保障するあらたなしくみづくりを求めます。

日本共産党国会議員団の調査(08年)では、障害者の外出などに必要な移動支援事業に対し、利用制限をおこなっている自治体が6割を超えていることが明らかになりました。自治体の姿勢も問われますが、もともと国が補助金を抑制していることが原因です。国は補助金を大幅に増やすとともに、移動支援事業、コミュニケーション事業などの利用料を無料化し、国の制度として位置付けて地域間格差を解消します。

在宅や施設サービスを大幅にふやすなど、地域生活の基盤整備を集中的にすすめるため、「障害福祉基盤の緊急整備5カ年計画」を策定し、特別立法を制定します。

「地域主権改革」の中でねらわれている障害者施設の面積や職員数などを自治体まかせにする、補助金をなくして一括交付金にするなどの方向は、地域間格差を助長するものです。国のナショナルミニマムを放棄する「地域主権改革」の撤回を求めます。

精神障害者の支援を拡充する

精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉などの抜本的拡充をはかります。自立支援医療の応益負担のしくみを撤廃し、原則無料の公費負担医療制度にします。精神障害者の相談支援活動や住まいの確保をすすめます。障害者雇用促進法において、雇用を義務化します。精神障害者の交通運賃割引制度を適用拡大します。薬物依存症者の治療体制や社会復帰の支援を強めます。

発達障害を障害者施策の中に位置づける

発達障害者が「障害者総合福祉法」の制定を待たずに福祉などのサービスを利用できるよう、緊急に制度を改善します。また、明確に「総合福祉法」や障害者差別禁止法などの対象になるよう位置づけ、医療、就労、教育などすべてにわたって障害特性をふまえた支援を拡充します。

財源は消費税増税ではなく大企業などの適正課税で

諸外国に比べてGDP比できわめて低い（ドイツの3分の1、スウェーデンの7分の1）障害者予算を抜本的に増額します。

障害者施策のために、消費税増税はまったく必要ありません。菅政権は消費税10%を公約し法人税減税も公約しています。消費税は障害者と家族にもっとも冷たい税であり、福祉の充実とは相いれないものです。予算のムダを見直し、軍事費にメスを入れることや、大企業・大資産家に対するゆきすぎた減税をただせば、障害者予算の増額は十分実現できます。

介護保険と障害者福祉の「統合」は障害者の実態を無視したものであるとともに、介護保険料の徴収年齢を引き下げて、国民に負担増を求めることにねらいがあり、反対です。

2、国内関連法を徹底的に見直し、障害者権利条約を批准します

国連の障害者権利条約は、08年5月に発効しました。日本でも批准が求められています。条約を批准するためにも、障害者の平等と参加をうたった障害者権利条約の趣旨にてらして、国内関連法を抜本的に見直すことが不可欠です。日本共産党は関連法を見直しながら、障害者の声を十分に反映させて、条約を批准するよう求めます。

障害者基本法の改定、障害者差別禁止法などの制定をすすめる

障害者基本法は、障害者権利条約で示された障害者の人権を尊重し、国が条約にそって国内施策をおこなう義務があることを基本法で明確にするよう位置付け、制度の谷間のない障害の定義、合理的配慮を提供しないことが差別であることを含む差別の定義などをもりこんだ抜本改正を求めます。

「障害者差別禁止法」（仮称）を制定し、就労・労働・交通・教育などあらゆる分野で障害を理由とした不当な差別をなくします。裁判規範性を持ち、権利侵害などへの具体的な救済策をもりこんだ、実効性のある差別禁止法の制定をめざします。障害者に対する差別をなくし、実質的な平等を保障するためにも、障害者総合福祉法の制定があわせて重要な課題です。すべての障害者の虐待をなくすために、「障害者虐待防止法」の制定を求めます。

障害基礎年金を引き上げ無年金障害者問題の解決を

障害基礎年金を1・2級とも大幅に引き上げ、あわせて最低保障年金制度の実現で底上げをはかります。（最低保障年金制度については社会保障の年金の項目をご覧ください）。

無年金障害者への特別給付制度が05年4月から開始されていますが、障害基礎年金と同額に引き上げるとともに、国籍要件のために加入できなかった在日外国人など、支給対象をさらに広げるよう改善をすすめます。特別給付金制度はあくまでも福祉的措置であり、年金制度の枠内での根本的な解決が必要です。国の不作為や年金制度の不備を認めて、障害基礎年金の支給を行うべきです。

初診日認定についても、精神障害や内部障害のように発病時期が特定困難な場合、現在の状態が基準に十分該当するにもかかわらず、初診日が証明できないために障害年金が受けられないなどのことがないよう、実態に即した運用をすべきです。

すべての障害者のはたらく権利をまもる

「障害者雇用促進法」において難病・慢性疾患をもつ人など、すべての障害者を施策の対象にするとともに、法定雇用率の対象とします。法定雇用率の厳守を徹底し、さらに法定雇用率を引き上げます。

病状や障害が進行しても働き続けられるよう、通院や病気休暇を保障します。ジョブコーチ制度などを充実させ、職業訓練や資格取得の支援制度を拡充します。障害者、難病患者の移動支援において、通勤のためのヘルパー利用をすみやかに認めるべきです。

障害や疾患を理由にした職場での差別は、制定が話し合われている障害者差別禁止法の対象になることは当然です。労働条件の切り下げやパワーハラスメントなどを防止するためのしくみを構築し、障害者のはたらく権利をまもります。

一般就労が困難な人のために、ヨーロッパ諸国で実施されているような保護雇用制度を創設し、所得保障をおこないます。

インクルーシブ教育の真の実現を

「インクルーシブ（障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず参加を保障される）教育」を真に実現するために、通常の小中学校を含めた教育条件の抜本的改善にとりくみます。学校のバリアフリー化、通学できない子どもたちの在宅学習の保障、特別支援学校の整備、臨床心理士をはじめとしたメンタルサポートの実施、教職員の配置の充実など十分な教育予算をとり、教育環境をととのえます。あらゆる段階で、必要に応じた支援をおこない、障害のある子どもの教育の権利を保障します（詳しくは教育の障害児施策をご覧ください）。

交通、参政権、情報の保障を

鉄道駅の安全確保のためのホームドア、可動式ホーム柵の普及などをはじめ、交通や建物などのいっそうのバリアフリー化をすすめます。障害者用・オスメイト対応のトイレのいっそう普及や、ユニバーサルシートをあわせて設置します。障害者や高齢者にも使いやすい金融機関にするために、障害者対応のATMの拡充や、窓口対応の改善をすすめます。

障害者の参政権を保障するため、手話や字幕をすべての政見放送に義務づけるとともに、選挙広報などの改善、在宅投票制度の拡充、投票所の整備などをすすめます。障害者などに成年後見人がつくと失われてしまう投票の権利などを見直します。

情報バリアフリーをすすめ、障害があることによる情報格差の解消をすすめます。

12. 女性

世界でも異常な女性への差別を是正し、男女平等を社会に徹底します

女性へのあらゆる差別の撤廃を義務づけた国連女性差別撤廃条約を批准して 25 年、日本の女性差別の是正はいまだに大きく立ち遅れています。女性労働者の 2 人に 1 人以上が非正規雇用であり、賃金は非正規をふくめると男性の 53%です。この女性の地位の低さが経済危機、雇用破壊のもとで、女性の貧困と格差をいっそう大きく広げています。働きたくても保育所に入れない待機児童問題はますます深刻です。1 人目の子の妊娠・出産で 7 割が退職し、30 歳代の労働力率は先進資本主義国 24 カ国中 23 位と、女性が最も働きにくい国となっています。

ヨーロッパでは、母性の社会的役割を重視し、子育ては社会全体の共同責任だという女性差別撤廃条約の原則にたったルール確立と社会的な合意がすすんでいます。パートと正規社員の均等待遇の改善、家族政策の充実、育児休業制度の改善、保育所整備などがすすめられています。家族支援の公的支出は日本の 3~4 倍です。

財界・大企業いかりの日本の「ルールなき資本主義」が、世界でも異常な女性差別の原因になっています。戦前の日本の社会を「理想」とし、民法改正などに反対する意見が政界にあることも異常です。自公政権からかわった民主党政権は、女性差別の是正にとって重要な労働者派遣法改正でも、民法改正でもこの異常に迫ることはできず、国民の期待を裏切っています。女性への差別は人間の平等と尊重の原則に反し、人類の発展に貢献すべき女性の能力の発揮を困難にし、その国の発展をそこなうものです。国連からは、条約の完全実施にもとづく早急な改善をもとめられています。日本共産党は、国連女性差別撤廃条約や ILO 条約の具体化・実現をはかり、国際的な基準にたったヨーロッパ並みの「ルールある経済社会」の実現、あらゆる分野での男女平等の実現に力をつくします。

パートの均等待遇を求めた ILO パートタイム労働条約や 8 時間労働条約、権利侵害を国連に通報できる制度を定めた女性差別撤廃条約の選択議定書などを早急に批准するようもとめていきます。

1. 働く女性への差別を許さず、生きいき働き続けられる条件整備をすすめます

経済危機と雇用破壊は、異常な女性差別、地位の低さに苦しんできた女性たちにいっそう深刻な影響をもたらしています。パートや派遣、臨時などの非正規雇用は、女性労働者の 54%まで増加しています。女性の完全失業者は前年比 25.5 万人増の 133 万人となっています。子育てや家事の大変さからあきらめたなどの潜在的失業者もひろがっています。妊娠や産休・育児休業を理由にした解雇・不利益取り扱いがひきつづき深刻です。職場の男女差別を許さず、貧困や格差をひろげる雇用破壊から働く女性を守ります。

パートや派遣など非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をすすめます

働く女性の半数以上をしめる非正規労働者の権利を守り、労働条件の改善と正規化をはかります。ILO 条約が求め、すでにヨーロッパ諸国で実現している、雇用は正規が当たり前、同じ仕事なら賃金も労働条件も同じという均等待遇原則の確立など、国際水準にたった法整備、

ルールづくりをすすめます。

女性のパート労働者は 961 万人、パート労働者の 7 割近くに増えています。平均賃金は時給 973 円、正規雇用の男性の 49%です。派遣労働者も半数近くが女性です。先の展望が見えない不安がつきまとう日雇い・臨時雇いの女性労働者も 2 割以上にあたる 500 万人近くになっています。

パート労働法を抜本的に改正し、パート労働者の権利を保護する法律にします。正規労働者との均等待遇を明記し、事業主が、賃金、休暇、教育訓練、福利厚生などの労働条件で差別的取り扱いをすることを禁止します。正規労働者の募集・採用の際には、いまその業務について正規を希望するパート労働者、有期労働者を、応募者への配慮もしながら優先的に雇い入れることを努力義務とします。事業主が、差別的取り扱いをした場合などは、公表し、勧告に従うことを命令できるようにします。公務労働者や有期労働者も法の対象に加えます。

労働者派遣法改正は、人間らしく働く最小限のルール of 要です。ところが、政府案は、製造業への派遣を原則禁止にといいつながら「常用型派遣」は認める、登録型派遣を原則禁止にといいつながら専門 26 業務を例外にするなど“抜け穴”だらけであり、実効ある改正にはなりません。

労働者派遣法を抜本改正し、派遣労働は一時的臨時的なものに限定します。製造業への派遣はどんな形でもきっぱり禁止します。専門業務の内容を見直し、真に専門的な業務にきびしく制限します。きわめて不安定な日雇い派遣は全面的に禁止します。違法行為があった場合に直接雇用したものとみなす規定を導入します。派遣先労働者の賃金などの労働条件の均等待遇をさだめます。

最低賃金を時給 1000 円以上に引き上げ、全国最低一律賃金制度を確立し、女性の低賃金の底上げをはかります。違反を許さず、監督、是正指導をつよめます。

女性が多く働く保育士や学童保育指導員など自治体の職場でひろがる非正規雇用の正規化、労働条件を改善し、「官製ワーキングプア」を許しません。

男女賃金格差是正、昇進・昇格差別是正をはかります

男女雇用機会均等法制定から 25 年、男女の賃金格差是正も昇進昇格差別の改善も、遅々としてすすんでいません。財界・大企業が、労働者支配ともうけ最優先の立場から、女性の労働を正当に評価せず、また異常な残業、長時間・過密労働をすすめ女性が子育てしながら働き続けることを困難にしてきたからです。働く女性、労働者を守り、女性差別を是正するための法整備をすすめます。

男女雇用機会均等法を抜本的に改正し、間接差別の禁止規定を実効性あるものに改善します。気軽に相談でき、労働者の申し立てにより差別を是正できる強力な救済機関を設置するとともに、罰則を強化します。「同一価値労働同一賃金」の原則にもとづいた均等待遇の法制化をすすめます。

男女賃金格差の是正のために、(1)仕事の内容、熟練度、労働時間、勤務形態が男性と同一の場合、あらゆる賃金格差を抜本的に是正する。(2)同期同年齢男性との同一昇格をはかる。(3)昇進・昇格は、仕事内容に即した試験などだれもが納得できる客観的で透明な制度にし、結果の本人への開示原則を確立する。(4)出産や子育てで退職し再就職した場合は、資格や専門性、経験や熟練度を性差別なく正当に評価する。(5)同一労働のパートなどの賃金は、正社員との時間比例にするなどの男女賃金格差是正のための正当な要求を支持し、その実現に力をつくします。

妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶します

妊娠・出産による不利益扱いがひきつづき横行しています。全国の雇用均等室に寄せられた妊娠・出産などを理由にした解雇や不利益取り扱いに関する昨年度の相談数は、3654件にもなっています。妊娠・出産による不利益扱いを禁止した均等法にもとづいて、企業への指導を強め、違反企業への指導の徹底、罰則の強化をはかります。均等法では、産前産後休業を取得した場合、休業中は「業績ゼロ」として評価を下げて不利益取り扱いにはあたらないなど禁止の範囲が狭いことは問題です。これでは妊娠・出産による不利益、格差の拡大は改善されません。欧州などでは、産前産後休業は有給休暇などと同様に、出勤したものとみなしている国が少なくありません。少なくとも産前産後休業は、人事評価やボーナス・退職金の算定でマイナスにならないようにします。

出産・育児等で退職した女性が再び、その経験や実績を生かして働けるように、再就職への支援、職業訓練制度の抜本的な充実、生活保障を受けて資格取得ができる助成の拡充、正規雇用での再就職を促進し、再就職による不利益や差別をなくします。

自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援します

ヨーロッパなどでは、自営業・農業の女性の働き分を評価し、労賃を認めることがあたり前ですが、日本では認められていません。妻など家族従業者の働き分が必要経費と認められるように、所得税法56条を廃止します。

出産や病気のとくに安心して休めるように制度の確立・充実をはかります。すでに実施している「酪農ヘルパー」のような支援制度を自営業、農業全体でもつくり、整備をしていきます。自営業、農業で働く女性たちは、経済的な面でも安心して産休も病休もとることができません。多くが加入している国民健康保険に産前産後手当・傷病手当金の制度がないからです。国庫負担を増やして、国民健康保険に産前産後手当・傷病手当金の「強制給付」の制度をつくります。

資金不足や家庭・子育てとの両立の問題など女性ならではの困難で、起業を断念したり、廃業せざるをえない場合も少なくありません。起業に関する知識、情報提供、相談窓口や低利融資の拡充、子育てとの両立支援をすすめます。農産物加工技術の研修や販路の拡大などを支援します。

自営業・農業にたずさわる女性の仕事と健康など総合的な実態調査を継続的におこないます。

2. 女性も、男性も、仕事と家庭の両立ができる条件整備をはかります

「子どもができてはずっと働き続けるほうがよい」という考える女性は増え続けています。しかし実際には出産を前後して働き続ける女性の比率はのびていません。働く女性の半数以上となった非正規雇用では2割程度にとどまっています。両立が困難なのは、妊娠・出産を当然の権利として保障し支えることや、子育ては男女がともに担い社会全体がそれを支えるという、女性差別撤廃条約や欧米諸国ではあたり前の考え方やそのための環境整備がきわめて遅れているからです。女性も、男性も、だれもが安心して仕事も子育てもできるように社会的条件整備をすすめます。

長時間労働の改善、安定した雇用、人間らしい働き方のルールをつくります

働く女性が安心して妊娠・出産でき、女性も男性も、子育てしながら働き続けることができるようにするためには、安定した雇用、人間らしい働き方が必要です。

しかし 30 代男性の 4 人に 1 人は週 60 時間以上働き、6 歳未満の子どもをもつ男性の家事・育児時間は 1 日 1 時間程度、欧米諸国と比べると 3 分の 1 です。

1997 年の労働基準法改悪で残業や深夜労働の規制が撤廃され、女性のあいだにも長時間労働がひろがっています。妊娠・出産で働き続けられない理由のトップは「残業が多い」という調査結果もだされています。健康破壊・母性破壊も深刻で、婦人科系の障害がある、流産しやすいなど、4 人に 1 人が妊娠・出産にかかわる健康問題をかかえ、とりわけ長時間労働している女性に障害の割合が高いという指摘もあります。

異常な長時間労働を改善し、男女ともに労働時間を短縮します。残業時間を法律で 1 日 2 時間、月 20 時間、年 120 時間に制限します。違法なサービス残業を根絶します。子育て中の変則勤務、夜間・休日出勤、単身赴任などを制限します。

だれでも安心して利用できる育児介護休業制度へ充実をはかります

育児介護休業制度は、改善をもとめる声を背景に一步ずつ改善がすすんでいます。育児休業取得率は、働き続けている女性のなかでは 9 割近くに前進しています。しかし、非正規雇用労働者は、とりたくてもなかなかとることができない状況におかれています。一年以上雇用され、子が 2 歳まで雇用継続の見込みがあるなど厳しい取得条件がつけられており、育児休業取得はいつそう困難です。育児休業をとったことによる不利益取り扱いも増加し、均等室に寄せられた相談件数は前年から 3 割増の 1700 件近くになっています。男性の取得率はいまだに 1% 台です。

だれもが育児休業をとりやすい制度に改善をすすめます。休業中の所得保障を 6 割に改善するとともに、中小企業への助成や代替要員の確保のための助成を強化します。有期雇用労働者のきびしい取得条件を見直し、6 カ月以上勤務している労働者すべてに適用します。男性の取得促進のための制度もヨーロッパ諸国でおこなわれている「パパ・クオータ」なども参考にさらに改善します。保育所に入れないうちやむをえない場合は 1 年まで延長でき、分割取得も可能にするなど、家族の状況にあわせて利用しやすいようにします。勤務時間短縮制度や時間外・深夜労働免除制度は、子どもの対象年齢の拡大などさらに充実させます。子どもが病気のときの「子ども看護休暇」は、学校行事への参加などにもつかえる「家族休暇」制度とし、両親それぞれ年 10 日以上に拡充します。企業による不利益取り扱いを許さず、苦情処理・救済制度の拡充、指導・監督の徹底、違反企業への罰則強化などをはかります。

年間 10 万人分の認可保育所を建設し、保育環境の改善をすすめます

認可保育所に入れないうち待機児童数は、09 年 10 月に 4 万 6 千人にまで増加し、この 4 月には、都市部を中心にさらに申込者が急増しています。事態はますます深刻になっています。潜在的な待機児童数は 85 万人とも 100 万人ともいわれています。自公政権が「規制緩和」「民間委託」「民営化」をかかげ、必要な保育所をつくらず、定員を超えた詰め込みや認可外の保育施設を受け皿にした安上がりの「待機児童対策」をすすめてきたからです。民主党政権は、この流れをいつそうすすめようとしています。「規制緩和」路線をきっぱりと転換し、国の責任で認可保育所の建設と保育環境の改善をすすめます。

当面 1 年に 10 万人分、3 年間で 30 万人分の認可保育所を新・増設します。そのために保育所建設費への国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げ、公立保育所への国庫補助を復活し、利用可能な国有地の優先利用、建設用地取得への助成などをすすめます。

定員超過の実態の改善、保育士の正規化と賃金など専門職にふさわしい労働条件の改善、低

中所得層対象に高すぎる保育料の父母負担の3割軽減など、保育条件の改善をすすめます。諸外国と比べても低すぎる保育室の面積や保育士の配置などの最低基準を改善します。

民主党政権は、最低基準の撤廃をはかり、自公政権がすすめてきた保育制度改悪をひきつぎ保育に対する自治体の実施責任をなくし、「直接契約・直接補助」、「受益者負担」の導入、民間企業の参入の拡大などをすすめようとしています。保育や子育て支援サービスに関する制度も予算もすべて自治体に丸投げして、国の責任を放棄する方向を検討しています。保育と子育て支援政策の重大な後退であり、子育て世代に困難をおしつけるものです。絶対に反対です。(4月30日発表の保育「緊急提言」参照 [リンク](#))

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100430_taikijidou_mondai.html

学童保育の増設、大規模化の解消など環境改善、指導員の待遇改善をすすめます

学童保育は、働く親が安心して働き続けられ、子どもたちが安全な生活をおくり成長するための大切な場です。しかし3割以上の小学校区に学童保育がなく、まだまだ不足しています。待機児童や大規模化、詰め込みも深刻です。放課後や夏休みなど、毎日過ごす「遊びと生活の場」にふさわしく、量質ともに充実をはかります。

希望する子どもが全員入所できるよう新增設をすすめます。大規模化の解消、保育料の父母負担の軽減、指導員の正規化、複数配置、生活が保障できる賃金など労働条件の改善、研修の充実をはかります。そのために国の学童保育予算を抜本的に増額します。

父母や学童関係者の運動を背景に、07年に施設や職員、運営などのガイドラインがつくられました。さらに国と自治体の責任を明確にした制度にし、国による設置・運営基準を定めて、地域格差の改善、条件整備をすすめます。

学童保育と、すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」などは、それぞれ拡充します。

3. ひとり親への支援をつよめます

日本のひとり親家庭の貧困状態は先進国のなかでも最悪の水準です。母子家庭の平均所得は、児童扶養手当などをふくめても年約231万円、高齢者世帯を含む一般世帯の4割、子どものいる世帯の3分の1です。9割近くが「生活が苦しい」と感じています。一人で仕事と子育てをする大変さは、父親も母親も変わりはありません。母子家庭も父子家庭も安心して暮らし、子育てできるように、ひとり親家庭への支援を強めます。

母子家庭があたり前の生活を営めるようにします

児童扶養手当の支給から5年後に半額に削減するという自民、公明、民主党などがおこなった制度改悪は、運動と世論の批判を受けて「凍結」しています。しかし、「就業が困難な事情」の証明書類の提出など「就業意欲」による線引きの考え方は変わらず、約4000世帯が手当を削減されています。すぐに改悪制度そのものを撤回し、一部支給停止を中止するべきです。さらに、児童扶養手当制度は、子の福祉の立場にたった充実をはかり、支給額の引き上げ、対象の拡大などをすすめていきます。子の扶養者が公的年金を受けていると児童扶養手当を受給できないなどさまざまな問題の改善もすすめていきます。

母子家庭にとっては、長期の安定した雇用が切実です。母子家庭の母親の85%が働いていますが、非正規労働者が常用雇用を上回っています。パートや派遣の正社員化、非正規雇用と正

規雇用の均等待遇などをすすめ、母子家庭の仕事と収入の安定をはかっていきます。パートを正規雇用に転換した事業主にたいする奨励金や資格取得や技能訓練費など、いまある国の支援制度も充実させていきます。

保育所への入所はひとり親家庭にとってとりわけ切実です。法律にひとり親家庭の保育所優先入所への配慮をうたい、通達も出ていますが、実際には入ることができず働くこともできないなどの悲鳴もあがっています。保育所の増設をすすめ、ひとり親家庭が安心して優先入所できるようにします。安価で良質な公共住宅を供給します。

母子家庭の寡婦控除を受けられないシングル・マザーも、税控除がうけられるよう制度を改善します。

父子家庭への支援をつよめます。

父子家庭の年収は母子家庭を上回るものの、就労収入が300万円未満の世帯が37%、200万円未満も16%にのぼっています。長時間労働を強いられている父親の場合、子育てのために仕事を変えざるをえない人も少なくありません。

父子家庭関係者と国民の運動で父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったことは一歩前進です。さらに、母子家庭とともに父子家庭の実態・要望調査をすすめ、父子家庭に支援をひろげるなど、父子家庭に必要な子育て・生活支援などを強めます。

4. 女性が健康に生涯をおくるために社会保障を拡充します

日本では、長時間労働などによる健康破壊、「お産難民」といわれるような産科医不足、若い世代への性や体にかんする教育の不十分さなど、その権利をまもることができない事態がひろがっています。妊娠・出産の可能性のある女性の健康が権利として守られるよう施策の充実をはかります。

妊婦健診を充実し、出産費用の軽減をはかります

費用の心配なく安心して妊婦健診を受け、出産ができるように、国の責任で妊婦健診費用、出産一時金の充実をはかります。女性たちの運動と世論で、妊婦健診費用の公費負担、出産一時金の増額の措置がおこなわれましたが、2010年度までの時限措置です。

健診内容は自治体で差があります。経済的負担の心配なく妊婦健診を受診できるように、恒常化し、政府がのぞましい健診回数としている14回分を全国どこでも負担なしに受けられるようにします。出産育児一時金の増額を恒常化し、さらに充実させます。非正規雇用や、業者、農業などを問わず、安心して産前産後休暇がとれるように、国保の出産手当金制度を「強制給付」にするなど休業中の所得保障、社会保険料免除などをすすめます。

高額な費用がかかる特定不妊治療費の助成額の増額、所得制限の緩和をはかります。不妊治療について健康保険の適用範囲の拡大をめざします。不妊専門相談センターの整備・拡充をはかり、カウンセリング体制の強化をすすめます。

産科医不足を解決します

都市でも地方でも産科医のいない地域が急増し、全国で「お産難民」といわれるほどの事態が改善していません。こうした事態を引き起こした最大の原因は、「医療費削減」の名で医師数を抑制しつづけてきた歴代政権の失政です。この15年間に日本の産婦人科医師数は22%も減

りました。医師が絶対的に不足するもと、200床以下の病院では産科医の当直が平均で月7回をこえるなど、労働条件はますます過酷になり、産科医の退職があいついでいます。また、自公政権は、診療報酬の抑制・削減で多くの産科医療機関を経営難に追いやり、「不採算」を理由に国公立病院の産科を切り捨ててきました。その結果、分娩を実施した施設は1996年9月は3991施設でしたが、2008年9月は2567施設に激減しています。民主党政権も、地域医療支援の事業の「事業仕分け」をおこない、ムダ削減の名目で予算をカットし、そのなかには産科に関わる事業、女性医師の就労支援事業などもふくまれています。救急医療体制の充実のための予算も削減されています。

「医療費削減」路線を転換し、国の責任で計画的な打開策をこうじることが必要です。日本共産党は、医師の養成数を抜本的に増やし、国の責任で産科医の育成・研修などをすすめます。地域の産院・産科病院への公的支援を強め、産科・小児科・救急医療などにかかわる診療報酬を引き上げます。国公立病院における産科切り捨てをやめ、周産期医療をまもる拠点として支援します。産科医の過酷な労働条件の改善をすすめます。とくに、女性医師は産科・婦人科医師の3割、30歳代半ば以下の過半数を占め、産科医療を支える大きな力となっています。女性医師が働き続けられるよう、妊娠中の当直免除、産休・育休中の身分保障や代替要員の確保、職場内保育所の設置、職場復帰に向けた研修な、仕事と家庭の両立支援をすすめます。

産科医療の崩壊が進行するなか、助産師・助産院の役割はますます重要です。みんなが安心してお産のできる環境を確立し、助産院ならではの「良いお産」を普及・発展させるため、助産院に対する手厚い公的支援をすすめます。助産師の養成数を増やし、「院内助産所」の設置など医師と助産師の連携を国の責任で推進します。

乳がん・子宮がん検診、健康診断の充実などをすすめます

女性の命と健康をまもるうえで、乳がんや子宮がんの予防・早期発見が重要です。イギリス、ドイツ、カナダ、オランダ、フィンランドなどは、乳がん検診を無料にし、5割から9割が受診しています。イギリスでは、1987年まで任意だった子宮頸がん検診を定期検診にきりかえ、検診料を無料にしたことで、受診率が4割から8割にアップし、死亡率も減少しています。

国の予算をひきあげ、乳がん・子宮がん検診の自己負担の軽減・無料化をはかります。マンモグラフィ検査など最新技術による検診を促進します。

子宮頸がんはウィルス感染を原因とする病気であり、欧米諸国では、ヒトパピローマウィルス（HPV）ワクチンの早期接種による予防がおこなわれています。日本でも接種への公費助成を実現し、「HPVワクチン」の開発をすすめます。

特定検診（メタボ検診）の導入により、40歳以上の妻で、夫が加入する組合健保の扶養家族となっている人は、指定医療機関での健診となり、受けにくくなっています。居住する市町村の健診や、近隣の医療機関での健診を受けられるようにする措置をこうじます。企業の定期健診に女性関連項目を加えます。骨粗しょう症や甲状腺障害など、女性に多い疾病の予防・健診の充実をはかります。

長時間の残業や深夜労働による過労・ストレスで体調を崩す女性が増え、精神疾患の労災認定も急増しています。生理休暇取得率は1.6%まで低下し、月経障害や不妊に悩む女性も少なくありません。男女ともに長時間労働を規制し、生理休暇なども気兼ねなく取得できる職場環境をつくるよう、企業への指導を強化します。働く女性の長時間労働、深夜労働の実態・健康影響調査をすすめます。

女性の体、性差を考慮した医療の発展をはかり、公的医療機関に女性専用外来の開設を促進

します。若年層を対象にした性教育、性感染症予防教育、医療関係者による相談活動などを強めます。

女性が老後を安心して生きることができる公平な年金をめざします

女性は男性よりも平均寿命が長く、75歳以上では6割以上をしめています。一人暮らしの女性の約半数は年収180万円未満、離別で一人暮らしになった女性の12%強が年収60万円未満という調査結果もあります。高齢期のこうした生活実態は、女性の地位の低さがそのまま影響したものであり、多くの女性が低額年金、無年金の状態におかれています。

男女賃金格差の改善、パート労働者と正規労働者の均等待遇の改善が、公平な年金の実現にとっても重要です。パート労働者の社会保険加入の権利を保障し、企業による保険料負担逃れのための未加入の解決をはかります。二つ以上の職場を掛けもちするパート労働者の社会保険加入の権利を保障します。サラリーマン世帯の専業主婦の保険料は「応能負担の原則」で、夫が高額所得の場合には応分の負担をもとめるしくみにします。厚生年金の遺族年金を女性が働き納めた保険料が受給額に反映できるよう改善をはかることなど、どんな生き方を選択しても公平な年金制度の方向を検討します。全額国庫負担の最低保障年金制度の確立で低額年金の底上げをはかります。

5. 男女平等、民主主義を法的にも社会的にもつらぬき、あらゆる分野で女性の人権を尊重する社会にします

女性の尊厳、人権をまもることは、民主主義の前進にとって欠かすことのできない大切な課題です。家庭、社会のすみずみまで男女平等、個人の尊厳の徹底をはかり、女性の人権を尊重する社会にします。

民法改正を実現します

民法にはいまだに、夫婦同姓を強制する制度や女性のための再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、男女平等と人権尊重に反する遅れた制度やしくみが残されています。法制審議会答申から14年も自公政権などが放置してきた結果です。国連からもくりかえし改善勧告が出され、09年夏の女性差別撤廃委員会でも、政府のとりくみの遅れを「遺憾」と批判し、「早急な対策を講じ」ることをもめています。しかし、民主党政権は、公約に民法改正をかかげながら、期待を裏切っています。憲法や国連女性差別撤廃条約の精神にそって、一日も早い民法改正の実現をはかります。

協議離婚の際には、養育者、父又は母と子の面会や交流、養育費の分担のとりきめを、子の利益を最優先して考える立場からすすめるようにします。離婚後300日以内に出生した子の無戸籍の問題は、前夫が父でないことが明らかな場合は、「現夫の子」または「嫡出でない子」とする出生届を受理できるようにしするとともに、民法の規定の見直し・検討をすすめます。国際結婚の破たんに伴う一方的な子どもの連れ去りの解決ルールを定めたハーグ条約の批准をすすめます。

セクシャルハラスメント防止をはかります

女性労働者から雇用均等室によせられたセクハラの内容の09年度の相談数は1万1898件、相談件数の過半数を占めています。男女雇用機会均等法は事業主にセクハラ防止義務を課しています。

行政による企業のセクハラ防止対策の強化・指導を強めます。改善命令をだせる機関の設置、被害者の保護、相談窓口の拡充などをすすめます。被害の相談、申し出をおこなった労働者への解雇や不利益取り扱いをやめさせます。

職場や学校などでのセクハラ事件もあとをたちません。政府みずからがセクハラ問題の重要性を認識し、社会からセクハラをなくす先頭にたつべきです。

人身売買被害者の保護・人権擁護の体制を拡充します。雑誌やインターネット、メディアなどには性を商品化するような写真、記事、動画などが氾濫しています。女性を蔑視し、人格をふみにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動をひろげます。

DV被害の防止、被害者の保護と自立支援を充実させます

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談は、毎年過去最高を更新し09年度は7万2792件にのぼっています。被害者の救済と保護の拡充、自立支援の充実、暴力を防止するための施策の強化はますます重要な課題となっています。

国の予算を増やし、配偶者暴力相談支援センターの増設と施設条件の改善、24時間相談体制の確立、保護命令期間の延長、民間シェルターへの委託費の増額と運営費への財政的支援、被害者が自立の準備をするためのステップハウスへの助成、公営住宅への優先入居や自立に要する費用援助をすすめます。被害女性や子どもの心身のケアの拡充、専門スタッフの養成など総合的な支援をはかります。加害者更生についての調査研究と対策強化、学校などでの予防教育の強化をはかります。暴力を許さない社会的合意をつくります。

「慰安婦」問題の解決をはかります

「慰安婦」問題は、日本がおこした侵略戦争のさなか、植民地にしていた台湾、朝鮮、軍事侵略していた中国などで女性たちを強制的に集め、組織的継続的に性行為を強要したという非人道的行為です。その数は8万人から20万人以上ともいわれます。1993年の河野官房長官談話、1995年の村山首相談話などで政府は強制連行の事実を認め、謝罪はしています。しかし、国による賠償はおこなわれておらず、いまだ未解決です。国連やILOなどの国際機関はもとより、海外の議会から、被害女性への公的な謝罪や国による賠償を求められています。被害者は高齢化し、亡くなった方もおり、一日も早い解決が必要です。

政府に「慰安婦」問題の真の解決と、国による謝罪・賠償、教科書への記載をおこなうことをもとめます。国会の責任として、これを促す「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律」の成立のために力をつくします。

6、政策・意思決定機関への女性の参加の促進など、女性が生きいき活躍できる社会にします

女性の高校進学率は男性を上回り、大学・大学院への進学率も高まっています。社会のあらゆる分野で女性の活躍がひろがっています。しかし、政治の分野でも、公的な分野でも、教育、雇用の分野でも、政策・意思決定機関への参加は著しくおくれています。

女性があらゆる分野に進出し、管理職など指導的な地位につくためには、仕事と子育ての両立支援をはじめ仕事を継続することができるようにするための社会的な整備がかかせません。政府が、国連女性差別撤廃委員会からの暫定的特別措置も導入した早急な改善をもとめる勧告を真摯にうけとめ、2020年までにあらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合を少なくとも

30%にするという目標の実現をはかることをもとめていきます。政府が直接責任をもっている女性国家公務員の登用はもとより、民間企業が格差是正を確実にすすめるためには、積極的に格差是正に取り組む措置をとり、その実施・報告を義務づけることが不可欠です。当面、規模が100人以上の企業に対して、男女労働者の雇用状況の分析のうえに、改善のための目標・計画の作成及びその実施と報告を義務づけるようもとめます。

審議会などでの女性の登用については、人口の半数をしめる女性の意見が、審議会などに公平に反映することができる適切な構成にすることが大切です。女性の積極的な選任とともに、民主的で公正な人選をもとめます。業界や大企業など特定の団体や特定の個人の比重が高く、民間の団体も同じ団体からの人選が多いという偏りをただし、あらゆる層の意見が反映する人選と運営をもとめます。極端な兼任、政府の施策立案に都合のよい委員の登用はやめさせます。

研究者にしめる女性の割合も、大学、大学院にかよう女性比率、約40%、30%から大きく低下し、13%です。講師、准教授、教授となるにしたがって女性割合が低くなっています。出産や育児、介護等で継続が難しいこと、昇進差別など、女性研究者をとりまく条件は劣悪です。昇進差別やセクハラをなくし、出産・育児における休職・復帰支援策の拡充、大学内保育施設の充実など研究者としての能力を十分に発揮できる環境づくりなどをすすめます。

13. 若い世代

若者が人間らしく働き成長できる社会をめざします

長時間労働、「派遣切り」、就職難、高い学費——いま若者は、働き方や暮らしをめぐる状態悪化のもとで、異常な大企業中心政治の矛盾を集中的に受けています。この現実を打開することは、若者にとってはもちろん、日本社会の活力ある発展にとっても重要です。日本共産党は、「大企業にモノ言える党」として、全力でこの課題にとりくみます。

若者が「人間らしく働けるルール」を確立します

若者の完全失業率は全世代平均を大きく上回り、派遣やアルバイトなど不安定な働き方の非正規社員は24歳以下で2人に1人にまで達しています。正社員の間でも、長時間労働の横行など劣悪な働き方が広がっています。これらは自然現象ではなく、若者に責任があるのでもありません。政府が、財界・大企業の要望にこたえ、「労働法制の規制緩和」をすすめてきた結果です。日本共産党は、労働法制の規制緩和を抜本的に見直し、若者が「人間らしく働けるルール」を確立するため、力をつくします。

——労働者派遣法を、「労働者を守る法律」に抜本改正します。

政府の派遣法改定案は、2つの「抜け穴」——製造業派遣は「原則禁止」と言うが、短期雇用の繰り返しでも1年を超える雇用見込みがあれば禁止の例外としていること、登録型派遣も「原則禁止」と言うが、「専門26業務」への派遣を例外とし、パソコン操作など専門知識が必要とは思えない業務を多数含んでいること——などの問題を抱え、このままでは多数の派遣労働者が「使い捨て」雇用のままになります。「製造業派遣はきっぱり禁止」、「専門業務の内容を見直し、真に専門的な業務に厳しく制限する」ことで2つの「大穴」をふさぐなど、派遣法を労働者保護法として真に実効あるものへ抜本改正します。

——時給1000円以上をめざし、全国一律の最低賃金制度の確立をはかります。

——若者の異常な長時間労働をただします。「サービス残業」「名ばかり管理職」など、違法な長時間労働を根絶します。

——働くルールについてのわかりやすいリーフレットの作成・配布、相談窓口やサポートセンターの拡充などに、政府が責任をもってとりくみます。

若者が安心して暮らし、結婚・子育てできる環境を整えます

雇用破壊や貧困が広がるもとで、経済的に自立できず、結婚や子育てなど将来の見通しをもてない若者が少なくありません。

家賃補助、公共住宅建設や生活資金貸与など、若者の生活支援を強めます。「派遣切り」によって青年が仕事も住居も失うという現状の打開は急務です。「人間らしく働けるルール」の確立とともに、国民の居住の権利の明確化、公共住宅の質量両面での改善など、住宅政策の抜本的な改善が必要です。当面、住宅喪失者に対する緊急策として公営・UR住宅、雇用促進住宅を供給するとともに、初期費用や家賃の軽減、入居期間を再就職できるまでとするなどの措置をとり、一刻も早く正常な生活が営めるよう公共的支援を強めます。

安心して出産・子育てできる環境をととのえます。保育が必要なときにいつでも預けられる

ように、国の責任で当面 1 年間で 10 万人分の認可保育所をつくります。出産費用を軽減し、国の制度として子どもの医療費無料化をすすめます。妊娠を口実にした契約更新うちきりなどをやめさせ、派遣やパートでも、「産休」「育休」をとりやすくします。

新卒者の就職難打開をめざします

学生、高校生を、深刻な就職難が襲っています。「何十社も面接に行ったけど全部ダメ。自分は社会に必要な人間なのか」——切実な訴えも少なくありません。「就職活動は自己責任」と思い込みがちですが、就職難は学生の責任ではなく、「就職氷河期」が繰り返される経済社会の方にこそ重大な問題があります。日本共産党は 4 月、「新卒者の就職難打開へ——社会への第一歩を応援する政治に いまこそ、国、自治体、教育者、そして企業と経済界が真摯な取り組みを」を公表し、政治が以下の課題にとりくむよう力をつくしています (http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100421_syuusyokunann_dakai.html)。

——新卒者の求人と採用を増やします。

新卒者の求人が減少している大もとには、景気悪化だけでなく、非正規雇用の拡大があります。非正規雇用に拡大した労働法制の規制緩和を抜本的に見直し、雇用のあり方を非正規雇用から正規へと転換し、新規採用を増やします。

サービス残業根絶など、異常な長時間労働を是正して、雇用を増やします。公務・公共分野での非正規化をストップし、正規雇用への流れをつくります。社会保障の削減から拡充への転換、環境重視の政治への転換で新規雇用を創出します。

——就職活動のルール確立や就職活動する学生支援など、就職活動を改善します。

「3 年生から就活に追われる」——就職活動の早期化・長期化は、学生にとって負担であるだけでなく、大学教育にも支障を生み、企業にも大きな損失となります。会社説明会や面接の開始日などでルールを確立するなど、学業と両立でき、学生負担を軽減する就職活動のルールをつくります。少なくとも卒業後 3 年間は「新卒扱い」として就職あっせんの対象とするよう、政府が企業や大学を指導することが求められています。

奨学金の返済猶予の拡充はじめ、就活する学生への支援をおこないます。新卒未就職者への職業訓練の提供などの対策を強化します。

——「新卒者雇用確保・促進法」を制定し、採用計画の策定、内定取消の防止など、企業の社会的責任を明確にします。地方での求人開拓などの取り組みを支援します。

学費負担を軽減し、教育の機会均等を保障します

高校入学から大学卒業までにかかる費用は 1 人平均 1000 万円超——高い学費が、生徒や学生、その家庭に重くのしかかっています。学費を捻出するため毎日深夜までアルバイトをして体を壊したり、進学をあきらめる若者がふえていることは放置できません。

憲法は国民に「ひとしく教育を受ける権利」(第 26 条)を保障し、教育基本法は「すべて国民は……経済的地位……によって、教育上差別されない」(第 4 条)と明記しています。国際人権規約は、「高校や大学の教育を段階的に無償にする」と定めており、欧米のほとんどの国で高校の学費はなく、大学も多くの国で学費を徴収していません。

貧困な教育政策を根本的に転換し、高校教育、大学教育の無償化をめざします。当面、経済的理由で学業を断念する若者をこれ以上出さないため、次の緊急策を実施します。

——高校授業料の無償化をすすめます。先進国(OECD 加盟 30 ヶ国)で高校に授業料があるのは日本を含め 4 ヶ国(韓国、イタリア、ポルトガル)にすぎません。今春始まった「高校

無償化」をさらに前進させ、私立高校が入学金等の負担が重いことを考慮に入れて、私立高校も無償化をめざします。当面、年収 500 万円以下の世帯の無償化など、現行制度の拡充をはかります。低所得層への交通費等の支援の制度をつくとともに、「無償」措置の年制限などの不合理な制度を是正します。不登校の子どもの学習への公的支援を強めます。

——返済不要の「給付制奨学金」の創設など、奨学金制度の改革で支援を強めます。国の奨学金をすべて無利子に戻し、イギリスのように一定の収入（年 300 万円）に達するまで返済猶予を拡大します。給付制奨学金制度がない国は、先進国では日本、メキシコ、アイスランドの 3 ヶ国だけです。経済的困難をかかえる生徒・学生への「給付制奨学金制度」をつくります。

——大学の「世界一の高学費」を軽減します。国公立大学の授業料減免を広げ、私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」をつくります。「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約に加わりながら、無償化条項を留保したままという国は、日本、マダガスカルのみです。留保を撤回し、国の姿勢を転換し、学費を計画的に引き下げます。

18 歳選挙権を実現します

若者の声を政治に生かす立場で、18 歳選挙権を実現します。世界では 18 歳選挙権が常識です。18 歳以上の若者が、社会を構成する「成人」として一人前の法的・社会的な権利と責任を果たせるよう、必要な改革をすすめます。

14. 消費者

「消費者の権利」を実現するために、消費者行政の抜本的拡充をはかります

近年、ライター火災による子どもの被害が社会問題になっています。ガス湯沸かし器やエレベーターの事故など製品による重大事故があいついだことを受け、「重大製品事故報告」の義務づけなど一定の対策がとられました。しかし、製品の不具合によるリコールや食品の産地偽装などが後をたちません。契約や投資をめぐるトラブルや悪徳商法による被害も増しており、消費者センターなどによせられる消費者被害の相談は、この10年間で2倍以上に急増しています。そのおおもとは、消費者保護の規制を骨抜きにした産業優先の規制緩和路線がありました。輸入食品をチェックする監視員から消費生活相談員まで、国でも、地方でも、規制緩和や行革路線によって、消費者の安全のための規制や監視、相談機能が弱体化させられてきました。今求められているのは、こうした消費者行政の規制緩和を根本的に見直して、消費者の権利や利益をまもる立場にたつことです。

その第一歩として、昨年9月、消費者被害にあわれた方々、消費者団体や専門家をはじめとした幅広いとりくみで、消費者庁と消費者委員会が設置されました。消費者庁が省庁のタテ割りをこえ、行政横断的な司令塔として消費者の権利をまもる先頭にたつことが必要です。また、消費者庁もふくむ関係省庁の消費者行政全般にたいし、独立した第三者機関としての監視機能をもつ消費者委員会が、その役割をはたすことが求められています。ところが、現政権は、「地方消費者行政活性化基金」（2009年補正）の凍結、製品や食品の安全テストを行なっている国民生活センターや製品評価技術基盤機構（NITE）などを「事業仕分け」の対象とし、国民生活センターの研修事業を「廃止を含めた見直し」とするなど、消費者行政の拡充の声に逆行する動きもみせています。

日本共産党は、大企業にたいしても堂々とモノをいい、消費者の安全・安心よりも、企業のもうけを優先する政治をきりかえ、安全・安心をはじめとした「消費者の権利」をまもります。

1、消費者庁設置法、消費者委員会設置法の付則および付帯決議をふまえ、本来の役割が発揮できるように拡充します

消費者庁設置法の付則には、国民生活センターをはじめ消費者行政の体制のさらなる整備、消費生活相談員の待遇改善をはじめとした地方の消費者行政の強化、適格消費者団体への支援の強化、悪質業者からの不当な収益のはく奪など、施行後3年以内にとるべき検討課題が列記されています。3年をまたず、これらを実現するように奮闘します。参議院の付帯決議であげられた34項目について、着実に実現するように力を尽くします。

消費者庁の抱える課題のなかでも、地方消費者行政の充実が最も重要なものです。「地方消費者行政活性化基金」の拡充とともに、非常勤の消費生活相談員の待遇改善にも使えるなど、基金の積極的活用を可能にします。

各省庁から独立して消費者行政全般について監視機能をもっている消費者委員会の事務局体制がきわめて不十分です。十分な人員を確保し、必要な財政上の措置を講じるべきです。

付帯決議には、「消費生活に関する情報は、国民共有の財産であるとの認識にもとづき……十分な開示を行う」としています。この立場から、重大製品事故報告制度の対象から除外されている食品、医薬品なども対象とし、すべての消費生活製品をフォローできるようにします。

2、食品安全行政の抜本的強化をはかります

輸入食品の検査体制について、人員の抜本的増員をはかるなど強化し、子ども・妊婦・病弱者への影響を最大限配慮した安全基準の設定、消費者へのすばやくてわかりやすい情報の提供など、食品衛生法を強化、改定するとともに、食品安全庁を設立し、食品安全行政を一本化します。

安全のための正確な情報を消費者が知るために、「消費者のための表示」との考え方になって食品表示制度を改革します。この立場から、食品表示については、複数の法律がかかわって錯綜している点を改めて、統一的な食品表示法を制定します。健康食品やサプリメントなどについて、虚偽・誇大表示などにたいして、効果的な規制をおこなえるように改善します。

牛肉輸入では牛海綿状脳症（BSE）対策として、全頭検査、危険部位である脊髄など神経組織の完全な除去、トレーサビリティが不可欠です。政府が求めた条件でさえ違反を繰り返す米国産牛肉は、輸入すべきではありません。

「食の安全」のために食料自給率向上のための取り組みに本腰を入れ、さしあたり50%台にのせます。日米FTA、日豪EPAには反対します。

3、消費者の生命・身体の安全を確保するための施策を強化します

欠陥製品による被害者の救済は不十分です。製造物責任法（PL法）を抜本的に改正し、企業責任を追及しやすくします。そのためにも、欠陥や因果関係の推定規定の導入、企業側による立証責任、リコール隠しをするような悪質企業には懲罰的賠償を命じるなどの改善をおこないます。

日常生活用品や遊具・建造物などの安全確保に努めます。日常の生活用品での死傷事故、エレベーター、エスカレーター、プール、ジェットコースターなどの設備による事故や建物の耐震強度の偽装、原発のトラブル隠しなどが相次いでいます。これまでは、車は国交省、家電製品は経産省、食品や薬は厚労省、食品表示は公取や農水省など、省庁バラバラに対応していました。消費者庁に事故情報を一元化し、「ヒヤリ」・「ハット」情報もふくめ収集、分析、公開をおこないます。事故分析体制の充実、行政と企業の責任による安全基準のいっそうの厳格化をはかります。

4、悪徳商法や悪質な取引から消費者をまもりまします

特定商取引法によるクーリングオフ期間のさらなる延長やネット上の広告の改善など、改正された特定商取引法をさらに消費者が使い勝手のよいものに改めます。

事業者の情報提供義務の明記、「適合性の原則」（消費者の知識・経験・財産の状況を事業者が配慮する）の導入、契約取り消し期間の延期、誤認して結んだ契約の取り消し範囲の拡大など、消費者契約法の改正を求めます。

改正貸金業法ではグレーゾーン金利は廃止されましたが、法定金利そのものが高すぎます。

引き下げに全力をあげます。多重債務者にたいする相談体制の強化、生活福祉資金の改善などで生活の建て直しが図れるようにします。

クレジット会社による加盟店の厳密な審査、クレジット会社と加盟店との連帯責任の強化など、割賦販売法の運用をすすめます。

5、消費者、消費者団体への支援を一段とつよめます

消費者団体訴訟制度が施行されて3年が過ぎました。消費者団体が使いやすい制度に改善します。適格消費者団体に、行政が入手した情報の提供や財政的援助の強化、不当な事業者利得を吐き出させる制度の導入などをすすめます。

NPOの自主的な活動は、国民生活を豊かにする上でも、社会全体の発展のためにも重要な役割をもっています。NPOの自主性を尊重し、行政との対等の関係を保ちつつ、活動資金の助成や活動に必要な施設・設備の提供、寄付が受けやすくする制度への改善など、支援を強化します（分野別政策「NPO・NGO」をご参照ください）。

学校での体系的な消費者教育をすすめます。公的機関による消費者教育の充実はもちろん、社会教育活動として、地域の住民や団体を対象にした、自主的な消費者教育運動への支援を強化します。

NPO・NGOの社会的役割を評価し、活動が広がるように支援を強化します

NPO・NGOは、国内外で、社会や地域の諸課題を解決するために、政府ではできない仕事を行っています。そして、その活動をつうじて、行政を監視したり、政府や行政が把握できない情報にもとづいて政策提言をするなど、政治を動かす上で非常に大切な役割を果たしています。

また、NPOやNGOは、「人と人との新しいつながりをつくる」「市民の自立や自主性を高める」「やりがいや能力を発揮する機会を提供する」と国民から期待されており（同世論調査）、社会全体の発展のためにも積極的な意義をもっています。

こうしたNPO・NGOの社会的役割・意義を評価し、自主性を尊重しつつ行政と間で対等・平等の立場で多面的な協力関係を確立するとともに、支援していくことが必要です。

1、資金や活動場所の確保での支援を強化します

NPOやNGOには、任意団体、NPO法人、認定NPO法人があります。その多くが、共通して資金やスタッフの確保、活動・交流場所などで四苦八苦しています。

人件費も含む事務局の経費への支援など、自由度・柔軟度の高い補助・助成を拡充します。NPOやNGOが使い勝手のよい、活動場所の提供を進めます。小・中規模の公共施設の整備、空き店舗の借り上げや空き教室の活用などをはかるとともに、備品を含めて無料・低額で利用できるようにします。

NGO・NPOの認知度をあげるために、広報などをつかっけての紹介活動を強めます。

2、NPO法人の活動をより推進するために法整備をすすめます

1998年にNPO法ができてから、約4万のNPO法人が誕生しました。一方、内閣府の調査では、全体の7割以上が任意団体です。そのうち6割以上が、「法人格がないことに困っていない」と回答していますが、NPO法人にならない理由として「事務の増大」や「柔軟な活動を妨げる」などもあがっています。NPO法を整備して、法人格がとりやすい制度に改善します。

国会の審議では、NPO法人は政治活動（政治上の施策）が可能であることがはっきりしています。法律の名称を「市民活動促進法」にし、法律の定義に「政治上の施策を推進する」ことを明記します。

現在の認証期間（4カ月）を短縮するとともに、各種手続きを簡素化・迅速化します。インターネットや広報でのNPO法人の情報発信をさらに進めます。NPO法人の悪用にたいしては、行政として速やかに対応します。

NPO法人などに融資して活動を支えているNPOバンクへの支援を強めます。

3、認定NPO法人制度の大幅な改善をおこないます

NPO法人への寄付をうながす制度（認定NPO法人制度）の適用を受けているのは、4万あるNPO法人のうちわずか134法人にすぎません。適用を受けやすくするための改善と寄付制度の税制上の措置を改善します。

申請・審査を簡素にするとともに、相談体制の拡充をはかります。パブリック・サポート・テストなど認定要件を緩和します。

寄付者にたいする税制上の優遇措置やみなし寄付金制度の拡充をおこないます。

全国の自治体に寄付金の窓口をおくなど、市民からの寄付を受けやすくします。

16. 教育

すべての子どもの成長発達を支える教育に転換します

どの子どもにも、十分な教育を受けて成長発達する権利があります。そうした教育の保障こそ平和で豊かな社会を築くカギです。ところが日本では、「世界一高い学費」のもとで貧富の差による教育格差が広がり、過度の「競争」や非人間的な「管理」が子どもの成長を歪めています。この異常さは国際機関も厳しく指摘しており、その転換は国民的な課題です。

ところが民主党政権は、全国いっせい学力テストの実質存続、「日の丸・君が代」強制続行など、これまでの教育政策を基本的に引き継いでいます。今春の「高校学費無償化」などの前向きな施策でも、増税による低所得層の負担増、私立高校の重い負担などの新たな格差や矛盾をつくりだしました。これらの大本には、憲法や子どもの権利条約の精神に反した「日本国教育基本法案」を「教育政策の集大成」とする同党の姿勢があります。

私たちは憲法と子どもの権利条約の立場にたって、教育格差、「競争」や「管理」などの歪みをただし、子どもたちが「わかった！」と目を輝かす授業、子どもの声をじっくり聞いてあたたかく接する先生——そんな教育が全国どこでも行なわれるようにします。

教育費負担の軽減・無償化をすすめます

子どもを持つ上での不安のトップはどの世代も、「経済的負担の増加」です（内閣府調査）。なかでも教育費の負担は重く、高校入学から大学卒業にまでかかる費用は子ども一人当たり平均1007万円、教育費は年収の34%にのぼり、年収200～400万円の世帯では48.3%に達します（日本政策金融公庫調査）。高校も大学も無償化していくことは、国際人権規約で定められている世界のルールであり、ヨーロッパでは教育費負担がほとんどかからない国が少なくありません。わが国の憲法も国民に「ひとしく教育を受ける権利」（第26条）を保障し、教育基本法は「すべて国民は…経済的地位…によって、教育上差別されない」（第4条）としています。こうした立場から、全ての段階で教育費の軽減・無償化をすすめます。

乳幼児教育の負担軽減を進めます……乳幼児は人格の土台をつくる大切な時期です。ところが、日本の乳幼児教育の予算はOECDの半分しかなく、足りない保育園、保育園の民営化など量質ともに貧弱で、負担の重さに若い保護者は改善をつよく求めています。すべての乳幼児が豊かな保育がうけられる体制を整えるとともに、無償化をめざして、保育料、幼稚園授業料の軽減を進めます。

義務教育段階の家計負担の解消を進めます……義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、制服代、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎます。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に負担の引き下げを進めます。

就学援助を拡充します……就学援助は義務教育に通う子どもの命綱です。ところが、「子どもの貧困」が広がり就学援助を強めなければならない時に、自公政権が就学援助の国庫負担制度を廃止し、各地で就学援助の縮小がはじまっています。国庫負担制度をもとに戻し、対象を少なくとも生活保護基準×1.5倍となるように引き上げ、支給額も実態にみあってひきあげ、利用しやすい制度にします。教育扶助の額も同様に引き上げます。学校給食費の未払いをすべて保護者の

責任にするのではなく、無償化の方向を検討するとともに、生活の実態に応じて、必要な免除措置をすすめるようにします。

高校教育費の無償化をすすめます……高校は進学率 97%を超えた「準義務教育」ともいうべきもので、その無償化は世界の流れです。今春始まった「高校実質無償化」の不十分点をあらため、制度をさらに前に進めます。私立高校の無償化をめざし、当面、私立高校は入学金、施設整備費の重い負担があることに鑑み、①全員の授業料部分の実質無償化（おおむね平均額 36 万円支給）、②入学金や施設整備費については、年収 500 万円未満世帯の全額無償化 800 万円未満世帯の半額支援をおこないます。国公立の「無償措置」のなかにある、年限制限など不合理な制度を是正します。家計がたいへんな生徒への通学、教科書、教材、制服、修学旅行、部活動等への支援制度をつくります（給付制奨学金制度）。国際条約に基づき朝鮮学校など外国人学校に無償化措置を適用します。不登校の子どもについても、高校と同等をめざし、学習への公的支援を強めます。義務教育の学齢も同様の措置をとります。

大学の「世界一の高学費」を軽減します……国公立大学の授業料標準額を段階的に引き下げ、私立大学には国立との差額を補てんするための国庫助成や私立大学生への直接助成をおこないます。国公立の区別なく、年収 400 万円以下の世帯への学費免除を実施する制度をつくります。国際人権規約第 13 条（社会権規約）の高校と大学の「学費の段階的無償化」を定めた条項の「留保」を直ちに撤回します。高等専門学校については、高校相当部分、高等教育相当部分それぞれの時期に即して無償化・負担軽減をおこないます。

各種学校・専門学校の負担軽減に着手します……高卒後なんらかの教育機関に進学する割合は 70%に達しています。そのなかでも各種学校・専門学校の学費は年間 100 万円、200 万円とかかるのに公的助成がありません。北欧などでは専門学校も無償です。国の責任で公的助成に着手します。

給付制奨学金の創設など奨学金制度の改革で支援を強めます……国の奨学金はすべて無利子に戻すとともに、卒業後の年収が 300 万円以下の場合に返済を猶予する制度を確立します。滞納者を個人信用情報機関に通報する「ブラックリスト化」を中止します。就学が困難な生徒・学生のため、返済不要の「給付制奨学金」を創設します。

「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約（社会権規約）への留保を撤回します……日本政府は、国際人権規約に加わりながら、無償化条項を留保したままです。そういう国は今や日本、マダガスカルのみです。留保を撤回し、国の姿勢を転換し、「世界一高い学費」を計画的に引き下げるようにします。

OECD 最下位クラスの教育予算を大幅に引き上げ、国の責任で 30 人学級の実現、私学助成の拡充をはじめとする条件整備をすすめます

日本の教育予算の水準は GDP 比 3.4% で OECD のなかで最下位クラスで、諸国平均の 7 割にも達していません。そのため日本はヨーロッパとくらべて教育条件が大きく立ち遅れています。財界が「もっと教育予算を削れ」と圧力をかけ、歴代の政権がその言いなりになってきた結果です。いま圧倒的多数の教育関係者は一致して教育予算の増額を求めています。財界の妨害をはねのけて、教育予算を OECD 平均をめざして計画的に引き上げ、日本の教育条件をひきあげます。

国として「30 人以下学級」を実施します……少人数学級は子どもをていねいに育てるために必要な条件であり、国民のつよい要求です。ところが国の制度は 30 年間「1 学級 = 40 人」のままで、世界に大きく立ち遅れています。地方における少人数学級の試みも、国の制度が 40 人学級である

ため、不十分なものとならざるをえません。国として「30人学級」を実施させます。

公立学校の非正規教員の正規化をはかります……教育予算削減のもとで、非正規教員の割合は2000年の約6%（推計）から2009年には11.1%にまで急増し、教育条件を不安定にしています。教職員定数をふやし正規化をすすめます。夏休みなどの間は賃金保障もないなどの非正規教員の劣悪な処遇の改善をすすめます。

私学助成を増額します……私学教育は公教育の大切な一翼を担っています。公私間格差を是正し、私学の教育条件をきちんと保障するため、当面、経常費2分の1助成の早期実現、授業料直接補助、施設助成の拡充をすすめます。

私学の自主性を守ります……「私学の自由」は、国民の教育の自由を保障する上できわめて大切なものです。2007年に自公政権が強行した「教育三法」改悪は、私学にたいする権力統制に道をひらく危険があります。日本共産党の国会質問にたいして、政府は「私学の建学の精神尊重」を認めるとともに、教員評価・学校評価を私学助成の交付要件にすることを「考えていない」と答弁しました。こうしたことをふまえ、私学の自主性を守るために全力をあげます。

特別支援教育・障害児教育を拡充します……特別支援学校や特別支援学級などに在籍する子どもたちが急増しているにもかかわらず、それに必要な条件整備が図られていないため、各地で「教室をカーテンで仕切って二学級が使う」など小中学校では考えられないような事態がおきています。こうした劣悪な条件を改善するために全力をあげます。特別支援学校は特別支援教育体制への移行により、小中学校での教育にも一定の役割をはたすことになりました。ところがそれに伴う増員がなく、多くの矛盾がうまれています。教員定数を増やすとともに、小規模分散の地域密着型をめざします。特別支援学級は子どもたちの障害の複雑化に対応するため、教員を増員します。通級指導教室の編制基準をもうけ、必要な教員を配置します。通学の保障をすすめます。医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめます。「子どもの最大限の発達」や「社会への完全かつ効果的な参加」を目標とするインクルーシブ教育（国連の障害者権利条約）の立場から、日本の教育制度がインクルーシブ教育にふさわしいものとなるよう、国民的な合意形成をはかり、改善を進めます。

（詳しくは、「障害のある子どもたちの教育条件を改善するための緊急提案」

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010/20100402_syougaiji_kyouiku_teian.htmlをご参照ください)

学校耐震化をすすめます……2008年6月、日本共産党をはじめ5会派共同の「学校耐震化促進法」が成立し、市町村が行なう耐震補強工事への国庫補助率を現行の二分の一から三分の二に引き上げるなどが決まりました。長年の国民運動の成果です。しかし、自公政権による「三位一体」改革で財政が疲弊し、地方自治体によっては診断調査さえ手がつかない状況にあります。さらに、現在の補助事業は耐震性のない建物4万1000棟のうちで倒壊の危険性が高いとされる7300棟が対象のため、残りの建物の耐震化が後回しになる危険もあります。予算をさらに増額して、全ての耐震調査・耐震化工事への補助率と補助単価をひきあげ、保育園や幼稚園も含めて遅れた耐震化を確実に進めるようにします。

学校の一方的統廃合に反対します……政府は、教育予算削減のために学校統廃合の推進を打ちだしました。しかし、小規模な学校は子ども一人ひとりに目が行き届くなどの優れた面があります。そうした条件をこわし、子どもの通学を困難にし、地域の教育力を弱めるなど子どもの学習権を後退させ、地域の文化、コミュニティーの拠点を奪う、学校の一方的統廃合に反対します。

公立図書館、学校図書館を拡充します……公立図書館、学校図書館の整備を図るため、国の財政措置を充実させます。日常生活圏域に図書館を設置し、司書の配置、資料費の増額を図り、

住民の知る権利の保障と地域の振興に資する公立図書館を整備します。学校図書館に専任の学校司書を配置し、蔵書と機能を充実させます。子どもの読書推進計画は、公立図書館や学校図書館などの整備推進をはかる目的で策定し、「読書冊数」を競わせることがないようにします。図書館サービスと機能の変質につながる、公立図書館への指定管理者制度導入、図書館運営の民間企業への委託に反対します。

学校給食を拡充します……安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式などをすすめます。中学校給食、高校給食をひろげます。学校給食費の未払いをすべて保護者の責任にするのではなく、無償化の方向を検討するとともに、生活の実態に応じて、必要な免除措置をすすめるようにします。

保健室を充実させます……学校の保健室は、医師、カウンセラーなどの専門家と連携して、子どもの心身を支える、多様でかけがえのない役割を果たしています。養護教諭の複数配置をすすめるなど拡充をすすめます。

学童保育などの拡充をすすめます……共働き家庭やひとり親家庭が増えるなかで、小学生の放課後の生活と安全を保障する学童保育の役割はますます大きくなっています。学童保育はまだ不足しており、希望する子どもが全員入所できるようにします。子どもたちに負担を強いる大規模化を解消し、新・増設をすすめます。「遊びと生活の場」にふさわしく、適正な規模、施設の広さや設備など、安心して生活できる設置・運営基準を定めます。指導員の半数は、年収150万円未満であり、非正規が多く、不安定で働き続けられない劣悪な条件におかれています。指導員の専任・常勤・複数配置と労働条件の改善、研修の充実をはかります。これらにふさわしく国の予算の抜本的な増額・拡充を図ります。「放課後子どもプラン」は、学童保育、放課後子ども教室をそれぞれ拡充します。

外国人教育、夜間中学開設を推進します……日本に居住する外国人登録者は200万人を超え、新たに結婚する20組のうち1組は外国籍の人との結婚といわれています。内外人平等を保障した国際人権規約、子どもの権利条約にもとづき、日本語教室設置、公立学校への入学資格の改善など在外外国人の子どもの教育を保障します。夜間中学は、戦争の混乱や経済的な理由により教育を受けられなかった多くの人、不登校の子ども、障害者、中国帰国者・在日外国人らにとってかけがえのない義務教育の場となっています。ところが全国にわずか35校しかなく、06年には日弁連からも夜間中学増設の意見書が提出されました。今ある中学校の二部授業として夜間中学の開設を全国ですすめます。外国人の賃金未払いや劣悪な労働条件の改善、福祉・医療を受けやすくするとともに、地域での共生をすすめます。

社会教育、文化、スポーツ施策を拡充します……2007年、改悪教育基本法の具体化として、社会教育関連法の改悪がおこなわれました。とりわけ、社会教育の自由、自律性が損なわれる危険は重大です。私たちは、そうしたことのないようとりくみをつよめます。同時に、公民館の増設や専門家の増員など社会教育施設の拡充をはかります。児童館、公園、スポーツ施設などの増設、拡充をすすめます。子どもの安全や文化環境を貧しくする民間委託に反対します。スポーツ・文化活動への公的援助をつよめます。学校などでの文化芸術鑑賞などの予算を拡充します。青少年に有害なサッカーくじの廃止を求めます。

競争教育、ふるいわけ教育を是正します

子どもに過度の競争をかすことは、子どもの人間性や学力をゆがめ、ひいては社会全体をゆがめることとなります。ところが、わが国では財界の圧力によって世界で例がないような競争的な

教育制度が押し付けられてきました。国連・子どもの権利委員会も日本政府に「高度に競争的な教育制度」が、子どもたちにストレスを与え発達に障害をもたらしていることを厳しく指摘し、その改善をもとめています。過度な競争をとりのぞくために次の施策にとりくみます。

全国いっせい学力テストの廃止……各地で「点を上げるため先生が正解を教える」「ドリルばかりでほんらいの知育がおろそかになる」など深刻な問題が噴出しています。民主党政権は抽出方式に切り替えるといいましたが、実際には7割の学校が参加し、学力テスト体制は基本的に変わっていません。学力形成に有害ないっせい学力テストを廃止します。学力の全国的調査は、抽出調査で十分です。

学区自由化の見直し……子どもと教員を不毛な形で競い合わせ、地域の教育力を弱め、入学者ゼロの学校をつくりだすなど教育を歪める学区自由化の強制に反対します。

学校予算の差別化に反対します……この間の「一貫校」構想の多くは、一部の「エリート」のための教育に公立学校予算を重点的につぎこむもので、教育格差を助長しかねません。学校評価による予算の格差配分に反対し、すべての学校の教育条件の向上を重視します。

競争的教育制度の見直しに着手します……高校学区の拡大などにより、偏差値による高校の輪切りなど「選別の教育」はますます強まっています。そのことが子どもや青年をどれほど傷つけているか知れません。ヨーロッパでは基本的に高校入試を課さないなど、過度な競争から子どもの成長を守るしくみがあります。高校、大学の入試制度を抜本的に改革するための専門家、国民の検討の場をもうけ、改革に着手します。

教育の自主性を保障します

教育の営みは、子どもの学習権にこたえるための社会全体の責務であり、国家の支配的権能ではありません。教育は直接の人格的な接触を通じ個性的におこなわれる文化的な営みですから、一定の範囲で教員の自由、自主性が保障される必要があります。ところが日本ではつよい国家統制が押し付けられ、教育がゆがめられてきました。私たちはそのゆがみを是正し、教育の自主性を保障します。

学校の自主的な運営を保障します……職員会議の形骸化をあらため、教育方針についての合意形成の場として位置づけるとともに、教職員、子ども、保護者らの参加と共同による子どもの成長を中心にすえた学校運営を奨励します。学校評議員制度や地域運営学校は教員や生徒の参加を保障し、改善します。学校の教育活動を、行政の決めた数値目標に従属させてゆがめる「PDC Aサイクル」などの押しつけに反対します。

「多忙化」解消など、教員を専門家として尊重し、支援します……教職員は、残業月平均81時間・国の過労死ラインを上回る労働時間で働き、かつ、授業準備や子どもと触れ合う時間が取れずに悩んでいます。こうした「多忙化」を解消するために、教職員の増員をはかるとともに、行政が作り出した不要不急の業務を整理・解消します。「ILO ユネスコ・教員の地位に関する勧告」をふまえ、教員を教育の専門家として尊重し、学校運営のみならず教育政策の決定でも重要な役割を果たせるようにします。教員の自主的研修を保障します。新任の先生を長時間子どもから引き離す、官製の「初任者研修」を抜本的に見直します。教員の専門職性を弱め、教員組織を上意下達のパラミッド型組織に変質させる主幹制、主幹教諭制度を見直します。管理職によるパワーハラスメントの予防、対策をつよめます。

「教員免許更新制」を廃止します……「教員免許更新制」のねらいは、教員の身分を不安定にして、政府言いなりの「物言わぬ教師」づくりをすすめることです。しかも、その講習は教員の

研修として役立つもの、役立つものなど様々で、とうてい免許状をあらためて保障するものではありません。大量の教員の「講習」が義務づけられるのに講習の開設義務が誰にもない、講習中の代替要員もないなど制度的にも破綻しています。同制度はきっぱり廃止すべきです。

恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」に反対します……現在の「教員評価」制度は、教員の目を子どもから管理職や行政に向けさせ、教育を歪める有害なものです。教員評価というなら、子ども、保護者、同僚、専門家などの関与のもとで、教員が納得し、教員の努力を励ます、教育活動へのていねいな評価であるべきです。「不適格教員」のレッテル貼りや「草むしり」「密室に座らせ続ける」などの「指導力改善研修」も、教員を追いつめるだけです。子どもを傷つける教員には、子どもの成長する権利を保障する立場から毅然と対処するとともに、問題をかかえる教員の人間的な立ち直りを促す支援を重視し、そのための人員配置などの支援策をとります。行政が教員の優劣をきめて、給与に格差をつけることは、教員のあり方を歪めるもので、教員どうしの協力や連携を困難にし、子どもの教育に悪影響をおよぼすものです。つよく反対し、専門職にふさわしい処遇の改善をもとめます。

権力的で硬直した教育行政を抜本的に改革します……自民党政治が長年つづけた教育統制の結果、多くの教育委員会は、学校現場の意見や住民の声をまともに聞かず、国などの意向を学校に押しつける、権力的で硬直した組織になっています。文部科学省による教育統制をやめ、教育委員会については、教育条件を整備し、教育の自主性を守るための民主主義的な機関へと抜本的に改革します。そのために、教育委員会の会議公開の実質化、子ども・保護者・教職員らの意見反映、事務局職員の専門性向上などをすすめます。国による教育委員会への「指示」「是正」など、地方分権にも逆行した国家統制に反対します。かつて自民党政権が廃止した教育委員の公選制や予算の編成権を復活させます。

民主党の「教育委員会廃止」「学校理事会制度」構想に反対します……民主党の「教育委員会廃止」構想は、自治体の首長が教育を直接支配するものです。「学校理事会制度」は首長が任命する理事が学校運営の中心に座るもので、教職員や子ども等が学校運営から排除されてしまいます。こうした教育の自主性に反する民主党の構想に反対します。

教員採用、管理職昇任を公正なものにします……教員人事の不正を根絶するため徹底してメスをいれ、公正な採用・昇任がおこなわれるようにします。採点者、選考者に受験者が特定できないようするなどの公正性、透明性の確保とともに、採点基準や解答、試験結果を公表し、採用を受験者の側からもチェックできるようにします。採用時の思想チェックはあってはならないことです。管理職試験への「推薦制」などもやめさせます。

子どもの豊かな成長を保障します

学力保障をすすめます……すべての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視します。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、市民道徳の教育、体育、情操教育などバランスのとれた教育をめざします。学習が遅れがちな子どもへの支援を手厚くします。「授業時数確保」の名のもとで、夏休み短縮などゆとりのない学校生活にしては、知育をふくむ人間的成長全体にマイナスです。学力保障に一番有効な施策である少人数学級こそ実現すべきです。学習指導要領は、研究者や教職員、保護者など国民参加で抜本的に見直すとともに、その強制性をあらため、戦後直後のように「試案」と明示し、子どもの状況や学校・地域の実情に即した教育課程を自主的につくれるようにします。子どもをふるいわけ、人間として傷つける危険のつよい習熟度別学習の強制に反対します。

市民道徳の教育を重視します……市民道徳の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にすえ、子どもたちが自らモラルを形成できるようにします。改悪教育基本法にそって、特定の愛国心などの「徳目」を上から与え、それを子どもたちに植え付けるようなやり方は、憲法が保障する「思想・良心の自由」を侵害するもので、許されるものではありません。子どもの納得を無視して、「規範意識」を叩き込むような「ゼロトレランス」（許容度ゼロ政策）は、反人間的・反道徳的なものであり、その強制をやめさせます。「心のノート」などの官製教材の強制、「伝統文化」に名をかりた「靖国参拝」の押しつけ、「道徳の教科化」に反対します。

いじめ問題の解決にとりくみます……「いじめの数値目標化」などのもとで、いじめやその訴えが握りつぶされる例があとをたちません。そうしたことをやめさせ、安全配慮義務を徹底し子どもの生命最優先の学校をつくります。いじめられて学校に来ることができない子どもの学習権の保障を重視します。いじめを多発・深刻化させている要因である過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にす学校をつくることを重視します。子どもの権利条約の普及、いじめ問題についての理解促進、教員の「多忙化」の解消、保健室やカウンセラーの充実などにとりくみます。いじめ問題の解決のためにも、いじめ被害者と家族の「知る権利」を尊重します。

不登校の子どもの学習と自立を温かく支援します……「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親をおいつめる施策をやめさせます。子どもの「最善の利益」の立場から、一人ひとりの子どもの学びと人間的自立の方を優先させ、そのための様々な場での教育への公的支援をつよめます。相談しやすい窓口を拡充するとともに、親の会、フリースクールなどの支援団体や家庭への公的支援をつよめます。子どもたちを追いつめ、不登校の原因にもなっている、過度の競争と管理の教育をやめさせます。

学校の安全対策をすすめます……「学校災害給付」件数は年間200万件に増加し、学校での事故や犯罪から子ども、教職員らの生命を守る仕事は急務です。ところが国の施策は、通達を出すだけの「通達行政」「手引き行政」の枠をはず、学校安全対策はきわめて不十分です。子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する立場にたった「学校安全法」「学校安全条例」の制定を支持するとともに、不審者対応を含めた安全対策のための専門職員配置や施設の改善をすすめ、住民の自主的なとりくみを支援します。

性教育への政治介入に反対します……性教育は、子どもを人間として大切にしようと、専門家や保護者らの努力ですすすめられてきました。ところが、自民党や民主党などの国会・地方議員が、性教育の実践をゆがめて描き、一方的な攻撃をおこない、行政が教材を奪う、処分するなどの事態がひきおこされています。東京地裁は昨年、自民党、民主党の都議会議員による介入を違法な「教育への不当な支配」だとする判決を下しました。こうした政治的介入に反対し、子どもたちに体や心の仕組みや発達、性の多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ、自主的な性教育を尊重します。

「ひきこもり」の青年の相談・支援をつよめます……ひきこもりが今日のように数十万人にも広がった背景には、競争的な教育や不安定雇用の拡大など「弱肉強食の社会」が、人々に挫折感を与え、かつそこからの快復を支える人と人とのつながりを希薄にしてきたことがあります。ユニセフの調査によれば、「自分は孤独だ」とこたえた日本の15歳は諸外国の4倍です。ひきこもりとその家族を支える児童相談所、保健所、医療機関などの専門機関を拡充するとともに、支援団体への助成を拡充し、経験・知識を生かします。

憲法の平和・人権・民主の原理にそった教育をすすめます

2006年、教育基本法が改悪されました。しかし、国会審議を通じて、特定の愛国心の強制などは憲法の「思想、良心の自由」に違反すること、憲法の立場から教育への権力的介入は可能な限り抑制的でなければならないことが明らかにされました。こうした憲法の立場と教育の条理を、教育政策の根底として大切にします。「教育振興基本計画」は、政府のおこなうべき条件整備に限定し、教育内容・方法に介入したり、教育の自主性をおかすことのないようにします。

子どもの権利条約を教育に生かします……子どもの権利条約は、日本政府も批准しており、その精神と各条項を、政府、自治体ともに遵守することは当然のことです。「意見表明権」「余暇・休息、遊び、文化の権利」など子どもの権利を学校などあらゆる教育の場で生かし、それに反する制度や法令を見直します。子どもと教育関係者をはじめとするおとなへの権利条約の普及、子どもに関する施策への子どもの意見反映をすすめます。

「内心の自由」を守ります……憲法19条（思想、良心、内心の自由）に違反する、「日の丸・君が代」の強制に反対します。入学式・卒業式は、子どもにとって最善のものにするため、教職員、子ども、保護者で話し合っ行って行なえるようにします。

教科書制度を改善します……教科書の検閲的な検定は、教科書を魅力のないものになっています。そうした検定をやめさせます。教科書をよりよいものにするため、専門家や教員、保護者らが教科書を検討、認証するための、第三者機関を設置します。教科書採択は、当該の教員や父母の意向を反映させます。

侵略戦争の美化・肯定の公教育へのもち込みを許しません……侵略戦争への反省は日本社会が国際社会に復帰する際の条件であり、日本社会に民主主義を定着させ、その日本社会への誇りを培う上で不可欠のものです。公教育が侵略戦争の美化・肯定をおこなうことは許されません。その立場から、歴史教科諸問題などにとりくみます。

憲法と子どもの権利条約に基づいて、教育基本法を改めます……教育への国家的統制を進める改悪教育基本法（2006年）を、憲法と子どもの権利条約に基づいて再改正するための国民的討論を進める場を設けます。そのなかで、戦前の教育を反省し、教育の目的を「人格の完成」にすえた、戦後初期の教育基本法（1947年）の精神を受け継ぎ、発展させることを重視します。

17. 大学改革・科学・技術

国民の立場から大学改革を実現し、科学・技術の調和のとれた振興をはかります

「構造改革」から転換し、国民の立場からの大学改革を実現します

わが国の大学は、かつてない深刻な危機に追い込まれています。各大学で教育・研究のための財政が枯渇し、地方の大学や中小の大学は存立さえ危ぶまれています。教員は資金集めに忙殺され、発表される学術論文数も減少しています。経済的理由で進学をあきらめる若者がふえ、研究者を志す若者が将来への希望を失う重大な事態です。

大学予算が先進国のなかで最低水準にとどまり、さらにこの10年来、旧政権が「国際競争力ある大学」を看板に、経済効率最優先の「大学の構造改革」を推進したからです。民主党中心の政権も、「事業仕分け」で、科学予算・大学予算を短期的な効率主義で縮減するなど、「構造改革」路線から転換する姿勢がみられません。

大学は、「学術の中心」（学校教育法）であり、わが国の知的基盤として社会の知的・文化的な発展、国民生活の質の向上や地域経済などに大きな役割をはたしています。とりわけ、大学が担っている基礎研究は、自然や社会へのより深い理解をもたらし、学術の全体が発展する根幹となっています。

欧州では、大学の多くが国公立で国が手厚い財政負担をしています。大学進学率も上昇し、大学が国民に開かれた教育機関として充実しています。わが国は大学への財政負担が少なく、高学費のために大学進学率は5割余にとどまっています。しかし、NHKの「日本人の意識調査」によれば、国民の8割がわが子に大学・短大までの教育をうけさせたいと望んでいます。大学教育の充実は、国民の願いです。

「構造改革」路線は、こうした国民の立場から大学の発展を応援するのではなく、大企業の「国際競争力」に役立つ大学をつくりあげるといふ、財界の要求にかなった改革を推進しました。経済的利益をうむかどうかをモノサシに、予算の削減と過度な競争を大学におしつけ、学術の発展そのものが危ぶまれる大学の深刻な危機をうみだしたのです。

大学が、この危機から抜けだし、その本来の役割を全面的に発揮することは、21世紀の社会発展にかかわる国民的な課題です。そのためには、「構造改革」路線から転換し、国民の立場から「学問の府」にふさわしい改革をすすめることが必要です。日本共産党は、その実現のために力をつくします。

1. 大学の日常的運営に必要な経費（基盤的経費）の増額をはかり、じっくりと教育・研究できる大学へ条件整備をはかります

国立大学の教育・研究をささえる基盤的経費を十分に確保する……国立大学の運営に必要な経費をささえる運営費交付金は、2004年の法人化以降に削減された750億円をただちに回復し、増額をはかります。「効率化」を口実に交付額を減らす「算定のしくみ」を廃止し、各大学の教育・研究費や人件費などの標準額をもとに積算し予算額を十分に確保するしくみに変更し

ます。地方大学や文科系、教員養成系大学など財政力の弱い大学に厚く配分するなど大学間格差を是正する調整機能をもったしくみにします。

「5年間で5%以上の人件費削減」の義務づけを廃止します。国立大学法人の施設整備補助金を大幅に増やし、老朽施設を改修します。また、国立大学の地域貢献をきめ細かく支援するとともに、国による一方的な再編・統合に反対します。政府が検討している図書館など大学の重要業務への市場化テストの導入をやめさせます。

私立大学への「公費負担」原則を確立し、「経常費の2分の1助成」を実現する……私立大学がはたす公共的役割にふさわしく国の支援を強め、国立との格差を是正するため、私立大学にも国公立と同様に公費を支出する「公費負担」の原則を確立すべきです。1975年の国会決議が求めた「私立大学の経常費の2分の1を国庫補助」をすみやかに実現します。また、公費負担によって学費を国公立並みに引き下げます。

国庫助成は、国の裁量で配分を決める「特別助成」よりも、教職員数などにもとづいて配分する「一般助成」を増額し、その割合を高めます。中小私大、地方私大には増額配分すべきです。「定員割れ」の大学に国庫助成を減額・不交付する措置は直ちに廃止します。定員確保の努力を支援する助成事業を私学の自主性を尊重しつつ抜本的に拡充するなど、私立大学の二極化の是正をめざします。「経営困難」法人への指導と称して私立大学の運営に国が不当に介入することに反対します。

公立大学への国の財政支援を強める……公立大学は、学術の進歩に貢献し、住民要求にこたえた高等教育を行い、地域の文化、経済の発展に寄与しています。地方交付税の大学経費を引き上げ、公立大学に対する国庫補助制度を確立するなど、国の財政支援を強めます。

少人数授業をふやし、教養教育を充実する……学生の人間形成や学問の基礎をつちかう教養教育の充実や、わかりやすく学びがいある授業づくりへの改善努力を励ます支援策を抜本的に強めます。少人数教育の本格的な導入や勉学条件の充実のために、教員の増員をはかり、非常勤講師の劣悪な待遇を改善します。

任期制教員の無限定な導入や成果主義賃金に反対する……任期制教員の無限定な導入や成果主義賃金は、じっくりと教育研究にうちこむことを妨げ、学問の発展を損なうため、導入に反対し、国による誘導策をやめさせます。大学における教育・研究の公共的役割にふさわしく、教員の安定した身分を保障します。

大学職員を増員し、教育・研究・診療への支援体制を充実させる……大学は、教員だけでなく、技術、事務、医療などの職員によって支えられています。大学の基盤的経費を増額して職員を増員するとともに、雇用は正規が基本となるよう促します。

留学生に魅力ある環境を整備する……留学生が安心して勉学できるよう、低廉な宿舍の確保、奨学金の拡充、日本語教育の充実、就職支援などの体制を国の責任で整備します。

国立大学附属病院の基盤整備をはかり、資金貸付事業の廃止を許さない……国立大学附属病院は、医師の養成と先端医療の開発を担い、地域の高度医療のとりでとなっています。病院への交付金を法人化前の水準に直ちに戻すとともに、法人化の際に背負った病院債務を軽減します。施設整備に必要な資金は、国が責任をもって確保する体制を維持します。

2. 大学の「生命」といえる“自治と民主主義”を保障するルールを確立し、国立大学法人制度を抜本的にみなおします

「大学の自治」を尊重するルールを確立する……世界で形成されてきた「大学改革の原則」

は、「支援すれども統制せず（サポート・バット・ノットコントロール）」であり、「大学の自治」を尊重して大学への財政支援を行うことです。わが国でも、国公立の違いを問わず、大学に資金を提供する側と、教育・研究をになう大学との関係を律する基本的なルールとして、この原則を確立すべきです。

国立大学法人制度を抜本的に見直す……国立大学が法人化されて最初の中期目標期間（6年間）が終わり、第2期目を迎えた節目にあたって、法人化がもたらした現状と問題点を検証し、大学関係者の意見を尊重して、法改正を含む制度の抜本的見直しを行います。

大学がどのような目標・計画をたてるかは、国が決定するのではなく、大学の自主性にゆだね、国に対しては届出制とします。国が大学の業績を評価してランクづけし予算を削減する制度を廃止し、大学評価は、すでに第三者機関が「大学の質保証」のために行っている「認証評価」に限定します。法人制度のなかで、「大学の重要事項を審議する」などの教授会の権限や、学長選考における教職員の選挙を尊重する制度を明確にします。

私立大学の公共性をさらに高める……私立大学の設置審査を厳正な基準で行うようにし、私学のもつ公共性をさらに高めます。安易な廃校によるリストラを防止するため、私学の「募集停止」も報告事項にせず審査の対象にします。

私立学校法で、教授会の権限や、学長選考における教職員の選挙を尊重する制度を明確にするとともに、財政公開を促進し、監事を評議員会が選任するなど財政のチェック機能を強めます。まともな教育条件を保障できない株式会社立大学の制度は廃止し、私立大学（学校法人）として再出発できる環境を整備します。

3. 大学でお金の心配なく学びたい、将来に希望をもって研究したい。この願いを実現します

高等教育の段階的な無償化にふみだす……国際人権規約が定めた高校・大学の段階的無償化条項の留保を撤回し、学費負担軽減の一步を踏み出します。国公立大学の授業料標準額を段階的に引き下げ、私立大学には国立との差額を補てんするための国庫助成や私立大学生への直接助成をおこないます。

授業料減免の拡充、給付制奨学金の創設と貸与制の返済条件緩和をはかる……年収400万円以下の世帯に入学料と授業料を国公立の区別なく免除する制度をつくります。奨学金は有利子制度をすべて無利子に戻し、返済は年収が一定額（300万円）に達してから行う制度にします。給付制奨学金をただちに創設します。滞納者への制裁をつよめる「ブラックリスト化」を中止します。

大学・研究機関の人件費削減の義務付けを撤廃し、若手研究者の採用をひろげる……大学教員にしめる35歳以下の割合は13%に低下し、将来の学術の担い手が不足しています。国立大学法人が3年間に減らした人件費だけで、若手教員1万5千人の給与に相当します。国が国立大学や独法研究機関に義務づけた人件費削減を撤廃するとともに、国から国立大学や独法研究機関への運営費交付金、私立大学への国庫助成を大幅に増額し、若手教員・研究者の採用を大きくひろげます。

博士が能力をいかし活躍できる多様な場を社会にひろげる……公務員の大学院卒採用枠を新設し、学校の教師や科学に関わる行政職、司書や学芸員などに博士を積極的に採用します。博士を派遣や期間社員で雇用する企業に対して正規職への採用を促すとともに、大企業に対して博士の採用枠の設定を求めるなど、社会的責任をはたさせます。

若手研究者の待遇改善をはかる……ポスドク、大学院生、専業非常勤講師など若手研究者の劣悪な待遇を改善します。

ポスドクなどの研究者がいただく不安は、雇用の不安定です。大学や独法研究機関が、期限付きで研究者を雇用する場合に、テニユアトラック制（期限終了時の審査をへて正規職に就ける制度）をさらに発展させ、期限終了後の雇用先の確保を予め義務づける制度を確立します。ポスドクの賃金の引き上げ、社会保険加入の拡大をはかります。

研究費支援では、若手研究者に一定額の研究費を国が支給する特別研究員制度を大幅に拡充します。とくに、博士課程院生には6.4%しか適用されていない現状を改善し、院生には20%まで採用を増やします。また、大学院生に給費制奨学金を創設します。

大学非常勤講師で主な生計を立てている「専業非常勤講師」の処遇を抜本的に改善するため、専任教員との「同一労働同一賃金」の原則にもとづく賃金の引き上げ、社会保険への加入の拡大など、均等待遇の実現をはかります。また、一方的な雇い止めを禁止するなど安定した雇用を保障させます。

4. 大学への公費支出を欧米並みにひきあげます

わが国の大学がかかえる最大の問題は、大学関係予算がGDP（国内総生産）比で欧米諸国の半分の水準にすぎず、そのことが主な原因となって、教育研究条件が劣悪で、学生の負担が世界に例をみないほど重いことです。学術、教育の発展は「国家百年の計」であり、将来をみすえた大学への投資こそ、次代を担う若者を育み、21世紀の社会発展に貢献します。教育研究条件の整備をはかることは国の責任であり、欧米並みの大学予算を確保するために全力をつくします。

<経済効率最優先の科学技術政策から、学術発展へ調和のとれた振興策に切り替えます>

科学、技術は、その多面的な発展をうながす見地から、研究の自由を保障し、長期的視野からのつりあいのとれた振興をはかってこそ、社会の進歩に貢献できます。とりわけ、基礎研究は、ただちに経済的価値を生まなくとも、科学、技術の全体が発展する根幹であり、国の十分な支援が必要です。基礎研究が枯れてしまえば、政府がいうイノベーション（新しい社会的価値や技術の創造）も望むことができません。

わが国の研究開発費（民間を含む）にしめる基礎研究の割合は12.7%と、欧米諸国に比べてもかなり低く、しかも低下傾向をつづけています。また、業績至上主義による競争を研究現場に押し付けたことから、ただちに成果のあがる研究や外部資金をとれる研究が偏重されるようになり、基礎研究の基盤が崩れるなど、少なくない分野で学問の継承さえ危ぶまれる事態がうまれています。

日本共産党は、こうした経済効率優先の科学技術政策を転換し、科学、技術の多面的な発展をうながすための振興策と、研究者が自由な発想でじっくりと研究にとりくめる環境づくりのために力をつくします。

1. 基礎研究を重視し、科学、技術の調和のとれた発展と国民本位の利用をはかります

科学・技術の総合的な振興計画を確立する……国の科学技術関係予算の配分を全面的に見直

し、人文・社会科学の役割を重視するとともに、基礎研究への支援を抜本的に強めます。また、防衛省の軍事研究費、「もんじゅ」など高速増殖炉の開発費、大企業への技術開発補助金など、不要・不急の予算を削減します。

研究者が自由に使える研究費（大学・研究機関が研究者に支給する経常的な研究費）を十分に保障するとともに、任期制の導入を抑え、安定した雇用を保障する制度を確立するなど、研究者の地位を向上させ、権利を保障します。欧米に比べても少ない研究支援者を増員するとともに、劣悪な待遇を改善します。国立大学法人・独法研究機関への人件費削減の義務づけをやめさせます。

科学技術基本計画を政府がトップダウンで策定するやり方をあらため、日本学術会議をはじめひろく学術団体の意見を尊重して、科学、技術の調和のとれた発展をはかる総合的な振興計画を確立します。

科学・技術の利用は平和と「公開、自主、民主」の原則で……科学、技術の研究、開発、利用への国の支援は、「公開、自主、民主」の原則にたっておこなうとともに、大企業優遇ではなく、平和と福祉、安全、環境保全、地域振興など、ひろく国民の利益のためになされるべきです。

憲法の平和原則に反する科学、技術の軍事利用、とりわけ、宇宙基本法の具体化による宇宙の軍事利用をやめさせます。政府が検討している軍事に転用できる技術の公開制限や秘密特許の導入に反対します。

2. 公正で民主的な研究費配分を行い、研究における不正行為の根絶をはかります

科学研究費補助金を大幅に増額し、配分の偏りを是正する……国が大学や研究者などに交付する競争的資金は、この10年間で倍増しましたが、大幅に増えたのは新技術に直結する研究への支援や、一部の大学への巨額の資金投入（グローバルCOE資金）などです。それらの総額は3000億円に達するのに対し、基礎研究を支援する科学研究費補助金は2000億円にとどまっています。科学研究費補助金を大幅に増額し、採択率を抜本的に引きあげます。

また、研究費の配分がより公正で民主的になるように、審査のあり方を改革します。(1) 人文・社会科学を冷遇したり、旧帝大系など一部の大学に集中するような資金配分の偏りを是正し、研究のすそ野を思いきってひろげます。(2) 業績至上主義の審査ではなく、研究計画も十分考慮した審査に改めます。(3) 科学者で常勤の審査員を大幅に増員し、将来性ある研究、萌芽的な研究を見極める「目利き」のある審査、公正な審査を充実させます。

大型の資金などを配分するための独立した機関を確立する……先端的研究などへの大型の研究資金や、一部の大学や大学院に多額の資金を投入するCOE（センター・オブ・エクセレンス、卓越した拠点）予算やGP（グッド・プラクティス、優れた取り組み）予算のあり方を見直します。大学関係者、学術関係者などからなる独立した配分機関を確立し、審査内容の公開をはかるとともに、慎重で公正な評価にもとづいて配分するようにします。

過度の競争を是正し、研究における不正行為を根絶する……研究における不正行為は、科学への社会の信頼を裏切る行為であり、根絶をはかります。そのため、不正の温床となっている業績至上主義による過度の競争を是正するとともに、科学者としての倫理規範を確立します。大学における外部資金の管理を厳格におこなうとともに、研究機関や学術団体が不正防止への自律的機能を強めるよう支援します。

3. 産学連携の健全な発展をうながします

産業と学術が連携し、協力しあうことは、互いの発展にとって有益なことです。同時に、大企業の利潤追求に大学が追随するような連携では、大学本来の役割が弱められ、研究成果の秘匿や企業との癒着がうまれるなど、学術の発展に支障をきたす弊害をひろげます。

産学連携の健全な発展のために、国からの一方的な産学連携のおしつけでなく、大学の自主性を尊重し、基礎研究や教育など大学の本来の役割が犠牲にされないようにします。また、産学連携を推進する国の事業（共同研究への補助など）は、地域や地場産業の振興にも力を入れ、中小企業の技術力向上への支援を拡充します。

大学と企業との健全な関係をむすぶため、以下の点で国のきちんとしたガイドラインを作成します。(1)企業との共同研究の際、学会などでの研究成果の公開が原則として保障され、だれでもひろく使えるようにする。(2)共同研究や委託研究での相当額の間接経費や、共有特許での大学の「不実施補償」を、企業側が負うようにする。(3)企業から受け入れた資金は、大学の責任で管理、配分することを原則とし、研究者と企業との金銭上の癒着をつくらない。

4. 女性研究者の地位向上、研究条件の改善をはかります

研究者のなかで女性の比率は 13.0%、大学教員では 24.3%（国立大学は 13.4%）と世界的にみても低く、他方で大学の専業非常勤講師のような不安定雇用では 5 割以上をしめるなど、女性研究者の地位向上、男女共同参画のいっそうの推進が期待されています。大学・研究機関が男女共同参画推進委員会などを設置し、教員、研究員、職員の採用、昇進にあたって女性の比率を高めるとりくみを、目標の設定、達成度の公開をふくめていっそう強めるように奨励します。民間企業の研究者における女性の比率は 6.6%でとくに低く、企業に対しても男女共同参画の推進を働きかけます。

出産・育児・介護にあたる研究者にたいする業績評価での配慮、育児休業による不利益あつまいの禁止、休職・復帰支援策の拡充、大学・研究機関内保育施設の充実など、研究者としての能力を十分に発揮できる環境整備を促進します。文科省が実施している「女性研究者支援モデル育成」の採択枠を大幅に拡大し、保育所の設置・運営も経費負担に含めるなど利用条件を改善します。非常勤講師やポストドクについても出産・育児にみあって採用期間を延長し、大学院生にも出産・育児のための休学保障と奨学金制度をつくるなど、子育て支援策を強めます。

セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントなどの人権侵害をなくすため、大学・研究機関の相談・調査体制の充実をはかります。

18. 文化

芸術・文化活動を支え、文化が豊かに発展する社会をめざします

人びとに生きる力を与える芸術・文化は、社会の進歩に不可欠です。文化を自由に創造し享受することは国民の権利であり、その条件をととのえることは国の責務です。しかし、経済危機で国民が文化に親しむ機会が奪われ、芸術団体の運営は厳しくなっています。

文化の発展において重要な役割を果たしているのが芸術家であり、芸術・文化団体の活動は、芸術を生み出し、観客を組織し、芸術家を育てる原動力となっています。その活動を支える公的助成を抜本的に拡充し、改善させることは芸術・文化の発展のために必要です。

文化庁予算は年間 1020 億円 (2010 年度) にすぎず、諸外国と比べても著しく低い水準です。とりわけ芸術・文化活動への支援は 400 億円に達していません。軍事費やゆきすぎた大企業減税をやめれば、文化予算を増やす財源はあり、抜本的に拡充すべきです。

公的助成の縮減を許さず拡充するとともに、助成方式の転換をはかります

民主党政権は「事業仕分け」で、短期的な効率や成果を求め、芸術・文化の「予算縮減」という判定を下しました。これには多くの文化人、国民が反対の声をあげましたが、文部科学省はこうした声に背を向け、現在の芸術助成の中心である重点支援事業を「3年で1/2に縮減する」計画を打ち出し、今年度予算から削減を始めています。もともと自公政権時代に、文化庁の芸術団体への助成である重点支援事業は、「構造改革」路線で削減されてきました。このまま削減され続ければ、2012年度には最高時の3分の1になってしまいます。日本共産党は、文化への短期的な効率主義、成果主義のもちこみを許さず、助成削減計画を撤回させ、抜本的に拡充します。

現在の助成方式は、芸術団体の無理な自己負担を前提にしており、いくら努力しても「赤字」になる仕組みになっています。これでは、芸術団体の運営基盤が安定せず、専門家の生活と地位の向上に生かされません。こうした方式を切りかえ、芸術団体への持続的な支援方式へ転換します。芸術団体の「自己負担」枠を撤廃し、公演や普及の方法が違う芸術各分野の特性を考慮した助成制度をめざします。また、芸術団体の自主的な年間活動全体を考慮した助成制度として充実させ、芸術団体への助成率を引き上げます。同時に、けいこ場や公演・展示会場費への補助をはじめ、幅広い団体が気軽に活用できる助成制度を確立します。芸術文化振興会への応募を年2回にするなど、利用の改善をはかります。条件付きで可能になった助成金の一部「前払い」制度の条件を緩和し本格的に実施することや、助成金のすみやかな支払いを実現します。寄付税制の充実など、税制支援をすすめます。

諸外国では、表現の自由を守るという配慮から、財政的な責任は国がもちつつ、専門家が中心となった独立した機関が助成を行っています。文化庁の助成は応募要綱などが行政の裁量で決められ、芸術団体の意見がそこに十分に反映されていません。公的助成の政策形成に専門家が参画するようにするとともに、すべての助成を専門家による審査・採択にゆだねるよう改善し、専門家による採択結果を政府が尊重するようにさせるなど、日本での「アーツカウンシル」(専門助成機関)創設をめざします。

日本の芸術・文化を支える専門家の低収入の改善、社会保障の改善にとりくみます

日本の芸術・文化の発展のうへで各ジャンルの専門家の役割はきわめて重要です。その人材養成の大きな障害になっているのが専門家のおかれた劣悪な状態です。実演家の収入は5年前よりも悪化し、年収300万円未満が5割以上となっています。芸術・文化を志しても生業として続けていくことが困難な現状を打開することが人材養成のうへで大事になっています。

多くの芸術家は、一般の勤労者に比べても低収入で、社会保障がほとんどありません。そのため、ユネスコの「芸術家の地位向上勧告」（1980年）やILOの「実演家の雇用労働条件に関する三者構成会議」（1992年）は、芸術家の地位向上をはかることを求め、「社会の規範に則した適切な生活水準に到達できる」ような収入の向上や、社会保障制度の規定が結果として実演家を不利に扱っていないかを検討し、実演家の実情に適合させることを求めています。諸外国ではそうした勧告をふまえ独自の努力がはかられてきました。

ところが、日本ではまともに専門家の地位向上がはかられず、とくに実演家・スタッフについては、何らの手立てもとられてきませんでした。仕事のうへでの怪我であっても労災認定は5.3%にすぎません。専門家の地位向上を理念として掲げるだけでなく、一般勤労者並みに改善することを目標に施策を実施します。

実演家の低収入を改善するために、芸術活動の場や雇用の機会を増やします。この点でも公的助成の拡充が重要です。映像スタッフやアニメーターが仕事をしている制作会社の多くは中小企業です。これらの企業はテレビ局などから仕事を受託するさい、低い制作費を押し付けられたり、途中で削られたりしています。発注元と下請けの制作会社との公正な取引を保障するルールをつくり、映像スタッフやアニメーターが安心して働ける制作費を確保させるようにします。

多くの実演家・スタッフは、労働者と同じように一定期間拘束されて働いています。諸外国では労災など労働者と同様の保護が受けられるよう制度を改善してきました。しかし、日本では実演家の労働者性を認めてこなかったため、多くの実演家が社会保険は何もないのが実態です。こうした状態を改善するため、労働者性の認定を積極的にすすめます。映像スタッフの雇用保険を実現し、実演家の団体交渉権など労働者の基本権を保障します。芸術団体の努力で社会保険を実施しているところでも、芸術団体やアートNPOなどは経営基盤が弱く、社会保険の負担が困難になっているため、社会保険料を猶予・軽減する制度をつくり、経営と職員の社会保障を守るようにします。

演劇・舞踊や映画の国立大学を設立することや海外研修支援の拡充など、人材養成における国の責務をはたさせます。

文化施設が本来の役割を発揮できるよう、国の支援を充実します

劇場・音楽堂などは、創造と鑑賞の両面から、芸術の発展になくてはならない場所です。ところが、自公政権時代に指定管理者制度が導入され、多くの文化施設で予算が削減されてきました。民主党政権は、さらに「事業仕分け」で「拠点形成事業」を「2年で廃止」と決めてしまいました。国立美術館・博物館にも、国からの運営費交付金がへっている現状をそのままに「国からの負担を増やさない」といって、自己収入の増大ばかりを求めています。ここでも予算の「縮減」から拡充へ転換させるようにします。

国立美術館・博物館、国立劇場・新国立劇場については、国の施設にふさわしく予算の充実

をはかります。国民の身近な文化施設である文化ホールや図書館、美術館・博物館の民営化、民間委託の押しつけをやめさせ、公的支援を充実します。

文化施設が本当に芸術・文化活動の拠点として活性化するためには、行政職員だけに任せる現状を改め、専門家が活躍できるようにすることが不可欠です。文化施設の運営への芸術家と市民の参画を促し、舞台技術者や司書、学芸員など専門家の身分を保障し、専門家として力量を発揮できるよう支援します。また、民間の劇場・音楽堂や映画館は、現状では商業施設として扱われ、何らの支援もありません。年間100日以上事業を行っている会館を劇場とみなして固定資産税の軽減を図るなど、積極的な支援を行います。

まだまだ足りない大小さまざまな表現空間や展示場所、けいこ場といった芸術家・文化団体の活動の条件を整備します。映画の国立フィルムセンターの人員を拡充し、国立美術館の附属施設から、国が責任をもつ独立した組織へと発展させます。アニメ、マンガ、写真、音楽、美術など、文化各ジャンルの貴重な遺産の収集・保存を支援します。

大型開発による文化財破壊を許さず、文化財と歴史的町並み・文化的景観の保存をすすめます。「陵墓」に指定されている古墳の学術目的での調査をひろげます。

すべての子どもに鑑賞機会を保障します

心豊かな成長のためにも、子どもたちが芸術・文化に参加できる条件を整えることが重要になっています。学校での芸術鑑賞教室は、すべての子どもに芸術鑑賞の機会を保障する大切なとりくみです。ところが、実際には、芸術鑑賞教室が激減しています。日本共産党は、すべての子どもが年1回以上、芸術鑑賞ができるよう条件整備をすすめます。

国としてすべての芸術鑑賞教室を視野に入れた支援制度を確立し、学校と芸術団体の自主的な努力を応援します。文化庁の現行事業を、へき地や小規模校など開催が困難な地域を重点にする方向で改善をはかります。文化団体が全国の草の根ですすすめているとりくみを、交通費・宿泊費や会場費の援助などで応援する制度を確立します。

芸術活動・表現の自由を守ります

芸術・文化は、「表現の自由」が守られてこそ発展します。芸術活動への公的助成にあたっては、「金は出しても口は出さない」原則を確立し、政府の介入を許さないようにします。子どもの人権を守るために国民合意で児童ポルノの根絶をめざすとともに、児童ポルノ対策を口実にしたマンガ・アニメなどへの行政の介入を許さないようにします。

著作権を守ります

著作権は、表現の自由を守りながら権利者を守る制度として文化の発展に役立ってきました。デジタル化・ネットワーク化にともない芸術・文化の新たな利用形態が発展することは、国民の創造・享受の条件が広がる点から歓迎すべきことです。同時に、そのなかで作家・実演家の権利が適切に守られなくてはなりません。国民の利用を保障しながら、作家・実演家の権利をまもるよう著作権の発展をはかります。

一部の大企業は、私的録音録画補償金制度への協力義務を非難するだけでなく、実際に放棄してしまいました。こうした横暴を許さず、著作物を利用することで利益を得るメーカーに応

分の負担を求め、作家・実演家の利益をまもります。映画のすべての権利が企業に移転してしまう現状をあらため、映画監督・スタッフ・実演家の権利確立をめざします。

19. スポーツ

スポーツ予算の大幅増額に力をそそぎます

スポーツは国民の健康で幸福な生活に欠かせません。競技力向上は人間の発達と社会の進歩に深くかかわっています。日本共産党は、スポーツを国民の基本的権利として保障し、スポーツの多面的な発展に力をそそぎます。

スポーツ予算を大幅に増やし、国のスポーツ振興基本計画を見直します

低いスポーツ予算の大幅増額が求められています。しかし、自民党政治に代わった民主党政権も、少ない予算のままで、「サッカーくじ」の収益でまかなうという方向を検討しています。

予算の根本に「国民のスポーツをする権利の保障」をすえ、スポーツ予算を大幅に増やすことこそ要の問題です。国のスポーツ振興基本計画を見直し、スポーツ行政の充実をはかり、予算の柱に①スポーツ施設の拡充、②スポーツ指導員等の制度の確立、③競技力向上方策の充実をすすめることです。

スポーツ施設の老朽化と耐震化対策を急ぎます

公共スポーツ施設（学校体育施設を含む）の老朽化がすすみ、使用制限・閉鎖・廃棄があとをたちません。避難場所としてのスポーツ施設が、かえって「危険箇所」となっています。指定管理者制度のもとで、補修・改修の財源確保は極めて制約されている状況です。

この現状を打開するために、緊急に老朽化・耐震の全国調査を行い、優先して補修・回収ができるように財政的支援を含めた対策を講じ、「安心して利用できる施設」にしていきます。

選手の人権を尊重し、競技力向上にむけた努力を支援します

競技力向上は、人間の幸福と社会の進歩に深くかかわっています。選手・コーチの個人的な経済負担を軽減し、安心して競技生活に打ち込めるように競技力向上予算の増額が必要です。企業の社会的貢献をうながすとともに、企業チームの休・廃部にとまなう選手の救済措置として、制度的な整備をはかります。

暴力・しごき事件、大麻・禁止薬物の使用（ドーピング）などをなくす関係者の自浄努力を支援するとともに、スポーツのフェアプレー精神を守るルールづくりをはかります。

子どものスポーツ活動の定着と充実に力をそそぎます

子どもたちが健康に育ち、豊かな資質を伸ばしていくために、地域での青少年のスポーツ活動を奨励し、運動広場やプレイパークの増設、指導員・リーダーなどの養成・研修制度の確立に力を入れます。

子どもの基礎体力と運動能力をつちかい、バランスのとれた心身の発達を促す学校体育の充実をめざし、専科教員の配置、器具・用具の配備、安全な管理などの条件整備につとめます。

環境に配慮し、野外スポーツと自然との共生をはかります

地球温暖化など環境破壊がすすむなかで、自然の生態系を保護することは重要です。大型開発に手をかすスポーツ施設建設などを規制し、登山やスキー、マリンスポーツなどを自然と共生できる環境基準や適正なルールづくりにつとめます。

冬山や夏山での山岳遭難が絶えないもとの、登山研修所の充実・増設、山岳リーダーやガイドの養成と活動保障、山道・登山ルートや危険箇所の点検・補修、ドクターヘリの配備をはじめ山岳救助体制の確立などの実現に力をそそぎます。

20. 地方自治

地方切り捨て路線を転換し、地域の活性化と地方自治の発展を実現します

地方自治についての政策は、こちらをご覧ください。

http://www.jcp.or.jp/seisaku/2010_1/2010-6-19_sanin_seisaku_su.html#_03_06

21. 公務員制度改革

政官業の癒着をただし、国民本位の公務員制度と行政改革をめざします

「官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」——。2009年総選挙で、民主党が「政権構想 5原則」のトップに掲げていた項目です。しかし、民主党が政権をとってから約10カ月、「脱官僚依存」や「政治家主導」をどれほど声高に叫んでも、国民本位の政治も行政も、ついに実現しませんでした。

それもそのはずです。民主党の「政治家主導」の実態とは、きわめて表面的・部分的な「官僚排除」でしかありませんでした。しかし、こんにちの悪政の根本問題は、財界・大企業言いなりと、アメリカ言いなり政治です。それを政治と行政の両側からささえている構図こそ、根本から打ち破るべき課題といえます。

とりわけ、「官僚主導政治」の弊害をとりのぞき、国民本位の公務員制度と行政を実現するというなら、政官財の癒着のトライアングルを打ち破ることが急務です。

公務員は「全体の奉仕者」です。しかし、現在の官僚制度は、一部の特権官僚を中心として、国民に奉仕するのではなく一部の政治家や財界・企業のための存在となっています。この癒着のトライアングルの“接着剤”となっているのが、「天下り」「企業・団体献金」であり、政府・与党による大企業中心政治にほかなりません。

人事院の発表によれば、官僚による天下りは2001年から08年までの8年間で合計5850人、1年あたりの平均では731人にのぼります。霞が関から各企業・業界などに天下った官僚は、許認可や公共事業などさまざまな権益にかかわる各官庁の情報を天下り先に伝え、それを通じて利益をえた企業が天下り官僚を厚遇、同時に、政治家に莫大な政治献金を与えて、さらに国会で企業や業界に有利な政策をすすめてもらうという関係になっています。

天下り官僚と企業との癒着の一端について、ある大手ゼネコンの課長経験者は「ゼネコンの不正の根は官民癒着にある」として、次のように告発しています。

「私はこれらのOBすべてが談合に関わっていると断言できる」「企業が官庁などからOBを採るのは、何も永年国家のために尽くしてきた官庁OBの老後の面倒を見ようという慈善事業のためではない。OBに高い給料を払ってもなお十分なおつりが来るから採っているのだ」（鬼島紘一氏『談合業務課 現場から見た官民癒着』）

この構図は、「アメリカ言いなり政治」という点でも同様です。鳩山前内閣は、沖縄県民の総

意と日本国民多数の声を踏みにじって、米政府の要求通りに普天間基地の沖縄県内（名護市辺野古崎）へのたらい回しを決めてしまいました。これは、自公政権が06年に正式に決定した、現行案への事実上の“回帰”そのものでした。

「毎日」5月31日付は、これを先導したのが、官僚にほかならなかったことを、次のように報じています。『『米国の要求を満たすには現行計画しかない』と割り切っていた外務・防衛官僚が『復権』。一気に現行計画回帰への動きを加速させた』

結局、「官僚主導政治の打破」をいくらスローガンで叫んだとしても、政治も行政も国民の手に取り戻すことができないことは、いよいよ明らかになったといえます。

一方、公務員の労働条件の改善や権利の向上も、国民本位の行政にとって不可欠の課題です。公務員は、労働者という側面と同時に、住民・国民への奉仕者として、公正で効率的な行政サービスを国民に提供するという、他には代えられない側面ももっています。とくに、戦後の公務員制度は、戦前の公務員が「天皇の官吏」と位置づけられていたことへの反省のうえに、「全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」（憲法第15条）と規定されてスタートしました。日本共産党は30年以上も前から、公務員は「全体の奉仕者」であり、行政サービスという公共性をもつ仕事に携わっている以上、公正中立で民主的効率的な行政を実現するために、住民と国民の目線にたって積極的に働くようにすべきだと主張してきました。

同時に、公務員が真に「全体の奉仕者」として業務に従事できる体制を確立することも重要になっています。民間もふくめて、労働者が健康で文化的な生活を営むうえで、「過労死」さえ問題になるようなこんちの過酷な労働条件は、一刻も早く改善しなければなりません。また、「官製ワーキング・プア」といわれるような、非常勤職員の劣悪な労働条件の改善も急務となっています。ワーキング・プアが社会的問題になっているとき、官公庁こそそうした労働条件改善の先頭に立つべきです。

国家公務員から剥奪されているスト権などの労働基本権の全面回復をはかる必要もあります。

一部の政党などは、「公務員を目の敵」にするような議論を吹聴し、そうした主張が、国民のあいだに一定の影響を与えています。これは、本来たたかうべき相手——国民の命や暮らしを脅かし悪政を持ち込もうとしている勢力——をおおい隠すだけでなく、連帯と共同によって、ともに手を取り合うべき国民のなかに、分断と対立を込めきわめて有害な議論だといわなければなりません。

22. 郵政

郵政民営化の見直し—全国一律サービスを保障し、政府が運営に責任を持つ公的事業体に見直します

「構造改革」の“本丸”として小泉内閣が行った郵政民営化は、簡易郵便局の閉鎖、郵貯 ATM の撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖、集配郵便局の統廃合など、国民サービスの大きな後退をもたらしました。さらに、国民共有の財産である「かんぽの宿」をはじめ郵政事業として保有していた資産の「たたき売り」もすすめられてきました。

日本共産党は、民営化によってズタズタにされた郵政事業を再生し、通信（郵便）と金融（貯金・保険）のユニバーサル（全国一律）サービスを国民に保障していくために、民営化を根本から見直していきます。

全国一律サービスを保障し、政府が運営に責任を持つ公的事業体に見直します。

郵政民営化の最大の問題点は、郵便貯金法、簡易生命保険法を廃止して、法律による金融のユニバーサル・サービスの義務付けをなくし、効率的な経営の保障であった三事業一体経営を分社化により解体したことでした。これによって、サービスが低下し、地域の郵便局の存続が危うくされたのです。日本共産党は、以下の方向で、郵政民営化の見直しを行います。①郵便貯金、簡易生命保険にユニバーサル・サービスを義務付ける。②分社化をやめて一社体制にする。③公共の福祉の増進を目的とする公的事業体とする。

郵便の規制緩和を見直し、非正規雇用の正社員化・改善を進めます。

小泉内閣のもとですすめられた郵便市場の規制緩和によって、もうかる都市部へのメール便のいいとこどり参入が進み、郵便市場は限界を超えたコスト競争にさらされています。この結果、郵便事業と民間宅配事業者の双方に、非正規雇用が拡大し、郵政グループは、二十万人を超える、日本最大の非正規雇用を抱える事業体になっています。郵便市場の規制緩和の見直し、郵便のユニバーサル・サービスの維持をはかると同時に、郵便・メール便事業での非正規雇用から正社員化・非正規雇用の改善を進めます。

郵政の資金の活用を図るとともに、郵政ファミリー利権にメスを入れます。

中小企業、住宅、福祉・医療施設などの分野への資金供給は、民間銀行などの「市場まかせ」ではなく、公的金融による支えが必要不可欠です。こうした公的金融の原資として、郵貯・簡保資金を活用します。また、郵政グループの関連事業が高級官僚の天下り先になり、郵政ファミリー利権となっている問題にもメスを入れます。

23. 通信・放送

「テレビ難民」をうまないために、2011年7月のアナログテレビ放送の停止の延期を求めます

政府は、来年2011年7月にアナログ放送を停止し、テレビ放送のデジタル化への完全移行に固執し続けています。

しかしこの期限が目前に迫り、「どう準備したらいいのかわからない」「費用が高くて準備が大変」「電波が届いていなかった」など、デジタル放送対応の困難さが明らかになっています。国民の側の準備は、到底期限までには終わりません。放送局側の送信の準備も期限までに終わらないことも明らかです。政府はこれらの事情を承知の上で、完全移行に踏み切ろうとしており、責任は重大です。

このままでは、テレビを見ることができない「テレビ難民」を多数生むことになります。日本共産党は、2011年7月のアナログテレビ放送の停止を見直し、普及率や買い替えのサイクルに見合った時期に延期することを求めます。

また、政府の支援のあり方も問題です。相談窓口であるテレビ受信者支援センター（デジサポ）の体制は不十分です。きめ細やかな相談ができるよう、抜本的な強化をとります。さらに、国民の負担軽減のための支援策の拡充もかかせません。

政府は、経済的に対応困難な人にたいして、アナログテレビのままデジタル放送が受信できるデジタル受信機の無償給付・改修を開始しました。しかし、この対象は、NHK受信料全額免除世帯（生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者など）に限られており、不十分です。住民税非課税の世帯や低年金の高齢者世帯などに対象を拡大すべきです。

ケーブルテレビでデジタル放送を視聴する場合、NHKや民放以外の有料チャンネルを含めた料金設定（月額4千円から5千円）がほとんどであり、「料金が高すぎる」、「地デジ放送のみの料金設定をしてほしい」という声があがっています。こうした方法も移行の選択肢の一つとするのであれば、地デジのみの低料金設定（数百円程度）の確保が欠かせません。

マンションなどのビル影による「受信障害対策共聴施設」、山間部等でのテレビ視聴障害に対応する「辺地共聴施設」、「集合住宅共聴施設」のデジタル放送対応がおこなわれている背景には、政府が当事者まかせにしてきたことや大きな費用負担があります。政府は共聴施設改修のための支援制度等をつくっていますが、抜本的に強化が必要です。

情報・通信、携帯ブロードバンド通信サービスをあまねく全国にひろげ、情報格差の是正をすすめます

デジタル技術や光ファイバの活用など、多様な情報通信サービスや放送サービスが発展してきました。画像や動画も送受信できるブロードバンド通信や携帯が、固定電話とともに生活の必需品となっています。ユニバーサルサービスとして国民にあまねく提供することが法律で保障されているのは、固定電話と公衆電話、110番などの緊急通報ですが、これを携帯やインターネットなどに拡大し、全国どこに住んでいても、これらのサービスが享受できるよう

にします。

また、高齢者にも使いやすい情報通信端末や、視覚障害・聴覚障害などのハンディキャップに対応した情報通信端末の開発を支援し、情報格差（デジタル・デバイド）の解消をすすめます。

現在、過疎地域などに電話サービスを提供しているNTTの赤字分を補填するために、電話番号あたり7円のユニバーサルサービス料金が利用者から徴収されていますが、これを事業者が負担する制度に変更します。

技術革新の負の側面への対応も重要な課題となっています。電話からブロードバンド通信への移行が進展する中で、インターネットを活用した電話や通信が全国規模で長時間にわたって使用できなくなるなどの「重大事故」が増加しています。こうした事故の報告制度を強化し、通信事業者の対策を促進します。

政府・総務省は、通信のユニバーサルサービスのあり方、NTTの組織再編などの検討を行っていますが、国民が必要とする通信のあり方、サービスの確実な確保のための担保などの観点から慎重な検討をすべきと考えます。

インターネット上の有害情報については、政府の介入によらない規制のあり方を検討・具体化します。

テレビ放送の内容への介入を進めてきた放送行政の抜本的改革を行います

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度改編として、通信と放送に関する法体系の総合的な検討が行われ、放送法等改定案が国会に提出されました。その内容は、放送番組を編集・作成する事業者の認定制度や放送と通信の両者をおこなうための規制緩和など、規制の在り方を大きくかえるものです。日本共産党は、認定や取り消しなどで政府・総務省の権限が強くなることや、放送内容への介入の懸念があることなどから、反対しています。これまでも、「命令放送」などによる放送内容への直接的な介入だけでなく、日常の行政指導を通じた介入も強められています。放送の「表現の自由」の確保、権力を監視する報道など行う放送の役割を果たすうえでも相反するものです。

国民の共有財産で貴重な資源である電波を利用するテレビ放送に法律に基づく規制が行われるのは当然のことですが、放送局の許認可や放送内容に対する規制を政府・総務省が直接行っているのは、先進国では日本ぐらいしかありません。言論・表現の自由にかかわる放送行政の規制は、政府から独立した規制機関が行うのが世界の常識です。総務大臣の監督ではなく、新たに「放送委員会」（独立行政委員会）を設置し、放送行政を規律するように制度改正を行います。

また、実際に放送番組を制作している番組制作会社やプロダクションの振興について、制作者としてふさわしい権利を行使できるように、権利関係を整理していきます。放送事業者による下請業者に対する劣悪な制作環境の強要をやめさせます。

NHKの改革では、何よりも、政治権力からの独立、不正経理の根絶など、公共放送として信頼を回復することが必要です。放送法等改定案には、NHKの経営委員会に、NHK会長が出席し、議決にも加わるようになる規定がありますが、国民の代表としてNHKの執行を監督する役割をもつ経営委員会の機能を弱めるものであり問題があります。

NHK受信料の義務化は、受信料の税金化となり、NHKを公共放送から国営放送と変質させるものであり、反対します。

24. 住宅・マンション

「住まいは人権」の立場で、住宅・居住環境を守り改善します

住宅は、生存と生活の基盤です。格差と貧困をなくすためにも、住まいの不安をなくし、安心できる居住環境をつくることが求められています。しかしわが国の住宅政策は、憲法に保障された生存権につながる居住の権利は保障されず、一貫して住まいの確保は自己責任とされ、民間自力による持ち家建設に委ねられてきました。「住宅に困窮する世帯に低廉な家賃の住宅を供給する」とされた公営住宅も、中堅勤労者向けのUR（旧公団）住宅も新規建設は行われず、UR住宅の家賃は市場家賃で多くの入居者は高家賃の負担軽減を求めています。また公営住宅も応募倍率も東京都では30倍近い高倍率で「セーフティネット」は名ばかりになっています。まさに政策無策といっても過言ではありません。

経済危機を契機にした日本のリーディング企業がおこなった過酷な非正規労働者切りによって仕事も住居も失った労働者が「年越し派遣村」に集まるという世界でも例がない事態が生まれ、ことしも東京の“公設派遣村”に800人もの人たちが救いを求めてきました。従来からの“ホームレス（野宿者）”の存在のほかに、24時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶で夜を明かす“ネットカフェ難民”を生み出しています。

さらにこうした“住まいの貧困”層をターゲットにした、敷金・礼金・仲介手数料といった初期費用をゼロにする物件とのふれこみで、鍵を貸す契約である「施設付鍵利用契約」を結び、家賃を滞納すると鍵を交換して入居できなくする“ゼロゼロ物件”、や深夜にわたり家賃の取り立てをする“家賃保証会社”、生活保護受給者向け宿泊施設で、施設利用料を生活保護費から差し引く、生活保護費横領業者など居住系貧困ビジネスが横行しています。被害の深刻さに政府も「追い出し屋規制法案」を国会に提出しましたが、家賃滞納履歴のデータベース化を認める内容を法案に盛り込んでいます。これによって低所得者が滞納履歴を理由に入居を拒否されるおそれがあります。

いま緊急に求められているのは、“住まいの貧困”をなくし、健康で文化的な生活を営む土台である「住まい」を保障する住宅政策への転換です。当面、住宅喪失者に対する緊急策として初期費用や家賃の軽減、入居期間を再就職できるまでとするなどの措置など住宅手当制度の拡充を図り、それと連動して、公営・UR住宅、雇用促進住宅を活用し、一刻も早く正常な生活が営めるよう公共的支援を強めます。

また、長年の自民党政治のもとで実施された住宅政策の根本的転換が必要です。とりわけ、小泉「構造改革」路線のもとで、住宅確保をもっぱら“自己責任”とするなど、住宅政策の市場化をすすめたことが、今日の深刻さを生んでいます。06年に成立した「住生活基本法」では「居住の権利」は明記されず、戦後の住宅難をそれなりに支えてきた、公営・公団（UR）住宅など公共住宅の供給、住宅金融公庫の低利・固定・長期融資による持ち家支援策から撤退し、住宅供給を市場に委ねる政策をとっています。その結果、高齢者や低所得者、子育て世代をはじめ、働き盛りの若者が住居に困る事態を招いているのです。国民が安心して暮らすための住宅保障が大きく後退し、格差と貧困をいっそう拡大する要因になっています。

また、安全検査の民間まかせと安上がり競争を奨励した建築行政によって、耐震強度偽装事件やエレベーターの異常な事故が起きるなど、住宅の安心・安全も脅かされています。住宅地に高層、超高層マンションが入り込むなど、住環境や景観の破壊も深刻です。

日本共産党は、この住宅政策を転換し、国民の居住の権利を明確にし、その保障を基本とするよう「住生活基本法」（「住宅基本法」）を改正します。その内容としては、(1)国民の住まいに対する権利の規定と国自治体の責務の明確化、(2)公共住宅の質量ともの改善の明確化、(3)耐震性や居住スペースなど、めざすべき居住・住環境の水準の法定化、(4)適切な居住費負担の設定、と家賃補助制度の創設 5) 国民の居住権を守るための住宅関連業者・金融機関などの責務を明確化し、市場任せでなく国・自治体が積極的に介入するなどです。

そして、以下のようなとりくみを地域からすすめ、国民の居住生活の改善・向上をめざします。

住まい喪失者緊急対策……政府は失業に伴う住まい喪失者対策として「住宅手当緊急特別支援事業」を創設しましたが、34万人の対象者に対してその利用状況は2万人程度にとどまっています。要件と手続きの緩和、手当支給期間の延長、さらに失業していないものの、収入が低いなどのため、劣悪な居住環境におかれているものに対しても支給するなどの改善を図ります。雇用促進住宅の全廃方針を撤回し、居住権を保障します……定期契約者も含めて入居者の声を十分に聞き、納得のいく話し合いをおこない、一方的な住宅廃止や入居者退去の強行をやめさせます。低賃金や不安定雇用などで住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用をすすめます。

公営住宅の改善……公営住宅は、法制度の改悪で、ごく限られた低所得者しか入居できないため、住民の共同活動も困難を抱えています。しかも、東京都をはじめ大都市は、新規建設をおこなわないため応募倍率が32.1倍（東京）にもなっており、現在の計画では、住宅に困っている人の需要を充足することはできません。

公営住宅の新規建設をすすめるとともに、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅にするなど多様な供給方式の活用で公営住宅を大幅に増やします。現行の月収20万円から15万8千円への入居基準の引き下げをやめ、若い子育て世代も入居できるようにします。子供への居住継承は復活します。また「孤独死」を防ぐため単身高齢者見守りなどをおこなう自治会に対する支援制度を強化・充実します。家賃も収入にあったものにし、収入が増えると不当に高い家賃を課して居住者を「追い出す」ことをやめさせます。期限付き入居制度（期限がくれば理由の如何を問わず契約更新をおこなわない）、入居時の資産調査などをやめさせます。

公団住宅（UR住宅）の改善……大都市部の住宅不足を補うため中堅所得者を対象として誕生した公団住宅（UR住宅）・公社住宅は、今では新規建設から全面撤退しました。そのうえ10年間で8万戸削減する「削減・民間売却」方針を実施し、耐震強度不足を理由にした取り壊しを進めようとしています。また「家賃改定ルール」により3年ごとに家賃が値上げされるなど、家賃負担が重くなっています。建て替え後の家賃が2～3倍にもなり、住み慣れた団地を去らなければならない居住者が増えています。また敷地の民間売却がすすみ、隣地への高層マンション建設など、地域社会が大きく変わる事態も進行しています。2010年に政府が実施した行政刷新会議の事業仕分けでは、UR賃貸住宅の「民営化」も打ち出されました。

UR賃貸住宅の「民営化」を許さず、公共住宅として守り、充実させます。「削減・民間売却」方針は、白紙撤回させます。また、住み続けられる家賃にするため、家賃は近傍同種家賃制度を改め、負担能力を考慮したものにします。高齢者や低所得者、子育て世帯への家賃減額制度をつくるなど家賃制度を改善します。老朽化した団地についても、一律建て替えでなく、改修やリフォームなど多様な住宅改善をすすめ、誰もが戻って住み続けられるようにします。

民間賃貸住宅の改善……民間賃貸住宅市場は全体の住宅の約27%を占めていますがその改善が求められています。居住環境が良好で広い住宅は高家賃であり、また低家賃の住宅は狭

いう設備も劣悪であるなど多くの問題を抱えています。

政府は良好な民間賃貸住宅を供給する家主やデベロッパーにたいし、建設費の補助をおこなうなどの施策をおこなっていますが、住宅スペースも小規模で高家賃になるなど効果も上がっていません。ヨーロッパ諸国での施策を参考にしながら、民間賃貸住宅に居住する低所得者への家賃補助制度を創設する。この家賃補助制度によって年収 200 万円以下の約 340 万世帯への居住費負担を軽減します。

民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、「生活困窮フリーター」と呼ばれ、低賃金のために家賃が払えない若者などにたいする自治体の家賃補助、敷金・礼金など住宅確保のための初期費用貸付や相談業務など、「チャレンジネット」のとりくみを広げると共に、公的な居住保証制度を確立し追い出しや被害の撲滅を図ります。

定期借家制度の導入に反対します……新政権は、借家人の追い出しを容易にする借地借家法の改悪や定期借家制度の導入を推進しています。こうした居住の安定確保を脅かす改悪にきっぱり反対します。

住宅の改善、住環境の保護……住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォームを自治体として支援します。耐震偽装事件に象徴される欠陥住宅問題の被害をなくすために、建築確認・検査制度を民間まかせにせず国や自治体の責任を明確にし、行き過ぎた厳格運用などを改善するとともに、消費者保護、被害者救済などの制度改善をすすめます。「瑕疵担保責任保険」については、中小建設事業者の保険料負担を軽減します。

42 年ぶりに土地区画整理事業の計画決定段階での提訴を認める判例変更が行われました。都市再開発や土地区画整理事業などまちづくりへの住民参加をすすめ、「住民が主人公」のまちづくりを支援し、住環境や景観、コミュニティーを守り、改善します。それを目的・基本理念として、住民主体の計画づくりや許認可制度を軸にした「都市計画法の改正や「建築基本法」の制定をめざします。

分譲マンションの維持・管理への支援……分譲マンションは国民の 1 割 1400 万人の人々が暮らす場であり、都市における新しいコミュニティーの場でもあります。マンションの維持・管理に対する公的な支援を充実し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援することが求められています。

国や自治体の責任で耐震診断・改修への助成を強めるとともに、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去などを支援します。自治体の実態調査や相談窓口の整備などをすすめ、マンション管理の主体である管理組合のとりくみへの行政の支援を充実します。大規模修繕など、マンションを長持ちさせるとりくみを支援します。電気、ガス、水道など、ほんらい公共がおこなう基本的サービスの居住者負担を軽減するために、行政や、電力・ガス会社などに応分の負担を求めます。すでにいくつもの自治体を実施しているように、集会室、ゴミ置き場、遊び場などは、その公共性にふさわしく固定資産税を減免します。集合住宅の共用部分の固定資産税を減免させます。マンション購入時の消費者保護をすすめます。

マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっていますが、管理組合の理事会をなくし、マンション管理を管理会社まかせにする「新マンション管理方式」をファミリータイプまで広げることに反対します。「住民が主人公」というマンション管理士の育成・活用や、管理組合団体などの自主的な助け合いのとりくみへの支援、行政の相談体制の整備など支援体制を充実します。既存住宅は貴重な社会的資産であり、ストック重視の時代にふさわしく、従来型の「建て替え」でない、既存建物や団地の抜本的改修をはかるマンション「再生」を支援するために、法整備や助成の充実などにとりくみます。

25. 防災・安全のまちづくり・過疎対策

防災・安心安全のまちづくり、過疎対策をすすめます

災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止するため、(1)防災を無視した開発をやめ必要な防災施設の整備と安全点検を徹底するなど防災まちづくりをすすめること、(2)観測体制の整備をすすめ消防や住民などを中心とした地域の防災力を強化すること、(3)災害が発生した場合には、すべての被災者を対象にした再建・自立にむけた支援をおこなうこと、これらを住民参加で実現をめざします。また、防災体制の強化も重点課題としてすすめます。

被災者への支援を強化します

日本共産党は、被災者の最低限の生活基盤の回復のための支援を国の責任でおこなうことを主張し、(1)当面の生活の維持への支援とともに、住まいの再建を支援対象とし、支給額を引き上げる、(2)地域経済とコミュニティーの担い手である中小商工業者の事業の再建や商店街の復興も支援対象とする、(3)三宅島噴火災害のような長期の避難生活という事態も支援対象とする、(4)被災者の自立にとって大きな障害となっている既存ローンの負担を軽減する、——などを柱にした被災者支援の実現を提案してきました。

被災者の切実な要望であった住宅本体の改築や修繕を支援金支給の対象としたほか、世帯主の年齢や世帯の年収要件を撤廃し地域の再建・復興の担い手である働き盛り層も支援の対象とした前回(07年)の被災者生活再建支援法改正では、各党に見直しのための協議を呼びかけるなど、被災者を中心とした運動と呼応して早期見直し実現に努力しました。

被災住宅の被害判定を居住者の納得のもとにすすめることが急務となっています。日本共産党は、浸水被害をはじめ住宅としての機能を第一に、居住者の立場にたった被害判定の基準とすること、また、総合的判定を可能とする体制を確立することが不可欠と考えます。同時に、市町村で10世帯以上の住宅全壊被害などとする対象災害や「全壊」「大規模半壊」などに限定された支援対象世帯などを見直し支援の対象を抜本的に広げること、支給限度額を住宅再建にふさわしい額に引き上げることなどが重要です。

一方、災害救助法の運用については、被災住宅の応急修理や障害物の除去など、適用に必要な要件を緩和するとともに特別基準による基準額や適用期間の延長など被災の状況に見合った全面的な活用を追求します。「震災障害者」への支援や激甚災害制度を含め被災者や被災地の実際に即した実効ある支援制度とするため全力をつくします。

災害に強いまちづくり、国土づくりをすすめます

地震災害はどこで起きてもおかしくありません。地震による被害を最小限に食い止めるうえで、学校などの公共施設や緊急輸送路沿いの住宅などだけでなく、病院や大規模集客施設をはじめ宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめることが不可欠です。そのために、設置者・開発者のとりくみを促すとともに、国自身の計画を実行する責任を明確にした体制の確立と支援措置を強めます。

大都市では、「再開発」や「都市再生」の名による超高層ビルの建設ラッシュ、無秩序なまちづくりによって、雑居ビルや老朽木造住宅が混在しています。通勤や通学のため大規模な人口移動が繰り返され、迷路のような駅ターミナルに人があふれています。一方、地方では、経済の落ち込みや高齢化から、山間地の集落の維持が深刻な問題となっています。市町村の広域合併は、住民と行政の距離をますます広げています。一旦地震や豪雨・洪水などが発生すれば、

被害を一層拡大することになりかねません。

長周期地震動や地盤の液状化などへの対策を強化し、被害を最小に抑える取り組みをすすめます。交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流などの危険箇所、老朽化したため池など、災害危険個所の点検を急ぎ、必要な補強・補修を優先しておこないます。住民の要求をよく踏まえて、電線の地中化など、安全性を高める措置をすすめます。災害対策を無視した開発行為の規制など、まちづくりそのものを、開発優先から、防災を重視した住民参加型に転換します。開発や土地利用の変更にあって、災害に対してどのような影響があるかを事前にチェックする防災アセスメントを導入します。森林の荒廃が大量の流木や大規模な土石流をひきおこし、被害を増幅しており、間伐や風倒木撤去の徹底、作業用林道の回復措置など、国土保全をすすめます。

大規模な災害発生にあたって、消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制は急速に整備されてきました。その反面、地域の防災対策を日常的に点検・強化し、災害発生時には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防の体制は、職員の不足が常態化しており、広域化による市町村災害対策本部との連携や地理不案内による初動体制の遅れなどが懸念されています。防災行政無線の整備を含め、消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠です。ボランティアを含めた住民の知恵と力を取り入れ、地域防災計画を見直し、高齢者や障害者、住民の安全な避難など地域の防災対策を強化します。

公務員を削減するとして測候所の廃止が一方向的にすすめられてきました。その結果、異常気象などの相談窓口は都道府県庁などの地方気象台に一本化され、遠隔地の地域の実情を的確にふまえた対応に不安がもたれています。地域の実態をふまえた防災センター機能の強化・確立をめざします。地震・津波や火山、気象の観測・研究施設の整備をすすめ、観測・監視体制を強化、必要な財源の確保と体制の確立を目指します。

原発や石油コンビナートなど危険物施設の安全対策をすすめます

07年7月の新潟県中越沖地震では、東京電力柏崎刈羽原発で防災対策の不備が露呈し、原発震災の危険が現実のものとなりました。07年3月の能登半島地震でも北陸電力志賀原発の設計時の想定を超える震度が観測されていました。電力会社まかせでなく、国の責任で、すべての原発・原子力施設について耐震設計の安全性を客観的に厳しく評価するとともに、原子力施設全体の地震をはじめとした防災対策を点検すべきです。

石油コンビナートや危険物を扱う化学工場などについても、災害への備えを点検し、地域の防災計画などに反映していきます。

過疎地における生活維持・地域活性化のための対策を強化します

全国の過疎化の進行は、自公政権の市場原理一辺倒の構造改革路線のもとで、大都市部との格差は拡大やいっそう拡大し、ますます深刻な事態となっています。現在、過疎地域には約1000万人（人口の約8%）が住み、730市町村（41%）、国土の54%という広大な面積に広がっています。こうした地域が担っている国土の保全や水源の涵養、食料の供給などの重要な機能が、維持できなくなると懸念されており、過疎対策は日本の今後にとって重要な課題です。

従来の第一次産業の衰退にくわえ、自民・公明政権の三位一体改革による交付税の削減で市町村の財政が危機的な状況におちいり、市町村合併の押し付けで、中山間地など条件が不利な地域では行政サービスが低下し、人口流出に拍車がかかっています。住民の半数以上が高齢者と

いわゆる「限界集落」では、基礎的な集落の共同機能が果たせなくなるなど、住み続けるのが困難な状況に直面しています。

過疎化の進行は、仕事とともに、買い物や医療・福祉、教育など日常の暮らしの条件を悪化させています。600万人に達するといわれる「買い物弱者」（買い物難民）をなくすため、移動販売車への補助、商店街・小売店への移動手段の確保などを行います。「山の駅」（仮称）など地域の条件に合ったライフ拠点づくりを進め、地域の産物の直売、金融の窓口、診療所、日常の買い物、郵便、行政の情報提供、都市住民との交流などの拠点として整備します。市町村の支所や役場、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバスの運行、高齢者の多い集落に対する集落援助員、多雪地域の冬季安全保安員などの配置のための財源を、国の責任で保障します。大規模開発や大規模な利用に偏重した公共事業・開発政策を優先する姿勢を改め、集落ごとに緊急度の高い生活道路、集落排水、合併浄化槽などの生活基盤や、地域産業の基盤整備を急ぎます。類似の事業の一本化でむだをなくしつつ、条件不利地域の補助率を引き上げます。

農山村の条件不利を是正するための農業の直接支払い（所得補償）の拡充を図ります。多くの県・市町村が行っている農林水産業への新規参入者への助成を、国の制度として実施し、施策の底上げを図ります。当面、月15万円の生活資金を3年間助成する「農林漁業新規就農者支援制度」を導入します。作業道の整備や、所有者不在の森林伐採を公共事業として進め、住宅や公共施設の建設での地元産材利用に国が助成するなど、林業の活性化を進めます。小水力発電や、農林業にかかわるバイオマス・エネルギーの利用をすすめ、新たな産業分野を生み出します。

過疎地域の持つ環境保全、水源涵養、食料供給などの機能を維持発展させることは、都市住民にとっても重要な課題です。漁民や山村住民による流域の共同管理、棚田や森林の保護・育成、伝統文化の継承で、都市住民との交流・共同を広げます。

地方交付税をもとにもどし、条件不利地域でも自治体本来の仕事ができるよう、十分な財政措置をとるべきです。市町村合併の押し付けをやめるとともに、中心市に行政サービスを集中する定住自立圏構想には反対です。

地域の足をまもります

06年、新しいバリアフリー法（バリアフリー新法）が制定されました。「誰もが自由かつ安全に移動・利用することは基本的権利である」という考え方にたち、「事業者まかせ」ではなく、国として、国民の足の確保、交通・移動の権利を保障しうる施策を計画的に実施することが必要です。

公共施設はもちろんのこと、多数が利用する施設、歩道、地方の駅や利用者数の少ない駅などのバリアフリー化をすすめます。法基準の見直し、計画づくり、実施には、利用者、住民、NPOなどの参加と協働を広げます。

規制緩和万能路線を改め、地方の鉄道、公営バス、コミュニティバス、LRT、離島航路・フェリーなど、生活に欠かせない地域公共交通を維持します。バリアフリー化がすすんでも移動困難な人のための輸送手段（個別的代替輸送・スペシャルトランスポートサービス）の確保をはかります。

整備新幹線については、在来線の廃止や多額の地元負担につながる現在の計画を見直し、予算規模も、財政状況をふまえた適正なものにします。

26. 司法・警察

国民のための司法・警察制度に改革します

1. 国民のための裁判

裁判所は、国民の権利をまもり実現するための最後の砦（とりで）です。しかし現状は、不当解雇、労働災害、公害・薬害など大企業を相手とする裁判や国・地方自治体を相手とする行政裁判では、国民の自由と権利をまもるうえで、国民の期待に反し、十分な役割をはたせていません。刑事裁判では、えん罪が後を絶ちません。

5月21日に施行1年目を経過した裁判員制度は、4000人以上の国民が裁判員（または補充裁判員）をつとめ、530人の被告人に判決が言い渡され、市民感覚が反映された刑事裁判がすすめられるようになりました。刑事裁判に国民が参加することは、国民の人権がしばしば侵害されるなど、きわめて問題の多い現在の裁判のあり方を改善するうえで、積極的意義をもっています。日本共産党は、裁判員経験者の感想、意見をもふまえ、法曹界とも連携し、真に国民参加の制度となるよう、必要な運用の改善と立法改正をもとめていきます。

法律扶助協会にかかわって設置された日本司法支援センター（法テラス）は、法律扶助事業、被疑者・被告人の国選弁護、法律相談、犯罪被害者支援、少年事件支援の活動をおこなっています。これらの事業は国民の権利を保障することをめざすものであり、国民の期待にこたえられるように充実をはからなければなりません。

日本共産党は、国民のための裁判の制度を改善し、国民への法的サービスを充実させるため、全力をあげます。

（1）刑事裁判を改善します

日本の刑事裁判は、犯罪捜査から裁判の判決にいたるまで、自白に偏重したやり方をとってきました。そのため、数多くのえん罪が生じ、大きな社会問題となっています。1980年代に4人の死刑確定者が再審裁判で無罪となったのはその典型ですが、最近でも、無期懲役で17年半も獄中にあった足利事件の菅家利和さんが釈放され再審無罪が確定し、布川事件の再審裁判が開始され、被告人12人全員無罪となった鹿児島・志布志事件、懲役刑を終えて出所後に真犯人が現われて無実が認められた富山・氷見事件など、枚挙にいとまがありません。

これらのえん罪は、どの事件も共通して、警察が逮捕した被疑者や被告人を四六時中支配できる警察留置場に拘束し、そこでウソの自白を強要して自白調書を作成することにはじまっています。それをうけて検察官は、物証やアリバイより、自白調書を重要なよりどころとして起訴し、裁判官は公開の法廷で被告人が犯行を否認していることよりも、公開されていない捜査官の面前での自白調書を重視して有罪としてきたところに原因があります。

憲法では適正手続、黙秘権、弁護人の接見交通権など、第31条から40条までにわたって詳細に刑事上の人権がさだめられていますが、実際の運用では不十分です。

こうした刑事捜査や裁判の事態を改善するために、次の課題の実現をめざします。

裁判員裁判で無罪推定の原則をつらぬき、よりよい制度に改善します……有罪が確定するまでは被告人は無罪が推定されるというのが刑事裁判の原則です。裁判員裁判では、とりわけそれがつらぬかれるようにすべきです。検察側と被告側の双方の証人が法廷でおこなった証言や

被告人の発言、法廷に出された物的証拠など、法廷で直接に見聞きしたことにもとづいて、裁判に訴えられた犯罪事実をおこなったのが被告人かどうかを認定することがもとめられます。

裁判員候補者の辞退の申し出には実情をよく確かめ、無理やり強制するようなやり方はさけるべきです。裁判員が刑事裁判に参加しやすいよう、国の責任で事業所等への保障措置を徹底することをもとめます。守秘義務の規定がきびしすぎるといふ国民の声にこたえ、運用では守秘義務の対象を評議にかかわる個人情報のおろえいのみにかぎり、罰則の適用も柔軟にすべきです。

裁判員制度は3年後に見直しがおこなわれることになっており、上記の改善すべき点とともに、裁判員裁判であつかう事件の対象や範囲の見直し、死刑をきめる場合の全員一致制などもふくめ、必要な運用の改善と立法改正をもとめていきます。

保釈の改善、証拠の全面開示を求め、目的外使用禁止をやめさせます……被告人が否認していると保釈を認めない、被告人に有利な証拠を集めているのに検察官が開示しないなど、公正な裁判を害するやり方をあらため、保釈の運用の改善、公判前の証拠の弁護人への全面開示をもとめます。証拠を裁判の「目的外」に使用することを禁止しているのは、裁判の公開の原則にそむくものであり、やめさせます。

取り調べ全体をガラス張り（可視化）にし、弁護人の立会いを認めます……自白強要の取り調べをやめさせるうえで、取り調べの全過程を録画（可視化）し、取り調べに弁護人の立会いを認めることはきわめて重要です。警察は捜査に支障が出るなどという理屈で、自白強要の取り調べを維持しようとして全過程の録画に反対しており、検察庁も取り調べの一部にすぎない自白部分のみの録画にかぎる態度です。取り調べ全体の録画を実施することは、公正な裁判を迅速にすすめるうえでも不可欠であり、早急な実施をもとめます。

可視化の法制化、取り調べに弁護人の立会いをもとめ、法制化が実現する以前に被疑者が取り調べ全過程の録画や取り調べに弁護人の立会いを要求したときは、捜査当局がこれに応じるよう改善します。

人権侵害の取り調べの温床である「代用監獄」を廃止します……逮捕された被疑者はすみやかに裁判官の面前に引き渡されなければならないこと、その後は身柄を警察にゆだねず、捜査と拘禁を区別することは、国際的な常識です。

ところが、わが国の警察留置場は被疑者・被告人にたいし、物証やアリバイを無視し、警察のすじ書きにそったウソの自白強要、人権侵害の取り調べの温床となっています。肉体的、精神的な苦痛をあたえる取り調べは、拷問にほかなりません。国連拷問禁止委員会は07年5月、拷問禁止条約にかんする第1回日本政府報告にたいする審査で、精神的拷問をうけ、ウソの自白をさせられた実態が告発され、拷問禁止委員から「クレイジーだ」との驚きの声があがりました。

拘置所の代わりに警察留置場をつかう「代用監獄」制度は即時廃止し、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するようあらためます。

検察を改善し、検察審査会を活用します……通常では起訴しないような行為を差別的に起訴して、ビラ配布などの民主的な言論活動をおさえようとしたり、逆に政治家や警察、大企業の犯罪などで起訴すべき事案を政治的な配慮で起訴しないなど、検察権の恣意的な運用にはきびしく抗議します。

起訴するかしないかは検察官の判断にかかっているという制度のもとで、日本共産党は、国民のなかからくじで選ばれ構成される検察審査会が起訴相当の議決をしたときは、検察官は起訴しなければならないとするよう提案してきました。検察審査会が同一の事件について「起訴

相当」を二回議決した場合は必ず起訴される制度が、昨年5月21日から実施され、この間、検察審査会は2つの事件で起訴を確定させるなど、検察官の起訴、不起訴の判断に民意が一定程度反映されるようになりました。民意といってもその判断は法律にもとづいたものであり、審査補助員として法律専門家（弁護士）から法律上の説明や助言をうけて審査することができ、二度目の不起訴処分の審査ではこのことが義務づけられています。政治家への起訴相当議決のかかわりで検察審査会のこの制度の見直しを主張するなど、審査会への「けん制」とみられる動きが一部にあります。民意に背をむけるような態度はとるべきではありません。

将来は、起訴するかしないかを国民がきめる起訴陪審制度の導入を検討します。

一定の犯罪の時効廃止にともなう問題点の改善を求めます……犯罪行為が終わってから起訴することができる期間がその行為の刑の重さによって定められていますが、殺人事件など死刑を言い渡すことのできる犯罪の時効が廃止されました。日本共産党は、殺人事件など時効の廃止をもとめる遺族などの気持ちはよく理解できますが、拙速な審議で時効を廃止することに反対しました。本来、刑事事件は証拠にもとづき、すみやかに捜査をとげることが必要であり、このことが遺族の願いを解決する根本的な道です。日本共産党は取り調べの全面可視化や DNA 証拠をはじめとする証拠の保管体制など、問題点の改善をもとめます。

（2）民事・行政裁判を改善します

国民の世論と運動を背景にねばり強い裁判運動をつうじ、国民の権利をまもる判決が言い渡されているケースもありますが、公害など大企業を相手にした裁判や行政裁判では、国民の権利を無視した判決が依然として多いことも事実です。時間と費用をかけて裁判をやっても、思うような解決が得られないことが少なくありません。また、権利の実現を切実にもとめながら、資力がとばしいため弁護士の援助を得られず、泣き寝入りさせざるをえない多くの国民がいます。

また、日本の裁判所は少数の裁判官が多数の事件を受けもっており、しかも迅速な処理を要請されるため、十分な準備をして公正な判断をするうえで、たいへんきびしい状態におかれていることも解決しなければなりません。

日本共産党は、大企業を相手とする裁判や行政裁判でも真に国民の権利がまもられ、国民ひとりひとりの裁判を受ける権利が保障されるよう、改善をもとめていきます。

民事・行政裁判にも国民参加の制度を導入します……解雇・配転・賃金不払いなどの労働事件を、裁判官と労働団体・使用者団体のそれぞれから推薦された審判員で構成される労働審判制度が導入され、一定の役割を果たしています。大企業を相手とする裁判や行政裁判が国民のいのちと人権をまもるものとなるよう、民事裁判や行政裁判に国民の常識を反映させるために、国民が民事裁判に参加する制度を導入することは、積極的意義があります。

大企業などの証拠かくしを許さず、国民の常識にそった迅速な裁判を実現するために、民事・行政裁判にも国民が参加する制度を導入します。

法律扶助予算を増額し、「裁判を受ける権利」を実質的に保障します……現在の法律扶助は、勝訴の見込みがないと弁護士費用が補助されず、費用も立て替えが原則となっています。その最大の障害は、法律扶助事業にたいする国の予算が少ないことです。憲法は必要なすべての人に「裁判を受ける権利」を認めており、弁護士に依頼して権利を実現することは、個々人の資力に関係なく平等に保障されなければなりません。貧困と格差がひろがるもとで、おカネがないため権利を実現するのに裁判に訴えることをあきらめなければならない現状を解決することは急務です。日本司法支援センター（法テラス）でおこなわれている法律扶助事業を拡充する

ために、ひきつづき予算の抜本的増額を求めます。

裁判官を大幅に増員します……戦後、事件は大幅に増えてきたにもかかわらず、裁判官はわずかな増員にとどめられています。地方裁判所の支部の体制もたいへん手うすであり、国民の裁判にたいする要求にこたえられていません。現在、裁判所の予算は国家予算の約 0.4%という少額にすぎません。憲法が保障する国民の権利をまもるといふ本来の重要な任務をはたすうえで、裁判所予算の増額と裁判官の増員は待ったなしです。あわせて裁判所職員についても適切な増員をはかることをもとめます。

また、地方裁判所の支部の担当地域のなかに弁護士の「過疎」地域が多数あり、日本弁護士連合会（日弁連）はこの解決に努力し、前進しています。裁判官・検察官・弁護士になる資格をもつ人を大幅に増加させている現在、裁判官の大幅な増員と裁判所支部の裁判官の常駐、弁護士の「過疎」地域への配置を実現することは可能です。

（3）最高裁事務総局の官僚的統制をあらためます

今日、最高裁判所は、国民の世論と運動などを反映した判決を出すこともありますが、違憲立法審査や基本的人権のまもり手としての役割を十分はたしていません。

また、憲法は裁判官の独立を保障していますが（第 76 条 3 項）、最高裁判所の事務総局が裁判官の事件処理数ににらみをきかせ、給与や人事の権限など、司法行政をつうじて裁判官を統制してきました。欧米諸国とくらべ、裁判官の市民的政治的自由は大きく立ち遅れています。裁判官のおかれているこのような状態が、裁判を国民の常識から遠ざける大きな背景になっています。

弁護士の一定年数経験者の裁判官任官をすすめます……現在、弁護士からの裁判官任官がおこなわれています。また、弁護士の業務に従事しながら週 1 回以上、民事と家事調停事件を担当する非常勤裁判官の制度も実施されています。将来的に、高裁・地裁の裁判官は、かならず弁護士として一定年数の人権擁護活動の経験をつんだ人のなかから、任官をおこなう制度を確立します。

最高裁裁判官は任命諮問委員会の答申をふまえて任命する制度を確立します……戦後の最初の最高裁裁判官の任命は、党派にかたよった人選をさけるため、法律専門家の互選による委員を中心とした任命諮問委員会の答申にもとづいておこなわれました。最高裁裁判官任命諮問委員会を国民各層の代表者をもって構成し、より国民の意見が反映される形で復活させます。

高等裁判所・地方裁判所の裁判官は 10 年ごとに再任期を迎えますが、その指名過程を透明化し、国民の声を反映させるため、2003 年に裁判官指名諮問委員会が各裁判所ごとにおかれしました。これは、最高裁事務総局の密室でおこなわれていた裁判官人事を国民の目の届くものにするうえで重要な役割をもっており、その適切な運用を重視します。

裁判官会議を確立し、裁判官の市民的自由を保障します……各級裁判所の人事など司法行政事務は、それぞれの裁判所の裁判官会議をつうじておこなわれることになっていますが、最高裁事務総局の強力な司法行政上の指導によって、裁判官会議はまったく形骸化しているといわれています。このような現状をあらため、裁判官会議の確立をはかるとともに、裁判官の市民的自由を保障します。

（4）法曹養成制度を充実させ、法科大学院生・修習生への経済的援助をもとめます

現在、法科大学院で 2 年間又は 3 年間学び、司法試験に合格して司法研修所で 1 年間の修習をへて法曹となる養成制度が実施されていますが、その内容や司法試験合格人数をめぐって関

係者からさまざまな改善意見があげられています。日本共産党は、法曹養成制度が憲法と人権をまもり国民に信頼される法曹を育てるものとなるよう、その充実をはかります。

日本弁護士連合会のアンケート調査で、法科大学院の奨学金等の借り入れ者は半数を超え、借り入れ平均額は約318万円となっています。今年11月からは司法修習生の給費制が廃止され、貸与制が実施されようとしており、資力にめぐまれた人しか法曹の道にすすめない事態がつかられかねません。資力のとぼしい法科大学院生への学費援助とともに、司法修習生への給費制存続のため、政府に法改正と予算措置をもとめます。

(5) 犯罪被害者の権利を保障します

日本共産党は、1975年7月、「犯罪被害者補償法案大綱」を発表し、犯罪者に賠償能力がないとか、犯罪者不明などから、被害者やその家族に損害賠償がされず、精神的に深刻な苦痛を受けたうえに生活上も悲惨な状態においこまれている現状にたいし、国の救済措置として、国家補償の制度を提案しました。また、犯罪被害者基本法を早急に制定し、国の施策として、被害者は尊厳をもってあつかわれるべきであり、すみやかな被害回復の権利を有することを宣言し、被害者に刑事事件の加害者や事件の内容、刑事手続きや判決内容などの情報について可能なかぎり提供を受けることをはじめ、各種の権利の保障を明確にすることをもとめてきました。

2004年に全会一致で犯罪被害者等基本法が制定され、政府が犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるという段階にすすんでいます。過去の事件の被害者救済に手がつけられていないなど、問題を残しています。

日本共産党は、犯罪被害者の個人の尊厳、幸福追求の権利を保障するため、犯罪被害者にたいする国家補償や精神的なケアの充実などのために奮闘します。

少年法改定について

少年法について刑罰的側面を強める改定がすすんできましたが、判断力にとぼしく、未成熟である少年の更生のために、教育的福祉的な対応を強め、そのなかで本人の反省をせまるとともに、社会への復帰のさいに犯罪に走らないですむような環境をととのえることこそが大切です。同時に、日本共産党は、20歳以上という現行の成人年齢を18歳以上に引き下げ、選挙権を付与するなど「成人」として扱うことと一体に、少年法の適用年齢を18歳未満にすることで、年齢問題の解決をはかることを提案しています（「少年法改定問題について」、2000年10月17日）。

2、国際自由権規約による是正措置と個人通報制度の確立

わが国の人権状況は、長時間・超過密労働のもとで過労死・過労自殺があとをたたず、働く女性の賃金・昇進差別が続けられ、被疑者・被告人には弁護士の接見交通権が侵害され、「代用監獄」で自白強要の取り調べが一貫して続けられているなど、国際的にも大きく立ち遅れています。

各国の人権状況を5年ごとに審査する国連の自由権規約委員会が2008年10月30日に公表した日本政府にたいする最終意見書は、働く女性の賃金差別の撤廃、長時間労働の見直し、「慰安婦」への十分な補償措置とこの問題を否定するくわだてにたいする制裁措置、「代用監獄」の廃止などをもとめるとともに、戸別訪問の禁止、全戸ビラ配布者への不当な逮捕・起訴に懸念を表明し、「表現の自由と参政権にたいして課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止す

べきである」と勧告しました。国民にこの勧告が歓迎され、政府に実施をもとめる声がよせられています。

日本政府は、自由権規約委員会のこの最終意見書を正面からうけとめ、労働者保護立法の強化などとともに、公選法の戸別訪問禁止やビラ配布制限規定を撤廃し、全戸配布を住居侵入罪や国公法の政治活動違反で逮捕・起訴することがないようにすべきです。

同時に、日本は自由権規約の第一選択議定書を批准していないため、自由権規約で保障された権利が侵害された国民が、自由権規約委員会に直接救済の申立てができる制度を活用できません。日弁連や労働組合・民主団体は政府にくりかえし第一選択議定書の批准をもとめてきましたが、政府は、最高裁のうえにもう一つ裁判所をおくなどとして、批准に背をむけつづけています。しかし、この制度は、わが国の人権を国際水準に引き上げるうえで当然のことです。

日本共産党は政府がすみやかに第一選択議定書を批准し、個人通報制度を確立することをもとめます。

3、警察の改革

警察は、国民の生命、身体、財産の安全、犯罪の捜査、基本的人権の保障にとって重要な責務をもっています。しかし、現職警察官の犯罪や不祥事が後を絶たず、国民の警察への不信が広がっています。

まじめに働いている警察官がいる一方、調書のねつ造など職務上の不正行為をはじめ、窃盗、飲酒運転、けん銃を使った警察官の自殺など、国民の公僕としてのあり方がきびしく問われています。とりわけこの間、北海道警元幹部警察官、愛媛県警現職警察官などの警察の裏金問題での内部告発を契機に、国費である捜査旅費、捜査費、都道府県費である捜査用報償費、参考人旅費などを使って裏金をつくり、幹部が裏帳簿で管理し、交際費、接待費、せん別などに使われるという、警察組織の構造的な裏金づくりのシステムが明らかになりました。しかし、裏金ねん出の構造にはまったくメスが入っていません。

以上のような事態は、この間の警察改革がきわめて不十分で的を射ていないことをしめています。警察犯罪や不祥事が続発する現状は、文字どおり、警察組織の再生がもとめられるものであり、日本共産党は、つぎのような警察改革を実行することをもとめます。

(1) 警察から独立した公安委員会に

国家公安委員会は、警察の独善化を防止し、警察庁を民主的に管理することに本来の役割があります。しかし、国家公安委員会は、警察いいなり・おまかせの対応をつづけ、その機能をはたしていません。いまの国家公安委員は、人選にあたっては警察庁がリストを作成し、内閣総理大臣が追認して任命する、事務は警察庁が担当するなど、警察庁主導でとりしきられています。

日本共産党は、2003年3月、警察の犯罪や不祥事をただすべき国家公安委員会と監察機構を警察から独立して、その役割をはたすよう改革案を提案し、その実現のために奮闘してきました。その実現はいよいよ急務です。

国家公安委員の警察庁による推薦をやめ、国会で「指名聴聞会」を開催し、適否を判断できるようにします。警察庁から独立した独自の事務局をもうけ、警察行政にかかわる諸問題、予算配分などについて必要な調査・検討をおこなうようにします。

国家公安委員は建前のうえでは常勤になっていますが、週1回の会議に参加するなど形だけです。これをあらため、5人の委員すべてを常勤にし、職務に専念させるべきです。

国家公安委員会が警察の独善防止や民主的管理のために、どういう活動をおこなってきたかなど、必要な事項について、毎年、国会にたいする報告を義務づけるようにします。

(2) 監察機構を警察から分離し、国家公安委員会のもとにつくります

警察の一連の不祥事件のおおもとは、警察にはびこる独善性や秘密主義、不正・腐敗をおおいかくす隠ぺい体質があります。警察庁や都道府県警察の内部監察ではこの体質にメスを入れることができないのは当然です。監察制度を警察庁から分離・独立させ、国家公安委員会の直属機関として監察委員会（仮称）をもうけ、警察庁と警視庁、道府県警察本部、および警視正以上の幹部警察官、重要案件についての監察をおこなうようにします。

監察委員長をふくむすべての監察委員は、警察官以外から起用します。監察委員の過半は法曹資格を有するものとし、監察委員および委員を補佐する職員についても、警察庁との人事交流を禁止します。

(3) キャリア制度を見直し、特権的な人事政策をただします

キャリア制度の弊害は、現場性のつよい警察で「キャリア官僚」が警察行政をとりしきることによる問題点が、銃器摘発問題などで明らかになってきました。キャリア制度を見直し、特権的なあつかいをあらためるなど、公正な人事政策を確立し、警察官の労働条件を向上させます。

(4) 警備公安警察のスパイ活動を中止させ、秘密警察の廃止を

警察は、不偏不党の立場で警察の責務をはたし、いやしくも国民の基本的人権を侵害することがあってはならないと、警察法できびしくさだめられています。ところが警察は、本来の責務に反して、各階層・分野の国民的運動や日本共産党にたいするスパイ活動を秘密裏に組織的継続的におこなっています。国公法弾圧堀越事件では、警視庁公安部と月島署の公安警察官が29日間にわたり、のべ171人が、国家公務員個人の立ちより先や交友関係を尾行、スパイし、休日、職務とまったく無関係に地域で「しんぶん赤旗」号外等を配布した行為を、多いときで11名、ビデオカメラ6、自動車4台で「捜査」していました。

日本共産党は、公安警察の違憲違法のスパイ＝警備情報活動の中止と、このような秘密警察の廃止を要求します。警察には、国民の基本的人権と生命・身体の安全が保障されるよう、治安を確保する活動に責任をもたせます。

27. 市民生活の安全・テロ・海賊

国民の生命と安全を守ります

市民生活の安全確保に力をつくします

07年のいっせい地方選挙のさなか、山口組系暴力団の組長代行が長崎市長を銃撃し、殺害した事件は、民主主義社会を破壊する蛮行であり、国民の深い憤りと怒りをよびました。その後も、拳銃を使った凶悪犯罪がくりかえされ、この3年間に銃器発砲事件は151件発生し、死者は95人におよんでいます。組織暴力団や銃器の携行に有効な手だてを打ってこなかった警察当局の責任もきびしく問われています。

凶悪犯罪や無差別殺傷事件が大きく報道され、身の回りでもさまざまな事件がおきるもとの、治安への住民の不安が広がっています。ところが、いまの日本の警察のなかでは、言論機関、市民運動の監視、弾圧をおこなう警備・公安警察が、予算や体制などでいまだに幅をきかせています。しかも、組織ぐるみの裏金づくりが明るみに出ても、警察には自ら真相を明らかにし、それをただす意思も能力も存在していません。

日本共産党は、警察の一番のしごとは市民の安全を確保することだという見地にたつて、現在の警察の体質、体制を改革します。「空き交番」が市民の不安に拍車をかけていたために、警察庁は07年4月末までに、東京で12%、全国でも5%の交番そのものをなくして「空き交番がゼロになった」などと発表しましたが、これでは、ほんとうに国民の不安を解消することはできません。しかも、いまでも、夜間は不在になる交番が多くあります。日本共産党は、警察官を市民生活の安全の分野に適正に配置し、足りない場合は最小限必要な警察官を増員することにより、市民生活の安全確保に努めます。

テロから国民の生命・安全を守ります

テロを根絶することは、切実な問題となっており、日本国内でも、多くの人びとが、テロの不安を感じています。罪のない人びとを恐怖に陥れるテロは、日本の右翼暴力団によるものもとより、誰によるものであれ、いかなる理由があっても、絶対に許すことはできません。日本共産党は、国民の生命をあらゆる手段で守るという見地から、テロ対策に有効な条約、法律に賛成してきましたが、今後とも必要な対策の整備を求めています。

国際的な広がりをもつテロに対処するためには、国際的な協力によって、情報の収集を国内外で徹底し、テロ集団の資金の流れを押えていくことが決定的です。そのために、テロ資金供与防止条約、核物資防護条約をはじめ、テロ対策の基本を規定した12の条約、関連する国内法の厳格な実施を求めます。

テロ集団の潜入を阻止し、摘発するうえで、警察行政、出入国管理行政の役割が重要です。その活動と体制を充実させるようにします。それでもなお、大規模なテロ事件が発生するときは、可能なあらゆる手段で国民の生命をまもります。

テロはどんなものであれ許されないのは当然ですが、一方、貧困や飢餓、大国による国際的無法行為の存在が、テロの口実となり、テロ集団を勢いづけているのも事実です。テロの口実をなくしていくことが、国民のなかでテロリストを孤立させることにもなります。テロを根絶

するためにも、国連憲章にもとづく平和のルール確立、人道支援分野での政府開発援助（ODA）の充実、異なる価値観をもった諸文明間の対話と共存の関係の確立に全力をつくします。

テロにたいするアメリカの報復戦争は、テロを減少させるどころか、逆にテロの土壌を広げ、拡散させています。テロ根絶に向かううえでも、アメリカの「対テロ戦争」に反対し、国連憲章にもとづく平和のルールをきずくことが重要です。

海賊問題の解決のため、和平実現への外交努力、民生支援に力をつくします

08年から、各国がソマリア沖に軍隊を派遣しましたが、海賊事件は減るどころか逆に増えているのが実態です。米軍が人質救出のために海賊を射殺し、海賊が「報復」を宣言するなど、軍事的な報復の連鎖、悪循環もうまれています。自公前政権は、「海賊対処」を口実にして、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大し、民主党政権もこれを継承しています。憲法9条が禁じる海外での武力行使に道を開くものであり、断じて容認できません。

海賊問題を解決する道は、軍隊を派遣することではありません。ソマリアの周辺国イエメンなどの海上警察の能力向上のための財政的・技術的支援を強化すべきです。さらに長期にわたる内戦を終結させ、人びとが生活できる環境をつくるための支援が国際社会に求められています。憲法9条をもつ日本は、そのような外交努力、民生支援にこそ力をつくすべきです。

28. いのち・人権の尊重

いのち・人権が尊重される社会をめざします

日本共産党は、社会のあらゆる面で憲法に保障された基本的人権が保障され、一人ひとりが大切にされる社会をめざします。とりわけ、社会的マイノリティとされる人びとの人権が尊重される社会をめざします。

憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と指摘し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。これはどんな人でも人間らしく、安心して、幸福に誇りを持って権利があることを宣言したものです。

しかし、現状はどうでしょうか。長く続いた自民党政権のもとで国民切り捨ての政治がおしすすめられ、経済的な格差が、そのまま学力の格差や、ひどい場合は命の格差にまでつながる社会になってきました。いまだに思想、信条による差別もなくなっておりません。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、国がそのための責任を果たすことをもとめています。ところが、この十数年のあいだに貧困と格差が広がり、「市場原理主義」と「個人責任」の名のもとに、国民にたいする最低の責任さえ投げ捨てられてきました。その結果、生活保護の打ちきりや、その申請さえも認めない異常な「水際作戦」がすすめられ、あちこちで食べるにこと欠いたまま餓死同然で亡くなる事件もおきています。

一方で、マンションや団地に共産党のビラや戦争反対のビラを配布したというだけで、不当に逮捕・拘留されるだけでなく、有罪とされる事件もあとをたちません。

こんな状況は、憲法で「すべて人間は、個人として尊重される」と明記された社会に百八十度逆行するものです。いま必要なのは、憲法に明記された人権の規定を、社会のすみずみに根づかせるとともに、国民が主権者にふさわしく政治に参加できるように制度を整備・改善することです。

性的人権を守ります……一人ひとりの人間の性的指向や性自認（心の性）は、実に多種多様です。社会のなかには、「異性愛者」のほかにも、「同性愛者」や「両性愛者」もいれば、心と体の性が一致しない人（性同一性障害）、両性具有（インターセックス）の人もあります。これらの人びとは、「性的マイノリティ」と総称され、現在の日本では、約 500 万人にのぼると推定されています。日本共産党は、性的マイノリティの人権保障につとめます。

社会のなかには、いまだに性的マイノリティへの誤解や偏見が根強く存在します。そのもとで、自分の自然な性的指向や性自認を否定的にとらえ、強い疎外感や社会不信、自己否定の気持ちにかられる人もいます。こうした人たちも、同じ一人の人間として、自分らしく豊かに暮らせる社会をつくることが求められています。

性別や性自認、性的指向を理由とした、就労や住宅入居などのあらゆる差別をなくし、生き方の多様性を認め合える社会をつくりたい。公的書類における不必要な性別欄を撤廃するよう求めます。未成年の子どもがいても性別の変更が可能となるよう、「性同一性障害特例法」を見直します。保険適用に性同一性障害をくわえ、治療のできるクリニックの拡充を求めます。

公営住宅、民間賃貸住宅の入居や継続、看護・面接、医療決定の問題など、同性のカップルがいっしょに暮らすにあたっての不利益を解消するため力をつくします。

アイヌ民族の生活向上と権利の擁護のために……08年の通常国会では「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」が全会一致で採択されました。これは、国連総会での決議「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007年9月13日）を踏まえたものです。従来、アイヌを「先住民族」と認めてこなかった日本政府も、国会決議をうけ、「政府として先住民族として考えている」（町村官房長官談話）と表明しました。これまでの政府によるアイヌ政策は、文化振興に対して一定の焦点があてられてきただけで、アイヌの人々の生活向上には正面からとりくんでいませんでした。しかし、09年7月29日に政府の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は、アイヌの生活向上と権利を回復するための新法制定を求める報告書を提出しました。日本共産党は、アイヌ民族の生活と権利を擁護するために、こうした新法を含め、施策の抜本的拡充を要求します。

（※ 「[日本共産党北海道委員会の総選挙政策](#)」の「10 アイヌ民族の生活と権利を守ります—先住民族権利宣言の全面的実効と46カ条の諸権利の確立を一」をご覧ください）

在日外国人の生活と権利向上……厚生労働省の調査によれば、わが国で合法的に就労する外国人労働者（派遣、請負含む）は、9万5000カ所以上の事業所に、56万人います。（2009年10月末現在）。外国人労働者が人間らしい生活を営めるよう、労働条件の改善をはかることを要求します。永住外国人（特別永住資格を含む）に地方参政権を保障する立法の実現に全力をつくします。地方自治体の運営は、本来、すべての住民の参加によってすすめるのが憲法の保障する地方自治の根本精神です。永住外国人を地方自治の担い手としてむかえ、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、わが国の民主主義の成熟と発展につながります。

「従軍慰安婦」への謝罪と名誉回復……「慰安婦」問題は、日本がおこした侵略戦争のさなか、植民地にしていた台湾、朝鮮、軍事侵略していた中国などで女性たちを強制的に集め、組織的継続的に性行為を強要したという非人道的行為です。その数は8万人から20万人以上ともいわれます。1993年の河野官房長官談話、1995年の村山首相談話などで政府は強制連行の事実を認め、謝罪はしています。しかし、国による賠償はおこなわれておらず、いまだ未解決です。国連やILOなどの国際機関はもとより、海外の議会から、被害女性への公的な謝罪や国による賠償を求められています。被害者は高齢化し、亡くなった方もおり、一日も早い解決が必要です。

政府に「慰安婦」問題の真の解決と、国による謝罪・賠償、教科書への記載をおこなうことをもとめます。国会の責任として、これを促す「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律」の成立のために力をつくします。

児童ポルノ禁止法改定問題について……子どもを性的対象とする児童ポルノは、子どもにたいする最悪の虐待行為であり、その非人間的な行為を日本共産党は絶対に容認することはできません。1人の被害者も出さない社会をつくりだすことは、大人社会の重大な責任です。

同時に、児童ポルノそのものの作成・流通・販売をきびしく禁止し、取り締まることと、「単純所持」を法的に禁止することは厳密に区別する必要があると考えます。

現在、インターネット上などで流布されている児童ポルノは、そのほとんどが現行法によって取り締まることが可能です。児童ポルノ法第7条では、「児童ポルノを提供し」、それを目的として「製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者」にたいして、「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」がかけられることになっています。これを厳格に運用するなら、ネット上に流れているほぼすべての児童ポルノを一掃することが可能となります。

一方、児童ポルノ法で単純所持を一律に規制したり、漫画・アニメーションなどの創作物も規制対象に加えたりすることは、児童ポルノ問題の解決に役に立たないだけでなく、逆に、人

権の侵害や表現の自由の萎縮につながりかねません。

第1に、たとえ単純所持を法律で一律に規制したとしても、児童ポルノの流出の効果的な歯止めにならないことは、単純所持を禁止しているはずの欧米各国の実態からも明りょうです。よく、「主要8カ国のなかで児童ポルノの単純所持を規制していないのは、日本とロシアだけだ」と指摘されます。しかし、現にインターネット上に流出している児童ポルノ（児童虐待）の動画像は、単純所持を禁止している欧米諸国からのものが圧倒的に多数です。たとえば、イタリアに本拠をおく児童保護団体の「虹の電話」による調査（2010年1月発表）では、2009年に確認された児童ポルノのサイトは4万9393件とされ、そのうち日本は、0.1%の54件となっています。一方、上位5位はドイツ（1万9488件、39.5%）、オランダ（1万277件、20.8%）アメリカ（8411件、17.0%）、ロシア（7118件、14.4%）、キプロス（1688件、3.4%）となっており、この5カ国だけで全体の95%を占めます。このうち、上位3カ国はいずれも児童ポルノの単純所持が禁止されています。このことをとって単純所持の禁止や規制が、児童ポルノ流出の歯止めにならないことは明らかです。

第2に、ネット上に流出していないにもかかわらず、単純所持を規制し、それを処罰するという場合、どのようにして単純所持を証明・把握するのかという問題があります。このことは、「憶測」や「疑惑」の段階から取り締まりを可能にすることにつながりかねず、結果として、捜査当局の恣意的な捜査を招く危険があります。また、表現の自由や、家庭生活上の写真などと児童ポルノとの関係なども考慮しなければなりません。

なお、本来あってはならないことですが、万一被害にあった子どもがいる場合、そのプライバシーを最大限に尊重しながら、その後、社会生活を安心して送り健やかに成長できるよう、万全の保証をする必要があります。

個人情報とプライバシーの保護のために……個人情報保護法に、自己情報の取り扱いに本人が関与し選択できる「自己情報コントロール権」を明記するよう要求します。思想・信条や病歴・犯罪歴などの収集・取り扱いは、原則禁止すべきです。個人情報の漏えいが心配される住民基本台帳ネットワークの中止を要求します。個人情報保護措置の策定や、漏えいの恐れがある場合のネットからの切断措置など、自治体として可能な対策をとらせませす。

住民基本台帳の閲覧制度を改善し、個人情報は原則非公開とすることを求めます。

公共サービスの窓口業務の民間委託化に反対し、住民のプライバシーを守らせるようにします。

自殺防止に全力を尽くし、自殺者をつくりださない社会をめざします

2009年の日本の自殺者は3万2845人にのぼります。1年間に3万人以上が自殺するのは、これで12年連続となります。日本のどこかで、1日あたり100人近くの人が自殺をしていることになり、1000人近い人が自殺をしようとしていることとなります。自殺問題は、なによりも本人や家族にとって痛ましいことであるとともに、社会にとっても重大な問題です。現状のまま放置することは、絶対に許されませせん。

日本の自殺は、世界的にみても突出して異常な高さとなっており、「自殺大国ニッポン」という不名誉な言葉さえ生みだされています。しかも、日本の自殺者は働き盛りとされる40代、50代で突出して高いことが問題視されてきましたが、とりわけ09年の場合、それにくわえて20代、30代の自殺者が過去最高となったことが、大きな社会問題として注目されました。

個々の自殺の背景と事情には、さまざまな理由があり、1つにはくれないとされています。

しかし、最近、自殺について社会的問題として解決しようとするなかで、日本社会のあり方——とくに憲法第 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」——との関係がクローズアップされています。とりわけ、自殺の原因としてもっとも多かったのは「健康問題」であり、つづいて「経済・生活問題」とされていることで、このことがいっそう注目されています。医師の立場から自殺問題を考えてきた埼玉済生会栗橋病院の本田宏・副院長は、「日本の医療は長年の低医療費政策と医師養成数抑制によって、各地でドミノ倒しのような崩壊状態になっている」として「自殺の動機として医療や介護や福祉の未整備による苦悩が増大することは火を見るより明らか」と指摘しています。また、国が「経済復興・発展優先で、25 条を保障するための社会保障整備がおろそかにしてきたことがある」と指摘しています。（「毎日」2010 年 5 月 28 日付）

自殺を誘発しかねない「社会的要因」をとりのぞくためにも、「人間に温かい社会」に変え、それに必要な施策をすすめることが重要です。そのために政治と行政ができることは無数にあります。なによりも、まず、この間の「貧困と格差」を拡大してきた路線を根本的に転換し、社会保障や医療制度を改悪してきた政策を改め、すべての国民が、憲法 25 条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営める」生活を送れるような施策を講じる必要があります。税率を 2 倍に引き上げるような消費税増税は、自殺問題をさらに深刻にすることにもなりかねません。菅首相は「最小不幸社会」などといいますが、ただでさえ生活苦にあえぐ低所得者層を「最大不幸社会」に投げ込む消費税引き上げは、絶対にすべきではありません。

自殺問題の解決にむけて、日本共産党は当面、以下のような施策をただちに実行に移していくことを求めます。

——不安定雇用の急速な拡大に歯止めをかけ、非正社員の権利を守る。長時間・過密労働やサービス残業を根絶する。

——大企業による下請けいじめや身勝手を規制し、中小企業の経営を守るルールを確立する。

——年金・介護・医療など社会保障の負担増、サービス切り捨てをやめ、社会保障を予算の主役にすえる。生活保護が必要な人には、無条件で保障するようにする。

——競争と管理の教育から、子どもの発達と成長を中心にすえた教育に転換する。

警察が収集し、内閣府が保有している地域別、職種別などの詳細な自殺をめぐるデータが非公表とされています。自殺対策をすすめるために、プライバシーに配慮しつつ、データの公表を求めます。

こうした施策の充実、拡充とともに、うつ病対策などのメンタルヘルス（心の健康）の問題にも、政府や行政が積極的に対応するようになればなりません。心の病を患っている人にたいし、適切なケアを施す体制を、職場や地域に確立することが求められています。

29. 参議院改革・政治的民主主義

参議院の「一票の格差」を抜本是正し、民主主義が花ひらく社会をめざします

参議院の「一票の格差」を抜本的に是正します……09年9月、最高裁は、選挙区間の格差が最大4・86倍だった07年参院選挙をめぐる「一票の格差」訴訟で、「投票価値の平等の観点から大きな不平等があった」とし、国会が速やかに「適切な検討」をおこなうよう求めました。さらに、格差の大幅な縮小を図るためには「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要」と指摘しています。これは、憲法で保障された「選挙権の平等」からみて当然です。日本共産党は、2013年の選挙までに、民意を正確に反映させるためにも現行の選挙制度を見直し、「一票の格差」を抜本是正することが必要と考えます。

その際、参院の現行総定数(242人)削減に反対し、民意を正確に反映する比例代表制度を守ります。参院議員数は他国の第二院と比較しても、人口に対する議員比率からみても多すぎるといえることはありません。定数削減は、主権者である国民の声を国政に反映しにくくするものです。現行の全国一区の比例代表制は、実際の選挙でも得票率と獲得議席比率はほぼ同じです。比例代表制は、主権者である国民の意思と選択を議席の上に正確に反映させることのできる民主的な制度です。

民意が参議院の審議と運営に正しく反映されるためには、少数会派の意見が尊重されることが必要です。ところが、参院では、10人未満の会派を議会の交渉団体として認めず、議院運営委員が割り当てられていません。本会議質問も著しく制限する議会運営が続けられています。

日本共産党は、ただちに、以下の内容で改善をもとめてゆきます。

①10人未満会派にも、議院運営委員会の委員を割り当てること。

②重要法案などについては、小会派にも本会議質問の機会をふやすとともに、十分な質問時間を確保すること。

国会議員定数削減に反対し、国民主権にふさわしい民主的な選挙制度をめざします……09年8月の総選挙について、「1票の格差」があるとして、全国10カ所の高裁(1支部を含む)で提訴され、そのうち現在まで4つの高裁で「違憲」、3つの高裁で「違憲状態」との判決が下されました。衆参各選挙での格差是正にとりくむ課題は、基本的人権と民主主義の観点から、党派を超えた焦眉の課題となっているといわなければなりません。

同時に、日本共産党は、衆院の選挙制度について、民意を乱暴にゆがめる小選挙区制をただちに廃止し、全国11のブロック別比例代表で選出できるようにすることを提案します。また、各党との協議の中で、かつての中選挙区制に戻すことについても検討に値すると考えます。

ところが、自民・民主両党はもちろん、最近次つぎと誕生した新党は、「国会議員定数削減」を競い合っています。

国会議員定数についての各党の参院選にむけた主張

民主党	衆院比例定数を80削減、参院定数は40削減
-----	-----------------------

自民党	国会議員定数を3年後に1割、6年後に3割削減
公明党	衆参それぞれ選挙制度を変えて、定数を削減
みんなの党	衆院180削減、参院142削減
新党改革	国会議員の定数を半減させる
たちあがれ日本	衆院80、参院42削減
日本創新党	国会議員や地方議員の定数を半減

定数削減が強行された場合を2009年総選挙の結果にあてはめると、民主党と自民党の「2大政党」を中心とした勢力で95%前後の議席を独占してしまいます。そうなれば消費税増税反対、辺野古への米軍新基地押しつけ反対、憲法9条を守れなどの国民多数の声が国会から締め出され、暮らしや平和を破壊する政治が思うままにすすめてしまいます。定数削減の真の狙いは、ここに 있습니다。日本共産党は、国会議員定数の削減に反対し、主権者国民の意思を反映できる議員数を確保するよう主張します。

衆参の国会議員は、80年代には、それぞれ512（衆院）、252（参院）の定数がありました。ところが、この20年のあいだに衆参ともに定数が削減され、現在では、衆院480（最高時からマイナス32議席）、参院242議席（同10議席）となっています。ただ定数が削減されただけでなく、前述のように選挙制度そのものが民意をゆがめる制度とされたために、国民の声が国会に届きにくくなりました。

もともと日本の国会議員定数は、人口比で比較すれば、世界でも最下位の部類に属します。人口1000万人以上の国で、二院制がある国は、世界で41カ国となりますが、人口10万人あたりの国会議員数は、日本は下から9番目の33位です。G7（主要7カ国）で比較した場合でも、州議会が独立国家なみの権限をもつ連邦国家のアメリカをのぞけば、日本が最下位（人口10万人あたり0.38人）です。（イタリア1.07人、イギリス1.06人、フランス0.93人、ドイツ0.74人）

「むだの削減」というなら政党助成金の全廃を……定数削減を主張する政党は、その理由について、①国会議員も「痛み」を分かち合う必要がある、②ムダを削減するため——などと主張しています。しかし、これらは道理も根拠もないどころか、国民主権の原理からみても有害な議論でしかありません。真剣に「痛み」を分かち合い「ムダを削減する」というのであれば、なによりも年間320億円にもたつする政党助成金をきっぱり廃止することこそ求められています。かりに全額廃止することになれば、その影響は、現在の国会議員の6割に相当する450人を削減した分に相当します。

政党助成制度は、もともと「政治とカネ」の黒い関係が次つぎと暴露されるもとの、「企業・団体献金の禁止」とセットで1994年に導入されたものでした。ところが、「政治とカネ」の黒い疑惑は、政権交代後も途切れることなく国政の大問題となりつづけてきました。片方の手で国民の税金である政党助成金をうけとりながら、もう一方の手で企業・団体献金を受けとり、さらに闇のカネまで手にしていることが明らかになっているのです。いまこそ、政党助成金を全廃するとともに、企業・団体献金の全面的な禁止が必要です。日本共産党は、政党助成金も企業・団体献金も廃止や禁止を主張しているだけでなく、それをうけとらないことをみずから実行しています。心ある政党なら、こうした行動は、いますぐにでも実行できるはずです。

政党助成金制度が導入されて15年がたち、この間に各党が受け取った金額は、自民党2364億円、民主党1381億円、公明党375億円、社民党323億円にもなります（2010年予定額を含む）。この制度は、「企業・団体献金をなくす代わりに」などという口実で設けられたもので

すが、この約束は反故にされつづけ、いまや“企業・団体献金も、政党助成金も”のありさまです。

民主党の収入の8割、自民党の収入の6割が政党助成金でまかなわれています。自民党も民主党も「官から民へ」などといいますが、自分たちこそ税金を食いものにする“国営政党”“官営政党”です。日本共産党は、国民の税金から政党が活動資金を分け取りすることは、その党を支持していない国民にも有無をいわず“献金”を強制するものであり、「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」に反する憲法違反の制度であると厳しく指摘し、受け取りを拒否してきました。政党助成金制度はきっぱり廃止します。

一方で、永田町のなかでは、ひきつづき「世襲」が問題になっています。少なくない自民党や民主党の議員が「世襲」議員です。しかも、政治資金団体を世襲しても、税金をおさめる必要はまったくありません。これも、多額の相続税を負担している国民からみれば政治家の異常な特権の1つというべきものです。日本共産党は、政治家の世襲に反対するとともに、最低限、政治資金団体の世襲については、世間並みかそれ以上の相続税を課すことを要求します。

公選法改正など、選挙活動の自由拡大を求めます……日本の公職選挙法は、「べからず選挙法」といわれるように、さまざまな規制が設けられています。これは政治的民主主義や国民の参政権の保障という点でも、重大な問題です。国政選挙に立候補する場合、供託金は比例代表で600万円、選挙区で300万円必要です。1回の選挙に立候補するのに、これだけの資金を融通できる一般国民がどれだけいるのでしょうか。諸外国の供託金は、隣の韓国が180万円、欧米諸国は、ほとんど10万円前後です。日本共産党は供託金を大幅に引き下げることを求めます。

また、戸別訪問の禁止をはじめ、選挙期間中のビラ、ポスターの配布規制、インターネットを使った選挙活動規制など「禁止・規制法」としての性格をもっている公職選挙法を改め、主権者である国民が気軽に多面的に選挙に参加できる制度に変えることを要求します。

世界の8割以上の国で実施されている18歳選挙権の実現をめざします。

議会制民主主義の形がい化につながる「国会改革論」に反対します……民主党などは、「政治家同士の議論をおこなうために」などという口実のもとに、「国会改革」を強行しようとしています。その内容は、①内閣法制局長官をはじめとする官僚の国会答弁をいっさい禁止し、②国会審議とは別に行政官僚などの「意見聴取会」を設定する——などというものです。

こうした議論は、国会の機能を否定し、議会制民主主義を形がい化するものでしかありません。第1に、予算の策定や法律の制定、条約の承認などとともに、行政を監督するという国会の権能を事実上、否定することになるということです。国の行政が法律にもとづいて中立・公正に運営されているかどうか、執行状況に問題点がないかなどは、国会審議を通じて国民の前に明らかにされます。行政監督権を立法作業から切り離してしまえば、法律そのものの制定にも重大な支障をきたすことになりかねません。

第2に、なによりも重大なのは、法制局長官を国会答弁にたたせないことによって、国連などの「国際機関」や「国際社会」の要請があれば、日本の自衛隊も武力行使に参加できるという民主党流の解釈改憲を現実のものにしようという思惑があります。

「国会改革」というなら、いま早急に必要なのは、衆参いずれかの院で10議席以上なければ党首討論ができないというような、少数政党を不当に国会審議の場から排除したり、発言の機会を少なくしたりしている規定を抜本的にあらためることです。

30. 安保・基地・自衛隊

海外派兵と大軍拡計画をやめさせ、米軍基地の異常をただします

地球規模の日米軍事同盟強化に反対し、「海外派兵国家」づくりをやめさせます

戦後、わが国の政府は、どんな無法で道理がないものであろうと、アメリカの戦争を無条件に支持する立場にしがみついてきました。その危険性は、いまテロと暴力の悪循環、泥沼状態をますます深刻化させ、米国の軍事支配が完全に破たんしているイラクやアフガニスタンの情勢が浮き彫りにしています。

イラク戦争支援をめぐるのは、航空自衛隊による米軍支援活動を憲法違反と断じた名古屋高裁判決が確定判決となりました。自公前政権は、08年11月、航空自衛隊の撤収を決め、09年2月、自衛隊は5年間の活動を終了して撤収することを余儀なくされました。しかし、国際法に違反したイラクへの侵略戦争とひきつづく占領支配にたいする国際的な検証がすすめられているなか、真っ先に米政権を支持し、自衛隊を派兵した日本政府の責任が厳しく問われています。

日本共産党は、イラク戦争にたいする日本政府の対応を検証し、憲法違反の実態と誤りをあらためて明確にするために力をつくします。

民主党政権は、アフガン戦争を支援する海上自衛隊のインド洋・アラビア海派遣を10年1月で中止しましたが、「海賊対策」の名によるアフリカ東部のソマリア沖・アデン湾、ジブチへの自衛隊派兵は継続しています。自公前政権が自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大した「海賊」派兵法もそのまま継承しています。P3C哨戒機や陸上自衛隊の中央即応連隊など、陸海空三自衛隊の海外での統合運用を推進していることは許されません。

イラク特措法による派兵費用は970億円に達し、新旧テロ特措法によるインド洋・アラビア海での戦争支援費用は720億円を超えました。ソマリア沖・アデン湾、ジブチへの自衛隊派遣には200億円を超える予算が計上され、これらの自衛隊の海外派兵に2000億円近い経費が投入されています。

さらに、「21世紀の地球規模での協力のための新しい日米同盟」などとして、日米軍事同盟を地球規模に拡大・強化し、侵略的に変質させる動きは、民主党政権のもとでも、自公前政権と同様におしすすめられています。

日本共産党は、自衛隊のソマリア沖・アデン湾、ジブチからの速やかな撤兵を求めるとともに、日米軍事同盟を地球規模に拡大・強化することに強く反対します。

世界的な「米軍再編」の動きに合わせて、米軍と自衛隊が一体になって世界のどこでも出撃できる軍事態勢をつくらうとしていることも重大です。自衛隊の海外派兵を「本来任務」にし、自衛隊の海外活動を主な任務とする中央即応集団や中央即応連隊、中央情報隊の創設につづき、自衛隊制服組の役割を拡大する防衛省「改革」など、海外派兵体制強化のための組織と制度の改変がすすめられています。07年の第2次アミーテージ報告が「短い予告期間で部隊を配備できる、より大きな柔軟性をもった安全保障パートナーの存在を願っている」などと重視している海外派兵恒久法のたくらみも、この流れのなかに位置づけられたものです。イラク戦争のような、アメリカの無法な先制攻撃の戦争に日本を参戦させる仕組みづくりを許すわけにはいきません。

ヘリ空母などの海外派兵型兵器の導入や「ミサイル防衛」などの軍拡計画は、アメリカの世界戦略、軍事介入態勢に日本をいっそう深く組み込み、強化するもので、世界とアジアの平和と安定を脅かすものにほかなりません。アメリカに追従した「海外派兵国家」の道を歩みつづければ、日本がアメリカといっしょになって世界の平和に挑戦することになり、世界とアジアから孤立するばかりです。

日本共産党は、憲法9条を守る立場から、「海外派兵国家」の仕組みづくりをやめさせ、有事法制・海外派兵法の発動を阻止するために、広範な国民のみなさんと共同を広げることにつくします。海外派兵型装備をはじめ、抜本的な軍縮を実現するために全力をあげます。

また、日本共産党は、自衛隊の情報保全隊が、平和・民主主義・生活向上を求める国民の世論や動向、個人の言動を日常的・系統的に調査・監視していることを明らかにしました。戦前の「憲兵政治」をほうふつとさせるこうした活動は、重大なプライバシーの侵害であり、集会・結社の自由や表現の自由、思想・良心の自由を侵害する許しがたい憲法違反の行為です。

日本共産党は、防衛省・自衛隊による憲法違反の情報収集や国民監視活動の全容を明らかにし、ただちに中止することを求めます。

基地強化、米軍の横暴勝手をやめさせます

沖縄をはじめ日本全土に米軍基地がおかれ、戦後65年たったいま、新たな原子力空母配備など、アメリカの世界戦略の前線基地として強化されつづけています。日本に駐留する米軍の部隊は、海兵遠征軍、空母打撃群、遠征打撃群、航空宇宙遠征軍など、「日本を守る」ための軍隊ではありません。その名の通り、世界のどこで紛争がおこっても、真っ先に殴り込むことを任務とした部隊にほかなりません。

米軍基地は、日本国民の生命とくらしにも重大な被害と苦痛を与え続けています。戦闘機・ヘリの墜落や米兵による殺人、強盗・強姦・放火・ひき逃げなど、米軍の事件・事故が相次いでいます。米軍による事件・事故（米兵犯罪を除く）は、毎年1200～2000件も発生しており、政府があきらかにしているだけでも1952年以来、09年末までに20万7359件（施政権返還以前の沖縄の分は含まれていない）におよび、被害にあった日本人死亡者は1085人にたっています。また、米軍人の犯罪検挙数は、1990年から2009年までに2000件近くにのぼります。とくに沖縄では、この間の米軍関係者検挙数は1478（うち凶悪犯83）件にたっています。米軍人による女性暴行事件も95年以降だけで14件あり、表面化しないケースも相当数あるとみられています。横須賀（神奈川県）では、3年連続で殺人・殺人未遂事件が発生しています。

ところが、「公務外」の米兵犯罪について、日本が裁判権を放棄する密約が結ばれていることが米政府解禁文書や外務省文書で裏付けられています。実際に、日本人に比べて米軍人の起訴率はきわめて低く、この密約にもとづいて検察が米軍人らを特別扱いしている実態も明らかになっています。米兵犯罪や米軍の交通事故による犠牲者は泣き寝入りさせられ、国の主権はいちじるしく侵害されつづけています。政府は、裁判権放棄の日米密約をただちに廃棄し、米軍の特権を認める異常をただすべきです。

米軍は08年9月、通常型空母の2倍の戦闘能力をもつ原子力空母の横須賀配備を強行しました。しかも、米海軍は昨年3月につづき、今年4月、横須賀に停泊中の原子力空母から、原子炉等の定期修理に伴う放射性廃棄物を搬出し、最終処理するために、米ワシントン州の海軍造船所に運びました。原子炉の修理や放射能物資の搬出はしないと明記している日米合意（1

964年8月のエードメモワール＝覚書)に明白に違反するものです。

また、無法な空母艦載機などによるNLP(夜間離着陸訓練)や超低空飛行をはじめ、米軍機の騒音被害、航空機・艦船による油漏れなどの環境汚染が各地で住民のくらしと健康を脅かしています。こうした現実は、とても独立国とはいえない異常きわまるものです。

日本共産党は、こうした米軍の横暴勝手をやめさせるとともに、主権国家にあるまじき対米従属政治をただすために全力をあげます。

米軍の事件・事故のたびに問題になる日米地位協定問題でも、民主党政権は、国民の強い改定要求に背を向けています。

日本共産党は、日米地位協定を抜本改定し、世界に例のない米軍優遇の特権をなくすために力をつくします。

米軍の勝手放題の活動を支え、米軍が日本に居座る根拠にもなっている「思いやり予算」(沖縄の基地たらい回しの「SACO経費」や「米軍再編経費」を含む)は、中小企業予算の1・8倍にまで膨張し、失業対策費を上回ります。78年以来の33年間の総額は、6兆4千億円になります。

日本共産党は、安保条約上も何の義務もない米軍「思いやり予算」をただちにやめさせるよう強く要求します。

3 1. 核兵器

核兵器廃絶、「非核の日本」実現のため力をつくします

地球上から核兵器をなくすための積極的役割をはたします

被爆国日本の国民の切実な願いであり、人類的課題である「核のない世界」——核兵器廃絶に向けて、歴史的な変化がおりつつあります。

5月3日から国連本部で、核不拡散条約（NPT）再検討会議がひらかれました。NPT再検討会議は、5年ごとにおこなわれていますが、今回の会議は、「核兵器のない世界」への機運が世界的規模で広がるもとの、文字通り歴史的なチャンスの会議でした。日本共産党の志位委員長を団長とする訪米団は、このNPT再検討会議に出席するとともに、会議主催者、国連関係者、各国代表団に、被爆国・日本国民の悲願を訴えるとともに、「核兵器廃絶の目標そのものを主題として、この目標にいたるプロセスを検討する国際交渉を開始する」ことなどを要請するなど、会議成功のための働きかけをしました。

NPT再検討会議は5月末、全会一致で採択された最終文書で、「核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍備撤廃」に関する「行動計画」に取り組むことで合意しました。「行動計画」は、2000年の再検討会議でおこなわれた核保有国による核兵器廃絶の「明確な約束」を再確認するとともに、「すべての国が、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを確立するための特別な取り組みをおこなう必要について確認する」と明記しています。とりわけ核兵器国にたいし、核兵器廃絶への「いっそうの取り組み」、「具体的な進展」を求めています。これらの確認は、重要な一歩前進です。

再検討会議の過程では、5月中旬に発表されたNPT再検討会議の第1委員会の報告草案として、「核兵器の完全廃絶のための行程表（ロードマップ）を検討する国際交渉の開始」という方向が打ち出されました。この内容は、一部の核兵器保有国の同意がえられず、最終文書には盛り込まれませんでした。こうした内容が交渉の過程で提起され、多くの国によって支持されたことは、世界の変化を反映した画期的な出来事です。このことは、最終文書での「核兵器のない世界の達成に関する諸政府や市民社会からの新しい提案およびイニシアチブに注目する」「加盟国の大半は、こうした（核軍備削減・廃絶の）法的枠組みは具体的な日程を含むべきである」との言及にも反映されました。

これは、日本共産党の志位委員長らがニューヨークでNPT再検討会議議長に伝えた要請と合致するものであり、また、被爆国・日本の反核平和運動が求めていることです。NPT再検討会議のカバクチュラン議長から志位委員長宛てに「あなたの努力が、この会議のプロセスにきわめて大きな貢献となり、10年NPT再検討会議の大きな成功に役立ったことは確実です」という書簡も寄せられました。

日本共産党は、日本の反核平和運動とともに、この方向が実るよう日本政府や世界各国にも働きかけるなど、可能なあらゆる取り組みをおこないます。

日本共産党は、戦後一貫して核兵器廃絶のためにたたかい続け、綱領にもその課題を明記した党として、この歴史的なたたかいの一翼をにない、広範な人々と共同して地球上から核兵器をなくすために積極的な役割を果たします。

核密約を廃棄し、名実ともに「非核の日本」を実現します

日本は、人類史上唯一、核戦争の惨禍を体験した国でありながら、歴代日本政府のもとで、アメリカの「核の傘」依存を正当化して、「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の「非核3原則」をないがしろにする動きや核武装論がくりかえされてきました。

鳩山政権は、3月、日米間の密約問題にかんする「有識者委員会報告書」を発表しました。日米密約問題の解明は、当時の鳩山民主党代表が今年の総選挙中に国民に公約したことであり、日本共産党は、この問題に一貫して取り組んできた党として、昨年9月の党首会談で調査に協力することを表明し、資料の提供などをおこなってきました。

しかし、「報告書」には、一連の密約のなかでも最大の焦点となっている「日米核密約」について重大な問題点があります。「日米核密約」とは、日本に寄港・飛来する米艦船・航空機の核兵器搭載について、安保条約第6条の「事前協議」の対象外として、この方式での核持ち込みを、条約上の権利としてアメリカ側に認めたものです。2000年の国会審議で、日本共産党の不破哲三委員長（当時）は、1960年の日米安保改定時に結ばれた「討論記録」という決定的な事実を示し、「日米核密約」の存在を明らかにしています。

「報告書」の最大の問題点は、「討論記録」の存在を認めながら、「日米両国間には、搭載艦船の寄港が事前協議に対象か否かにつき明確な合意はない」などと、「討論記録」が核持ち込みの密約だったことを否定していることです。これはまったく成り立たない議論です。「討論記録」の存在を認めながら、核持ち込みの明確な合意は存在していなかったなどという議論は、悪質な歴史の偽造というほかありません。

核持ち込みの密約問題は、けっして過去の問題ではありません。米政府は1994年にアメリカは水上艦艇から核兵器を撤去しましたが、攻撃型原潜に必要があれば随時、核巡航ミサイル「トマホーク」を積載する態勢を維持してきました。さらに、アメリカが「有事」と判断したさいには、核兵器を再配備することを宣言しています。オバマ政権は、4月に発表した「核態勢見直し」(NPR)で、「核巡航ミサイルを退役させる」としていますが、国防総省高官は、「退役の時期は、2,3年後」とのべています。しかも、今回のNPRは、F16戦闘機と後継機のF35戦闘機に搭載するB61核爆弾について、「前方展開の非戦略核兵器搭載能力を維持する」ことを明確にしています。

したがって、日本への核持ち込みは、「今後は心配ない」(岡田外相)という保証はどこにもありません。「日米核密約」を廃棄しないかぎり、日本に核兵器が持ち込まれる仕組みと体制は引き続き日本列島を覆っているのです。にもかかわらず、民主党政権が、今後、日米核密約に関して「米側に何らの働きかけもしない」という立場を繰り返すことは絶対に許されません。日本共産党は、政府が核密約の存在を正面から認めて、これを廃棄し、名実ともに「非核の日本」に進む実効ある措置をとることを強く求め、その実現のために全力をあげます。

3 2. 北東アジア

韓国哨戒艦沈没事件を軍事的緊張の拡大・悪循環につなげることなく、外交的・政治的に解決することを求めます

韓国の哨戒艦沈没事件をめぐって朝鮮半島情勢が緊張しています。

沈没事件を調査した韓国などの軍民合同調査団は、5月20日、調査報告書を発表し、いくつかの証拠を示しながら「(哨戒艦は)北朝鮮製魚雷による外部水中爆発の結果、沈没した」と断定しました。他国の軍艦を、無警告で突然、魚雷で攻撃するといった行為は、決して許されない無法で乱暴な軍事行為です。北東アジアの平和を破壊し、戦争につながりかねないこうした行為を、日本共産党は厳しく非難します。

李明博・韓国大統領は、北朝鮮がさらなる武力侵犯をおこなえば「直ちに自衛権を発動する」として、今後は武力行使も辞さない姿勢を示しています。これに対し北朝鮮は、この調査報告書は「ねつ造」であると非難し、「全面戦争を含む強硬措置で応える」として、態度を硬化させています。北朝鮮は、関与を否定するのであれば、韓国側の証拠提示にたいして事実と根拠をあげて反証すべきです。

いま重要なことは、朝鮮半島で、戦争にしろ動乱にしろ、軍事的な衝突を絶対に起こさせてはならないということです。日本共産党は、韓国・北朝鮮をはじめとした関係各国が、北東アジアの平和にかかわるこの問題を、決して軍事的緊張の拡大・悪循環につなげることなく、外交的・政治的方法で解決するよう強く求めます。

6 カ国協議を通じた、北朝鮮核問題の解決に力をつくします

北朝鮮は現在、「核抑止力を引き続き拡大、強化していく権利を持っている」と主張しています。これは、5月におこなわれた核不拡散条約(NPT)再検討会議でも示された、核兵器廃絶への国際社会の新たな機運にも反するものです。

北朝鮮の核問題については、2003年以来、韓国・北朝鮮と日米中ロの6カ国が、この問題の平和的・外交的解決をめざして6カ国協議をおこなってきました。同協議は、05年9月、北朝鮮を含む全参加国により、朝鮮半島の非核化の目標とその後の平和体制の展望の基本を確認した共同声明に合意しています。

北朝鮮政府はこの共同声明に立ち返って、これ以上の核実験をやめ、核兵器および核兵器開発計画をただちに放棄すべきです。

6カ国協議そのものは様々な曲折を経ているますが、日本共産党は、これまでに達成された合意内容がすみやかに実行されるよう、協議の再開と成功に全力をつくします。

北東アジアは、日本のもっとも身近な国際環境であり、ここに安定した平和の国際関係をきづくことは、21世紀の日本の平和的な発展にとってももっとも切実な課題です。北東アジアの緊張要因となってきた朝鮮半島問題が解決に向かうことは、地域の長期的な平和関係の確立にとって、大きな意味をもちます。

日本は、唯一の被爆国として、また北朝鮮との首脳会談で2度にわたって非核化の目標を確認しあった国として、この協議でも特別の役割と責任をになうべきです。

将来的には、この6カ国協議を足がかりに、北東アジアの平和と安定の国際関係の確立をめざす発展的なとりくみが重要です。

日朝間の諸問題の解決に力をつくします

朝鮮半島の核問題の解決とともに、日朝双方が拉致問題の解決に必要な努力をつくし、日本と北朝鮮の国交正常化への道筋をひらかなければなりません。拉致問題や日本による植民地支配などの過去の清算といった、日朝間の諸懸案を包括的に解決することをめざした「日朝平壤宣言」にもとづいて、この道をすすんでいくべきです。

拉致問題では、安否不明者の再調査などの問題で、日本にとって納得できる解決がはかられなければなりません。日本政府は、北朝鮮にこういう問題を解決してこそ国際社会に仲間入りできることを強くうながし、中断されている日朝交渉再開へ強力に働きかけるべきです。

その際、日本政府は、植民地支配という日本の“過去の遺産”が、いっさい清算されないまま残っている唯一の地域が北朝鮮であることを自覚し、歴史的責任を果たす立場でとりくむことが必要です。

日本共産党は、拉致問題を含め、日朝間の諸問題を、平和的な交渉によって道理あるかたちで包括的に解決することを一貫してめざし、そのために努力してきた政党として、ひきつづき力をつくします。

3.3. ODA（政府開発援助）

国際目標をふまえ、人道援助を重視した援助政策への転換を

途上国地域では、1日わずか1.25ドル未満でくらす人が13億7500万人、慢性的な飢餓人口は10億人、5歳未満で亡くなる子どもの数は880万人など、大勢の人々が飢餓、貧困に苦しみ、生存を脅かされています。とくに2008年のリーマン・ショックを契機に起こった世界的な経済危機の影響で、2010年までに「極度の貧困」とされる人々はアジア太平洋地域で2100万人増加するとの見通しも示されています。

途上国が抱えるこうした問題に対処するためにも、日本の外交のあり方を転換する必要があります。「国際紛争の平和的解決」「武力の行使・威嚇の禁止」という国連憲章の「平和のルール」にのっとり、地球上の一人ひとりの人間が、安全と安心のある暮らしを送れるような国際秩序を築きあげることが、国際政治と国際世論が直面する重要課題です。日本共産党は、「アメリカいなり」の外交から、憲法9条にもとづく自主・自立の平和外交に転換することで、国連憲章の「平和のルール」を本格的に実践し、飢餓、貧困、人権侵害を克服する平和で公正な国際社会の実現に力を尽くします。

こうした転換を図ることによって、日本のODA（政府開発援助）を、これまでのアメリカの戦略に奉仕し、大企業の海外進出の条件を整備するものから、発展途上国の自主的・自立的発展と世界の平和に寄与するものに変えるようにします。

国際社会は、「国連ミレニアム開発目標」（MDGs）という名で具体的な開発目標を設定し、その達成にむけて取り組んでいます。しかし、経済がグローバル化したもとので、発展をとげる一部の途上国がある一方、多くの国が発展の軌道にのれないまま、過度の投機などでより経済が不安定化し、国民の間の格差と貧困が拡大するなど、国連ミレニアム開発目標の達成が危ぶまれています。新自由主義的なグローバル経済が内包する貧困と格差の拡大のメカニズムに、国際社会がどう対処するのかという点をぬきには、途上国の発展の可能性を広げることができません。

実際に援助において、途上国が抱える困難に対処するには、貧困対策、飢餓の解消、衛生保健、教育、ジェンダーへの配慮、女性の参加、災害支援、環境保全、法的枠組みの構築と尊重など、相手国の自立と成長を支援するための課題に、援助国も積極的に取り組むことが求められます。

先進国は、国連ミレニアム開発目標の達成にむけたとりくみにおいて、応分の責任を果たさなければなりません。とりわけ日本は、途上国に広がる看過できない飢餓、貧困の状況をふまえ、従来のODAのあり方を以下のように、抜本的に見直す必要があります。

——経済インフラ分野が約3割も占める経済インフラ偏重をあらため、食糧、保健、教育など基礎的生活分野（BHN）や社会セクターへの支援をODAの中心にします。

——後発開発途上国（LDCs）への援助の比重を高めます。

——ODA支出額について、先進国の目標とされるGNI比0.7%の達成に向けて努力します。

——ODAを増額するため、国際連帯税、金融取引税、タックスヘイブンを利用する企業等への課税の導入も含め、財源を広く検討します。

——世界銀行など支援にかかわる国際機関において、途上国の発言権拡大を求める取り組みを支持します。

——日本の都合を優先した ODA では、相手国で期待された目的を十分に達成することができないケースが多くみられました。相手国の主体性を尊重し、住民のニーズに第一義的に応え、説明責任を十分にはたします。そのために、ODA の基本理念や、ODA に関する国会の責任と権限を明確にし、NGO の関与の仕方とそれへの支援などを盛り込んで、ODA 基本法を制定します。

——NGO の持つきめ細かい対応や、情報、政策提言などを生かせるよう、ODA の計画から実施までのあらゆるレベルで、NGO の自立性を尊重しつつ、参加を促進する体制（予算、協議や情報発信の場の提供など）をととのえます。